

人権に関する県民意識調査
報告書

令和5年2月
高知県

目次

I 調査の概要	1
1. 調査目的.....	1
2. 調査項目.....	1
3. 調査設計.....	1
4. 調査結果の見方.....	2
5. 回収結果の概要.....	4
II 調査結果	7
1. 人権全般.....	7
(1) 問 1-1 基本的人権の内容の周知.....	7
(2) 問 1-1 副問 日本の基本的人権の尊重.....	9
(3) 問 1-2 人権意識の変化.....	12
(4) 問 1-3 関心のある人権問題.....	15
(5) 問 1-4 人権侵害の経験.....	20
(6) 問 1-4 副問 1 人権が侵害されたと思った内容.....	22
(7) 問 1-4 副問 2 人権が侵害されたと思ったときの対応.....	27
(8) 問 1-4 副問 3 人権が侵害されたときに何もしなかった理由.....	31
2. 同和問題.....	35
(1) 問 2-1 同和地区や同和問題を知った時期.....	35
(2) 問 2-2 同和地区や同和問題を知ったきっかけ.....	38
(3) 問 2-3 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合.....	42
(4) 問 2-4 お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合.....	46
(5) 問 2-5 現在でも部落差別はあると思うか.....	49
(6) 問 2-5 副問 1 部落差別が残っている原因.....	51
(7) 問 2-6 同和問題の解決方法.....	56
3. 女性.....	61
(1) 問 3-1 女性に関する人権上の問題点.....	61
(2) 問 3-2 女性の人権を守るために必要なこと.....	68
(3) 問 3-3 男女の雇用機会均等のために必要なこと.....	73
(4) 問 3-4 仕事と家庭を両立するために行政に求めること.....	77
4. 子ども.....	81
(1) 問 4-1 子どもに関する人権上の問題点.....	81
(2) 問 4-2 子どもの人権を守るために必要なこと.....	88
(3) 問 4-3 子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）の対応.....	94
5. 高齢者.....	98
(1) 問 5-1 高齢者に関する人権上の問題点.....	98
(2) 問 5-2 高齢者の人権を守るために必要なこと.....	105

6. 障害者	110
(1) 問 6-1 障害者に関する人権上の問題点	110
(2) 問 6-2 障害者の人権を守るために必要なこと	114
7. エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者・新型コロナウイルス感染症等	119
(1) 問 7-1 エイズ患者・HIV感染者等に関する人権上の問題点	119
(2) 問 7-2 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点	124
(3) 問 7-3 新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点	130
(4) 問 7-4 感染症に関する差別や誹謗中傷等をなくすために必要なこと	134
8. 外国人	138
(1) 問 8-1 外国人に関する人権上の問題点	138
(2) 問 8-2 外国人の人権を守るために必要なこと	142
9. 犯罪被害者等	147
(1) 問 9-1 犯罪被害者等に関する人権上の問題点	147
(2) 問 9-2 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと	153
10. インターネットによる人権侵害	158
(1) 問 10-1 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点	158
(2) 問 10-2 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと	163
11. 災害と人権	169
(1) 問 11-1 災害が起きた場合の人権上の問題点	169
(2) 問 11-2 災害時に人権に配慮するために必要なこと	174
12. 性的指向・性自認	180
(1) 問 12-1 性的指向や性自認に関する人権上の問題点	180
(2) 問 12-2 性的指向や性自認に関して人権を守るために必要なこと	184
13. 人権啓発	188
(1) 問 13-1 人権意識を高めるための啓発方法	188
14. 人権教育	192
(1) 問 13-2 人権を尊重する心や態度を育むための教育	192
15. 人権尊重の社会の実現	197
(1) 問 13-3 人権尊重の社会の実現のために必要なこと	197
16. 人権問題や調査についての意見・要望	203
Ⅲ 設問間クロス集計分析	206
1. 問 1-1 × 問 1-1 副問 × 問 1-2	206
2. 問 1-1 副問 × 問 13-2	207
3. 問 1-1 副問 × 問 13-3	208
4. 問 1-2 × 問 13-1	209
5. 問 1-4 副問 1 × 問 1-4 副問 2	210
6. 問 1-4 副問 1 × 問 13-1	212
7. 問 3-1 × 問 3-2	214
8. 問 3-3 × 問 3-4	216
9. 問 4-1 × 問 4-2	217

10. 問 4-3.....	218
11. 問 5-1 × 問 5-2.....	220
12. 問 6-1 × 問 6-2.....	226
13. 問 7-3 × 問 7-4.....	227
14. 問 10-1 × 問 10-2.....	228
15. 問 12-1 × 問 12-2.....	229
IV 用語の解説	230
V 調査票	232

I 調査の概要

1. 調査目的

- (1) 県民の人権についての意識を把握することにより、今後の人権施策を推進していくための基礎資料とする。
- (2) 今回の調査結果を、平成 14 年度及び平成 24 年度、平成 29 年度に実施した人権に関する意識調査の結果と比較することにより、県民の意識の変化を把握する。
- (3) 調査票の設問や用語の解説を通じて、調査対象となる県民の人権に対する理解を深める。

2. 調査項目

- (1) 回答者の属性（性別・年齢別・職業別・居住地域別）
- (2) 人権全般
- (3) 同和問題
- (4) 女性
- (5) 子ども
- (6) 高齢者
- (7) 障害者
- (8) エイズ患者・H I V感染者・ハンセン病元患者・新型コロナウイルス感染症等
- (9) 外国人
- (10) 犯罪被害者等
- (11) インターネットによる人権侵害
- (12) 災害と人権
- (13) 性的指向・性自認
- (14) 人権啓発
- (15) 人権教育
- (16) 人権尊重の社会の実現

3. 調査設計

- (1) 調査地域：高知県内全域
- (2) 調査対象：18 歳以上の県民（選挙人名簿登録者）
- (3) 標本数：3,000 人
- (4) 標本抽出方法：層化二段無作為抽出法（市町村の選挙人名簿に基づく）
- (5) 調査方法：無記名による郵送法
- (6) 調査期間：令和 4 年 7 月 13 日から 8 月 3 日
- (7) 実施機関：高知県 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課
- (8) 調査機関：株式会社サーベイリサーチセンター四国事務所

4. 調査結果の見方

本報告書では、調査項目ごとに回答者の性別、年齢別、職業別に調査結果を分析し、項目ごとに図表と解説を付した。以下、注意事項を示す。

- (1) 図表中の数値は、各回答項目に対する回答数の構成比である。
- (2) 表の構成比は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、択一設問の合計が100%にならない場合がある。また、質問項目への回答は、「○は1つだけ」、「○は3つまで」、「○はいくつでも」などの方法を採用しているため、複数回答を求める設問の構成比の合計は100%以上になる。
- (3) 副問（前問で特定の回答をした回答者のみに対して続けて行った質問）については、その特定の回答をした人数を有効回答数として構成比を算出した。
- (4) 調査の規定にはずれたもの、例えばある調査項目で回答は1つのみと規定したが、複数の回答が記入されていた場合はその回答は無効とし、無回答扱いで集計を行った。
- (5) 図中の選択肢表記は、見やすさを考慮し、場合によっては語句を短縮・簡略化している場合があり、0.0%の表記は省略している場合がある。また、一部の図表中においては、見やすさを考慮し、回答割合の高い順に並べ替えて表記している場合がある。
- (6) 本調査結果と比較するため、以下の調査資料を用いた。

● 「人権に関する県民意識調査」 （本文中、「H29 調査」と略記する。）

実施機関：高知県
調査機関：株式会社クリケット
調査期間：平成29年8月18日から9月1日
対象：18歳以上の県民（選挙人名簿登録者）
標本抽出数：3,000人
有効回収数：1,604人
調査方法：無記名による郵送法

● 「人権に関する県民意識調査」 （本文中、「H24 調査」と略記する。）

実施機関：高知県
調査機関：株式会社クリケット
調査期間：平成24年8月20日から9月5日
対象：高知県内在住の成人（選挙人名簿登録者）
標本抽出数：3,000人
有効回収数：1,351人
調査方法：無記名による郵送法

● 「人権に関する県民意識調査」 （本文中、「H14 調査」と略記する。）

実施機関：高知県
調査機関：株式会社くろしお地域研究所
調査期間：平成14年9月30日から10月10日
対象：高知県内在住の成人（選挙人名簿登録者）
標本抽出数：5,000人
有効回収数：2,495人
調査方法：無記名による郵送法

(7) 一部の調査結果については、内閣府が実施した下記の調査結果を参考として記載している。

● 「人権擁護に関する世論調査」

実施機関：内閣府

調査期間：令和4年8月4日から9月11日

対象：全国の日本国籍を有する満18歳以上の者

標本抽出数：3,000人

有効回収数：1,556人

調査方法：郵送法（配布：郵送、回収：郵送又はインターネット回答）

出典 URL：<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/index.html>（令和5年1月18日利用）

※平成29年10月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和4年8月調査との単純比較は行わない。

● 「人権擁護に関する世論調査」

実施機関：内閣府

調査期間：平成29年10月5日から10月15日

対象：全国の日本国籍を有する満18歳以上の者

標本抽出数：3,000人

有効回収数：1,758人

調査方法：調査員による個別面接聴取法

出典 URL：<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-jinken/index.html>（令和5年1月18日利用）

● 「人権擁護に関する世論調査」

実施機関：内閣府

調査期間：平成24年8月23日から9月2日

対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者

標本抽出数：3,000人

有効回収数：1,864人

調査方法：調査員による個別面接聴取法

出典 URL：<https://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-jinken/index.html>（令和5年1月18日利用）

(8) この他、個別に参照事項がある場合は、本報告書の該当箇所に適宜記載している。

(9) 今回の調査は標本調査であるため、統計上の誤差「標本誤差」が生じる。信頼度95%（信頼度として慣例的に用いられる基準）における回答率（%）の標本誤差は、次の式で算出される。（nは回答者数（人）、pは回答率（%）を表す。）

$$\text{標本誤差} = 1.96 \times \sqrt{\frac{p \times (100 - p)}{n}}$$

（標本誤差表）

n \ p	10% (90%)	20% (80%)	30% (70%)	40% (60%)	50%
2,000	±1.3%	±1.8%	±2.0%	±2.1%	±2.2%
1,500	±1.5%	±2.0%	±2.3%	±2.5%	±2.5%
1,300	±1.6%	±2.2%	±2.5%	±2.7%	±2.7%
1,000	±1.9%	±2.5%	±2.8%	±3.0%	±3.1%
500	±2.6%	±3.5%	±4.0%	±4.3%	±4.4%

例えば、1,300人の回答者がいる中で、Aという選択肢を選んだ回答者が30%であった場合、標本誤差は±2.5%であるので、この回答率は95%の確率で27.5%～32.5%の間に存在するということになる。

5. 回収結果の概要

(1) 調査票配布数と回収状況

	R4 調査	H29 調査	H24 調査	H14 調査
配布数	3,000 票	3,000 票	3,000 票	5,000 票
回収数	1,336 票	1,607 票	1,385 票	2,509 票
有効回収数	1,333 票	1,604 票	1,351 票	2,495 票
回収率	44.4%	53.5%	45.0%	49.9%

(回収率は、回収した調査票のうち、記入の必要な設問の一部にでも回答のあるものは有効とし、算出した。)

(2) 回答者の属性 (性別・年齢別・職業別・居住地域別)

F 1 性別割合

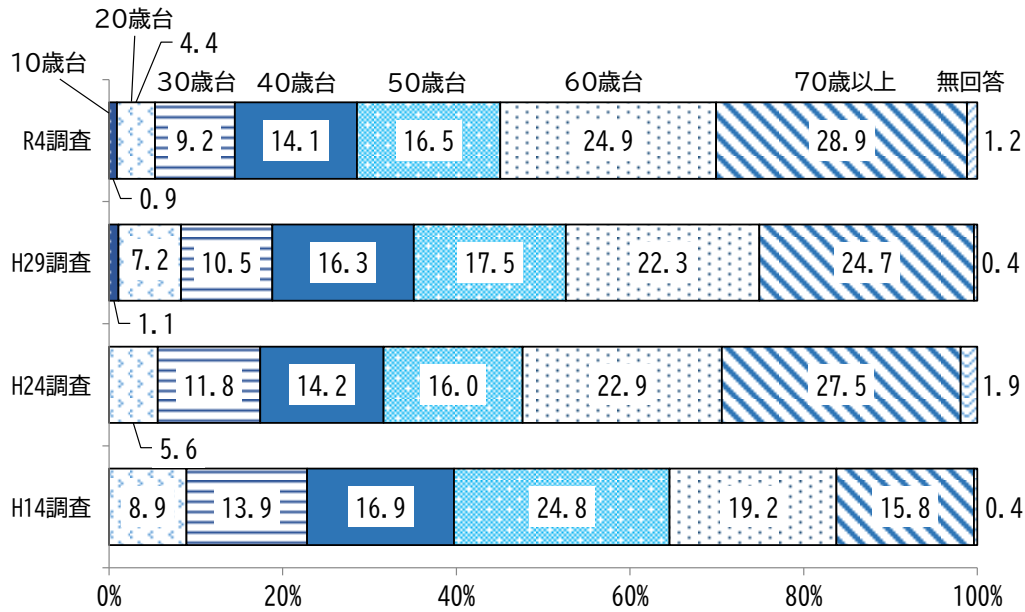
	R4調査		H29調査		H24調査		H14調査	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
総数	1,333	100.0	1,604	100.0	1,351	100.0	2,495	100.0
男性	575	43.1	706	44.0	585	43.3	1,031	41.3
女性	729	54.7	889	55.4	732	54.2	1,399	56.1
どちらでもない	0	0.0	-	-	-	-	-	-
答えたくない	13	1.0	-	-	-	-	-	-
無回答	16	1.2	9	0.6	34	2.5	65	2.6

※ H29 調査・H24 調査・H14 調査は「男性」、「女性」の2項目。

F 2 年齢別割合

	R4調査		H29調査		H24調査		H14調査	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
総数	1,333	100.0	1,604	100.0	1,351	100.0	2,495	100.0
10歳台	12	0.9	17	1.1	-	-	-	-
20歳台	58	4.4	115	7.2	76	5.6	222	8.9
30歳台	122	9.2	169	10.5	160	11.8	346	13.9
40歳台	188	14.1	261	16.3	192	14.2	421	16.9
50歳台	220	16.5	281	17.5	216	16.0	620	24.8
60歳台	332	24.9	358	22.3	310	22.9	480	19.2
70歳以上	385	28.9	396	24.7	372	27.5	395	15.8
無回答	16	1.2	7	0.4	25	1.9	11	0.4

【年齢別割合 (%)】



F 3 職業別割合

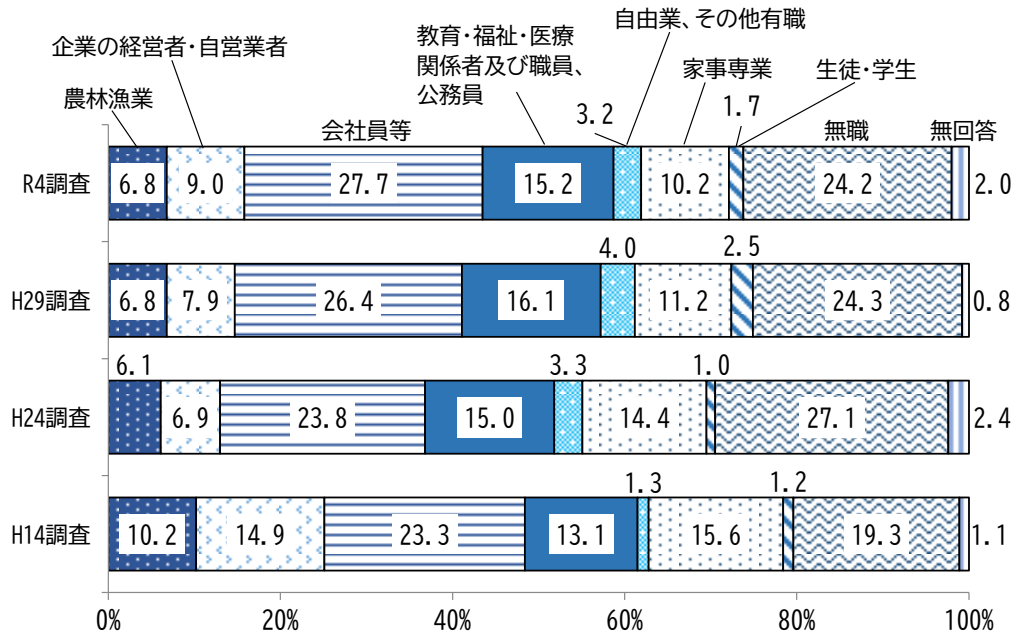
	R4調査		H29調査		H24調査		H14調査	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
総数	1,333	100.0	1,604	100.0	1,351	100.0	2,495	100.0
農林漁業 (自営業主および家族従業者)	91	6.8	109	6.8	83	6.1	254	10.2
企業の経営者・自営業者 (※1) (家族従業者を含む)	120	9.0	127	7.9	93	6.9	373	14.9
会社員等 (※2) (企業や団体に勤めている方 (パート含む) で、 次の項目に該当しない方)	369	27.7	424	26.4	322	23.8	581	23.3
教育・福祉・医療関係者及び職員、 公務員	202	15.2	259	16.1	202	15.0	327	13.1
自由業、その他有職 (※3)	43	3.2	64	4.0	45	3.3	32	1.3
家事専業 (主婦、主夫)	136	10.2	179	11.2	194	14.4	388	15.6
生徒・学生	23	1.7	40	2.5	14	1.0	31	1.2
無職 (家事専業、生徒・学生以外の無職)	322	24.2	389	24.3	366	27.1	482	19.3
無回答	27	2.0	13	0.8	32	2.4	27	1.1

(※1) 「企業の経営者・自営業者 (家族従業者を含む)」は、H29 調査「商工サービス業 (自由業主および家族従業者)」及び、H14 調査「商工サービス業・自由業」との比較。

(※2) 「会社員等 (企業や団体に勤めている方 (パート含む) で、次の項目に該当しない方)」は、H29 調査・H24 調査・H14 調査「勤め (企業や団体に勤めている方 (パート含む) で、次の項目に該当しない方)」との比較。

(※3) 「自由業、その他有職」は、H14 調査「その他の有職」との比較。

【職業別割合 (%)】



F 4 居住地域別割合

	R4調査		H29調査		H24調査		H14調査	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
総数	1,333	100.0	1,604	100.0	1,351	100.0	2,495	100.0
高知市	620	46.5	701	43.7	575	42.6		
安芸広域圏 (室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、 安田町、北川村、馬路村、芸西村)	69	5.2	108	6.7	95	7.0		
南国・香美広域圏 (南国市、香南市、香美市)	196	14.7	245	15.3	200	14.8		
嶺北広域圏 (本山町、大豊町、土佐町、大川村)	23	1.7	29	1.8	25	1.9		
仁淀川広域圏 (土佐市、いの町、日高村)	108	8.1	118	7.4	100	7.4		
高吾北広域圏 (佐川町、越知町、仁淀川町)	36	2.7	70	4.4	43	3.2		
高幡広域圏 (須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町)	99	7.4	138	8.6	115	8.5		
幡多広域圏 (宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、 三原村、黒潮町)	164	12.3	183	11.4	172	12.7		
無回答	18	1.4	12	0.7	26	1.9		

※ H14 調査の居住地域別については、市町村合併等により居住地域別エリアに差異が生じるため、比較しない。

Ⅱ 調査結果

1. 人権全般

(1) 基本的人権の内容の周知

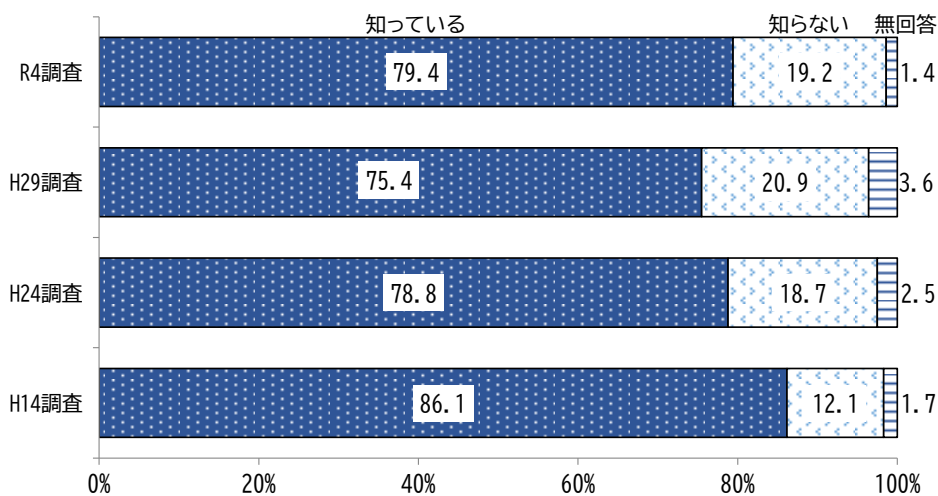
問1-1. 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。

あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。【いずれかに○を】

(基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や、生存権などの社会権、参政権などがあります。)

- 1. 知っている → 副問へ
- 2. 知らない → 問1-2へ

【図 1-1 基本的人権の内容の周知 (%)】



基本的人権の内容の周知については、「知っている」の割合が79.4%、「知らない」が19.2%となっている。

過去調査と比較すると、あまり変化はみられない。

【表 1-2 性別：基本的人権の内容の周知 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
知っている	84.5	77.9	83.1	89.3	76.5	73.9	77.5	84.3
知らない	15.1	19.4	15.7	9.4	22.9	22.0	21.0	13.8
無回答	0.3	2.7	1.2	1.3	0.5	4.0	1.5	1.9

性別でみると、「知っている」の割合は男性が84.5%、女性が76.5%となっており、男性は女性に比べて高くなっている。

過去調査と比較すると、男性はH29調査よりもR4調査の方が「知っている」の割合が高くなっている。

Ⅱ 調査結果

【表 1-3 年齢別：基本的人権の内容の周知 (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
知っている	83.3	86.2	78.7	88.3	81.4	79.8	75.3
知らない	16.7	13.8	21.3	11.7	18.6	19.9	23.4
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.3

年齢別でみると、「知っている」の割合は、40歳台が88.3%で最も高く、次いで20歳台（86.2%）、10歳台（83.3%）と続いており、70歳以上が75.3%で最も低くなっている。

【表 1-4 職業別：基本的人権の内容の周知 (%)】

	農林漁業	企業の経営者・自営業者	会社員等	公務員	医療関係者・福祉職員	自由業、その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
知っている	82.4	80.8	79.9	90.6	90.6	69.8	75.7	95.7	75.5
知らない	16.5	18.3	20.1	9.4	9.4	30.2	22.1	4.3	24.2
無回答	1.1	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	0.3

職業別でみると、「知っている」の割合は、『生徒・学生』が95.7%で最も高く、次いで『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』（90.6%）、『農林漁業』（82.4%）、『企業の経営者・自営業者』（80.8%）と続いており、『自由業、その他有職』が69.8%で最も低くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<基本的人権についての周知度>

問1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。（○は1つ）

	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・知っている	85.6%	81.4%	82.8%
・知らない	13.2%	18.6%	17.2%

(2) 日本の基本的人権の尊重

問1-1 副問. 【問1-1で「1. 知っている」と答えた方にお尋ねします。】

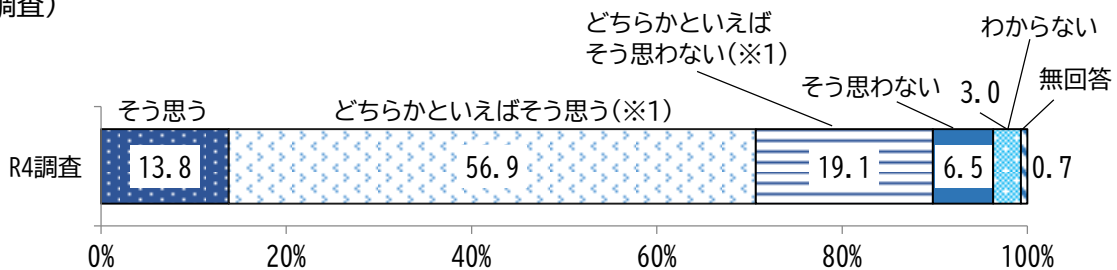
あなたは、今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。

【○は1つだけ】

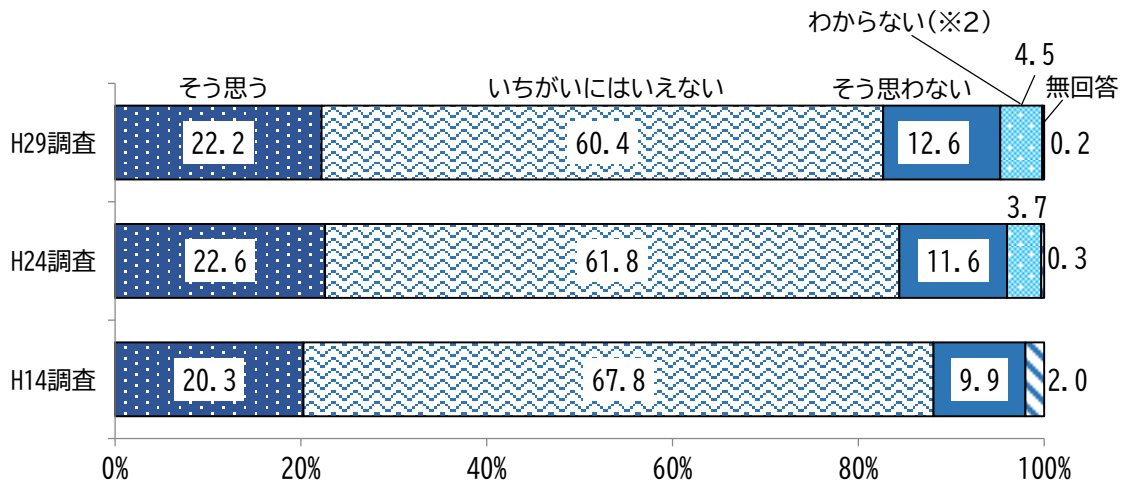
1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

【図1-5 日本の基本的人権の尊重 (%)】

(R4 調査)



(過去調査)



(※1) H29 調査・H24 調査・H14 調査には、「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」の回答項目は設定していない。

(※2) H14 調査には、「わからない」の回答項目は設定していない。

日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う (計)』の割合が70.7%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『そう思わない (計)』の割合が25.6%となっている。

II 調査結果

【表 1-6 性別：日本の基本的人権の尊重 (%)】

(R4 調査)

	男性	女性
そう思う	17.7	10.4
どちらかといえばそう思う	54.9	58.4
どちらかといえばそう思わない	16.7	21.3
そう思わない	8.2	5.0
わからない	2.3	3.8
無回答	0.2	1.1

性別で見ると、男女ともに『そう思う(計)』の割合(男性 72.6%、女性 68.8%)が、『そう思わない(計)』の割合(男性 24.9%、女性 26.3%)より高くなっている。

(過去調査)

	男性			女性		
	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
そう思う	26.4	24.3	25.6	18.9	20.8	16.1
いちがいにはいえない	58.2	60.1	62.5	62.4	63.5	71.9
そう思わない	12.5	12.3	10.0	12.5	11.1	9.8
わからない	2.9	2.9	-	5.8	4.4	-
無回答	0.0	0.4	1.8	0.5	0.2	2.1

【表 1-7 年齢別：日本の基本的人権の尊重 (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以 上
そう思う	0.0	12.0	10.4	12.7	12.3	10.2	20.7
どちらかといえばそう思う	60.0	58.0	54.2	60.8	58.7	58.1	52.8
どちらかといえばそう思わない	20.0	14.0	18.8	20.5	19.6	23.0	15.5
そう思わない	0.0	12.0	13.5	4.2	6.7	4.9	6.2
わからない	20.0	2.0	3.1	1.8	2.8	2.6	3.8
無回答	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.0

年齢別で見ると、『そう思う(計)』の割合は、40歳台と70歳以上が73.5%で最も高く、次いで50歳台(71.0%)、20歳台(70.0%)と続いており、10歳台が60.0%で最も低くなっている。

また、『そう思わない(計)』の割合は、30歳台が32.3%で最も高く、10歳台が20.0%で最も低くなっている。

【表 1-8 職業別：日本の基本的人権の尊重 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	関 係 者 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
そう思う	21.3	18.6	10.8	12.6	6.7	4.9	4.5	19.8	
どちらかといえばそう思う	54.7	53.6	57.3	60.7	70.0	64.1	72.7	50.6	
どちらかといえばそう思わない	16.0	18.6	21.7	18.0	20.0	23.3	13.6	15.6	
そう思わない	5.3	7.2	7.8	5.5	0.0	1.9	4.5	8.6	
わからない	1.3	2.1	2.4	2.7	3.3	3.9	4.5	4.5	
無回答	1.3	0.0	0.0	0.5	0.0	1.9	0.0	0.8	

職業別で見ると、『そう思う（計）』の割合は、『生徒・学生』が77.2%で最も高く、次いで『自由業、
 その他有職』（76.7%）、『農林漁業』（76.0%）と続いており、『会社員等』が68.1%で最も低くなっ
 ている。

また、『そう思わない（計）』の割合は、『会社員等』が29.5%で最も高く、『生徒・学生』が18.1%で
 最も低くなっている。

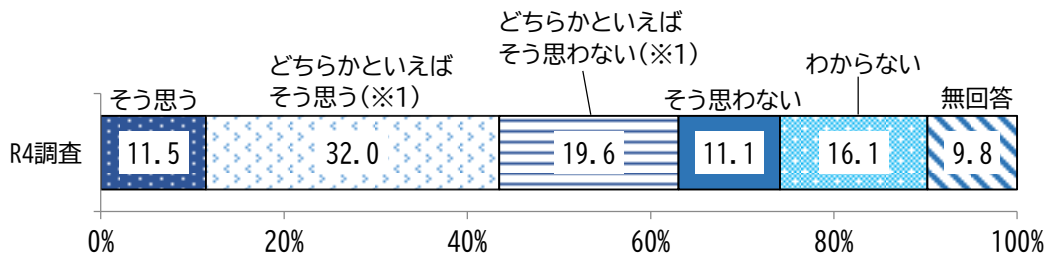
(3) 人権意識の変化

問1-2. あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思いますか。
【〇は1つだけ】

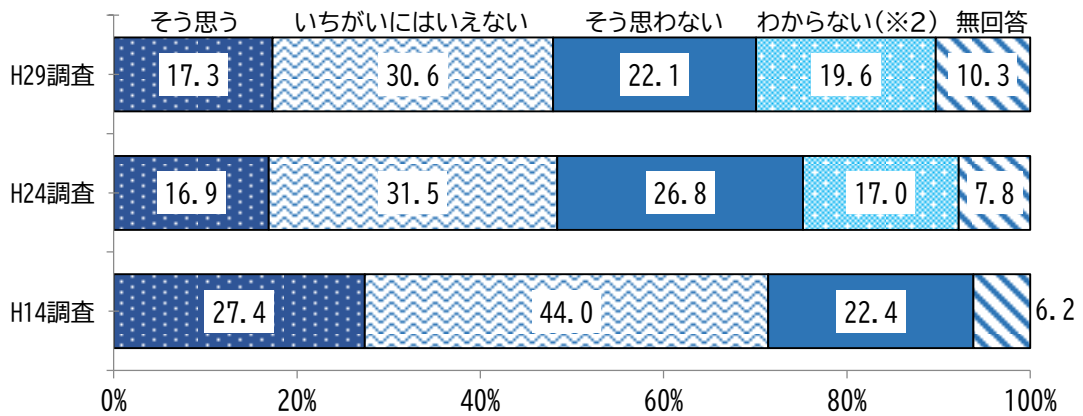
1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

【図1-9 人権意識の変化 (%)】

(R4調査)



(過去調査)



(※1) H29調査・H24調査・H14調査には、「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」の回答項目は設定していない。

(※2) H14調査には、「わからない」の回答項目は設定していない。

国民の人権意識は高くなってきているかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う(計)』の割合が43.5%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『そう思わない(計)』の割合が30.7%となっている。

II 調査結果

【表 1-10 性別：人権意識の変化 (%)】

(R4 調査)

	男性	女性
そう思う	14.4	9.3
どちらかといえばそう思う	29.9	34.2
どちらかといえばそう思わない	19.5	20.2
そう思わない	11.8	10.6
わからない	14.3	17.7
無回答	10.1	8.1

性別で見ると、男女ともに『そう思う(計)』の割合(男性 44.3%、女性 43.5%)が、『そう思わない(計)』の割合(男性 31.3%、女性 30.8%)より高くなっている。

(過去調査)

	男性			女性		
	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
そう思う	20.1	15.9	29.1	15.0	17.3	26.3
いちがいにはいけない	30.6	32.3	41.0	30.6	31.7	46.3
そう思わない	24.1	31.6	24.0	20.8	23.6	21.2
わからない	16.0	13.5	-	22.4	20.4	-
無回答	9.2	6.7	5.9	11.2	7.0	6.2

【表 1-11 年齢別：人権意識の変化 (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以上
そう思う	25.0	17.2	11.5	15.4	8.2	10.5	11.4
どちらかといえばそう思う	33.3	27.6	28.7	31.9	38.6	30.4	32.2
どちらかといえばそう思わない	8.3	10.3	18.0	20.2	20.0	22.9	19.2
そう思わない	0.0	19.0	18.0	9.6	11.8	11.1	8.8
わからない	33.3	17.2	18.0	13.8	13.6	14.8	19.0
無回答	0.0	8.6	5.7	9.0	7.7	10.2	9.4

年齢別で見ると、『そう思う(計)』の割合は、10歳台が58.3%で最も高く、次いで40歳台(47.3%)、50歳台(46.8%)と続いており、30歳台が40.2%で最も低くなっている。

また、『そう思わない(計)』の割合は、30歳台が36.0%で最も高く、10歳台が8.3%で最も低くなっている。

【表 1-12 職業別：人権意識の変化 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 の 経 営 者 ・ 自 営 業 者	会 社 員 等	公 務 員	関 係 者 及 び 職 員 、 医 療	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有 職	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
そう思う	17.6	12.5	10.0	12.9	9.3	5.9	21.7	12.4		
どちらかといえばそう思う	28.6	36.7	31.4	34.2	39.5	35.3	34.8	29.5		
どちらかといえばそう思わない	20.9	19.2	21.1	22.8	11.6	19.9	13.0	18.3		
そう思わない	12.1	10.0	12.2	12.4	14.0	5.9	8.7	11.5		
わからない	11.0	11.7	16.0	10.9	18.6	19.9	17.4	20.8		
無回答	9.9	10.0	9.2	6.9	7.0	13.2	4.3	7.5		

職業別でみると、『そう思う（計）』の割合は、『生徒・学生』が56.5%で最も高く、次いで『企業の経営者・自営業者』（49.2%）、『自由業、その他有職』（48.8%）と続いており、『家事専業』（41.2%）が最も低くなっている。

また、『そう思わない（計）』の割合は、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』が35.2%で最も高く、『生徒・学生』が21.7%で最も低くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<人権侵害の推移>

問2 新聞、テレビ、インターネットなどで「人権が侵害された」というニュースが報道されることがありますが、あなたは、ここ5～6年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことについて、どのように変わってきたと思いますか。（○は1つ）

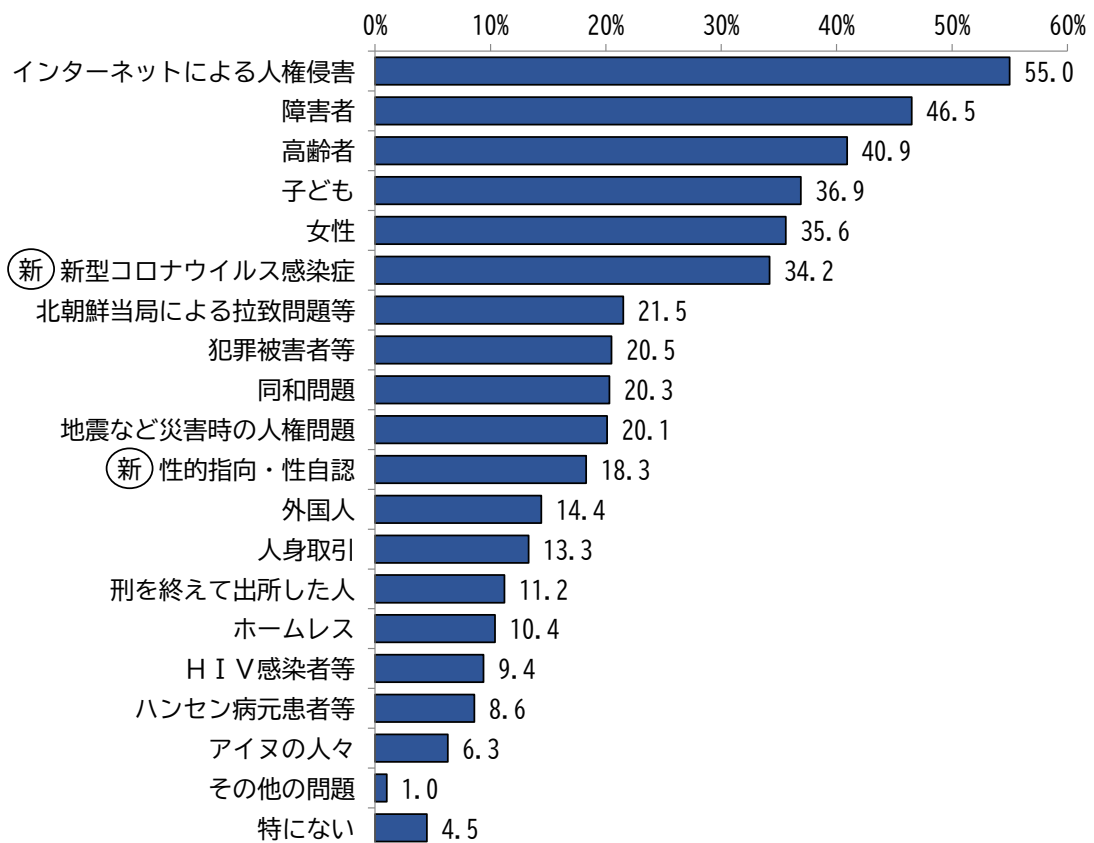
	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・ <u>少なくなってきた（小計）</u>	21.9%	14.3%	12.1%
・少なくなってきた	3.9%	-	-
・どちらかといえば少なくなってきた	17.9%	-	-
・あまり変わらない	37.5%	50.8%	46.5%
・ <u>多くなってきた（小計）</u>	38.9%	29.4%	34.0%
・どちらかといえば多くなってきた	29.7%	-	-
・多くなってきた	9.3%	-	-

(4) 関心のある人権問題

問1-3. 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。
【〇はいくつでも】

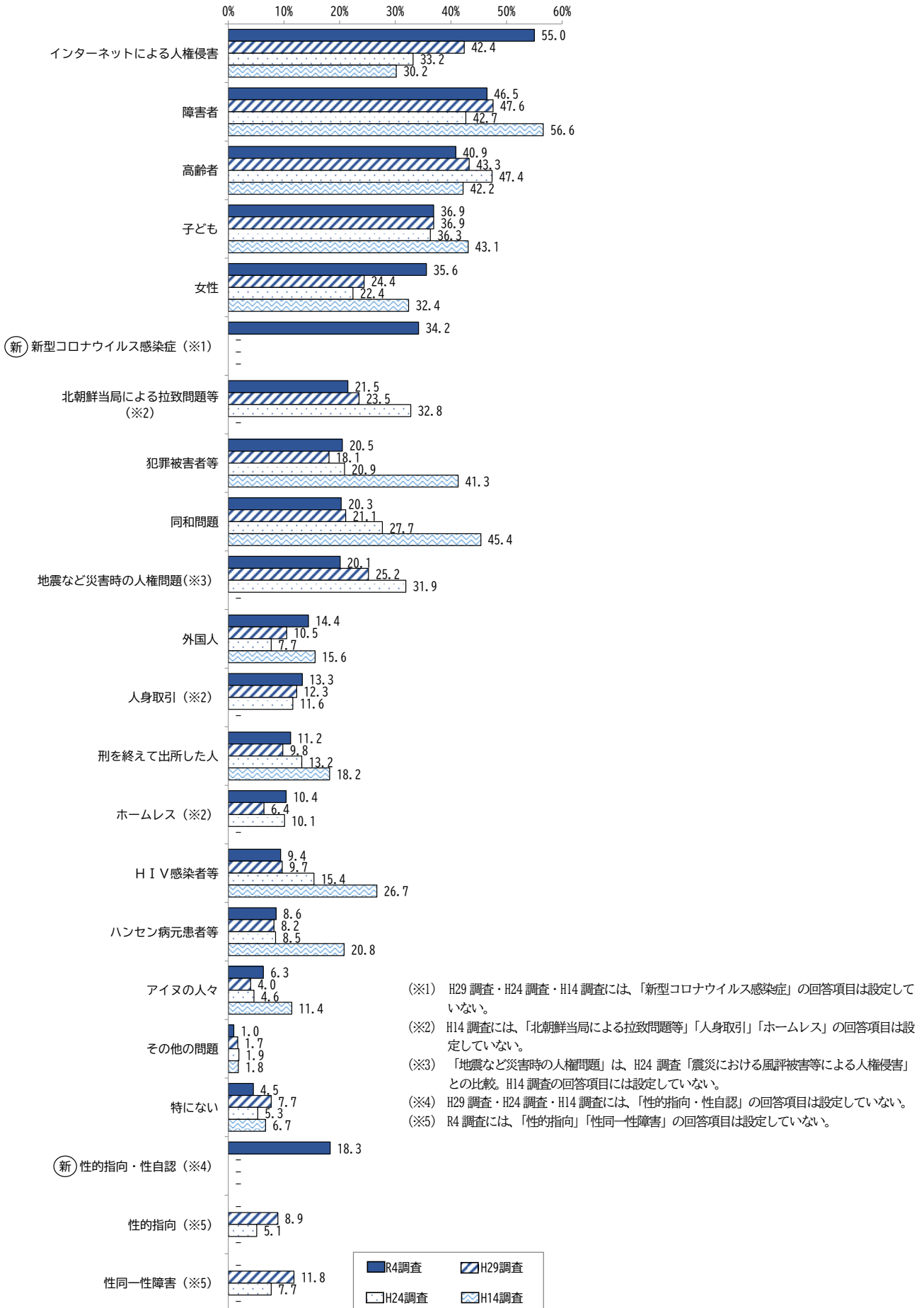
- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 同和問題 | 2. 女性 |
| 3. 子ども | 4. 高齢者 |
| 5. 障害者 | 6. HIV感染者等 |
| 7. ハンセン病元患者等 | 8. 新型コロナウイルス感染症 |
| 9. 外国人 | 10. 犯罪被害者等 |
| 11. インターネットによる人権侵害 | 12. 地震など災害時の人権問題 |
| 13. アイヌの人々 | 14. 刑を終えて出所した人 |
| 15. 北朝鮮当局による拉致問題等 | 16. ホームレス |
| 17. 性的指向・性自認 | 18. 人身取引 |
| 19. その他の問題（具体的に) | 20. 特にない |

【図 1-13 関心のある人権問題 (%)】



関心のある人権問題については、「インターネットによる人権侵害」の割合が 55.0%と最も高く、次いで「障害者」(46.5%)、「高齢者」(40.9%)、「子ども」(36.9%)「女性」(35.6%)、「新型コロナウイルス感染症」(34.2%)と続いている。

【図 1-14 過去調査との比較：関心のある人権問題（％）】



Ⅱ 調査結果

過去調査と比較すると、「インターネットによる人権侵害」の割合は増加してきており、「北朝鮮当局による拉致問題等」、「同和問題」、「地震など災害時の人権問題」は減少してきている。また、「女性」の割合は H29 調査に比べて増加している。

【表 1-15 性別：関心のある人権問題 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
インターネットによる人権侵害	54.1	40.5	32.1	30.1	56.1	44.1	35.2	30.7
障害者	47.3	46.7	43.9	57.0	45.6	48.3	42.8	56.1
高齢者	36.0	38.7	41.9	39.6	44.6	46.8	52.3	43.3
子ども	34.8	34.4	32.5	38.8	38.7	39.1	39.8	46.4
女性	28.5	16.6	14.9	24.5	41.4	30.8	29.0	38.4
新型コロナウイルス感染症	30.6	-	-	-	36.9	-	-	-
北朝鮮当局による拉致問題等	22.7	25.5	32.6	-	20.4	22.0	33.7	-
犯罪被害者等	17.2	18.7	21.0	42.3	22.8	17.7	21.4	40.8
同和問題	25.0	24.4	32.8	52.2	16.4	18.8	24.3	40.2
地震など災害時の人権問題	16.9	22.7	31.6	-	22.3	27.4	32.8	-
性的指向・性自認	15.6	-	-	-	20.9	-	-	-
外国人	16.5	11.6	8.5	20.0	13.1	9.7	7.4	12.2
人身取引	13.9	11.6	11.1	-	12.8	12.9	12.0	-
刑を終えて出所した人	12.0	9.1	14.0	18.0	10.3	10.3	13.1	18.2
ホームレス	11.4	6.1	11.6	-	10.0	6.6	9.0	-
H I V感染者等	10.4	9.8	13.3	29.3	8.8	9.6	17.3	25.1
ハンセン病元患者等	9.7	7.6	8.9	21.5	7.8	8.7	8.5	20.4
アイヌの人々	6.7	3.4	4.8	14.1	6.3	4.5	4.6	9.5
その他の問題	1.4	2.0	2.1	1.9	0.7	1.3	1.6	1.8
特になし	4.6	9.3	4.6	7.2	4.6	6.3	6.0	6.1

性別で見ると、男女ともに「インターネットによる人権侵害」の割合が最も高くなっている。また、男性は女性に比べて「同和問題」が、女性は男性に比べて「高齢者」、「女性」、「新型コロナウイルス感染症」、「犯罪被害者等」、「地震など災害時の人権問題」、「性的指向・性自認」の割合が比較的高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「インターネットによる人権侵害」の割合は増加してきており、「地震など災害時の人権問題」の割合は減少してきている。また、男女ともに「女性」の割合は H29 調査に比べて増加している。

Ⅱ 調査結果

【表 1-16 年齢別：関心のある人権問題 (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
インターネットによる人権侵害	75.0	63.8	61.5	62.9	59.5	55.8	44.3
障害者	41.7	39.7	41.8	41.4	45.5	53.4	46.4
高齢者	41.7	25.9	21.3	28.5	38.2	47.6	51.2
子ども	58.3	48.3	45.9	45.2	38.2	36.6	27.7
女性	50.0	43.1	41.8	44.6	35.9	38.7	25.1
新型コロナウイルス感染症	66.7	37.9	32.0	29.6	35.0	35.4	33.6
北朝鮮当局による拉致問題等	16.7	15.5	15.6	11.3	14.1	22.9	32.3
犯罪被害者等	33.3	19.0	24.6	21.0	22.3	21.3	16.3
同和問題	8.3	13.8	16.4	19.9	19.1	20.4	23.2
地震など災害時の人権問題	33.3	22.4	23.8	18.8	20.0	20.1	18.1
性的指向・性自認	33.3	36.2	36.9	25.3	18.2	16.8	7.7
外国人	41.7	25.9	20.5	18.8	16.8	12.5	8.3
人身取引	25.0	17.2	15.6	11.8	14.5	12.8	12.0
刑を終えて出所した人	16.7	19.0	9.8	11.3	10.0	10.7	11.2
ホームレス	16.7	12.1	7.4	9.7	10.9	10.7	11.2
HIV感染者等	8.3	15.5	9.0	11.8	11.4	7.9	7.5
ハンセン病元患者等	8.3	10.3	4.9	8.6	9.1	8.8	9.1
アイヌの人々	8.3	8.6	7.4	7.5	5.5	6.1	5.9
その他の問題	0.0	0.0	3.3	0.5	1.4	0.9	0.5
特になし	0.0	5.2	6.6	6.5	5.5	2.4	4.3

年齢別でみると、10歳台から60歳台は「インターネットによる人権侵害」が、70歳以上は「高齢者」の割合が最も高くなっている。また、年齢層が下がるほど「インターネットによる人権侵害」、「子ども」、「外国人」の割合は高くなり、「同和問題」の割合は低くなる傾向がある。

【表 1-17 職業別：関心のある人権問題 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
インターネットによる人権侵害	41.4	53.4	59.0	58.9	55.8	52.6	65.2	52.8
障害者	48.3	49.2	38.8	55.0	39.5	39.8	47.8	51.9
高齢者	43.7	33.1	33.1	36.1	48.8	52.6	43.5	48.7
子ども	32.2	40.7	37.7	49.0	25.6	36.8	52.2	28.9
女性	32.2	35.6	35.8	43.1	34.9	33.8	56.5	30.8
新型コロナウイルス感染症	35.6	30.5	33.1	40.1	27.9	36.8	43.5	31.8
北朝鮮当局による拉致問題等	26.4	22.9	16.7	15.8	18.6	24.1	26.1	26.4
犯罪被害者等	17.2	19.5	21.0	29.7	9.3	18.0	26.1	16.7
同和問題	23.0	22.9	19.7	22.3	7.0	12.0	13.0	23.0
地震など災害時の人権問題	17.2	19.5	19.9	25.7	16.3	19.5	30.4	17.3
性的指向・性自認	10.3	22.0	16.9	34.2	18.6	11.3	34.8	12.9
外国人	6.9	18.6	11.5	23.8	7.0	9.8	39.1	13.8
人身取引	10.3	15.3	13.1	14.4	11.6	12.8	26.1	12.9
刑を終えて出所した人	5.7	11.0	8.2	13.4	4.7	10.5	21.7	15.1
ホームレス	8.0	11.9	8.7	8.4	7.0	9.8	17.4	14.2
HIV感染者等	6.9	11.9	8.5	12.9	0.0	6.0	17.4	10.4
ハンセン病元患者等	4.6	11.9	6.6	9.9	4.7	6.0	4.3	11.6
アイヌの人々	4.6	8.5	4.6	9.4	2.3	5.3	13.0	6.3
その他の問題	0.0	0.8	0.8	1.5	0.0	0.8	0.0	1.3
特になし	1.1	2.5	4.4	4.5	7.0	2.3	4.3	6.6

職業別でみると、『農林漁業』は「障害者」が、その他の職業は「インターネットによる人権侵害」の割合が最も高くなっており、『家事専業』は「高齢者」も同率となっている。また、『生徒・学生』は他の職業に比べて「女性」の割合が高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<人権課題に対する関心>

問6 あなたが、日本における人権問題について、関心があるのはどのようなことですか。

(〇はいくつでも)

(上位4項目)

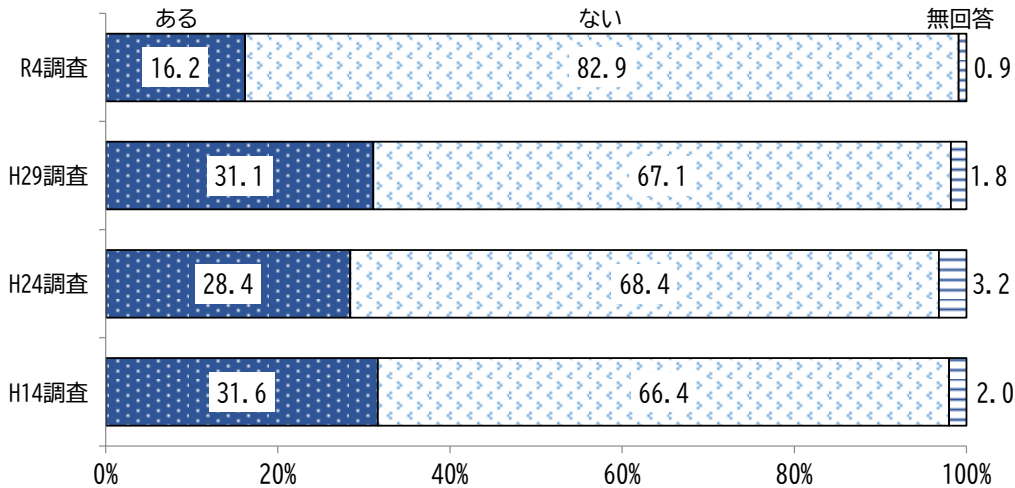
	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害	53.0%	43.2%	36.0%
・障害者	50.8%	51.1%	39.4%
・子ども	43.1%	33.7%	38.1%
・女性	42.5%	30.6%	26.9%

(5) 人権侵害の経験

問1-4. あなたはこの5年間に、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
【いずれかに○を】

- 1. ある → 副問1と副問2へ
- 2. ない → 問2-1へ

【図1-18 人権侵害の経験 (%)】



人権が侵害された経験については、「ない」の割合が82.9%、「ある」の割合が16.2%となっている。過去調査と比較すると、過去調査の「ない」の割合は約70%なのに対し、R4調査は約80%と増加している。

【表1-19 性別：人権侵害の経験 (%)】

	男性				女性			
	R4調査	H29調査	H24調査	H14調査	R4調査	H29調査	H24調査	H14調査
ある	15.3	25.1	26.2	30.2	16.9	35.8	31.0	32.7
ない	84.0	73.5	71.1	68.0	82.0	62.2	67.5	65.6
無回答	0.7	1.4	2.7	1.8	1.1	2.0	1.5	1.7

性別で見ると、男女ともに「ない」の割合が高くなっており、男女で割合にあまり差はみられない。過去調査と比較すると、男女ともに「ある」の割合が減少しており、特に女性ではH29調査から20ポイント近く減少している。

Ⅱ 調査結果

【表 1-20 年齢別：人権侵害の経験 (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
ある	16.7	20.7	22.1	22.3	20.0	14.2	10.4
ない	83.3	79.3	77.9	77.1	80.0	85.2	87.3
無回答	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.6	2.3

年齢別で見ると、「ある」の割合は、40歳台が22.3%で最も高く、次いで30歳台(22.1%)、20歳台(20.7%)と続いており、70歳以上が10.4%で最も低くなっている。

【表 1-21 職業別：人権侵害の経験 (%)】

	農林漁業	企業者の経営者・自営業者	会社員等	公務員	教育・福祉・医療関係者及び職員	自由業、その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
ある	7.7	13.3	19.2	21.3	14.0	13.2	13.0	14.9	
ない	89.0	86.7	80.2	78.7	81.4	84.6	87.0	84.5	
無回答	3.3	0.0	0.5	0.0	4.7	2.2	0.0	0.6	

職業別で見ると、「ある」の割合は『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』が21.3%で最も高く、次いで『会社員等』(19.2%)、『無職』(14.9%)と続いており、『農林漁業』が7.7%で最も低くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<人権侵害の経験>

問3 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(○は1つ)

	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・ある	27.8%	15.9%	16.6%
・ない	71.0%	84.1%	83.4%

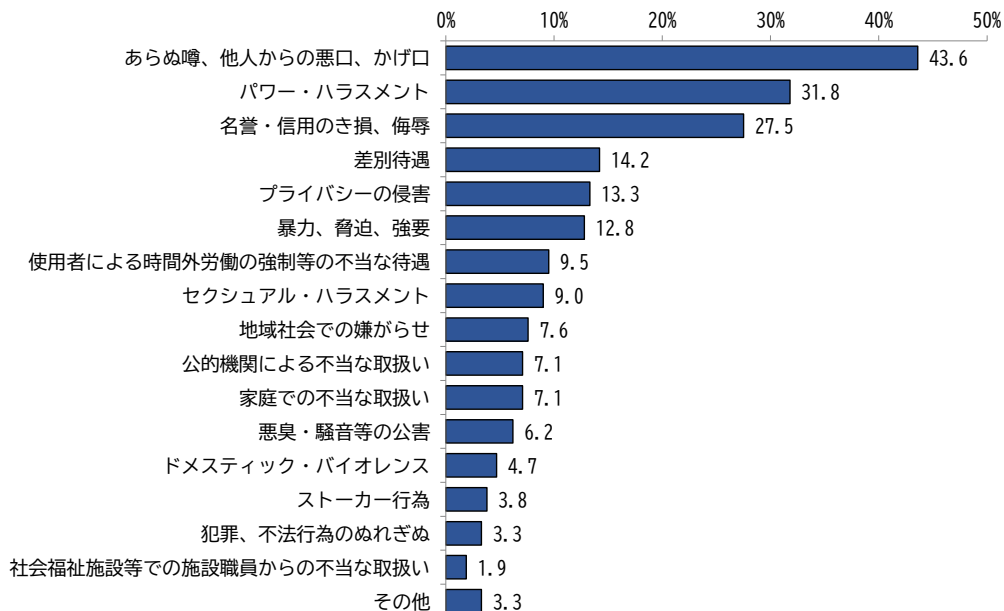
(6) 人権が侵害されたと思った内容

問1-4副問1.【問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします。】

それはどのようなことで人権が侵害されたと思いましたか。【〇はいくつでも】

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱
3. 暴力、脅迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）
4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
5. 悪臭・騒音等の公害
6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた）
7. 地域社会での嫌がらせ
8. 公的機関による不当な取扱い
9. 使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇
10. プライバシーの侵害
11. セクシュアル・ハラスメント
12. パワー・ハラスメント
13. ドメスティック・バイオレンス（DV）
14. ストーカー行為
15. 家庭での不当な取扱い
16. 社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い
17. その他（具体的に ）

【図1-22 人権が侵害されたと思った内容（%）】

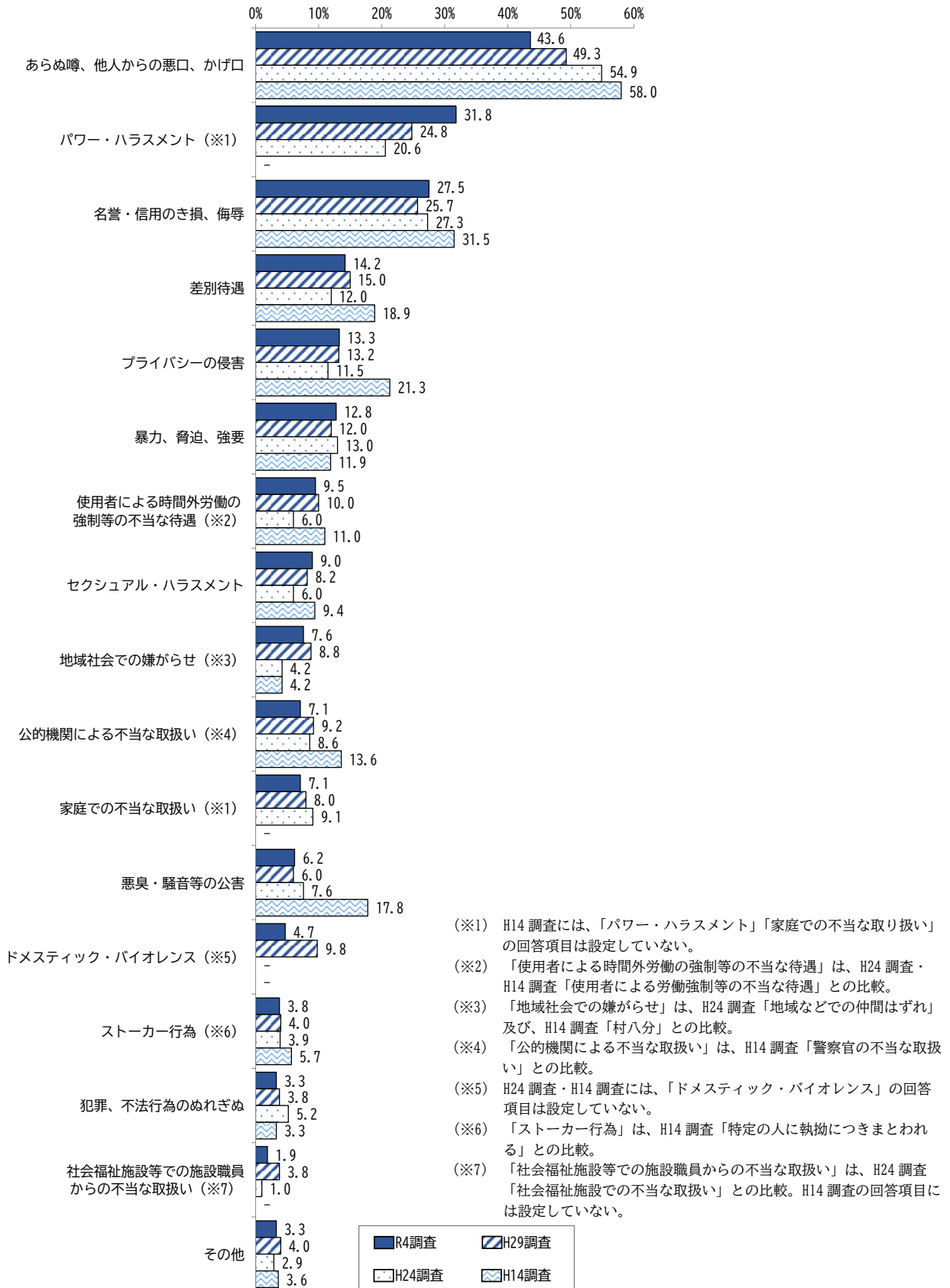


どのようなことで人権が侵害されたと思ったかについては、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が43.6%と最も高く、次いで「パワー・ハラスメント」(31.8%)、「名誉・信用のき損、侮辱」(27.5%)、と続いている。

「その他」の記述としては、「器物損壊や迷惑行為」、「疎外感」等があった。

II 調査結果

【図 1-23 過去調査との比較：人権が侵害されたと思った内容（％）】



過去調査と比較すると、「パワー・ハラスメント」の割合は増加してきており、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」は減少してきている。また、H29 調査と比べて「ドメスティック・バイオレンス」の割合が減少している。

Ⅱ 調査結果

【表 1-24 性別：人権が侵害されたと考えた内容 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	51.7	46.3	49.0	53.7	36.1	50.6	59.0	61.3
パワー・ハラスメント	24.1	24.9	22.2	-	37.8	25.2	19.4	-
名誉・信用のき損、侮辱	32.2	30.5	33.3	30.5	23.5	22.6	23.8	31.7
差別待遇	14.9	15.8	10.5	18.6	14.3	14.5	13.2	18.8
プライバシーの侵害	17.2	13.0	12.4	18.0	10.9	13.5	11.0	24.3
暴力、脅迫、強要	16.1	15.3	14.4	15.8	10.1	10.4	12.3	9.2
使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇	12.6	16.4	9.8	9.6	6.7	6.6	3.5	11.8
セクシュアル・ハラスメント	2.3	2.3	2.0	1.6	14.3	11.6	8.8	15.1
地域社会での嫌がらせ	6.9	7.9	3.9	4.8	7.6	8.8	4.4	3.9
公的機関による不当な取扱い	12.6	13.0	11.8	20.9	3.4	7.2	6.6	9.0
家庭での不当な取扱い	6.9	2.8	2.6	-	6.7	11.0	13.7	-
悪臭・騒音等の公害	6.9	7.9	8.5	23.5	5.9	5.0	7.0	14.0
ドメスティック・バイオレンス	3.4	2.3	-	-	5.9	14.2	-	-
ストーカー行為	2.3	1.7	3.9	3.2	5.0	5.0	4.0	7.7
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	5.7	6.8	11.1	4.8	1.7	1.9	1.3	2.4
社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い	3.4	4.0	0.7	-	0.8	3.8	1.3	-
その他	3.4	2.8	3.3	4.2	3.4	4.7	2.2	3.3

性別で見ると、男性は「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が、女性は「パワー・ハラスメント」の割合が最も高く、男女間では10ポイント以上の差がある。また、男性は女性に比べて「名誉・信用のき損、侮辱」、「公的機関による不当な取扱い」が、女性は男性に比べて「セクシュアル・ハラスメント」の割合が比較的高くなっている。

過去調査と比較すると、女性は「パワー・ハラスメント」の割合が増加し、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」、「ドメスティック・バイオレンス」の割合が減少してきている。

Ⅱ 調査結果

【表 1-25 年齢別：人権が侵害されたと思った内容 (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	100.0	41.7	51.9	32.5	48.8	34.8	48.7
パワー・ハラスメント	0.0	16.7	37.0	50.0	41.9	28.3	10.3
名誉・信用のき損、侮辱	0.0	25.0	44.4	27.5	30.2	19.6	23.1
差別待遇	0.0	8.3	7.4	12.5	16.3	17.4	17.9
プライバシーの侵害	0.0	8.3	22.2	7.5	11.6	13.0	17.9
暴力、脅迫、強要	0.0	16.7	29.6	17.5	9.3	4.3	7.7
使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇	0.0	16.7	3.7	22.5	16.3	0.0	2.6
セクシュアル・ハラスメント	0.0	25.0	25.9	15.0	2.3	2.2	2.6
地域社会での嫌がらせ	0.0	0.0	3.7	2.5	9.3	6.5	15.4
公的機関による不当な取扱い	0.0	0.0	3.7	2.5	11.6	10.9	7.7
家庭での不当な取扱い	0.0	8.3	14.8	10.0	4.7	2.2	7.7
悪臭・騒音等の公害	0.0	16.7	11.1	7.5	4.7	2.2	5.1
ドメスティック・バイオレンス	0.0	0.0	11.1	2.5	4.7	4.3	5.1
ストーカー行為	0.0	16.7	7.4	2.5	2.3	0.0	5.1
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	0.0	8.3	0.0	2.5	4.7	2.2	5.1
社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	5.1
その他	0.0	8.3	3.7	0.0	2.3	6.5	2.6

年齢別で見ると、40歳台は「パワー・ハラスメント」が、その他の年齢層は「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が最も高くなっている。また、「名誉・信用のき損、侮辱」と「暴力、脅迫、強要」の割合は30歳台が、「セクシュアル・ハラスメント」は20歳台、30歳台が他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 1-26 職業別：人権が侵害されたと思った内容 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 職 員 、 職	自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	42.9	53.3	34.3	42.9	66.7	35.3	100.0	47.9	
パワー・ハラスメント	0.0	26.7	44.3	47.6	16.7	17.6	0.0	16.7	
名誉・信用のき損、侮辱	14.3	26.7	27.1	31.0	16.7	29.4	33.3	25.0	
差別待遇	28.6	6.7	8.6	19.0	33.3	17.6	0.0	16.7	
プライバシーの侵害	14.3	13.3	5.7	11.9	0.0	23.5	33.3	20.8	
暴力、脅迫、強要	28.6	20.0	15.7	16.7	0.0	5.9	0.0	4.2	
使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇	0.0	13.3	17.1	11.9	0.0	5.9	0.0	0.0	
セクシュアル・ハラスメント	0.0	6.7	12.9	16.7	0.0	0.0	0.0	4.2	
地域社会での嫌がらせ	0.0	0.0	10.0	2.4	16.7	11.8	0.0	8.3	
公的機関による不当な取扱い	0.0	6.7	8.6	4.8	16.7	0.0	0.0	10.4	
家庭での不当な取扱い	14.3	13.3	4.3	11.9	0.0	17.6	0.0	2.1	
悪臭・騒音等の公害	0.0	0.0	5.7	4.8	0.0	11.8	0.0	10.4	
ドメスティック・バイオレンス	0.0	6.7	4.3	9.5	0.0	0.0	0.0	4.2	
ストーカー行為	14.3	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	33.3	6.3	
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	5.9	33.3	4.2	
社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	
その他	0.0	6.7	1.4	4.8	0.0	5.9	0.0	4.2	

職業別でみると、『会社員等』、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「パワー・ハラスメント」の割合が、その他の職業は「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が最も高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<人権侵害の内容>

（問3で「ある」と答えた者に）

問4 ご自分の人権が侵害されたと思ったのは、どのような場合ですか。（○はいくつでも）

（上位5項目）

	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	54.4%	51.6%	47.4%
・職場での嫌がらせ	30.1%	26.2%	24.2%
・名誉・信用のき損、侮辱	22.9%	21.1%	18.1%
・プライバシーの侵害	18.8%	19.4%	20.0%
・学校でのいじめ	18.1%	21.1%	17.7%

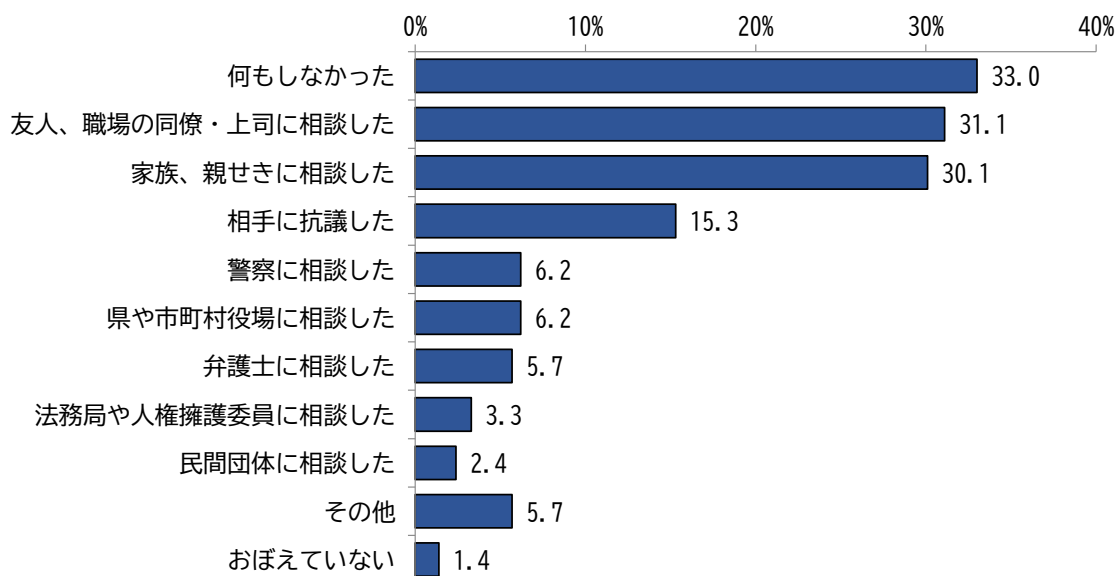
(7) 人権が侵害されたと思ったときの対応

問1-4副問2.【問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします。】

その（侵害されたと思った）ときにどうされましたか。【〇はいくつでも】

1. 友人、職場の同僚・上司に相談した
2. 家族、親せきに相談した
3. 弁護士に相談した
4. 警察に相談した
5. 法務局や人権擁護委員に相談した
6. 県や市町村役場に相談した
7. 民間団体に相談した
8. 相手に抗議した
9. 何もしなかった → 副問3へ
10. その他（具体的に ）
11. おぼえていない

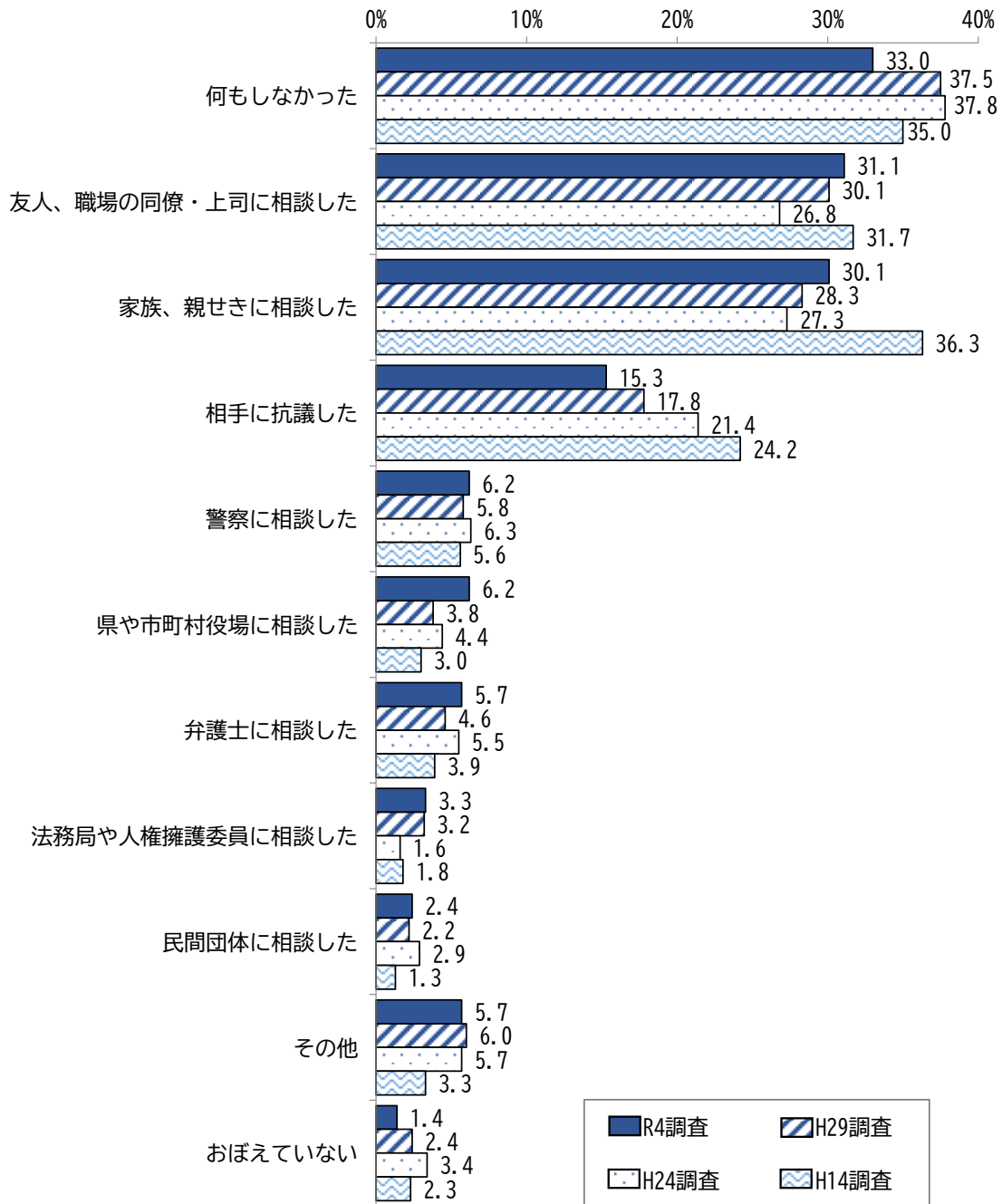
【図1-27 人権が侵害されたと思ったときの対応（%）】



人権が侵害されたと思ったときの対応については、「何もしなかった」の割合が33.0%で最も高く、次いで「友人、職場の同僚・上司に相談した」（31.1%）、「家族、親せきに相談した」（30.1%）、「相手に抗議した」（15.3%）と続いている。

「その他」の記述としては、「医師に相談した」、「転職、辞職した」等があった。

【図 1-28 過去調査との比較：人権が侵害されたと思ったときの対応（％）】



過去調査と比較すると、「相手に抗議した」の割合は減少してきている。

Ⅱ 調査結果

【表 1-29 性別：人権が侵害されたと思ったときの対応 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
何もしなかった	46.5	46.9	37.9	37.6	22.9	32.7	37.9	31.7
友人、職場の同僚・上司に相談した	22.1	20.9	22.9	24.8	36.4	34.9	29.5	37.0
家族、親せきに相談した	17.4	20.9	18.3	28.0	39.8	32.4	33.9	42.5
相手に抗議した	11.6	20.3	24.2	31.5	18.6	16.4	19.4	19.7
警察に相談した	9.3	6.2	5.9	5.1	4.2	5.3	6.6	6.1
県や市町村役場に相談した	4.7	3.4	3.9	4.5	7.6	3.8	4.8	2.2
弁護士に相談した	5.8	5.6	7.8	5.5	5.9	4.1	3.5	3.1
法務局や人権擁護委員に相談した	4.7	2.8	1.3	1.6	2.5	3.5	1.8	2.0
民間団体に相談した	3.5	3.4	2.6	2.9	1.7	1.6	3.1	0.2
その他	5.8	4.5	5.2	2.9	5.9	6.9	6.2	3.7
おぼえていない	3.5	3.4	3.3	2.9	0.0	1.9	3.1	2.0

性別で見ると、男性は「何もしなかった」が、女性は「家族、親せきに相談した」の割合が最も高く、男女間で 20 ポイント以上の差がある。また、女性は「友人、職場の同僚・上司に相談した」の割合も男性に比べて高くなっている。

過去調査と比較すると、H29 調査に比べて男性は「相手に抗議した」の割合が、女性は「何もしなかった」の割合が減少している。

【表 1-30 年齢別：人権が侵害されたと思ったときの対応 (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以 上
何もしなかった	0.0	33.3	29.6	17.1	34.9	43.5	37.8
友人、職場の同僚・上司に相談した	0.0	50.0	33.3	43.9	32.6	23.9	16.2
家族、親せきに相談した	100.0	25.0	33.3	36.6	30.2	23.9	29.7
相手に抗議した	0.0	16.7	14.8	7.3	20.9	10.9	24.3
警察に相談した	0.0	8.3	7.4	2.4	2.3	2.2	18.9
県や市町村役場に相談した	0.0	0.0	3.7	9.8	7.0	6.5	5.4
弁護士に相談した	0.0	8.3	0.0	9.8	7.0	0.0	10.8
法務局や人権擁護委員に相談した	0.0	0.0	0.0	0.0	9.3	4.3	2.7
民間団体に相談した	0.0	0.0	0.0	4.9	2.3	2.2	2.7
その他	0.0	8.3	7.4	7.3	7.0	6.5	0.0
おぼえていない	0.0	0.0	7.4	0.0	0.0	2.2	0.0

年齢別で見ると、10 歳台は「家族、親せきに相談した」、20 歳台から 40 歳台は「友人、職場の同僚・上司に相談した」、50 歳以上は「何もしなかった」の割合が、それぞれ最も高くなっている。また、30 歳台は「家族、親せきに相談した」も同率で最も高く、40 歳台はその他の年齢層に比べて「何もしなかった」の割合が低くなっている。

【表 1-31 職業別：人権が侵害されたと思ったときの対応（%）】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自 営	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
何もしなかった	42.9	57.1	32.4	26.2	20.0	17.6	0.0	38.3	
友人、職場の同僚・上司に相談した	14.3	21.4	35.2	42.9	20.0	29.4	50.0	21.3	
家族、親せきに相談した	28.6	28.6	26.8	38.1	40.0	35.3	50.0	27.7	
相手に抗議した	14.3	7.1	12.7	16.7	40.0	35.3	0.0	10.6	
警察に相談した	28.6	7.1	7.0	0.0	0.0	11.8	0.0	6.4	
県や市町村役場に相談した	0.0	0.0	5.6	9.5	0.0	17.6	0.0	4.3	
弁護士に相談した	14.3	7.1	4.2	0.0	20.0	17.6	0.0	4.3	
法務局や人権擁護委員に相談した	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0	5.9	0.0	6.4	
民間団体に相談した	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	5.9	0.0	2.1	
その他	0.0	7.1	4.2	11.9	0.0	0.0	0.0	6.4	
おぼえていない	0.0	0.0	1.4	2.4	0.0	0.0	0.0	2.1	

職業別でみると、『農林漁業』、『企業の経営者・自営業者』、『無職』は「何もしなかった」、『会社員等』、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「友人、職場の同僚・上司に相談した」、『自由業、その他有職』、『家事専業』は「家族、親せきに相談した」、「相手に抗議した」、『生徒・学生』は「友人、職場の同僚・上司に相談した」、「家族、親せきに相談した」の割合が最も高くなっている。また、『農林漁業』はその他の職業に比べて「警察に相談した」の割合が高く、「友人、職場の同僚・上司に相談した」の割合が低くなっている。

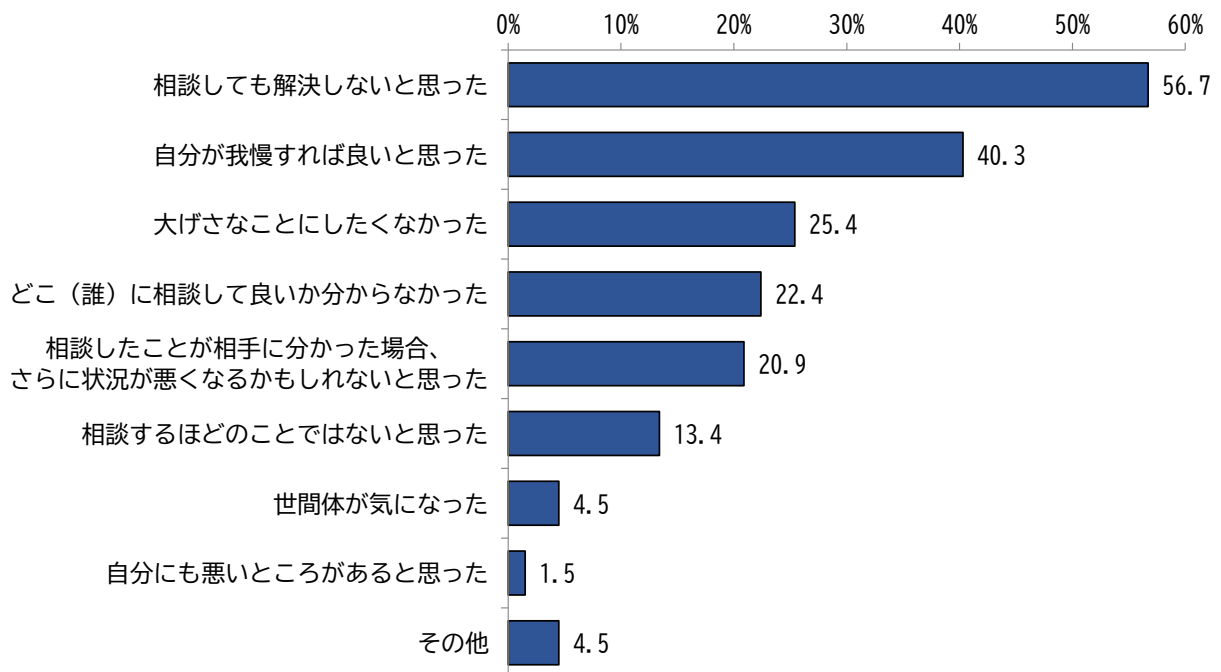
(8) 人権が侵害されたときに何もしなかった理由^新

問1-4副問3.【副問2で「9. 何もしなかった」と答えた方にお尋ねします。】

何もしなかったのはなぜですか。【〇はいくつでも】

1. どこ（誰）に相談して良いか分からなかった
2. 世間体が気になった
3. 大きなことにしたくなかった
4. 相談したことが相手に分かった場合、さらに状況が悪くなるかもしれないと思った
5. 相談しても解決しないと思った
6. 自分が我慢すれば良いと思った
7. 自分にも悪いところがあると思った
8. 相談するほどのことではないと思った
9. その他（具体的に ）

【図1-32 人権が侵害されたときに何もしなかった理由（%）】



人権が侵害されたときに何もしなかった理由については、「相談しても解決しないと思った」の割合が56.7%と最も高く、次いで「自分が我慢すれば良いと思った」(40.3%)、「大きなことにしたくなかった」(25.4%)、「どこ（誰）に相談して良いか分からなかった」(22.4%)、「相談したことが相手に分かった場合、さらに状況が悪くなるかもしれないと思った」(20.9%)と続いている。

「その他」の記述としては、「時間の無駄」、「諦めた」等があった。

【表 1-33 性別：人権が侵害されたときに何もしなかった理由 (%)】

	男性	女性
相談しても解決しないと思った	60.0	48.0
自分が我慢すれば良いと思った	27.5	60.0
大げさなことにしたくなかった	20.0	32.0
どこ（誰）に相談して良いか分からなかった	25.0	20.0
相談したことが相手に分かった場合、さらに状況が悪くなるかもしれないと思った	15.0	28.0
相談するほどのことではないと思った	17.5	8.0
世間体が気になった	2.5	4.0
自分にも悪いところがあると思った	0.0	4.0
その他	2.5	8.0

性別で見ると、男性は「相談しても解決しないと思った」が、女性は「自分が我慢すれば良いと思った」の割合が最も高くなっている。また、男性は女性に比べて「相談しても解決しないと思った」、「どこ（誰）に相談して良いか分からなかった」、「相談するほどのことではないと思った」が、女性は男性に比べて「自分が我慢すれば良いと思った」、「大げさなことにしたくなかった」、「相談したことが相手に分かった場合、さらに状況が悪くなるかもしれないと思った」の割合が比較的高くなっている。

【表 1-34 年齢別：人権が侵害されたときに何もしなかった理由 (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
相談しても解決しないと思った	0.0	75.0	37.5	57.1	60.0	57.9	53.8
自分が我慢すれば良いと思った	0.0	0.0	50.0	71.4	40.0	36.8	30.8
大げさなことにしたくなかった	0.0	0.0	50.0	28.6	13.3	21.1	30.8
どこ（誰）に相談して良いか分からなかった	0.0	25.0	0.0	42.9	26.7	21.1	23.1
相談したことが相手に分かった場合、さらに状況が悪くなるかもしれないと思った	0.0	25.0	12.5	42.9	26.7	21.1	7.7
相談するほどのことではないと思った	0.0	25.0	12.5	0.0	26.7	5.3	15.4
世間体が気になった	0.0	0.0	0.0	14.3	6.7	0.0	0.0
自分にも悪いところがあると思った	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0
その他	0.0	25.0	0.0	14.3	0.0	5.3	0.0

年齢別でみると、30歳台から40歳台は「自分が我慢すれば良いと思った」が、20歳台と50歳以上は「相談しても解決しないと思った」の割合が最も高く、30歳台は「大げさなことにしたくなかった」の割合も同率となっている。

Ⅱ 調査結果

【表 1-35 職業別：人権が侵害されたときに何もしなかった理由（％）】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
相談しても解決しないと思った	33.3	42.9	65.2	45.5	100.0	33.3	0.0	64.7	
自分が我慢すれば良いと思った	66.7	14.3	47.8	54.5	0.0	33.3	0.0	23.5	
大げさなことにしたくなかった	66.7	14.3	13.0	54.5	0.0	33.3	0.0	17.6	
どこ（誰）に相談して良いか分からなかった	0.0	28.6	13.0	18.2	0.0	66.7	0.0	29.4	
相談したことが相手に分かった場合、 さらに状況が悪くなるかもしれないと思った	0.0	0.0	21.7	45.5	0.0	33.3	0.0	17.6	
相談するほどのことではないと思った	33.3	42.9	8.7	9.1	0.0	0.0	0.0	11.8	
世間体が気になった	0.0	0.0	4.3	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
自分にも悪いところがあると思った	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0.0	0.0	4.3	9.1	0.0	0.0	0.0	5.9	

職業別でみると、『農林漁業』、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「自分が我慢すれば良いと思った」、「大げさなことにしたくなかった」が、『企業の経営者・自営業者』、『会社員等』、『自由業、その他有職』、『無職』は「相談しても解決しないと思った」が、『家事専業』は「どこ（誰）に相談して良いか分からなかった」の割合が最も高く、『企業の経営者・自営業者』は「相談するほどのことではないと思った」の割合も同率となっている。

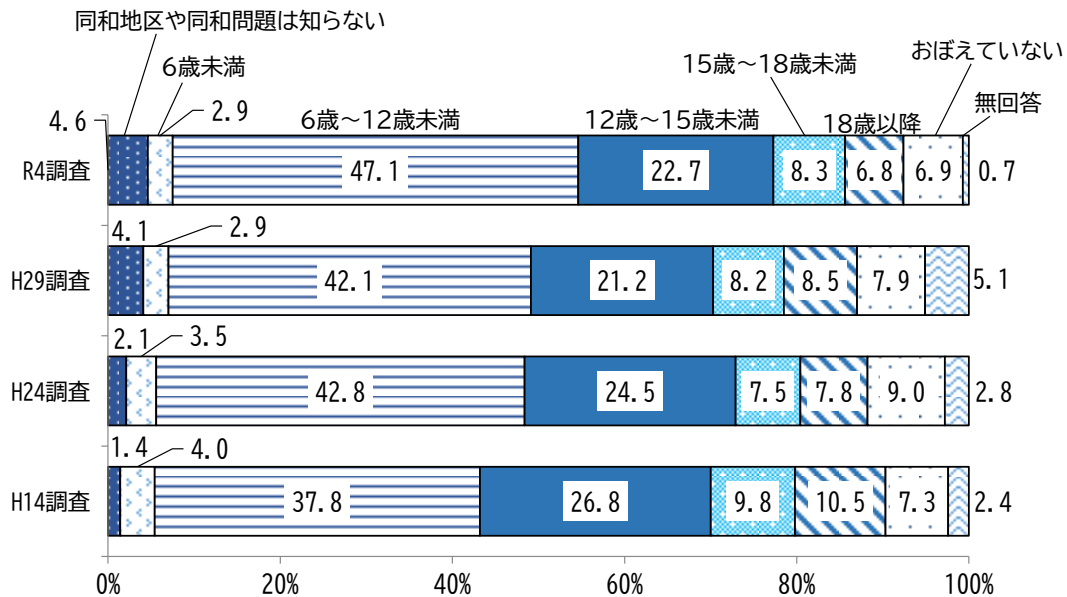
2. 同和問題

(1) 同和地区や同和問題を知った時期

問2-1. あなたは、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。【○は1つだけ】

1. 同和地区や同和問題は知らない → 問3-1へ
2. 6歳未満（小学校に入る前）
3. 6歳～12歳未満（小学生のころ）
4. 12歳～15歳未満（中学生のころ）
5. 15歳～18歳未満（高校生のころ）
6. 18歳以降
7. おぼえていない

【図2-1 同和地区や同和問題を知った時期（％）】



同和地区や同和問題を知った時期については、「6歳～12歳未満」の割合が47.1%と、約半数を占めている。

過去調査と比較すると、あまり変化はみられないが、H29調査に比べて「6歳～12歳未満」の割合が増加している。

【表 2-2 性別：同和地区や同和問題を知った時期 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
同和地区や同和問題は知らない	5.0	4.2	3.1	1.4	4.3	3.9	1.5	1.4
6歳未満	3.1	2.7	2.7	4.6	2.7	3.0	3.8	3.8
6歳～12歳未満	46.8	41.2	43.4	39.5	48.1	42.9	43.3	37.1
12歳～15歳未満	24.7	23.4	24.4	25.3	20.4	19.2	25.1	27.9
15歳～18歳未満	6.8	8.4	8.4	9.9	9.3	8.2	7.0	9.8
18歳以降	6.4	7.6	7.2	10.7	7.3	9.2	8.6	10.2
おぼえていない	6.6	7.9	8.5	6.5	7.1	7.8	9.4	7.8
無回答	0.5	4.5	2.2	2.2	0.7	5.7	1.2	2.0

性別で見ると、男女で割合にあまり差はみられない。

過去調査と比較すると、男女ともに「6～12歳未満」の割合が増加してきている。

【表 2-3 年齢別：同和地区や同和問題を知った時期 (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以 上
同和地区や同和問題は知らない	50.0	29.3	17.2	2.7	1.4	0.6	1.8
6歳未満	0.0	0.0	0.8	2.7	1.8	2.4	5.2
6歳～12歳未満	16.7	25.9	54.1	70.7	70.9	39.8	30.9
12歳～15歳未満	8.3	13.8	9.0	10.6	17.7	32.2	29.4
15歳～18歳未満	16.7	6.9	1.6	3.2	2.3	12.0	12.7
18歳以降	0.0	12.1	4.9	3.2	2.3	5.7	12.2
おぼえていない	8.3	12.1	12.3	6.4	3.2	7.2	6.2
無回答	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	1.6

年齢別で見ると、10歳台から20歳台は「同和地区や同和問題は知らない」が、その他の年齢層は「6歳～12歳未満」の割合が最も高くなっている。また、60歳台、70歳以上はその他の年齢層に比べて「12歳～15歳未満」の割合が高くなっている。

【表 2-4 職業別：同和地区や同和問題を知った時期（％）】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	関 係 者 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
同和地区や同和問題は知らない	3.3	0.8	6.0	6.4	2.3	2.2	34.8	3.1	
6歳未満	4.4	2.5	1.4	2.5	2.3	4.4	0.0	3.7	
6歳～12歳未満	40.7	50.8	54.7	59.4	48.8	40.4	17.4	37.3	
12歳～15歳未満	24.2	29.2	18.2	18.3	16.3	26.5	21.7	28.0	
15歳～18歳未満	11.0	5.8	5.7	5.4	9.3	11.0	17.4	10.9	
18歳以降	8.8	5.0	5.7	4.0	7.0	7.4	8.7	9.0	
おぼえていない	7.7	5.0	8.1	4.0	11.6	7.4	0.0	6.8	
無回答	0.0	0.8	0.3	0.0	2.3	0.7	0.0	1.2	

職業別でみると、『生徒・学生』は「同和地区や同和問題は知らない」が、そのほかの職業は「6歳～12歳未満」の割合が最も高く、次いで「12歳～15歳未満」となっている。

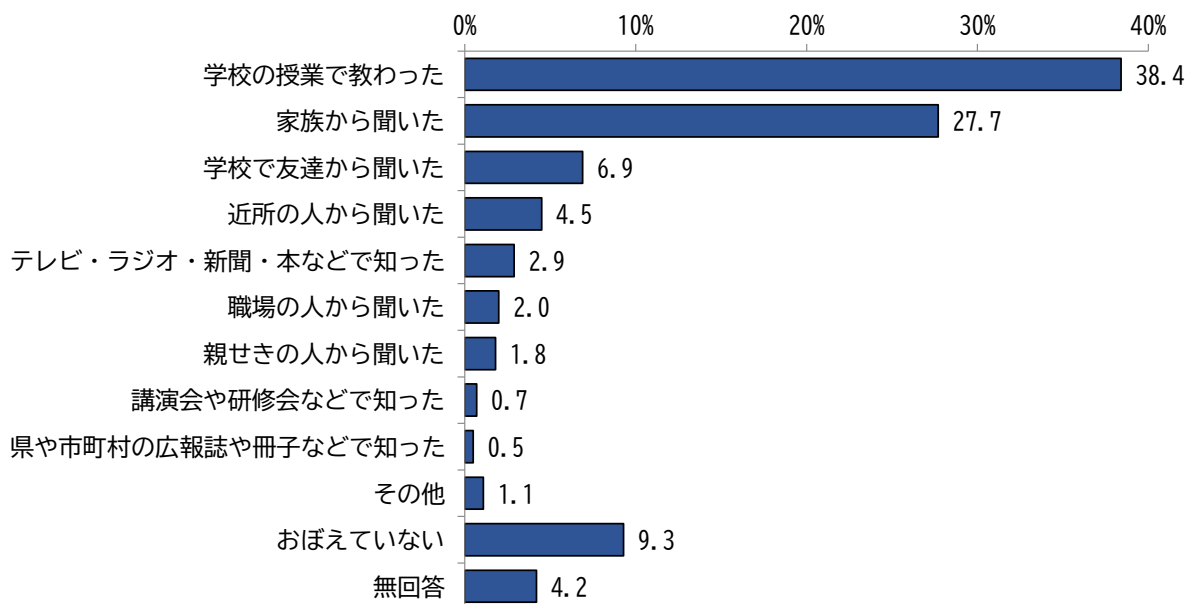
(2) 同和地区や同和問題を知ったきっかけ

問2-2. あなたが、同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけは、何ですか。

【○は1つだけ】

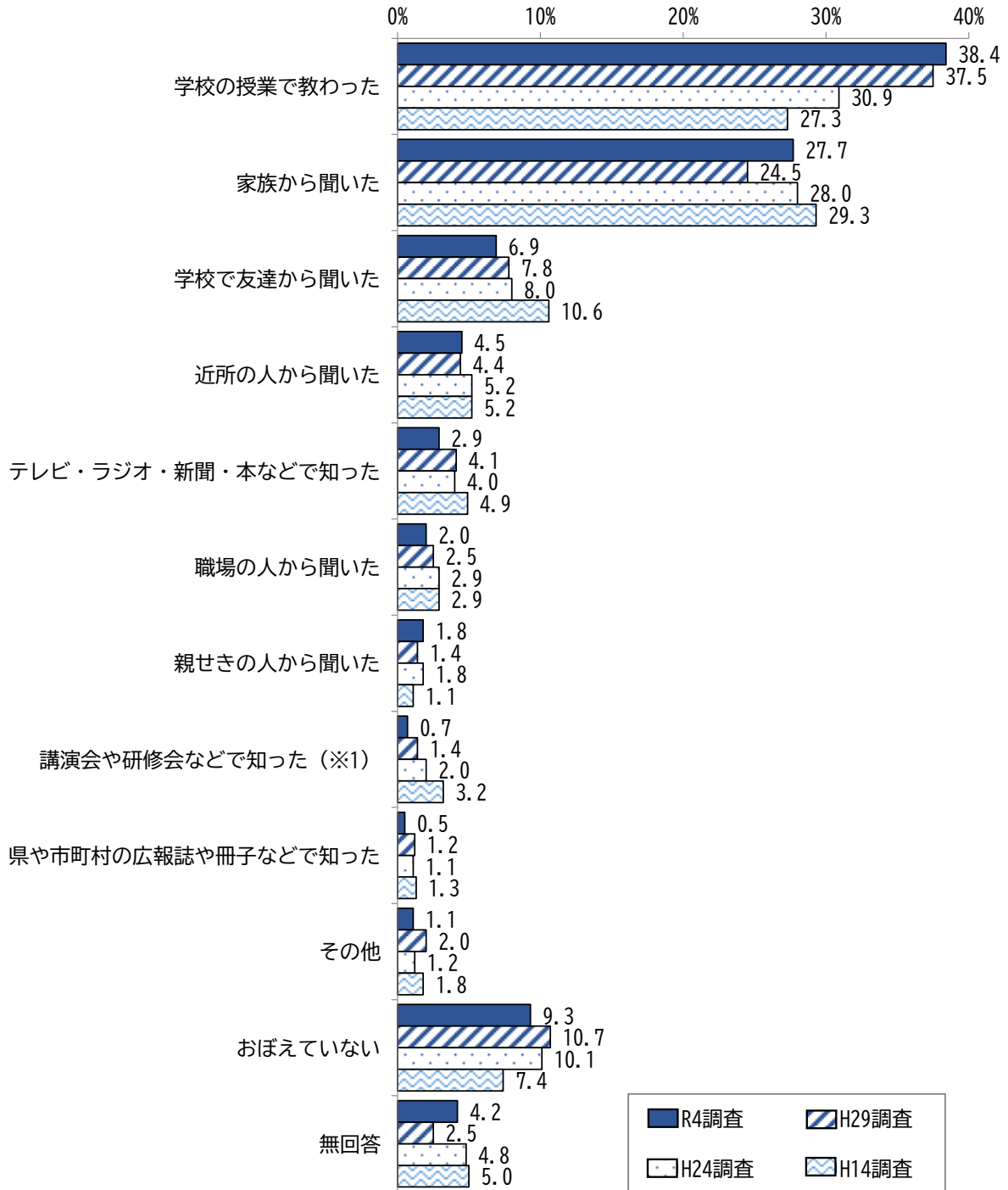
- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 家族から聞いた | 2. 親せきの人から聞いた |
| 3. 近所の人から聞いた | 4. 職場の人から聞いた |
| 5. 学校の授業で教わった | 6. 学校で友達から聞いた |
| 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った | 8. 講演会や研修会などで知った |
| 9. 県や市町村の広報誌や冊子などで知った | 10. その他（具体的に ） |
| 11. おぼえていない | |

【図2-5 同和地区や同和問題を知ったきっかけ（%）】



同和地区や同和問題を知ったきっかけについては、「学校の授業で教わった」の割合が 38.4%で最も高く、次いで「家族から聞いた」(27.7%)、「おぼえていない」(9.3%)と続いている。

【図 2-6 過去調査との比較：同和地区や同和問題を知ったきっかけ（％）】



（※1） 「講演会や研修会などで知った」は、H24 調査・H14 調査「同和問題の講演会や研修会などで知った」との比較。

過去調査と比較すると、「学校の授業で教わった」の割合が増加してきている。

II 調査結果

【表 2-7 性別：同和地区や同和問題を知ったきっかけ (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
学校の授業で教わった	34.1	33.7	30.0	24.8	42.0	40.8	32.6	29.6
家族から聞いた	28.0	25.8	27.7	30.6	27.2	23.8	28.6	28.8
学校で友達から聞いた	7.3	8.2	9.7	10.6	6.6	7.5	6.9	10.7
近所の人から聞いた	5.1	5.1	4.2	5.7	3.9	3.7	6.2	4.4
テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	3.7	5.3	4.6	4.8	2.4	3.2	3.5	4.7
職場の人から聞いた	2.7	2.6	4.1	3.4	1.4	2.2	1.9	2.5
親せきの人から聞いた	2.7	1.2	2.6	1.0	1.1	1.6	1.2	1.2
講演会や研修会などで知った	0.7	1.2	1.4	3.1	0.7	1.5	2.6	3.1
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	0.7	1.4	0.7	0.9	0.3	0.9	1.2	1.5
その他	1.3	1.4	0.7	2.3	1.0	2.5	1.7	1.5
おぼえていない	9.9	12.9	10.2	7.9	8.9	8.8	10.3	7.0
無回答	3.7	1.1	4.1	4.9	4.4	3.4	3.2	5.0

性別で見ると、男女ともに「学校の授業で教わった」の割合が最も高く、次いで「家族から聞いた」となっている。また、女性は男性に比べて「学校の授業で教わった」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに割合にあまり変化はみられない。

【表 2-8 年齢別：同和地区や同和問題を知ったきっかけ (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以 上
学校の授業で教わった	50.0	48.8	62.4	61.2	64.5	34.2	9.5
家族から聞いた	16.7	19.5	13.9	19.1	18.9	33.0	35.7
学校で友達から聞いた	0.0	2.4	1.0	2.2	4.6	8.5	11.4
近所の人から聞いた	0.0	0.0	1.0	1.1	0.0	3.6	10.8
テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	16.7	0.0	2.0	0.0	1.8	1.2	6.9
職場の人から聞いた	0.0	2.4	1.0	1.1	0.5	1.8	3.7
親せきの人から聞いた	0.0	0.0	0.0	1.1	0.5	3.0	2.6
講演会や研修会などで知った	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.9	1.1
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.1
その他	0.0	4.9	0.0	0.0	0.9	1.8	1.1
おぼえていない	16.7	17.1	11.9	6.0	5.5	7.9	12.7
無回答	0.0	4.9	5.0	8.2	2.8	3.3	3.4

年齢別で見ると、70歳以上は「家族から聞いた」が、その他の年齢層は「学校の授業で教わった」の割合が最も高くなっている。また、60歳台は「家族から聞いた」の割合も比較的高く、70歳以上は「近所の人から聞いた」の割合が、その他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 2-9 職業別：同和地区や同和問題を知ったきっかけ (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
学校の授業で教わった	21.6	36.1	51.6	61.9	38.1	32.3	46.7	20.2	
家族から聞いた	30.7	31.9	21.0	20.6	23.8	29.3	40.0	34.6	
学校で友達から聞いた	11.4	9.2	4.9	4.8	2.4	11.3	6.7	7.4	
近所の人から聞いた	3.4	8.4	2.0	0.5	7.1	5.3	0.0	7.7	
テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	5.7	3.4	2.0	1.1	4.8	0.8	0.0	4.8	
職場の人から聞いた	1.1	0.8	1.2	1.6	0.0	3.0	0.0	3.2	
親せきの人から聞いた	4.5	1.7	1.4	0.0	2.4	1.5	0.0	2.9	
講演会や研修会などで知った	3.4	0.0	0.3	0.5	0.0	0.0	0.0	1.3	
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	2.3	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.6	
その他	1.1	0.8	1.2	0.0	2.4	2.3	0.0	1.3	
おぼえていない	9.1	5.0	10.4	3.2	11.9	9.8	6.7	12.5	
無回答	5.7	1.7	4.0	5.8	7.1	3.8	0.0	3.5	

職業別でみると、『農林漁業』、『無職』は「家族から聞いた」が、その他の職業は「学校の授業で教わった」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「家族から聞いた」の割合が高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<部落差別・同和問題を知ったきっかけ>

問 11 あなたが、部落差別・同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。（○は1つ）

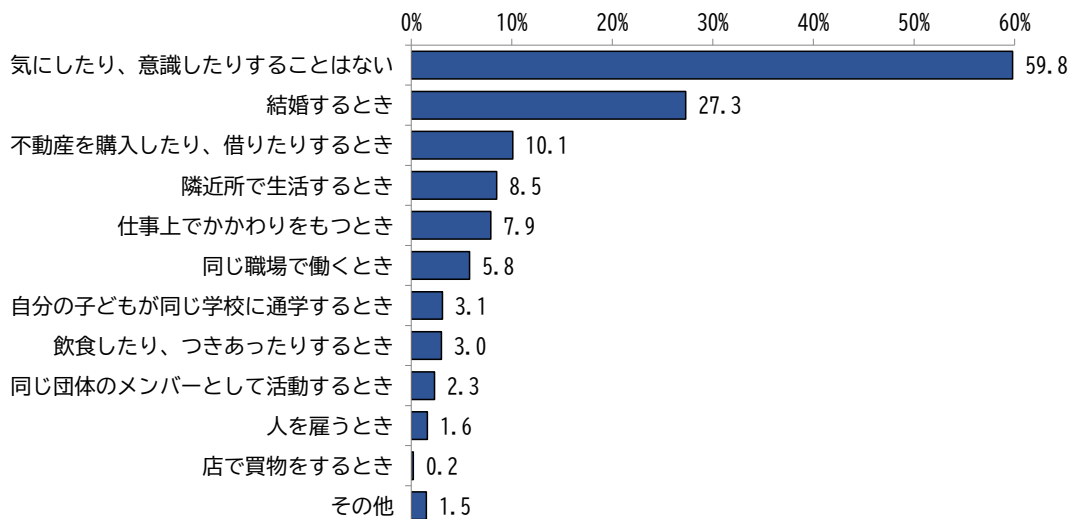
	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・学校の授業で教わった	27.8%	22.9%	19.5%
・祖父母、父母、兄弟などの家族から聞いた	16.3%	19.6%	17.1%
・テレビ・ラジオ・新聞・本で知った	15.5%	16.5%	15.7%
・部落差別・同和問題を知らない	10.6%	17.7%	20.8%
・部落差別・同和問題は知っているがきっかけは覚えていない	10.4%	5.7%	9.8%
・職場の人から聞いた	3.7%	5.1%	5.0%
・インターネットで知った	3.1%	-	-
・部落差別・同和問題に関する集会や研修会で知った	2.7%	2.6%	2.2%
・友人から聞いた	2.6%	3.6%	4.3%
・都道府県や市区町村の広報誌や冊子などで知った	1.7%	1.0%	1.2%
・近所の人から聞いた	1.5%	2.8%	2.4%
・親戚の人から聞いた	1.2%	1.2%	1.1%

(3) 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合

問2-3. あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。【○はいくつでも】

1. 気にしたり、意識したりすることはない
(この項目を選ばれた方は、他の項目には○印をつけないでください)
2. 結婚するとき
3. 人を雇うとき
4. 同じ職場で働くとき
5. 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
6. 隣近所で生活するとき
7. 同じ団体(町内会、自治会、PTA、サークルなど)のメンバーとして活動するとき
8. 飲食したり、つきあったりするとき
9. 不動産(家、土地など)を購入したり、借りたりするとき
10. 店で買物をするとき
11. 仕事上でかかわりをもつとき
12. その他(具体的に)

【図2-10 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合 (%)】

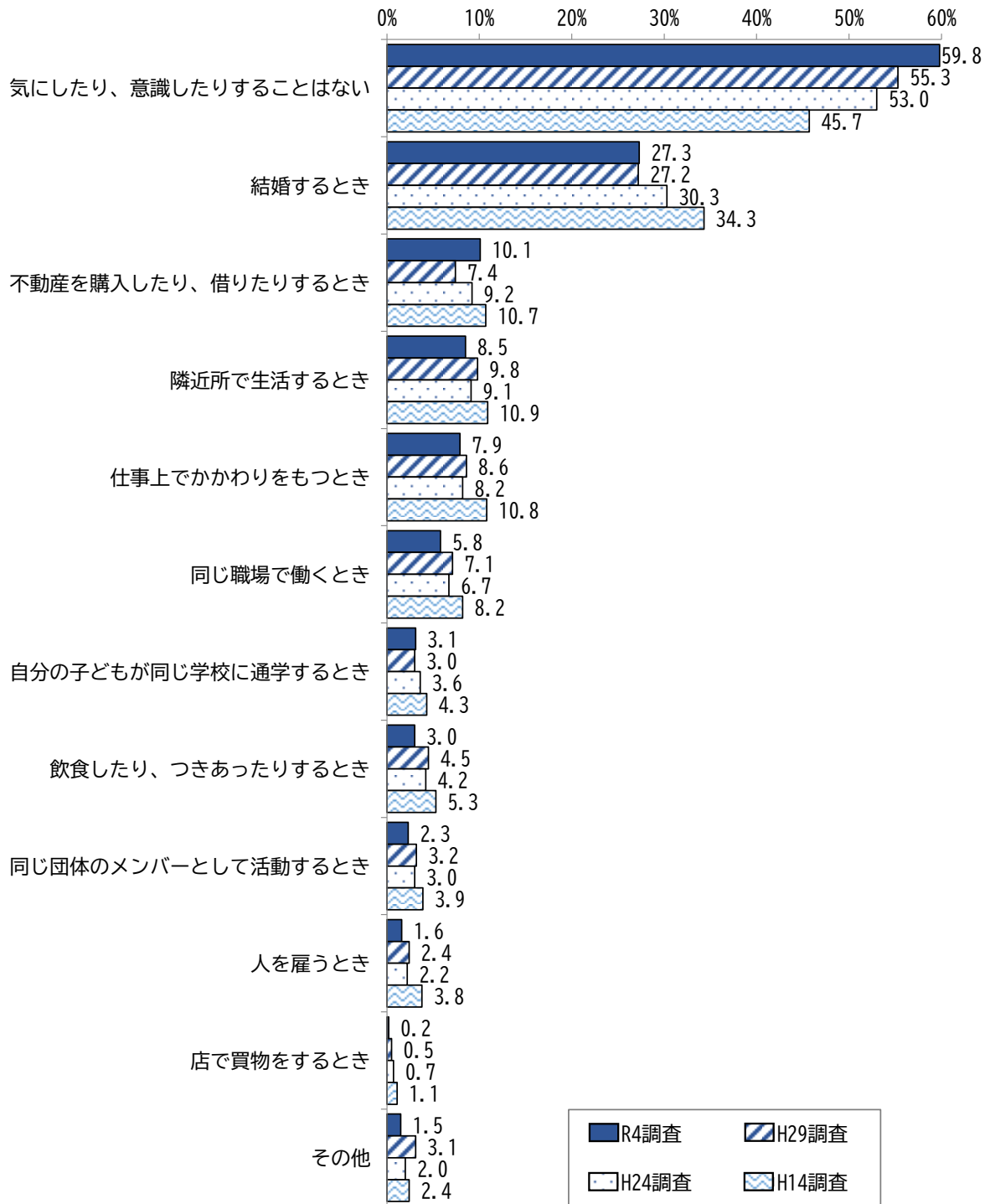


同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合については、「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が 59.8%と最も高く、次いで「結婚するとき」(27.3%)、「不動産を購入したり、借りたりするとき」(10.1%)、「隣近所で生活するとき」(8.5%)、「仕事上でかかわりをもつとき」(7.9%)と続いている。

「その他」の記述としては、「同和地区と言われる場所に行ったとき」、「何かトラブルがあったとき」などがあつた。

II 調査結果

【図 2-11 過去調査との比較：同和地区や同和地区の人ということに気にしたたり、意識する場合（％）】



過去調査と比較すると、「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が増加してきている。

II 調査結果

【表 2-12 性別：同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
気にしたり、意識したりすることはない	63.8	59.3	54.3	46.0	56.0	52.1	53.3	45.8
結婚するとき	23.6	22.2	28.9	32.1	31.0	31.3	32.0	36.4
不動産を購入したり、借りたりするとき	8.4	4.7	9.2	10.1	11.8	9.6	9.2	11.4
隣近所で生活するとき	7.9	8.7	10.9	10.5	9.2	10.8	7.9	11.5
仕事上でかかわりをもつとき	10.1	9.6	11.3	13.5	5.8	7.7	6.1	8.7
同じ職場で働くとき	7.1	6.1	8.6	8.1	4.5	7.8	5.4	8.1
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	2.8	1.7	4.2	3.7	3.3	4.0	3.1	4.9
飲食したり、つきあったりするとき	4.1	4.3	5.6	6.4	2.1	4.5	3.1	4.6
同じ団体のメンバーとして活動するとき	3.4	2.6	3.4	4.4	1.3	3.6	2.6	3.8
人を雇うとき	2.3	2.8	3.2	4.8	0.9	2.1	1.5	3.1
店で買物をするとき	0.4	0.2	0.9	1.0	0.0	0.9	0.6	1.2
その他	1.3	3.6	1.9	2.9	1.6	2.6	2.2	2.2

性別で見ると、男女ともに「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が最も高く、次いで「結婚するとき」となっている。また、男性は女性に比べて「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が、女性は男性に比べて「結婚するとき」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が増加してきている。

【表 2-13 年齢別：同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合 (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以 上
気にしたり、意識したりすることはない	100.0	80.0	71.7	59.4	58.2	57.8	56.5
結婚するとき	0.0	10.0	18.2	21.7	29.6	28.9	32.5
不動産を購入したり、借りたりするとき	0.0	10.0	11.1	17.8	11.7	9.5	5.9
隣近所で生活するとき	0.0	10.0	7.1	8.3	6.6	8.9	9.9
仕事上でかかわりをもつとき	0.0	7.5	6.1	12.2	8.9	6.2	6.8
同じ職場で働くとき	0.0	5.0	3.0	5.6	5.6	7.4	5.1
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	0.0	2.5	2.0	4.4	3.8	2.5	2.8
飲食したり、つきあったりするとき	0.0	5.0	3.0	2.8	2.3	1.8	4.2
同じ団体のメンバーとして活動するとき	0.0	0.0	1.0	2.2	2.3	2.2	2.8
人を雇うとき	0.0	5.0	2.0	1.1	1.9	0.9	1.4
店で買物をするとき	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3
その他	0.0	2.5	2.0	2.8	1.4	0.6	1.4

年齢別で見ると、全ての年齢層で「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が最も高く、年齢層が下がるほど、割合は高くなっている。また、気にしたり意識したりする場合には、全ての年齢層で「結婚するとき」が最も高くなっている。

II 調査結果

【表 2-14 職業別：同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 者 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
気にしたり、意識したりすることはない	59.3	61.9	60.2	63.5	63.2	56.0	80.0	57.0	
結婚するとき	26.7	22.9	24.6	25.9	23.7	32.0	6.7	32.2	
不動産を購入したり、借りたりするとき	5.8	11.9	11.7	14.8	10.5	11.2	6.7	5.0	
隣近所で生活するとき	9.3	6.8	6.7	9.5	5.3	11.2	6.7	9.4	
仕事上でかかわりをもつとき	10.5	10.2	8.5	9.0	2.6	3.2	6.7	6.4	
同じ職場で働くとき	4.7	2.5	7.6	4.8	0.0	3.2	6.7	6.4	
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	2.3	1.7	3.8	4.2	0.0	2.4	6.7	2.7	
飲食したり、つきあったりするとき	5.8	2.5	2.0	1.6	2.6	3.2	6.7	3.7	
同じ団体のメンバーとして活動するとき	2.3	0.8	1.5	2.1	0.0	4.0	0.0	2.7	
人を雇うとき	2.3	1.7	1.2	1.6	0.0	0.8	6.7	1.0	
店で買物をするとき	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	
その他	2.3	2.5	1.5	0.0	5.3	1.6	6.7	1.0	

職業別で見ると、全ての職業で「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が最も高く、次いで「結婚するとき」がとなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<部落差別・同和問題に関する人権問題>

（問 11 で「祖父母、父母、兄弟などの家族から聞いた」、「親戚の人から聞いた」、「近所の人から聞いた」、「職場の人から聞いた」、「友人から聞いた」、「学校の授業で教わった」、「テレビ・ラジオ・新聞・本で知った」、「インターネットで知った」、「部落差別・同和問題に関する集会や研修会で知った」、「都道府県や市区町村の広報誌や冊子などで知った」、「部落差別・同和問題は知っているがきっかけは覚えていない」、「その他」と答えた者に）

問 12 部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。（○はいくつでも）

（上位 4 項目）

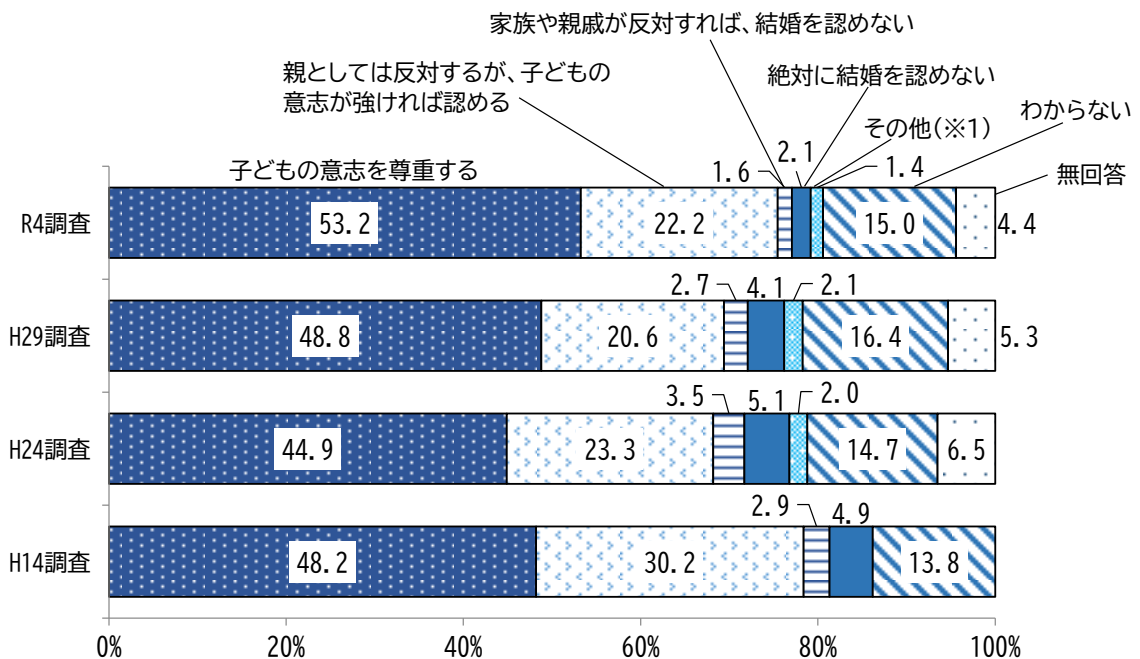
	令和 4 年 8 月	平成 29 年 10 月	平成 24 年 8 月
・ 交際や結婚を反対されること	40.4%	40.1%	37.3%
・ 差別的な言葉を言われること	32.3%	27.9%	24.9%
・ 就職・職場で不利な扱いを受けること	27.5%	23.5%	23.2%
・ 身元調査をされること	24.3%	27.6%	27.8%
・ 特にない	24.3%	11.8%	18.6%

(4) お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合

問2-4. かりに、あなたにお子さんが出て、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合、あなたはどのようにしますか。【〇は1つだけ】

1. 子どもの意志を尊重する
2. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める
3. 家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない
4. 絶対に結婚を認めない
5. その他（具体的に ）
6. わからない

【図2-15 お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合（%）】



※ H14 調査は、既婚者であることが回答の条件。
 (※1) H14 調査には、「その他」の回答項目は設定していない。

お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合については、「子どもの意志を尊重する」の割合が53.2%と、半数以上を占めている。

「その他」の記述としては、「相手の人柄による」、「本人以外の親や親族の考え方や行動等は考慮すると思う」などがあつた。

過去調査と比較すると、あまり変化がみられない。

II 調査結果

【表 2-16 性別：お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
子どもの意志を尊重する	58.8	54.0	48.3	52.8	48.7	45.0	43.4	44.9
親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める	20.0	17.9	24.0	30.1	24.2	22.8	23.2	30.2
家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない	1.1	2.6	3.7	2.0	2.0	2.9	3.5	3.7
絶対に結婚を認めない	1.6	3.6	5.3	4.2	2.6	4.6	5.0	5.5
その他	2.0	2.8	1.8	-	0.9	1.6	2.1	-
わからない	12.6	13.8	12.0	10.9	16.8	18.1	17.1	15.7
無回答	3.8	5.3	4.9	-	4.9	5.1	5.8	-

性別で見ると、男女ともに「子どもの意志を尊重する」の割合が最も高く、次いで「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」となっている。また、男性は女性に比べて「子どもの意志を尊重する」の割合が高く、その差は10ポイント以上となっている。

過去調査と比較すると、男性は「子どもの意志を尊重する」の割合が増加してきている。

【表 2-17 年齢別：お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合 (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以 上
子どもの意志を尊重する	66.7	75.6	69.3	54.6	47.9	52.7	48.7
親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める	0.0	7.3	11.9	15.8	26.3	21.5	28.0
家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない	16.7	0.0	2.0	1.1	0.9	1.5	2.1
絶対に結婚を認めない	0.0	0.0	0.0	2.7	1.4	2.1	3.2
その他	0.0	0.0	2.0	2.2	1.8	2.4	0.0
わからない	16.7	12.2	9.9	21.3	19.8	15.2	11.4
無回答	0.0	4.9	5.0	2.2	1.8	4.5	6.6

年齢別で見ると、全ての年齢層で「子どもの意志を尊重する」の割合が最も高くなっている。また、年齢層が上がるほど、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」の割合は高くなる傾向がある。

II 調査結果

【表 2-18 職業別：お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
子どもの意志を尊重する	59.1	54.6	55.0	60.8	50.0	37.6	86.7	50.3	
親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める	26.1	26.1	17.6	23.3	14.3	25.6	6.7	24.4	
家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない	1.1	0.0	1.7	0.5	0.0	2.3	6.7	2.2	
絶対に結婚を認めない	1.1	0.8	1.7	1.6	4.8	3.0	0.0	2.9	
その他	0.0	2.5	2.0	0.5	0.0	1.5	0.0	1.6	
わからない	9.1	12.6	19.6	11.1	26.2	20.3	0.0	12.5	
無回答	3.4	3.4	2.3	2.1	4.8	9.8	0.0	6.1	

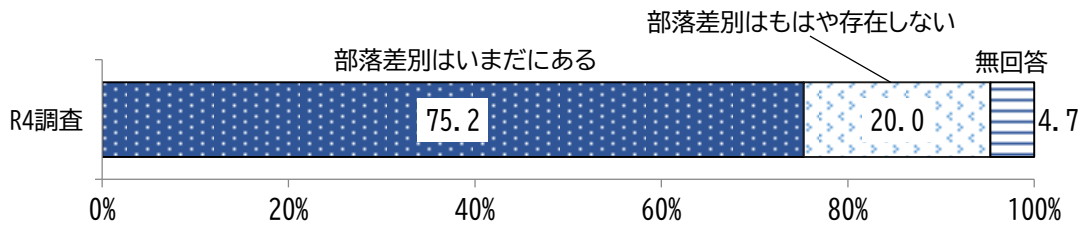
職業別で見ると、全ての職業で「子どもの意志を尊重する」の割合が最も高くなっている。また、『自由業、その他有職』はその他の職業に比べて「わからない」の割合が高くなっている。

(5) 現在でも部落差別はあると思うか **新**

問2-5. 現在でも部落差別はあると思いますか。【いずれかに○を】

1. 部落差別はいまだにある → 副問1へ
2. 部落差別はもはや存在しない → 問3-1へ

【図2-19 現在でも部落差別はあると思うか (%)】



現在でも部落差別はあると思うかについては、「部落差別はいまだにある」の割合が75.2%、「部落差別はもはや存在しない」が20.0%となっている。

【表2-20 性別：現在でも部落差別はあると思うか (%)】

	男性	女性
部落差別はいまだにある	76.2	74.5
部落差別はもはや存在しない	19.4	20.3
無回答	4.4	5.2

性別でみると、男女ともに「部落差別はいまだにある」と回答した割合が70%を超えており、男女間であまり差はみられない。

【表2-21 年齢別：現在でも部落差別はあると思うか (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
部落差別はいまだにある	66.7	70.7	78.2	80.3	82.5	78.5	65.9
部落差別はもはや存在しない	33.3	24.4	15.8	16.4	15.7	17.0	27.0
無回答	0.0	4.9	5.9	3.3	1.8	4.5	7.1

年齢別でみると、「部落差別はいまだにある」の割合は、50歳台が82.5%で最も高く、次いで40歳台(80.3%)、60歳台(78.5%)と続いており、70歳以上(65.9%)が最も低くなっている。

【表 2-22 職業別：現在でも部落差別はあると思うか (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
部落差別はいまだにある	75.0	77.3	78.1	84.7	73.8	69.9	73.3	69.2
部落差別はもはや存在しない	20.5	18.5	18.4	12.2	21.4	24.1	26.7	24.7
無回答	4.5	4.2	3.5	3.2	4.8	6.0	0.0	6.1

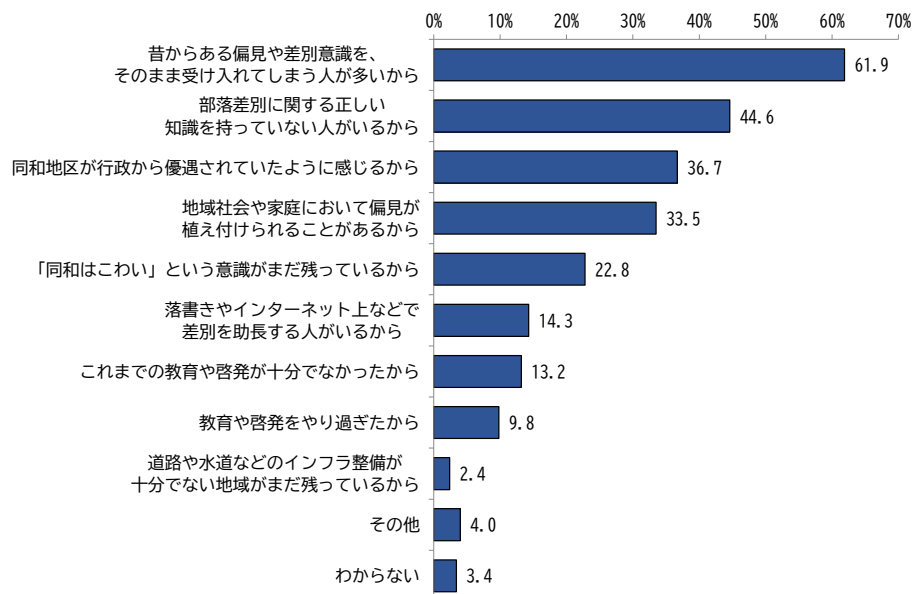
職業別で見ると、「部落差別はいまだにある」の割合は、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』が84.7%で最も高く、次いで『会社員等』(78.1%)、『企業の経営者・自営業者』(77.3%)と続いており、『無職』が69.2%で最も低くなっている。

(6) 部落差別が残っている原因

問2-5副問1. 【問2-5で「1. 部落差別はいまだにある」と答えた方にお尋ねします。】
 現在でも部落差別が残っているとすれば、その原因はどこにあると思いますか。
 【〇はいくつでも】

1. 部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから
2. 落書きやインターネット上などで差別を助長する人がいるから
3. これまでの教育や啓発が十分でなかったから
4. 昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから
5. 地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから
6. 同和地区が行政から優遇されていたように感じるから
7. 道路や水道などのインフラ整備が十分でない地域がまだ残っているから
8. 「同和はこわい」という意識がまだ残っているから
9. 教育や啓発をやり過ぎたから
10. その他（具体的に ）
11. わからない

【図 2-23 部落差別が残っている原因 (%)】



部落差別が残っている原因については、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」の割合が61.9%と最も高く、次いで「部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから」(44.6%)、「同和地区が行政から優遇されていたように感じるから」(36.7%)、「地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから」(33.5%)と続いている。

「その他」の記述としては、「上の年代の方が偏見をもっていると思うから」、「同和地区の方が歩み寄ってくれないから」などがあつた。

【表 2-24 性別：部落差別が残っている原因 (%)】

	男性	女性
昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから	61.0	62.5
部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから	41.9	47.3
同和地区が行政から優遇されていたように感じるから	39.2	34.6
地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから	32.2	34.6
「同和はこわい」という意識がまだ残っているから	23.7	21.2
落書きやインターネット上などで差別を助長する人がいるから	15.0	13.9
これまでの教育や啓発が十分でなかったから	13.6	12.9
教育や啓発をやり過ぎたから	11.4	8.5
道路や水道などのインフラ整備が十分でない地域がまだ残っているから	1.5	3.3
その他	3.1	4.8
わからない	3.1	3.5

性別で見ると、男女ともに「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」の割合が最も高く、次いで「部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから」となっている。また、女性は男性に比べて「部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから」の割合が高くなっている。

【表 2-25 年齢別：部落差別が残っている原因 (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから	25.0	62.1	65.8	61.2	60.1	63.6	61.0
部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから	25.0	34.5	45.6	34.0	42.7	50.8	47.6
同和地区が行政から優遇されていたように感じるから	0.0	10.3	19.0	32.0	43.3	40.7	39.8
地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから	50.0	41.4	43.0	34.7	38.8	34.1	23.6
「同和はこわい」という意識がまだ残っているから	25.0	13.8	34.2	16.3	27.5	20.2	22.0
落書きやインターネット上などで差別を助長する人がいるから	25.0	17.2	25.3	15.6	18.0	13.6	7.7
これまでの教育や啓発が十分でなかったから	50.0	13.8	20.3	7.5	14.0	14.3	11.8
教育や啓発をやり過ぎたから	50.0	0.0	15.2	11.6	9.6	10.9	6.5
道路や水道などのインフラ整備が十分でない地域がまだ残っているから	0.0	0.0	5.1	4.1	2.2	1.9	1.6
その他	0.0	6.9	5.1	9.5	3.9	3.1	1.2
わからない	25.0	10.3	1.3	2.7	4.5	1.9	3.7

年齢別でみると、10歳台は「地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから」、「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」、「教育や啓発をやり過ぎたから」が、その他の年齢層は「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」の割合が最も高くなっている。

【表 2-26 職業別：部落差別が残っている原因 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから	52.3	64.4	64.6	62.3	58.1	58.1	36.4	62.3	
部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから	38.5	36.7	41.7	47.8	48.4	54.8	18.2	47.4	
同和地区が行政から優遇されていたように感じるから	43.1	36.7	38.0	28.9	45.2	39.8	9.1	38.1	
地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから	23.1	36.7	33.6	39.6	25.8	36.6	72.7	27.0	
「同和はこわい」という意識がまだ残っているから	18.5	21.1	22.5	24.5	16.1	19.4	27.3	24.7	
落書きやインターネット上などで差別を助長する人がいるから	4.6	18.9	16.2	19.5	9.7	10.8	18.2	11.2	
これまでの教育や啓発が十分でなかったから	4.6	18.9	10.0	17.6	9.7	16.1	27.3	12.1	
教育や啓発をやり過ぎたから	4.6	14.4	11.1	11.9	12.9	9.7	9.1	6.0	
道路や水道などのインフラ整備が十分でない地域がまだ残っているから	0.0	3.3	3.0	2.5	3.2	5.4	0.0	0.9	
その他	1.5	2.2	6.3	6.9	0.0	1.1	9.1	2.3	
わからない	6.2	5.6	2.2	1.3	0.0	5.4	9.1	3.7	

職業別でみると、『生徒・学生』は「地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから」が、その他の職業は「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」の割合が最も高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<部落差別・同和問題が存在する理由>

（問 11 で「祖父母、父母、兄弟などの家族から聞いた」、「親戚の人から聞いた」、「近所の人から聞いた」、「職場の人から聞いた」、「友人から聞いた」、「学校の授業で教わった」、「テレビ・ラジオ・新聞・本で知った」、「インターネットで知った」、「部落差別・同和問題に関する集会や研修会で知った」、「都道府県や市区町村の広報誌や冊子などで知った」、「部落差別・同和問題は知っているがきっかけは覚えていない」、「その他」と答えた者に）

問 13 現在もなお、部落差別・同和問題が存在するのは、どのような理由からだと思えますか。

（〇はいくつでも）

（上位 4 項目）

	令和 4 年 8 月	平成 29 年 10 月
・昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから	60.9%	55.8%
・部落差別・同和問題の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから	43.8%	34.6%
・これまでの教育や啓発が十分でなかったから	27.6%	25.5%
・落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから	25.9%	17.4%

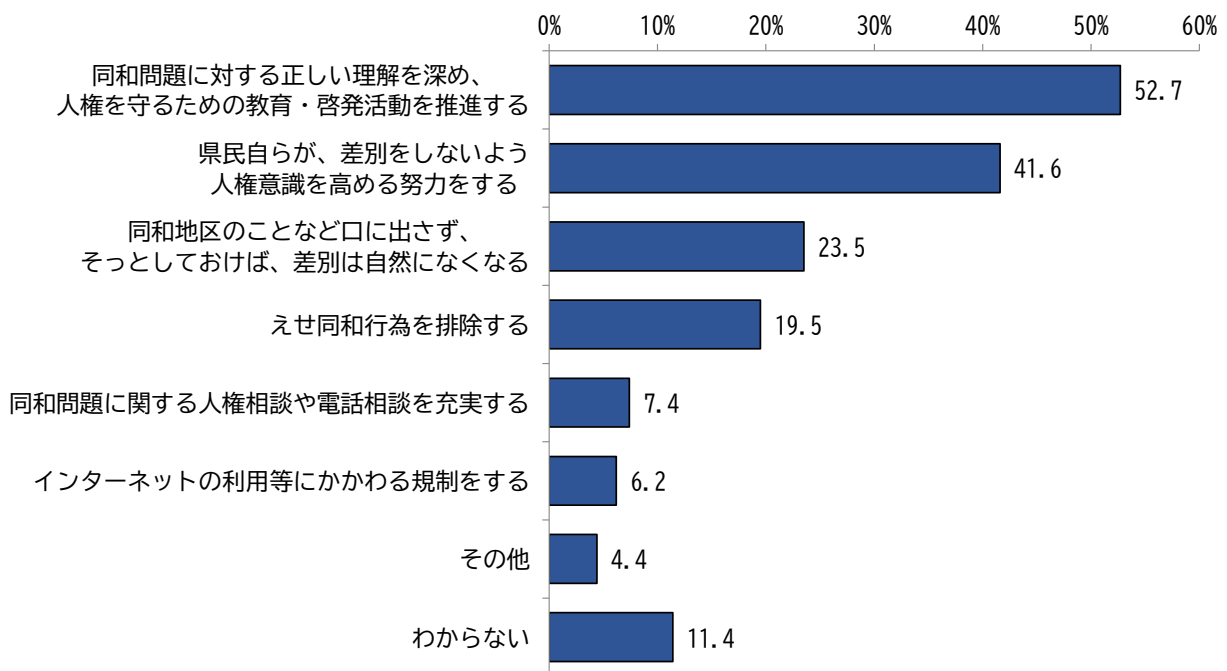
(7) 同和問題の解決方法

問2-6. あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
3. 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
4. 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
5. えせ同和行為を排除する
6. インターネットの利用等にかかわる規制をする
7. その他（具体的に ）
8. わからない

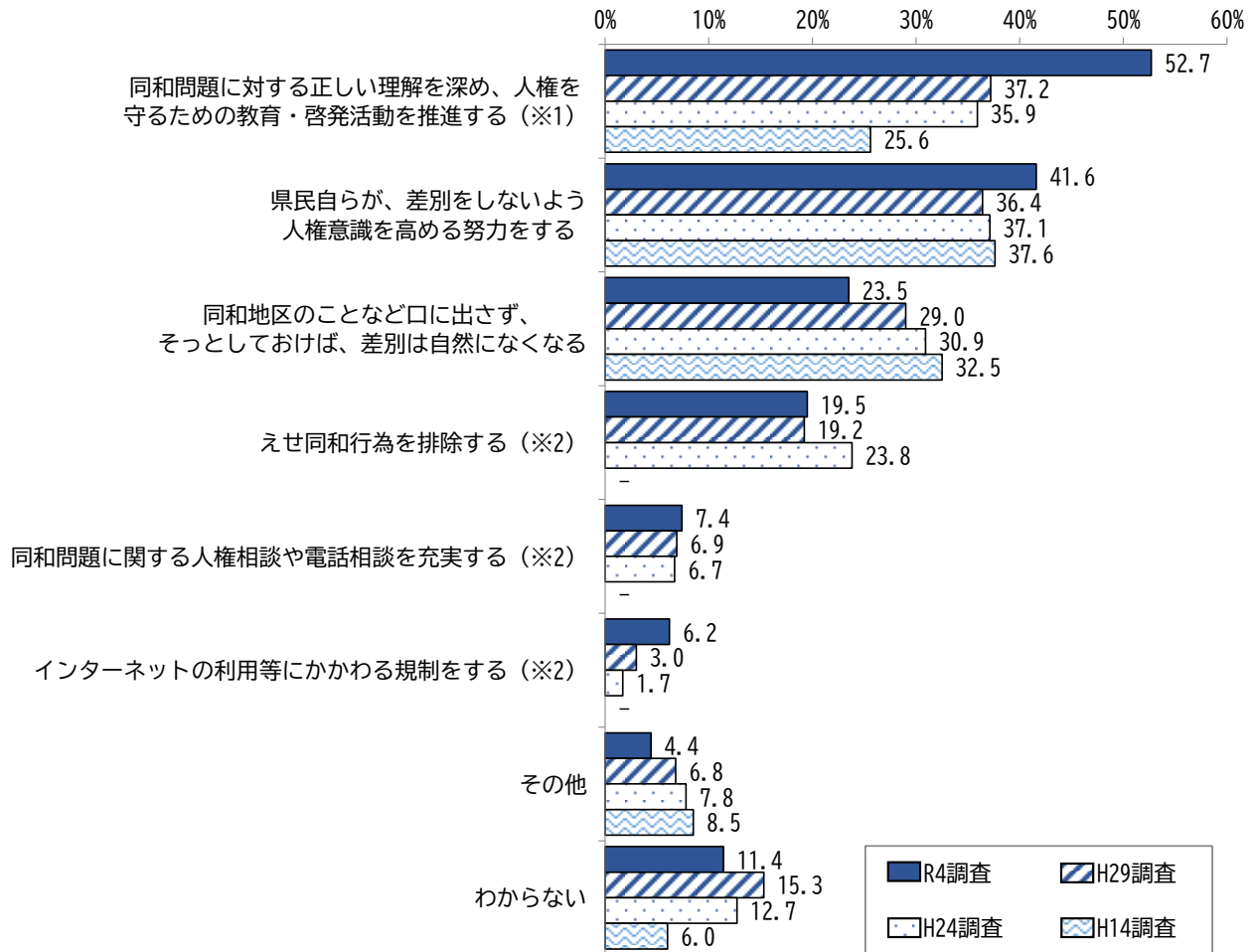
【図 2-27 同和問題の解決方法 (%)】



同和問題の解決方法については、「同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が52.7%と最も高く、次いで「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」(41.6%)、「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」(23.5%)と続いている。

「その他」の記述としては、「逆差別と言われるような優遇をなくす」、「同和地区の方の意識も変える」などがあつた。

【図 2-28 過去調査との比較：同和問題の解決方法（％）】



※ H14 調査の回答条件は【2つまで○】。

（※1） 「同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する」は、H24 調査・H14 調査「行政が、差別をなくし人権を大切にしている教育・啓発活動を積極的に行う」との比較。

（※2） H14 調査には、「えせ同和行為を排除する」「同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する」「インターネットの利用等にかかわる規制をする」の回答項目は設定していない。

過去調査と比較すると、「同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合は増加してきており、H29 調査と比べると 15 ポイント以上増加している。また、H29 調査と比べて「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」の割合も増加している。

一方で、「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」の割合は減少してきている。

【表 2-29 性別：同和問題の解決方法（％）】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
同和問題に対する正しい理解を深め、 人権を守るための教育・啓発活動を推進する	47.3	39.3	37.7	26.5	57.3	35.9	35.2	24.9
県民自らが、差別をしないよう 人権意識を高める努力をする	41.0	35.7	36.2	38.2	42.2	36.7	39.1	37.6
同和地区のことなど口に出さず、 そっとしておけば、差別は自然になくなる	25.5	29.7	33.2	31.6	22.1	28.6	30.1	33.3
えせ同和行為を排除する	23.8	22.2	29.8	-	16.1	16.8	20.0	-
同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する	8.7	7.8	7.8	-	6.6	6.2	5.8	-
インターネットの利用等にかかわる規制をする	6.6	2.6	1.9	-	6.0	3.4	1.5	-
その他	4.9	6.8	9.2	9.9	4.3	6.8	6.8	7.6
わからない	10.9	14.6	10.2	4.7	11.2	15.7	14.7	7.0

性別で見ると、男女ともに「同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高く、特に女性は男性に比べて10ポイント高くなっている。また、男性は女性に比べて「えせ同和行為を排除する」の割合が高くなっている。

過去調査との比較でも、男女ともに「同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が増加してきており、特に女性はH29調査と比べると20ポイント以上増加している。

【表 2-30 年齢別：同和問題の解決方法（%）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する	75.0	55.2	57.0	51.0	50.6	56.8	49.8
県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする	50.0	37.9	25.3	34.7	38.1	44.0	51.0
同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる	25.0	27.6	27.8	21.8	21.0	20.6	27.1
えせ同和行為を排除する	0.0	13.8	21.5	25.9	24.4	17.5	14.2
同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する	50.0	6.9	6.3	6.8	8.5	9.3	4.9
インターネットの利用等にかかわる規制をする	0.0	3.4	10.1	4.8	6.3	8.2	4.5
その他	0.0	3.4	7.6	7.5	2.8	4.3	3.2
わからない	0.0	20.7	11.4	10.2	14.8	9.3	10.1

年齢別で見ると、70歳以上は「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」が、その他の年齢層は「同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。

また、「同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する」は全ての年代で50%近い割合になっている。

30歳台以外の年齢層では「県民自らが、差別しないよう人権意識を高める努力をする」が30%以上の割合になっている。

全ての年齢層で「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」の割合は30%未満となっている。

【表 2-31 職業別：同和問題の解決方法（％）】

	農 林 漁 業	営 業 の 経 営 者 ・ 自 営 業 者	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 ・ 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有 職	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
同和問題に対する正しい理解を深め、 人権を守るための教育・啓発活動を推進する	46.2	43.3	49.3	66.3	48.4	55.9	63.6	52.3	
県民自らが、差別をしないよう 人権意識を高める努力をする	44.6	32.2	34.4	45.0	48.4	43.0	54.5	47.7	
同和地区のことなど口に出さず、 そっとしておけば、差別は自然になくなる	30.8	28.9	23.7	13.8	19.4	23.7	18.2	26.6	
えせ同和行為を排除する	13.8	18.9	19.6	25.6	25.8	14.0	9.1	17.8	
同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する	9.2	2.2	8.1	8.8	0.0	6.5	18.2	8.4	
インターネットの利用等にかかわる規制をする	3.1	7.8	4.4	8.8	3.2	5.4	0.0	8.4	
その他	1.5	4.4	4.1	6.9	6.5	5.4	9.1	3.3	
わからない	9.2	11.1	13.3	7.5	22.6	11.8	9.1	10.3	

職業別で見ると、全ての職業で「同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。また、『自由業、その他有職』は「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」も同率で最も高い割合となっている。

『農林漁業』、『企業の経営者・自営業者』は、その他の職業に比べて「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」の割合が高くなっている。

3. 女性

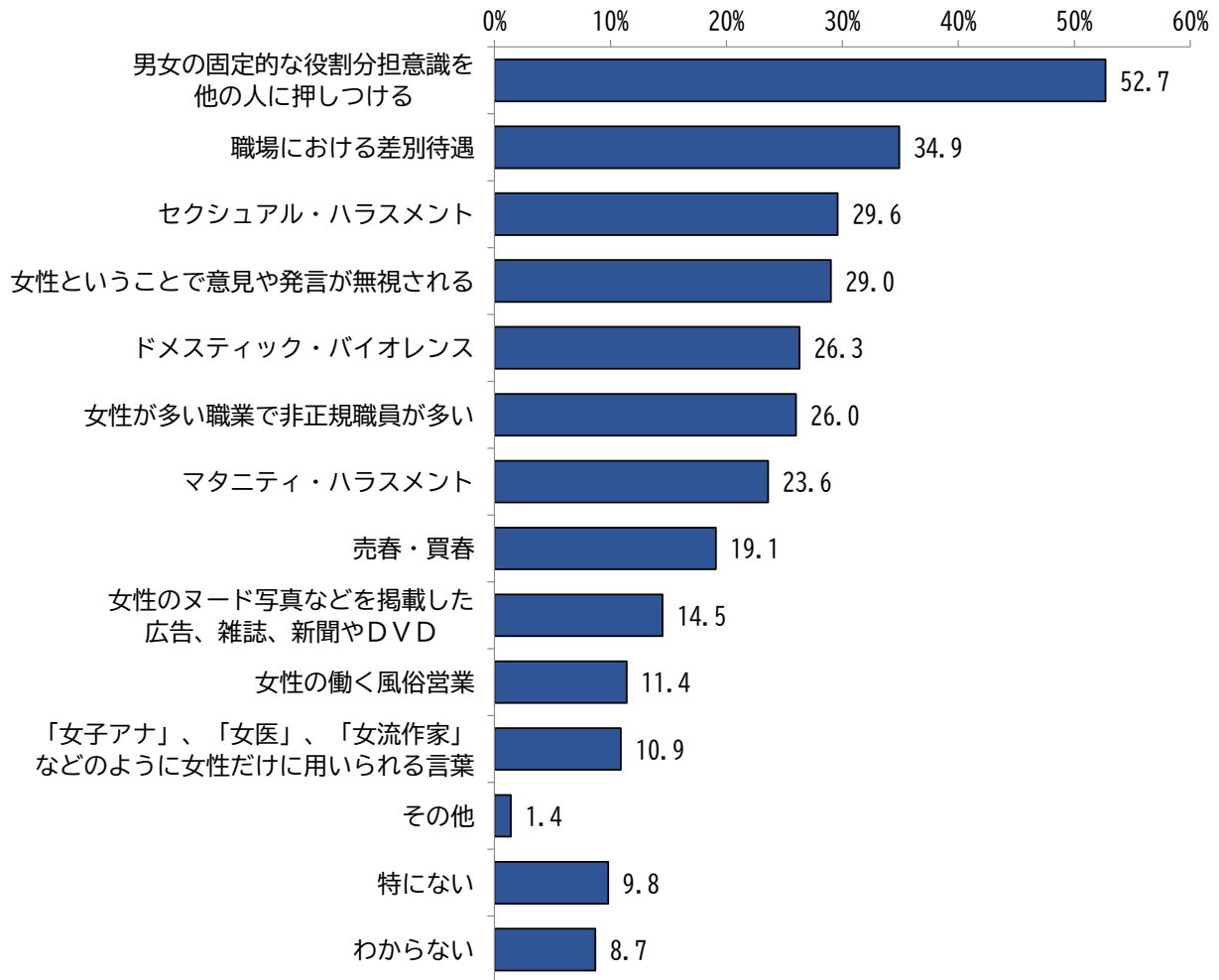
(1) 女性に関する人権上の問題点

問3-1. 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける
2. 女性ということで意見や発言が無視される
3. 職場における差別待遇
4. マタニティ・ハラスメント
5. 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い
6. ドメスティック・バイオレンス（DV）
7. セクシュアル・ハラスメント
8. 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
9. 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD
10. 女性の働く風俗営業
11. 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉
12. その他（具体的に ）
13. 特にない
14. わからない

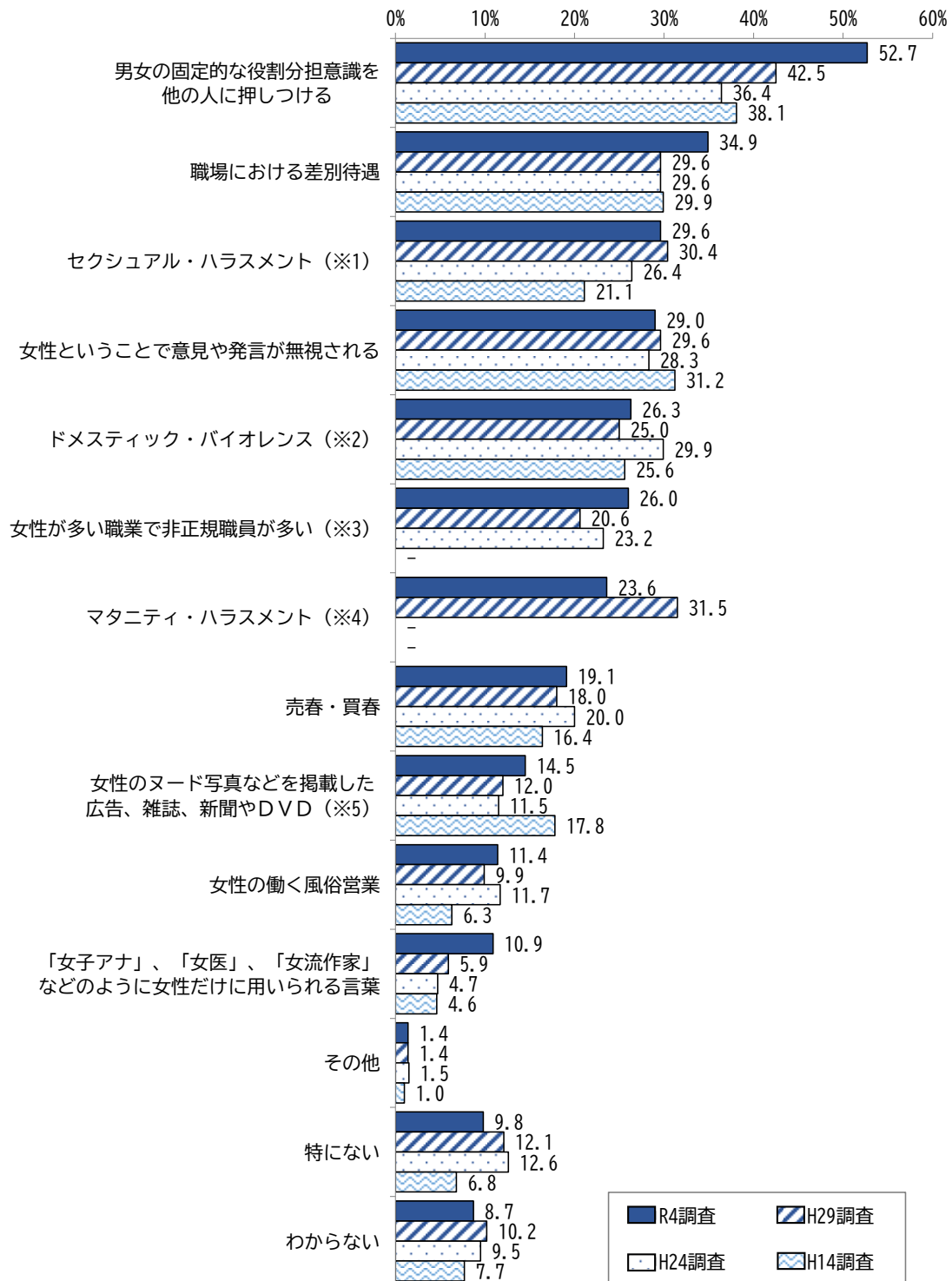
【図 3-1 女性に関する人権上の問題点 (%)】



女性に関する人権上の問題点については、「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合が52.7%と最も高く、次いで「職場における差別待遇」(34.9%)、「セクシュアル・ハラスメント」(29.6%)、「女性ということで意見や発言が無視される」(29.0%)と続いている。

II 調査結果

【図 3-2 過去調査との比較：女性に関する人権上の問題点（％）】



※ H14 調査の回答条件は【3つまで○】。

（※1） 「セクシュアル・ハラスメント」は、H24 調査・H14 調査「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」との比較。

（※2） 「ドメスティック・バイオレンス」は、H14 調査「夫による妻への家庭内暴力」との比較。

（※3） H14 調査には、「女性が多い職業で非正規職員が多い」の回答項目は設定していない。

（※4） H24 調査・H14 調査には、「マタニティ・ハラスメント」の回答項目は設定していない。

（※5） 「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」は、H14 調査「内容に関係なく女性の水着姿、裸体や媚びたポーズなどを使用した広告」、「女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞」、「アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌」を合計したものととの比較。

過去調査と比較すると、「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合は増加してきている。また、H29 調査と比べて「職場における差別待遇」、「女性が多い職場で非正規職員が多い」の割合は増加している。一方で「マタニティ・ハラスメント」の割合は減少している。

II 調査結果

【表 3-3 性別：女性に関する人権上の問題点 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける	51.2	41.6	33.7	36.0	54.2	43.0	39.3	40.5
職場における差別待遇	34.9	29.6	31.6	30.6	34.9	29.5	29.0	29.6
セクシュアル・ハラスメント	27.7	27.9	27.2	21.4	31.1	32.3	26.8	21.5
女性ということで意見や発言が無視される	26.4	25.9	25.8	28.8	31.0	32.4	31.3	33.2
ドメスティック・バイオレンス	23.9	24.6	28.9	24.4	28.2	25.4	31.6	26.4
女性が多い職業で非正規職員が多い	24.0	18.7	19.3	-	27.7	22.2	27.0	-
マタニティ・ハラスメント	20.2	30.2	-	-	26.1	32.4	-	-
売春・買春	15.8	16.1	19.5	14.1	21.5	19.6	20.6	18.1
女性のヌード写真などを掲載した 広告、雑誌、新聞やDVD	11.0	10.6	10.3	10.7	16.9	13.2	12.7	23.1
女性の働く風俗営業	9.7	9.3	10.4	4.8	12.8	10.3	13.0	7.6
「女子アナ」、「女医」、「女流作家」 などのように女性だけに用いられる言葉	10.1	5.5	4.3	2.7	11.5	6.3	5.2	6.0
その他	1.3	1.7	1.2	1.1	1.5	1.2	1.6	0.9
特にない	9.7	13.9	14.0	6.7	9.9	10.8	11.7	6.7
わからない	9.5	12.3	10.1	6.1	8.0	8.5	9.3	8.7

性別で見ると、男女ともに「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合が最も高く、次いで「職場における差別待遇」となっている。また、「わからない」と「職場における差別待遇」以外の項目で男性より女性の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合が増加してきている。

【表 3-4 年齢別：女性に関する人権上の問題点（％）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける	66.7	71.4	62.4	59.2	58.9	50.2	41.7
職場における差別待遇	58.3	44.6	37.6	36.4	37.4	35.4	29.3
セクシュアル・ハラスメント	33.3	41.1	42.7	35.9	38.4	28.6	16.1
女性ということで意見や発言が無視される	50.0	41.1	38.5	29.9	30.1	27.4	23.7
ドメスティック・バイオレンス	50.0	33.9	34.2	26.6	31.5	28.6	16.6
女性が多い職業で非正規職員が多い	33.3	21.4	22.2	22.8	24.7	27.7	29.0
マタニティ・ハラスメント	50.0	44.6	37.6	33.7	32.4	19.1	8.5
売春・買春	16.7	19.6	19.7	17.4	16.9	21.2	19.2
女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD	16.7	12.5	12.0	10.9	16.4	15.7	15.2
女性の働く風俗営業	8.3	0.0	7.7	10.3	11.9	12.0	14.4
「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉	33.3	16.1	12.0	9.8	11.9	12.0	7.9
その他	0.0	1.8	2.6	2.7	1.4	1.2	0.6
特にない	8.3	7.1	4.3	8.2	8.2	8.9	14.4
わからない	0.0	5.4	7.7	7.1	5.9	8.9	12.4

年齢別で見ると、全ての年齢層で「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」が最も高くなっている。次いで、30歳台と50歳台以外の年齢層では「職場における差別待遇」の割合が高く、30歳台と50歳台では「セクシュアル・ハラスメント」の割合が高くなっている。

【表 3-5 職業別：女性に関する人権上の問題点（％）】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	企 業 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	関 係 者 及 び 職 員 ・ 医 療	教 育 ・ 福 祉 ・ 職 員 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける	48.8	43.9	53.6	67.8	57.1	41.4	78.3	48.8			
職場における差別待遇	37.2	28.1	34.1	33.2	26.2	33.8	60.9	38.9			
セクシュアル・ハラスメント	17.4	22.8	32.7	45.0	21.4	20.3	39.1	26.4			
女性ということで意見や発言が無視される	17.4	22.8	29.3	33.2	26.2	28.6	52.2	30.4			
ドメスティック・バイオレンス	16.3	21.1	24.6	39.1	26.2	24.1	30.4	25.7			
女性が多い職業で非正規職員が多い	20.9	22.8	24.9	24.3	16.7	25.6	26.1	32.3			
マタニティ・ハラスメント	12.8	18.4	26.0	37.6	14.3	21.8	43.5	16.5			
売春・買春	15.1	17.5	14.5	19.3	19.0	30.8	13.0	20.5			
女性のヌード写真などを掲載した 広告、雑誌、新聞やDVD	10.5	15.8	11.5	14.4	16.7	19.5	13.0	16.2			
女性の働く風俗営業	7.0	14.0	7.0	10.4	4.8	21.8	4.3	13.9			
「女子アナ」、「女医」、「女流作家」 などのように女性だけに用いられる言葉	4.7	9.6	10.3	15.3	9.5	9.8	30.4	9.6			
その他	0.0	0.0	1.4	3.0	2.4	2.3	0.0	1.0			
特になし	15.1	20.2	8.4	5.0	14.3	9.0	4.3	9.2			
わからない	8.1	7.9	8.1	4.5	9.5	13.5	4.3	10.6			

職業別でみると、全ての職業で「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「職場における差別待遇」、「女性ということで意見や発言が無視される」、「マタニティ・ハラスメント」、「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉」も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」の割合が、『家事専業』は「売春・買春」の割合が、その他の職業に比べて高くなっている。

一方で、『農林漁業』はその他の職業に比べて「セクシュアル・ハラスメント」など多くの項目で割合が低くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<女性に関する人権問題>

問7 あなたが、女性に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。（〇はいくつでも）

		（上位4項目）	
	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・「家事は女性」など男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること	47.0%	33.3%	24.2%
・セクシュアル・ハラスメント	42.0%	42.9%	42.7%
・女性が管理職になりにくいなど職場において差別待遇を受けること	39.0%	50.5%	39.8%
・配偶者やパートナーからの暴力などのドメスティック・バイオレンス	31.6%	35.6%	35.3%
・特にない	18.0%	11.4%	13.7%

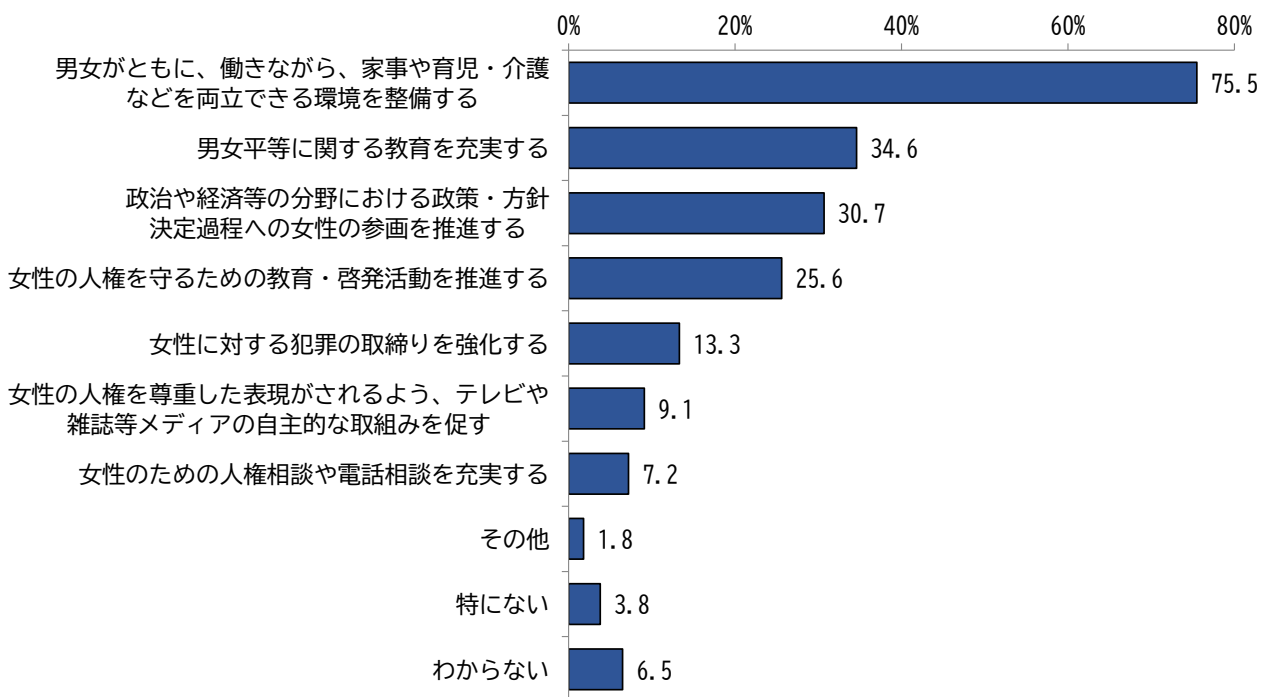
(2) 女性の人権を守るために必要なこと

問3-2. あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

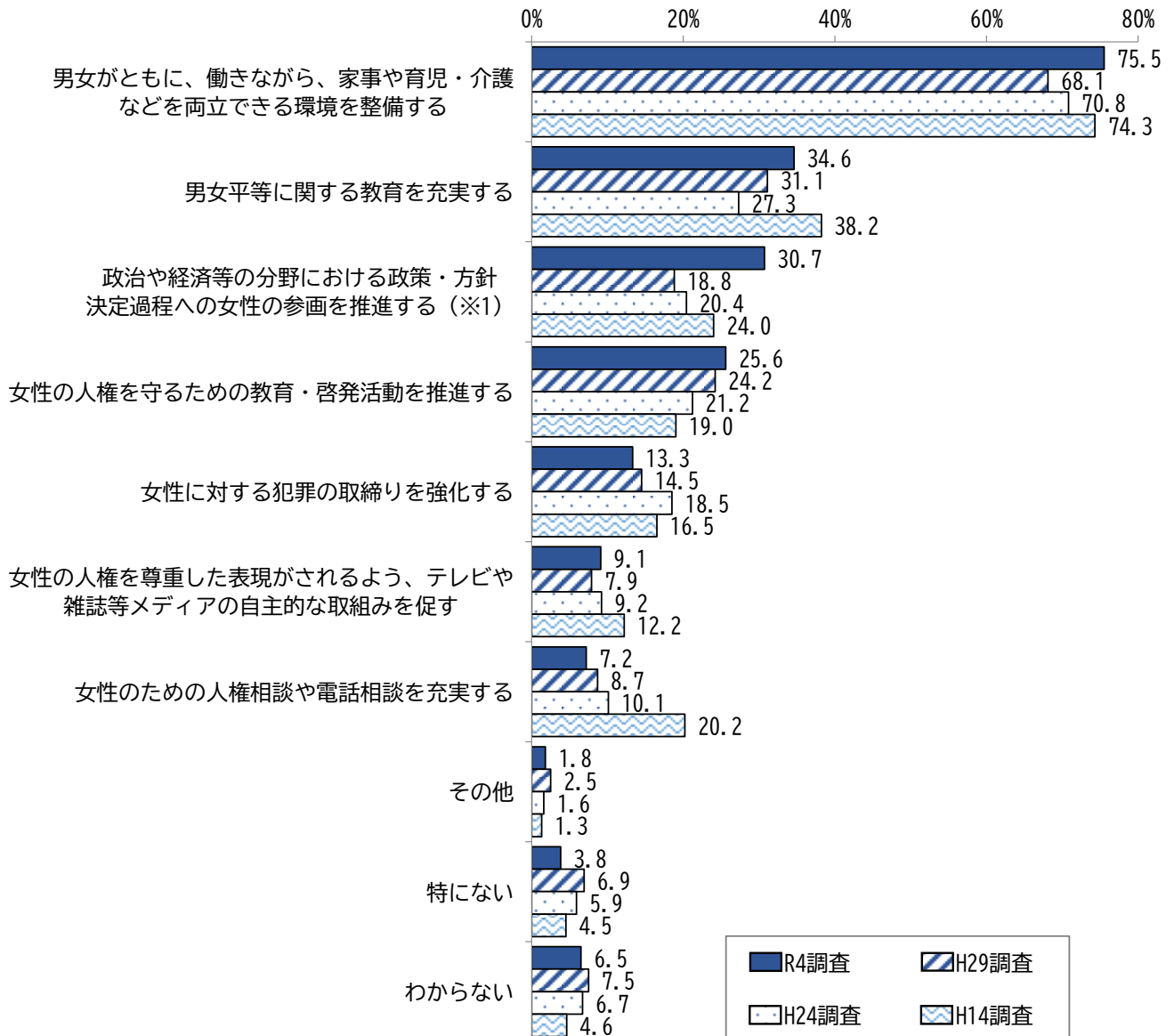
1. 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
3. 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
4. 女性に対する犯罪の取締りを強化する
5. 男女平等に関する教育を充実する
6. 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取組みを促す
7. 女性のための人権相談や電話相談を充実する
8. その他（具体的に ）
9. 特にない
10. わからない

【図 3-6 女性の人権を守るために必要なこと (%)】



女性の人権を守るために必要なことについては、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が75.5%と最も高く、次いで「男女平等に関する教育を充実する」(34.6%)、「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」(30.7%)、「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」(25.6%)と続いている。

【図 3-7 過去調査との比較：女性の人権を守るために必要なこと（％）】



（※1） 「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」は、H14 調査「議員や企業役員など意思・方針決定の場への女性の参画を推進する」との比較。

過去調査と比較すると、H29 調査と比べて「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」、「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」の割合が増加しており、特に「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」は 10 ポイント以上増加している。

【表 3-8 性別：女性の人権を守るために必要なこと (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する	69.9	61.5	64.8	70.5	80.0	73.6	77.5	77.7
男女平等に関する教育を充実する	34.4	30.7	29.4	40.4	35.1	31.6	26.5	36.9
政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する	31.1	19.1	19.8	25.0	30.8	18.8	21.3	23.6
女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	26.0	26.5	22.7	22.3	25.3	22.5	20.8	16.4
女性に対する犯罪の取締りを強化する	10.9	10.9	16.9	13.7	14.8	17.3	20.1	18.7
女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取組みを促す	8.7	7.5	9.4	10.6	9.1	8.2	9.0	13.4
女性のための人権相談や電話相談を充実する	6.0	8.9	9.1	16.4	7.8	8.5	11.1	23.3
その他	2.0	2.8	2.6	1.3	1.7	2.2	1.0	1.4
特になし	5.8	8.2	7.7	5.2	2.3	5.8	4.6	3.9
わからない	7.5	10.1	7.7	3.8	5.7	5.5	6.0	5.4

性別で見ると、男女ともに「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が最も高く、次いで「男女平等に関する教育を充実する」となっている。

特に女性では「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」が80.0%となっている。

過去調査と比較すると、男女ともにH29調査と比べて「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」と「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」の割合が増加している。

【表 3-9 年齢別：女性の人権を守るために必要なこと (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する	66.7	77.2	76.9	75.5	81.4	77.1	70.2
男女平等に関する教育を充実する	50.0	42.1	35.0	34.8	29.8	33.9	36.2
政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する	50.0	31.6	23.9	32.6	27.9	32.0	32.6
女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	8.3	21.1	15.4	23.4	25.6	29.5	28.5
女性に対する犯罪の取締りを強化する	8.3	12.3	21.4	16.3	13.0	11.3	11.0
女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取組みを促す	0.0	8.8	7.7	8.7	7.4	10.0	10.2
女性のための人権相談や電話相談を充実する	25.0	14.0	4.3	7.6	5.6	7.2	6.6
その他	8.3	3.5	3.4	2.2	0.9	2.2	0.8
特になし	0.0	5.3	2.6	1.6	4.7	5.0	3.9
わからない	0.0	5.3	9.4	6.5	4.2	5.0	8.6

年齢別で見ると、全ての年齢層で「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が最も高くなっており、次いで「男女平等に関する教育を充実する」、「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」の割合が高くなっている。また、30歳台はその他の年齢層に比べて「女性に対する犯罪の取締りを強化する」の割合が高くなっている。

【表 3-10 職業別：女性の人権を守るために必要なこと (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 者 ・ 福 祉 職 員 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する	67.8	64.3	79.1	81.4	69.0	80.2	82.6	72.6	
男女平等に関する教育を充実する	21.8	29.6	33.8	37.7	28.6	34.4	56.5	38.6	
政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する	40.2	29.6	27.1	34.7	23.8	26.0	39.1	33.0	
女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	26.4	26.1	21.5	27.6	23.8	29.8	8.7	29.0	
女性に対する犯罪の取締りを強化する	11.5	6.1	15.4	13.6	7.1	15.3	8.7	13.9	
女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取組みを促す	6.9	8.7	7.8	9.5	11.9	9.2	4.3	10.9	
女性のための人権相談や電話相談を充実する	8.0	6.1	7.3	3.5	7.1	10.7	13.0	7.3	
その他	1.1	3.5	2.0	2.5	0.0	1.5	4.3	1.0	
特になし	9.2	6.1	4.7	1.5	7.1	1.5	0.0	3.0	
わからない	9.2	7.8	5.0	4.5	9.5	4.6	8.7	8.3	

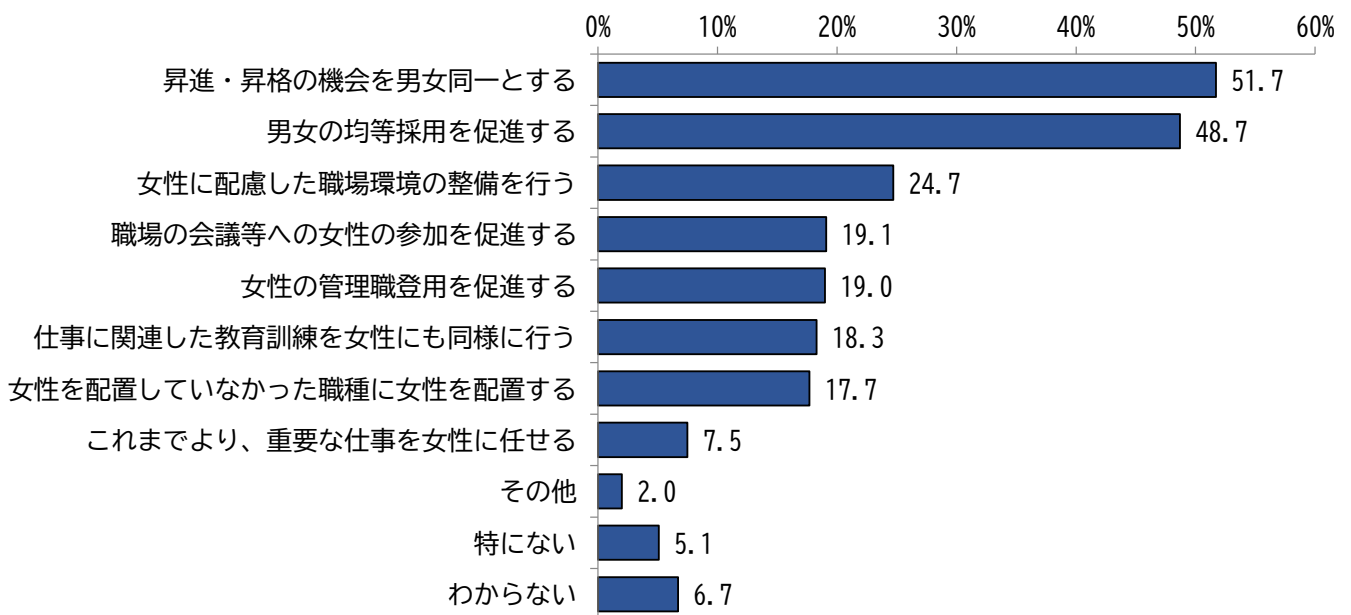
職業別で見ると、全ての職業で「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「男女平等に関する教育を充実する」の割合が高く、「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が低くなっている。

(3) 男女の雇用機会均等のために必要なこと

問3-3. あなたは、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことだと思いますか。【〇は3つまで】

1. 男女の均等採用を促進する
2. 職場の会議等への女性の参加を促進する
3. 昇進・昇格の機会を男女同一とする
4. これまでより、重要な仕事を女性に任せる
5. 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
6. 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う
7. 女性の管理職登用を促進する
8. 女性に配慮した職場環境（男女別トイレ、男女別休養室等）の整備を行う
9. その他（具体的に ）
10. 特にない
11. わからない

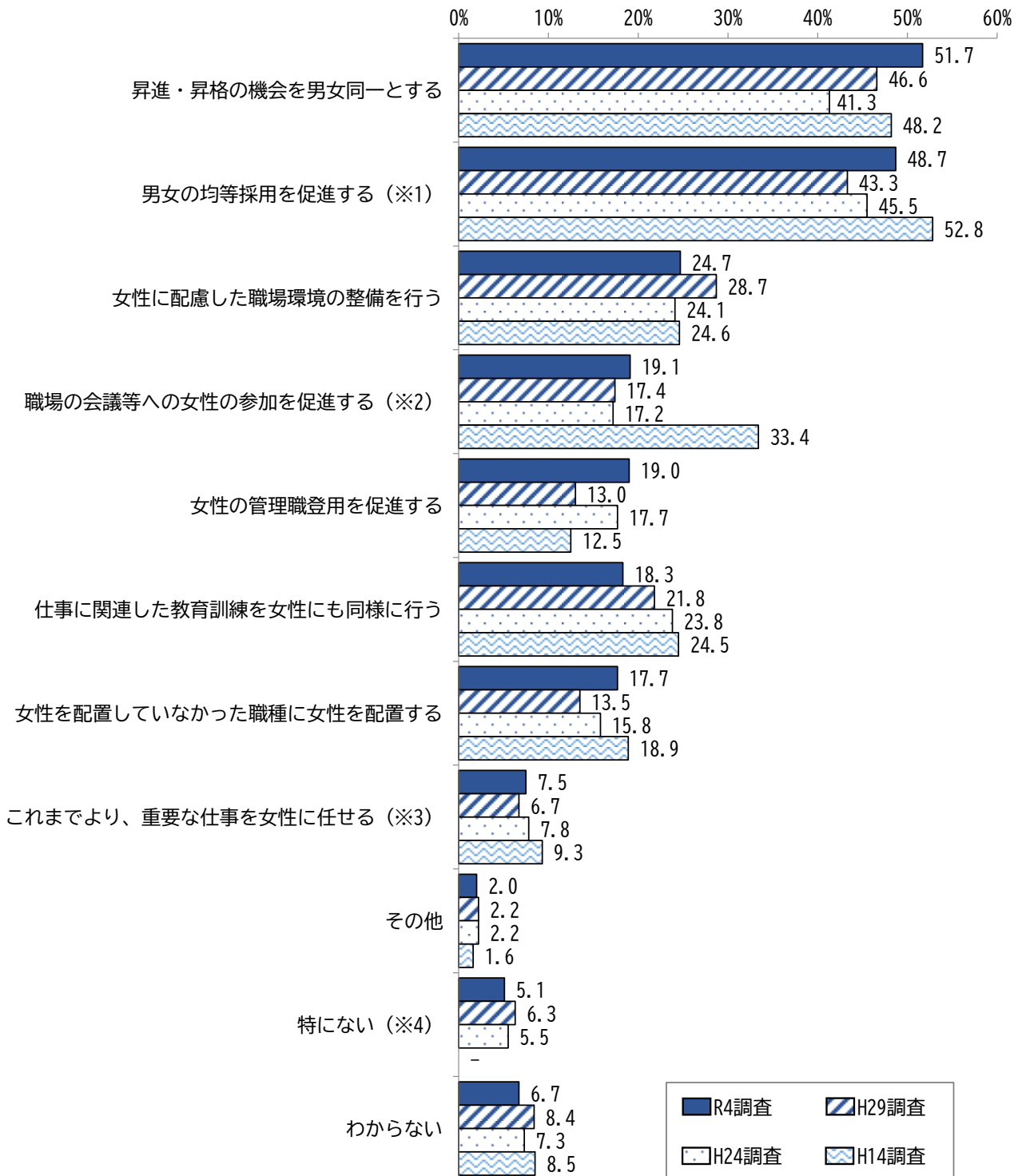
【図 3-11 男女の雇用機会均等のために必要なこと（%）】



男女の雇用機会均等のために必要なことについては、「昇進・昇格の機会を男女同一とする」の割合が51.7%と最も高く、次いで「男女の均等採用を促進する」(48.7%)、「女性に配慮した職場環境の整備を行う」(24.7%)、「職場の会議等への女性の参加を促進する」(19.1%)、「女性の管理職登用を促進する」(19.0%)と続いている。

II 調査結果

【図 3-12 過去調査との比較：男女の雇用機会均等のために必要なこと（％）】



（※1） 「男女の均等採用を促進する」は、H14 調査「募集・採用時に男女平等に採用する」との比較。

（※2） 「職場の会議等への女性の参加を促進する」は、H14 調査「職場の会議等には男女ともに参加する」との比較。

（※3） 「これまでより、重要な仕事を女性に任せる」は、H29 調査「重要な仕事を女性に任せる」との比較。

（※4） H14 調査には、「特にない」の回答項目は設定していない。

過去調査と比較すると、あまり変化はみられないが、H29 調査と比べて「昇進・昇格の機会を男女同一とする」、「男女の均等採用を促進する」、「女性の管理職登用を促進する」の割合が増加している。

Ⅱ 調査結果

【表 3-13 性別：男女の雇用機会均等のために必要なこと (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
昇進・昇格の機会を男女同一とする	48.3	45.8	39.0	48.4	54.9	47.6	44.5	48.1
男女の均等採用を促進する	47.2	43.3	43.6	54.0	49.6	43.4	48.0	51.6
女性に配慮した職場環境の整備を行う	26.0	26.9	21.5	24.2	24.1	30.1	26.8	25.4
職場の会議等への女性の参加を促進する	18.6	17.1	17.6	33.6	19.3	17.7	17.5	33.2
女性の管理職登用を促進する	17.7	11.9	17.8	13.2	20.3	13.8	18.4	12.1
仕事に関連した教育訓練を女性にも同様に行う	16.6	21.8	25.0	24.4	19.5	21.9	23.5	25.0
女性を配置していなかった職種に女性を配置する	19.0	14.2	17.6	19.4	16.7	12.9	14.6	18.2
これまでより、重要な仕事を女性に任せる	9.7	9.5	8.9	12.6	6.0	4.6	7.2	6.9
その他	2.4	2.4	2.6	2.3	1.9	2.0	2.0	1.1
特になし	7.3	7.1	6.3	-	3.3	5.7	4.6	-
わからない	6.0	8.4	7.9	6.4	7.1	8.5	7.0	10.2

性別で見ると、男女ともに「昇進・昇格の機会を男女同一とする」の割合が最も高く、次いで「男女の均等採用を促進する」となっている。また、女性は男性に比べて「昇進・昇格の機会を男女同一とする」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに H29 調査と比べて「女性の管理職登用を促進する」の割合が増加しており、女性は「昇進・昇格の機会を男女同一とする」、「男女の均等採用を促進する」の割合も増加している。一方で、女性は「女性に配慮した職場環境の整備を行う」の割合は減少している。

II 調査結果

【表 3-14 年齢別：男女の雇用機会均等のために必要なこと (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
昇進・昇格の機会を男女同一とする	66.7	52.6	59.3	50.8	53.1	53.4	47.8
男女の均等採用を促進する	58.3	50.9	43.2	48.6	48.4	51.6	47.8
女性に配慮した職場環境の整備を行う	33.3	28.1	30.5	26.5	20.7	25.9	22.2
職場の会議等への女性の参加を促進する	16.7	19.3	16.9	19.3	13.1	18.4	23.9
女性の管理職登用を促進する	8.3	14.0	15.3	16.0	18.8	18.4	23.9
仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う	8.3	14.0	14.4	15.5	14.1	21.9	21.4
女性を配置していなかった職種に女性を配置する	16.7	21.1	15.3	18.8	20.2	14.7	18.1
これまでより、重要な仕事を女性に任せる	0.0	3.5	8.5	7.7	9.9	4.7	9.4
その他	0.0	7.0	2.5	3.3	1.9	1.9	0.8
特にない	8.3	5.3	6.8	3.9	6.1	4.7	4.7
わからない	0.0	8.8	5.9	5.0	8.9	5.9	7.2

年齢別で見ると、あまり差はみられず、全ての年齢層で「昇進・昇格の機会を男女同一とする」の割合が最も高くなっており、また 70 歳以上は「男女の均等採用を促進する」の割合も同率で最も高くなっている。

【表 3-15 職業別：男女の雇用機会均等のために必要なこと (%)】

	農林漁業	企業者の経営者・自営業者	会社員等	公務員	関係者・福祉職員、医療	自由業、その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
昇進・昇格の機会を男女同一とする	39.5	51.8	51.7	59.1	40.5	52.3	60.9	52.8	
男女の均等採用を促進する	45.3	50.0	50.0	51.5	45.2	50.8	65.2	44.2	
女性に配慮した職場環境の整備を行う	31.4	22.3	24.7	27.3	14.3	23.5	26.1	23.6	
職場の会議等への女性の参加を促進する	25.6	16.1	16.0	17.2	16.7	21.2	30.4	21.9	
女性の管理職登用を促進する	12.8	17.0	17.1	18.2	11.9	21.2	13.0	25.9	
仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う	24.4	13.4	16.9	15.7	19.0	23.5	8.7	19.9	
女性を配置していなかった職種に女性を配置する	16.3	18.8	19.4	18.2	7.1	15.2	30.4	17.3	
これまでより、重要な仕事を女性に任せる	12.8	7.1	7.9	7.6	4.8	4.5	0.0	8.6	
その他	0.0	2.7	2.5	1.5	0.0	3.0	0.0	2.3	
特にない	5.8	8.9	5.9	4.5	11.9	2.3	0.0	3.0	
わからない	9.3	3.6	4.5	4.0	21.4	8.3	4.3	8.6	

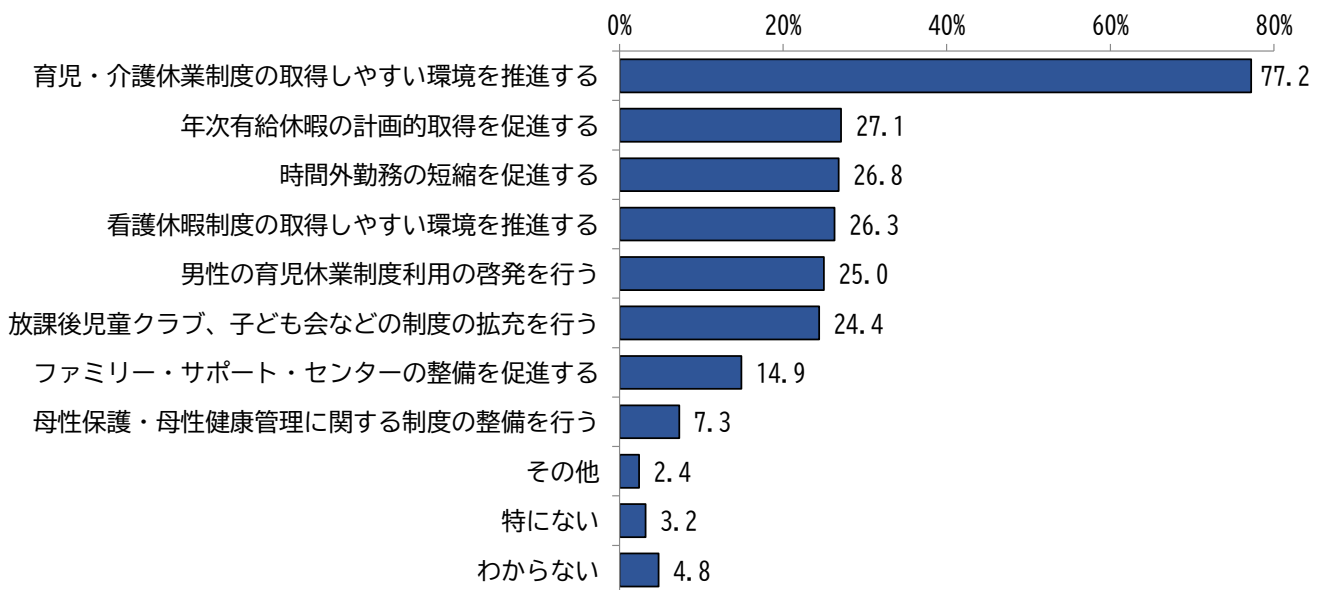
職業別で見ると、『農林漁業』、『自由業、その他有職』、『生徒・学生』は「男女の均等採用を促進する」が、その他の職業は「昇進・昇格の機会を男女同一とする」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』は「女性を配置していなかった職種に女性を配置する」が、『自由業、その他有職』は「わからない」の割合が、その他の職業に比べて高くなっている。

(4) 仕事と家庭を両立するために行政に求めること

問3-4. あなたは、仕事と家庭を両立するために行政はどのようなことに力を入れたら良いと思いますか。【〇は3つまで】

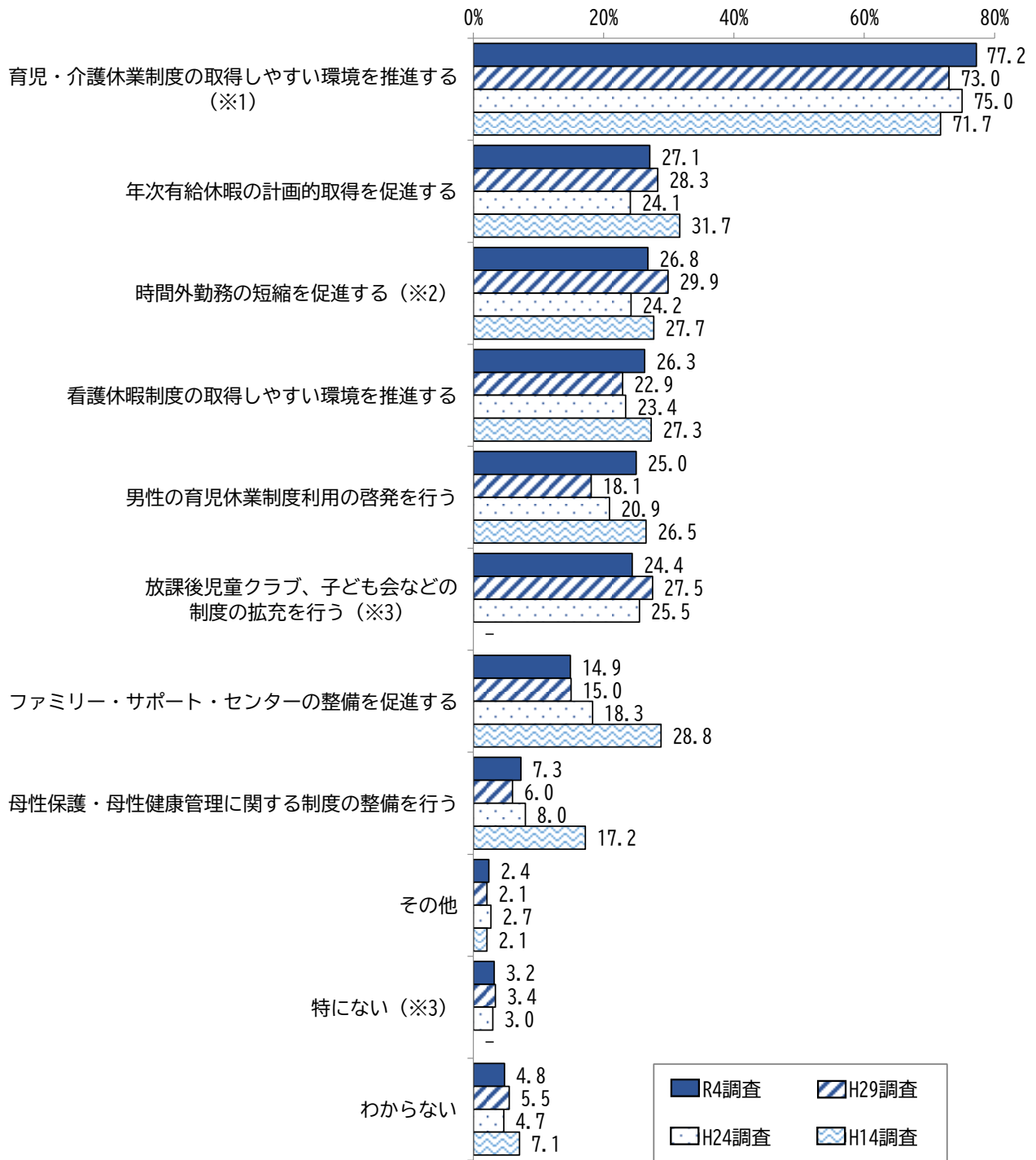
1. 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する
2. 時間外勤務の短縮を促進する
3. 年次有給休暇の計画的取得を促進する
4. 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
5. ファミリー・サポート・センターの整備を促進する
6. 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
7. 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
8. 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
9. その他（具体的に ）
10. 特にない
11. わからない

【図 3-16 仕事と家庭を両立するために行政に求めること (%)】



仕事と家庭を両立するために行政に求めることについては、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が77.2%と最も高く、その他の項目と50ポイント以上の差をつけている。次いで「年次有給休暇の計画的取得を促進する」(27.1%)、「時間外勤務の短縮を促進する」(26.8%)、「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する」(26.3%)と続いている。

【図 3-17 過去調査との比較：仕事と家庭を両立するために行政に求めること (%)】



(※1) 「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」は、H14 調査「育児・介護休業制度の導入を推進する」との比較。

(※2) 「時間外勤務の短縮を促進する」は、H14 調査「所定外労働時間の短縮を促進する」との比較。

(※3) H14 調査には、「放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う」「特になし」の回答項目は設定していない。

過去調査と比較すると、あまり変化がみられないが、H29 調査と比べて「男性の育児休業制度利用の啓発を行う」の割合が増加している。

II 調査結果

【表 3-18 性別：仕事と家庭を両立するために行政に求めること (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する	72.3	69.1	72.1	71.7	81.5	76.3	79.1	72.3
年次有給休暇の計画的取得を促進する	29.5	30.3	25.6	33.1	25.2	26.8	23.6	30.5
時間外勤務の短縮を促進する	27.9	29.5	25.3	28.5	26.2	30.3	24.2	26.9
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する	24.2	19.7	21.4	24.7	28.1	25.5	25.8	28.8
男性の育児休業制度利用の啓発を行う	25.9	19.7	23.6	30.7	24.2	17.1	19.4	24.0
放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う	20.8	22.5	21.7	-	26.9	31.6	29.1	-
ファミリー・サポート・センターの整備を促進する	13.5	12.3	16.2	26.3	16.4	17.0	20.4	31.0
母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う	5.8	7.5	8.5	16.0	8.1	4.8	7.5	18.2
その他	3.1	2.1	3.1	2.2	1.9	1.9	2.5	2.0
特になし	4.7	4.2	3.8	-	1.9	2.8	2.2	-
わからない	5.5	6.4	4.6	6.3	4.3	4.7	4.9	7.4

性別で見ると、男女ともに「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が最も高く、特に女性は男性に比べて 10 ポイント近く高くなっている。また、女性は男性に比べて「放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う」の割合も高くなっている。

過去調査と比較すると、あまり変化はみられないが、男女ともに H29 調査と比べて「男性の育児休業制度利用の啓発を行う」の割合が増加しており、女性は「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合も増加している。

【表 3-19 年齢別：仕事と家庭を両立するために行政に求めること (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以上
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する	83.3	82.5	76.5	68.9	77.2	77.8	80.3
年次有給休暇の計画的取得を促進する	16.7	36.8	32.2	26.6	28.4	22.2	27.4
時間外勤務の短縮を促進する	16.7	47.4	31.3	27.7	25.1	22.5	26.9
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する	16.7	19.3	21.7	26.0	26.5	27.5	28.3
男性の育児休業制度利用の啓発を行う	33.3	31.6	33.0	26.6	21.9	25.3	21.6
放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う	41.7	17.5	27.0	23.2	27.9	25.0	21.9
ファミリー・サポート・センターの整備を促進する	8.3	1.8	9.6	16.4	16.3	19.0	14.4
母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う	16.7	10.5	6.1	7.9	5.6	7.3	7.2
その他	0.0	5.3	4.3	4.0	1.9	3.2	0.6
特になし	0.0	3.5	1.7	2.8	3.7	3.5	3.3
わからない	0.0	1.8	6.1	6.2	3.3	5.1	5.3

年齢別で見ると、全ての年齢層で「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が最も高くなっている。また、「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する」は、年齢層が上がるにつれて割合が高くなっており、10 歳台から 30 歳台は「男性の育児休業制度利用の啓発を行う」の割合が比較的高く、20 歳台はその他の年齢層に比べて「時間外勤務の短縮を促進する」の割合が高くなっている。

II 調査結果

【表 3-20 職業別：仕事と家庭を両立するために行政に求めること (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自 営 業 者	会 社 員 等	公 務 員 及 び 職 員、 医 療 関 係 者 ・ 福 祉 ・ 教 育 者	職 自由 業、 その 他有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する	75.6	67.0	74.6	82.4	67.4	85.2	91.3	78.9
年次有給休暇の計画的取得を促進する	24.4	17.4	31.0	29.0	14.0	24.2	34.8	28.1
時間外勤務の短縮を促進する	24.4	23.5	23.9	33.7	25.6	29.7	39.1	25.8
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する	27.9	20.9	24.8	29.0	18.6	27.3	17.4	30.4
男性の育児休業制度利用の啓発を行う	22.1	15.7	25.9	28.5	25.6	25.0	21.7	26.4
放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う	22.1	35.7	25.6	21.8	20.9	24.2	30.4	20.7
ファミリー・サポート・センターの整備を促進する	19.8	19.1	13.0	13.0	20.9	21.1	4.3	13.0
母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う	12.8	7.8	5.6	6.2	7.0	5.5	13.0	8.4
その他	1.2	2.6	2.8	3.1	4.7	1.6	4.3	2.0
特になし	4.7	5.2	3.7	2.6	7.0	0.0	0.0	2.7
わからない	4.7	4.3	3.9	2.1	9.3	3.9	0.0	7.7

職業別でみると、全ての職業で「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が最も高くなっている。また、『企業の経営者・自営業者』はその他の職業に比べて「放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う」の割合が高く、「男性の育児休業制度利用の啓発を行う」の割合が低くなっている。

4. 子ども

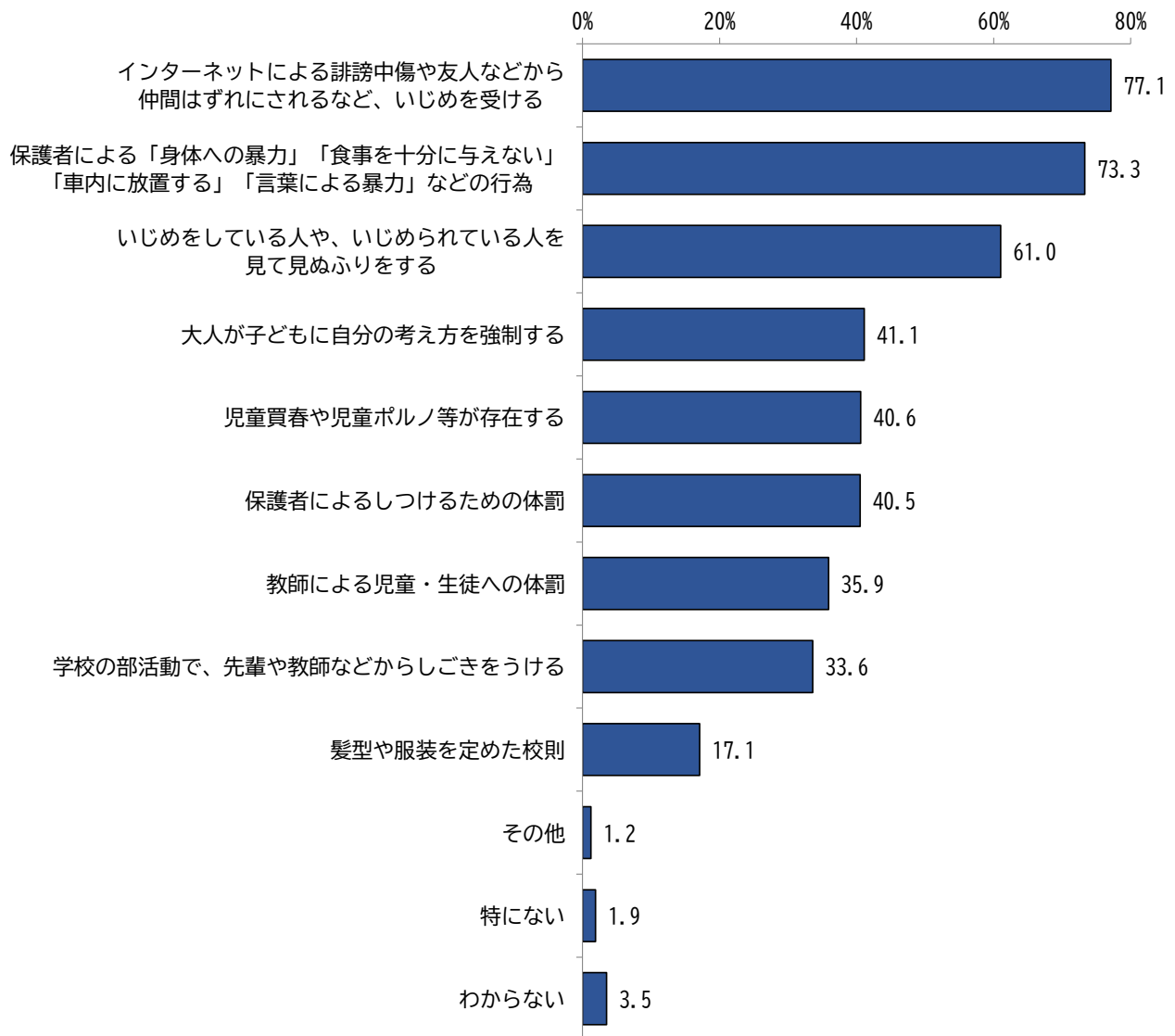
(1) 子どもに関する人権上の問題点

問4-1. 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【○はいくつでも】

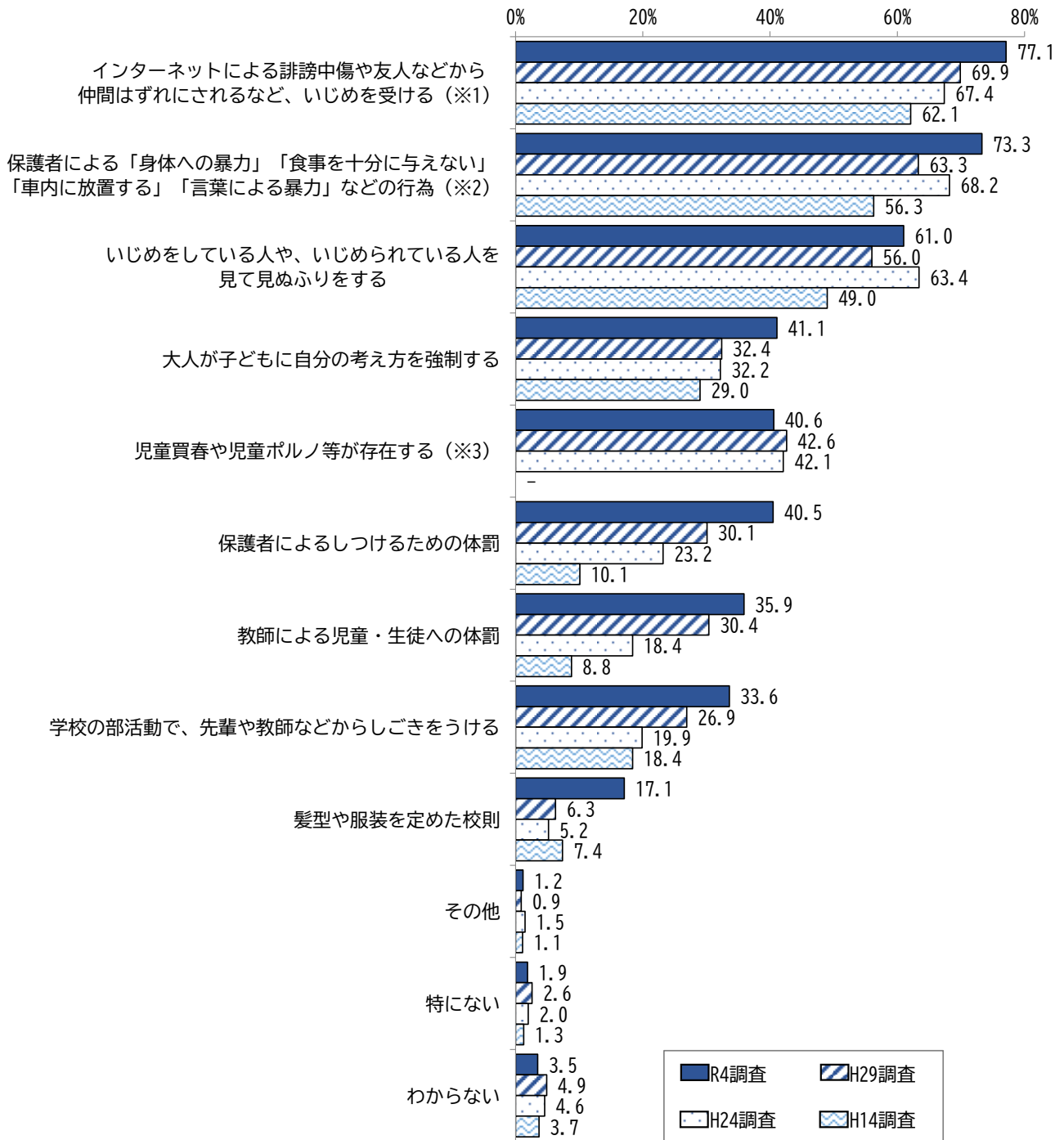
1. インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
3. 保護者によるしつけるための体罰
4. 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
5. 大人が子どもに自分の考え方を強制する
6. 教師による児童・生徒への体罰
7. 髪型や服装を定めた校則
8. 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
9. 児童買春や児童ポルノ等が存在する
10. その他（具体的に ）
11. 特にない
12. わからない

【図 4-1 子どもに関する人権上の問題点 (%)】



子どもに関する人権上の問題点については、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が77.1%と最も高く、次いで「保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為」(73.3%)、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」(61.0%)と続いている。

【図 4-2 過去調査との比較：子どもに関する人権上の問題点（％）】



※ H14 調査の回答条件は【3つまで○】

（※1） 「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」は、H24 調査・H14 調査「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」との比較。

（※2） 「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」は、H14 調査「保護者による子どもへの虐待」との比較。

（※3） H14 調査には、「児童買春や児童ポルノ等が存在する」の回答項目は設定していない。

過去調査と比較すると、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」、「大人が子どもに自分の考え方を強制する」、「保護者によるしつけるための体罰」、「教師による児童・生徒への体罰」、「学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける」の割合は増加してきている。

【表 4-3 性別：子どもに関する人権上の問題点（％）】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける	73.5	70.7	67.9	63.0	80.1	69.7	69.1	61.3
保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為	68.5	59.5	66.5	53.2	77.7	66.4	71.9	59.5
いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	62.5	55.5	63.6	54.1	60.0	56.2	64.9	45.3
大人が子どもに自分の考え方を強制する	36.6	30.9	29.1	28.0	44.4	33.4	35.7	29.7
児童買春や児童ポルノ等が存在する	33.0	39.1	37.4	-	46.2	45.8	47.1	-
保護者によるしつけるための体罰	36.0	27.8	22.6	10.2	43.4	31.8	24.3	9.9
教師による児童・生徒への体罰	32.3	28.5	15.9	6.8	38.3	31.9	20.8	10.2
学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける	30.5	23.7	15.9	16.7	36.2	29.5	23.8	19.9
髪型や服装を定めた校則	17.2	6.7	5.6	8.4	17.1	6.1	4.9	7.0
その他	1.8	1.3	2.2	1.1	0.7	0.6	1.0	1.1
特にない	2.5	2.8	2.4	1.3	1.3	2.4	1.6	1.4
わからない	3.4	5.1	4.4	3.2	3.5	4.8	4.5	3.9

性別でみると、男女ともに「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」、「保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為」、「大人が子どもに自分の考え方を強制する」、「児童買春や児童ポルノ等が存在する」、「保護者によるしつけるための体罰」、「教師による児童・生徒への体罰」、「学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」や「保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為」の割合が増加してきている。

Ⅱ 調査結果

【表 4-4 年齢別：子どもに関する人権上の問題点 (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける	83.3	81.0	84.7	82.5	80.0	79.4	68.2
保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為	75.0	74.1	74.6	76.5	77.2	74.2	68.8
いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	50.0	62.1	55.9	55.7	61.4	63.1	63.6
大人が子どもに自分の考え方を強制する	33.3	60.3	41.5	47.5	47.0	37.5	35.3
児童買春や児童ポルノ等が存在する	33.3	41.4	50.0	45.4	42.3	42.8	32.9
保護者によるしつけるための体罰	50.0	53.4	41.5	42.6	46.0	38.8	34.5
教師による児童・生徒への体罰	58.3	53.4	39.0	35.0	31.6	32.9	36.4
学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける	25.0	37.9	32.2	35.5	29.8	31.4	37.0
髪型や服装を定めた校則	50.0	34.5	23.7	25.7	18.6	15.1	7.9
その他	0.0	1.7	1.7	2.2	0.9	1.2	0.5
特になし	0.0	1.7	1.7	1.1	0.5	0.9	4.1
わからない	0.0	3.4	2.5	1.6	3.7	4.0	4.1

年齢別で見ると、70歳以上は「保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為」が、その他の年齢層は「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が最も高くなっている。

また、70歳以上はその他の年齢層に比べて「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が低くなっている。

【表 4-5 職業別：子どもに関する人権上の問題点 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 の 経 営 者 ・ 自 営 業 者	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有 職	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける	75.0	77.6	80.8	83.1	65.1	78.5	82.6	70.9	
保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為	64.8	78.4	72.2	81.5	72.1	74.6	60.9	71.9	
いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	60.2	60.3	61.4	61.5	55.8	61.5	60.9	61.7	
大人が子どもに自分の考え方を強制する	33.0	39.7	36.7	52.3	48.8	39.2	56.5	40.6	
児童買春や児童ポルノ等が存在する	36.4	44.8	36.7	52.8	30.2	43.8	34.8	37.7	
保護者によるしつけるための体罰	31.8	44.0	38.3	50.3	39.5	40.8	52.2	36.1	
教師による児童・生徒への体罰	21.6	31.9	32.2	43.6	27.9	36.9	56.5	38.3	
学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける	20.5	32.8	29.4	39.0	30.2	42.3	26.1	36.7	
髪型や服装を定めた校則	10.2	21.6	19.2	23.1	18.6	10.8	34.8	12.1	
その他	1.1	1.7	0.8	1.5	2.3	0.8	0.0	1.3	
特になし	3.4	1.7	1.9	1.5	2.3	0.8	0.0	2.2	
わからない	3.4	2.6	2.2	0.5	11.6	3.1	4.3	5.4	

職業別でみると、『企業の経営者・自営業者』、『自由業、その他有職』、『無職』は「保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為」が、その他の職業は「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が最も高くなっている。また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「児童買春や児童ポルノ等が存在する」が、『生徒・学生』は「髪型や服装を定めた校則」の割合が他の職業に比べて高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<子どもに関する人権問題>

問8 あなたが、子どもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。（〇はいくつでも）

		（上位5項目）	
	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・いじめを受けること	65.2%	66.9%	76.2%
・いじめ、体罰や虐待について、周りの人が気がついているのに何もしないこと	56.0%	52.6%	55.8%
・虐待を受けること	53.9%	62.6%	61.0%
・体罰を受けること	34.8%	31.1%	24.8%
・学校や就職先の選択などに関する子どもの意見について、大人がその意見を無視すること	31.4%	28.3%	31.9%
・特にない	12.0%	3.8%	3.6%

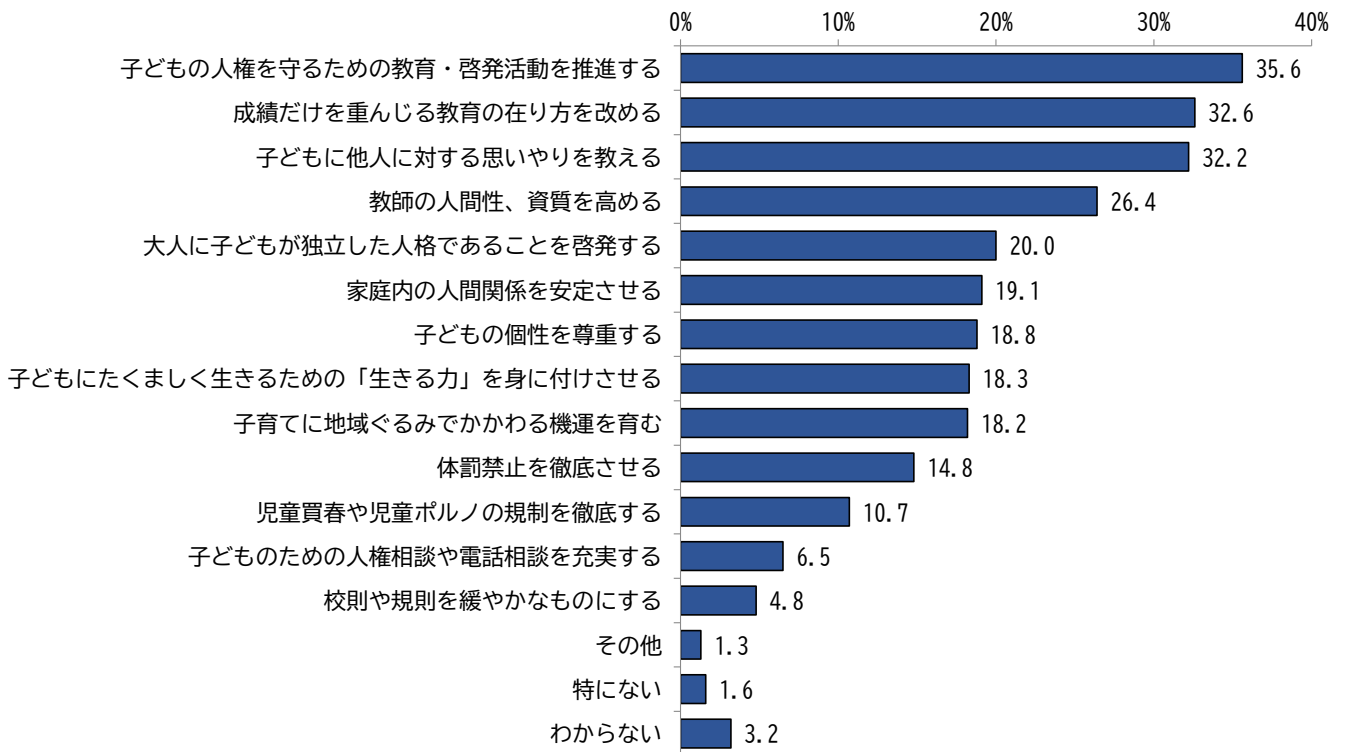
(2) 子どもの人権を守るために必要なこと

問4-2. あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 体罰禁止を徹底させる
3. 校則や規則を緩やかなものにする
4. 成績だけを重んじる教育の在り方を改める
5. 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する
6. 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
7. 教師の人間性、資質を高める
8. 家庭内の人間関係を安定させる
9. 子どもに他人に対する思いやりを教える
10. 子どもの個性を尊重する
11. 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
12. 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
13. 子どものため的人権相談や電話相談を充実する
14. その他（具体的に ）
15. 特にない
16. わからない

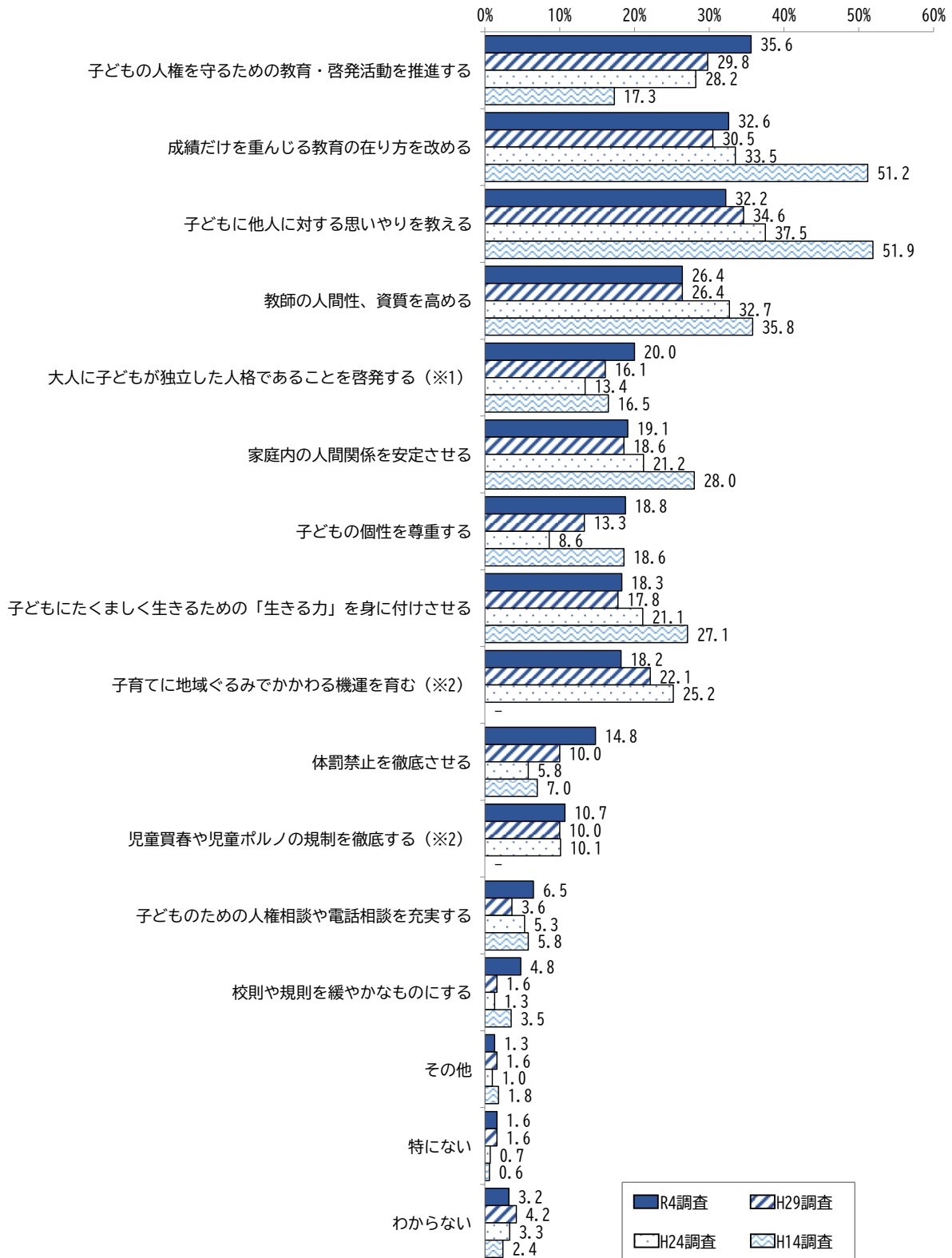
【図 4-6 子どもの人権を守るために必要なこと (%)】



子どもの人権を守るために必要なことについては、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が 35.6%と最も高く、次いで「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」(32.6%)、「子どもに他人に対する思いやりを教える」(32.2%)、「教師の人間性、資質を高める」(26.4%)と続いている。

II 調査結果

【図 4-7 過去調査との比較：子どもの人権を守るために必要なこと（％）】



（※1） 「大人に子どもが独立した人格であることを啓発する」は、H14 調査「大人に子どもが独立した人格であることを教育する」との比較。

（※2） H14 調査には、「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」「児童買春や児童ポルノの規制を徹底する」の回答項目は設定していない。

過去調査と比較すると、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」は増加し、「子どもに他人に対する思いやりを教える」、「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」は減少してきている。また、H29 調査と比べて「子どもの個性を尊重する」の割合が増加している。

【表 4-8 性別：子どもの人権を守るために必要なこと (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する	37.2	33.4	34.7	20.5	34.9	27.1	24.0	14.7
成績だけを重んじる教育の在り方を改める	35.8	30.9	34.5	53.0	29.9	30.1	33.2	50.3
子どもに他人に対する思いやりを教える	32.2	33.4	36.4	53.2	32.2	35.7	39.1	50.8
教師の人間性、資質を高める	25.0	26.3	36.2	33.7	27.5	26.2	30.9	37.7
大人に子どもが独立した人格であることを啓発する	18.1	14.4	11.6	16.5	21.7	17.7	15.2	16.7
家庭内の人間関係を安定させる	17.9	17.0	20.2	27.3	20.0	19.9	22.7	28.8
子どもの個性を尊重する	18.2	11.3	7.7	19.2	19.7	14.7	9.7	18.4
子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる	16.4	15.3	19.3	25.2	19.7	19.9	23.0	28.5
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	19.0	23.9	22.9	-	17.8	20.7	26.9	-
体罰禁止を徹底させる	15.5	9.8	5.6	7.0	14.1	10.0	6.1	6.9
児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	8.2	7.9	7.9	-	12.9	11.7	12.2	-
子どものための人権相談や電話相談を充実する	6.7	4.2	5.1	5.8	6.4	3.0	5.6	5.8
校則や規則を緩やかなものにする	5.6	1.6	1.5	4.6	3.9	1.6	1.1	2.7
その他	1.9	2.1	1.7	0.7	0.9	1.1	0.5	0.9
特にない	1.5	1.8	1.0	0.5	1.5	1.5	0.4	0.8
わからない	2.8	4.8	3.4	1.8	3.5	3.7	3.4	2.7

性別で見ると、男女ともに「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高く、次いで男性は「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」、女性は「子どもに他人に対する思いやりを教える」が高くなっている。

過去調査と比較すると、女性は「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が増加してきている。また、男女ともに H29 調査と比べて「子どもの個性を尊重する」の割合が増加しており、男性は「体罰禁止を徹底させる」の割合も増加している。

【表 4-9 年齢別：子どもの人権を守るために必要なこと (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する	25.0	32.8	31.3	35.1	35.6	38.0	36.9
成績だけを重んじる教育の在り方を改める	25.0	32.8	26.8	30.5	25.4	33.8	38.9
子どもに他人に対する思いやりを教える	33.3	27.6	39.3	28.2	26.3	31.8	36.0
教師の人間性、資質を高める	25.0	17.2	20.5	21.3	27.3	27.5	31.3
大人に子どもが独立した人格であることを啓発する	8.3	12.1	17.9	26.4	32.2	19.7	12.7
家庭内の人間関係を安定させる	41.7	24.1	17.0	25.3	21.5	15.1	17.1
子どもの個性を尊重する	25.0	43.1	30.4	19.0	14.6	16.1	15.6
子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる	16.7	17.2	20.5	23.6	17.6	19.0	14.7
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	0.0	12.1	17.9	22.4	19.0	19.3	16.5
体罰禁止を徹底させる	16.7	17.2	8.0	9.2	12.7	16.4	18.6
児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	0.0	13.8	12.5	12.6	11.7	10.2	8.8
子どものための人権相談や電話相談を充実する	16.7	3.4	3.6	5.7	5.4	7.9	7.7
校則や規則を緩やかなものにする	33.3	15.5	6.3	5.2	5.9	3.6	1.8
その他	0.0	5.2	1.8	2.3	0.0	1.3	0.9
特になし	0.0	1.7	0.9	1.1	0.5	1.3	2.9
わからない	0.0	0.0	2.7	2.3	5.4	3.9	2.7

年齢別で見ると、10歳台は「家庭内の人間関係を安定させる」が、20歳台は「子どもの個性を尊重する」が、30歳台は「子どもに他人に対する思いやりを教える」が、40歳台から60歳台は「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が、70歳以上は「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」の割合が最も高くなっている。

【表 4-10 職業別：子どもの人権を守るために必要なこと（%）】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自 営 業 者	会 社 員 等	公 務 員 及 び 職 員 ・ 医 療 関 係 者	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 職 員 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有 職	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する	35.8	33.3	39.3	35.0	30.8	34.7	30.4	35.4	
成績だけを重んじる教育の在り方を改める	32.1	30.6	31.8	24.0	43.6	30.6	30.4	38.8	
子どもに他人に対する思いやりを教える	39.5	33.3	32.4	25.7	20.5	32.2	21.7	36.1	
教師の人間性、資質を高める	27.2	27.8	22.5	27.3	30.8	33.9	17.4	27.2	
大人に子どもが独立した人格であることを啓発する	11.1	25.0	20.2	33.3	20.5	17.4	13.0	13.9	
家庭内の人間関係を安定させる	16.0	13.9	17.9	25.1	20.5	19.0	39.1	18.0	
子どもの個性を尊重する	13.6	22.2	22.8	23.5	10.3	16.5	43.5	12.2	
子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる	19.8	19.4	17.1	22.4	15.4	25.6	17.4	14.3	
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	23.5	25.0	18.8	17.5	23.1	14.0	13.0	15.6	
体罰禁止を徹底させる	8.6	12.0	11.6	14.2	2.6	17.4	13.0	21.4	
児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	16.0	5.6	11.8	12.0	7.7	12.4	0.0	9.2	
子どものための人権相談や電話相談を充実する	11.1	2.8	4.9	7.1	7.7	5.0	4.3	9.2	
校則や規則を緩やかなものにする	1.2	4.6	4.9	3.8	5.1	4.1	30.4	4.4	
その他	1.2	1.9	1.4	1.1	2.6	0.8	0.0	1.4	
特になし	0.0	1.9	1.7	1.1	5.1	1.7	0.0	1.7	
わからない	3.7	2.8	2.3	1.1	5.1	3.3	0.0	5.1	

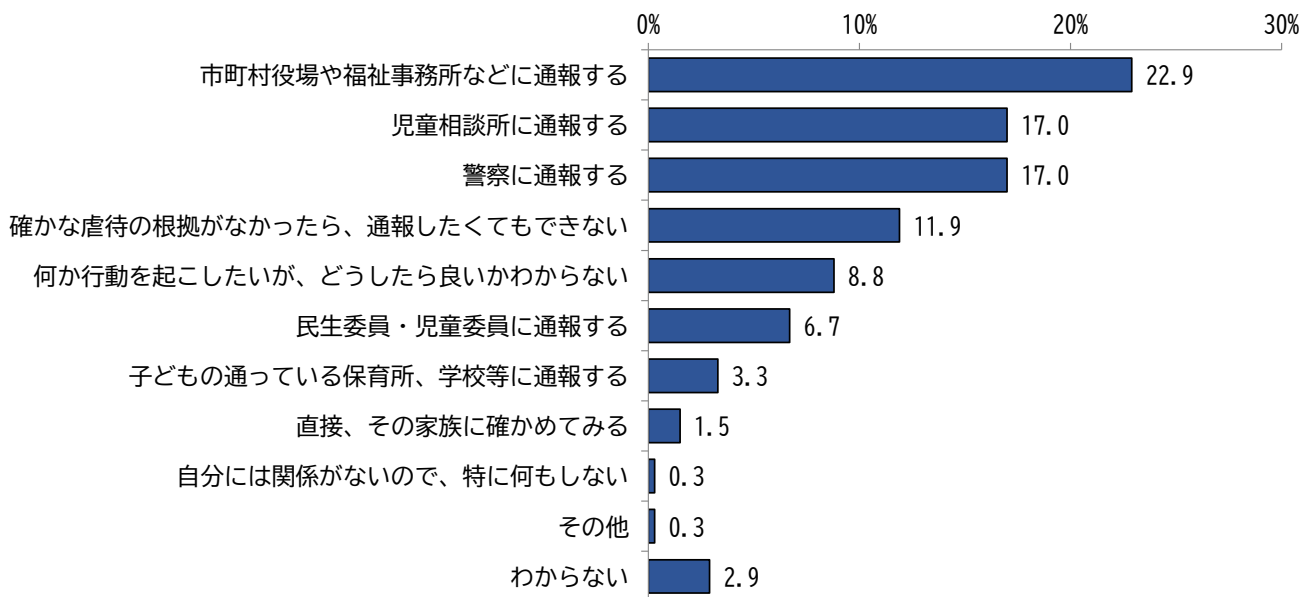
職業別でみると、『農林漁業』は「子どもに他人に対する思いやりを教える」が、『企業の経営者・自営業者』は「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」、「子どもに他人に対する思いやりを教える」が、『会社員等』、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』、『家事専業』は「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が、『自由業、その他有職』、『無職』は「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が、『生徒・学生』は「子どもの個性を尊重する」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「家庭内の人間関係を安定させる」、「校則や規則を緩やかなものにする」の割合が高くなっている。

(3) 子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）の対応

問4-3. 近所の子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）あなたはどうしますか。
【〇は1つだけ】

1. 市町村役場や福祉事務所などに通報する
2. 児童相談所に通報する
3. 警察に通報する
4. 民生委員・児童委員に通報する
5. 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
6. 直接、その家族に確かめてみる
7. 何か行動を起こしたいが、どうしたら良いかわからない
8. 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
9. 自分には関係がないので、特に何もしない
10. その他（具体的に ）
11. わからない

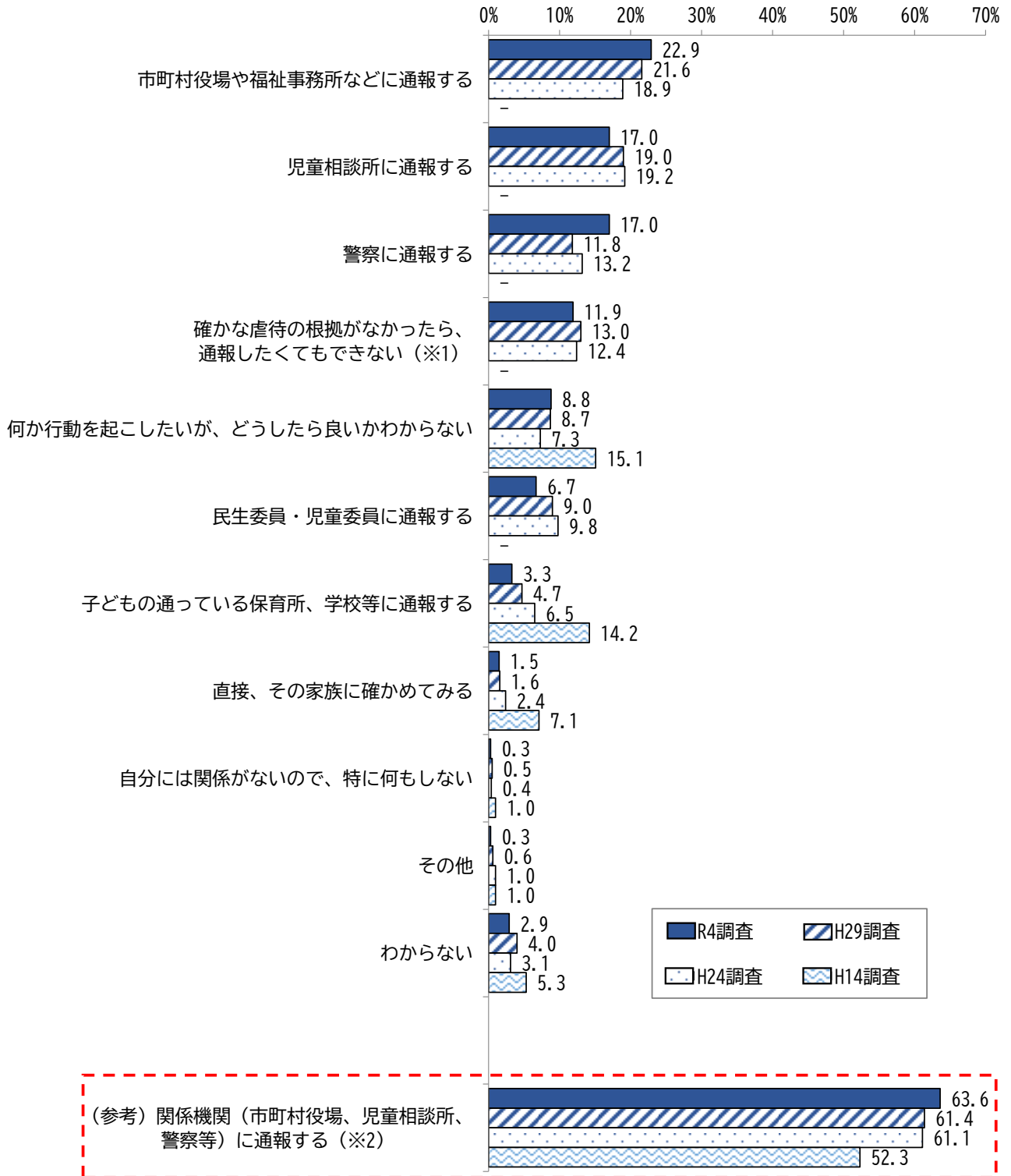
【図 4-11 子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）の対応（%）】



子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）の対応については、「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が 22.9%と最も高く、次いで「児童相談所に通報する」（17.0%）、「警察に通報する」（17.0%）、「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」（11.9%）と続いている。

II 調査結果

【図 4-12 過去調査との比較：子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）の対応（%）】



（※1） H14 調査には、「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」の回答項目は設定していない。

（※2） 「市町村役場や福祉事務所などに通報する」、「児童相談所に通報する」、「警察に通報する」、「民生委員・児童委員に通報する」を合計したものと、H14 調査「児童相談所や福祉事務所、警察、民生・児童委員などに連絡する」との比較。

過去調査と比較すると、あまり変化がみられないが、H29 調査と比べて「警察に通報する」の割合が増加している。

II 調査結果

【表 4-13 性別：子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）の対応（％）】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
市町村役場や福祉事務所などに通報する	21.2	21.2	21.2	-	24.0	21.7	17.2	-
児童相談所に通報する	17.9	18.0	17.4	-	16.3	20.0	21.2	-
警察に通報する	19.8	13.2	16.6	-	14.7	10.7	10.7	-
確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない	11.0	12.0	9.9	-	12.3	13.8	14.8	-
何か行動を起こしたいが、どうしたら良いかわからない	8.2	8.8	6.5	12.6	9.3	8.7	8.2	17.0
民生委員・児童委員に通報する	6.3	7.9	8.7	-	7.3	9.8	10.9	-
子どもの通っている保育所、学校等に通報する	2.6	4.1	7.0	13.0	4.0	5.2	6.0	15.2
直接、その家族に確かめてみる	1.6	2.3	3.1	9.9	1.5	1.0	2.0	5.1
自分には関係がないので、特に何もしない	0.5	0.8	0.7	1.0	0.1	0.2	0.3	0.8
その他	0.3	0.3	0.9	0.7	0.3	0.8	1.1	1.2
わからない	3.3	5.4	2.9	5.7	2.5	2.9	3.4	4.6
(参考) 関係機関（市町村役場、児童相談所、警察等）に通報する	65.2	60.3	63.9	53.0	62.3	62.2	60.0	51.9

性別で見ると、男女ともに「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が最も高く、次いで男性は「警察に通報する」、女性は「児童相談所に通報する」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男性は H29 調査と比べて「警察に通報する」の割合が増加している。

【表 4-14 年齢別：子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）の対応（％）】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以上
市町村役場や福祉事務所などに通報する	8.3	8.6	10.7	20.7	25.5	23.8	28.6
児童相談所に通報する	58.3	27.6	27.0	22.9	17.7	12.0	11.7
警察に通報する	8.3	19.0	12.3	17.0	19.1	18.7	15.3
確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない	8.3	20.7	17.2	11.7	14.1	11.4	8.1
何か行動を起こしたいが、どうしたら良いかわからない	8.3	8.6	15.6	9.0	9.5	9.9	5.2
民生委員・児童委員に通報する	0.0	0.0	1.6	2.1	3.6	7.5	13.0
子どもの通っている保育所、学校等に通報する	0.0	5.2	3.3	2.1	2.3	5.1	2.9
直接、その家族に確かめてみる	0.0	1.7	1.6	2.1	0.9	1.2	1.8
自分には関係がないので、特に何もしない	0.0	0.0	0.8	1.1	0.5	0.0	0.0
その他	0.0	1.7	0.8	0.5	0.0	0.0	0.3
わからない	8.3	3.4	2.5	2.1	2.3	3.3	3.1

年齢別で見ると、10 歳台から 40 歳台は「児童相談所に通報する」の割合が、50 歳以上は「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が最も高くなっている。また、年齢層が上がるほど、「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が高くなり、年齢層が下がるほど、「児童相談所に通報する」の割合が高くなる傾向がある。

【表 4-15 職業別：子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）の対応（%）】

	農 林 漁 業	営 業 の 経 営 者 ・ 自 営 業 者	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有 職	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
市町村役場や福祉事務所などに通報する	28.6	20.8	19.0	26.2	27.9	26.5	4.3	23.9	
児童相談所に通報する	13.2	17.5	19.0	20.3	11.6	11.8	39.1	15.2	
警察に通報する	14.3	23.3	18.7	13.9	18.6	14.0	17.4	15.5	
確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない	4.4	11.7	13.0	12.9	9.3	11.0	26.1	11.8	
何か行動を起こしたいが、どうしたら良いかわからない	4.4	4.2	12.5	9.4	7.0	9.6	4.3	7.1	
民生委員・児童委員に通報する	14.3	6.7	4.1	3.0	11.6	7.4	0.0	9.6	
子どもの通っている保育所、学校等に通報する	2.2	3.3	3.0	4.5	7.0	2.9	0.0	3.4	
直接、その家族に確かめてみる	3.3	0.8	0.8	2.0	0.0	2.9	4.3	1.2	
自分には関係がないので、特に何もしない	0.0	0.8	0.3	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0.0	0.0	0.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.6	
わからない	2.2	2.5	2.4	0.0	2.3	5.1	0.0	4.7	

職業別でみると、『農林漁業』、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』、『自由業、その他有職』、『家事專業』、『無職』は「市町村役場や福祉事務所などに通報する」が、『企業の経営者・自営業者』は「警察に通報する」が、『会社員等』は「市町村役場や福祉事務所などに通報する」、「児童相談所に通報する」が、『生徒・学生』は「児童相談所に通報する」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」の割合が高く、「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が低くなっている。

5. 高齢者

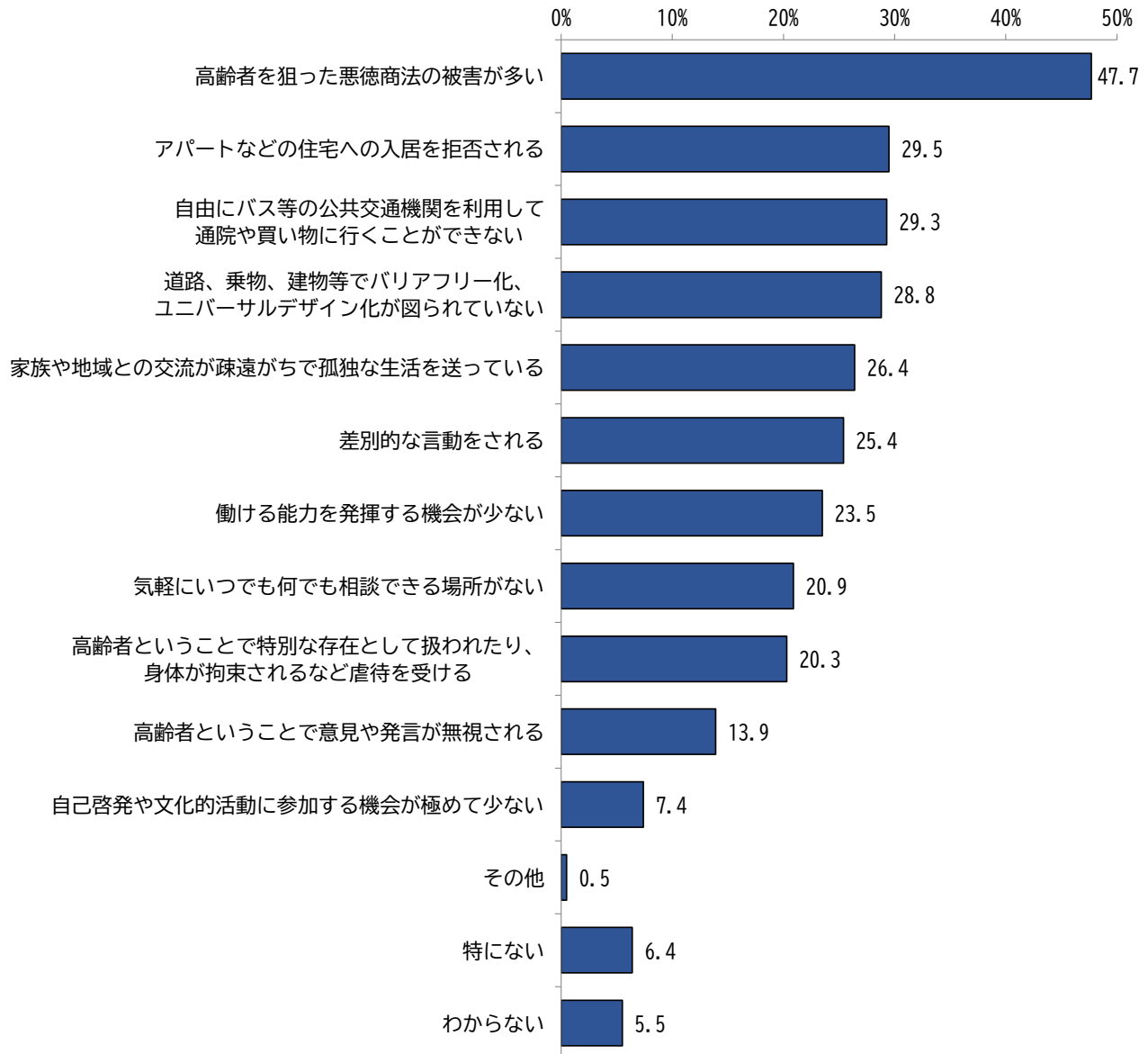
(1) 高齢者に関する人権上の問題点

問5-1. 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

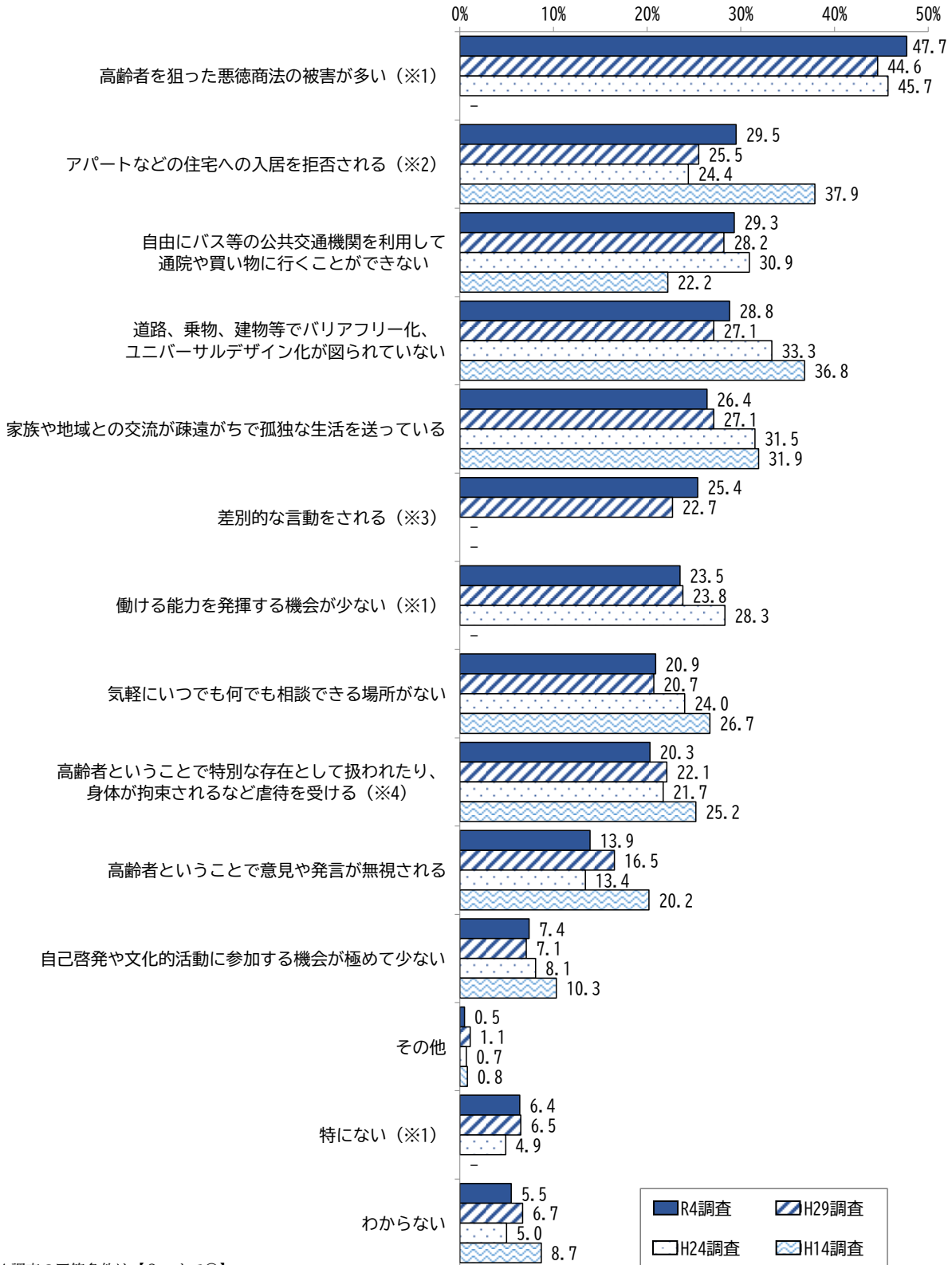
1. 差別的な言動をされる
2. 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない
3. 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
4. アパートなどの住宅への入居を拒否される
5. 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
6. 高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける
7. 働ける能力を発揮する機会が少ない
8. 高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い
9. 高齢者ということで意見や発言が無視される
10. 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
11. 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
12. その他（具体的に ）
13. 特にない
14. わからない

【図 5-1 高齢者に関する人権上の問題点 (%)】



高齢者に関する人権上の問題点については、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の割合が47.7%と最も高く、次いで「アパートなどの住宅への入居を拒否される」(29.5%)、「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」(29.3%)、「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」(28.8%)と続いている。

【図 5-2 過去調査との比較：高齢者に関する人権上の問題点（％）】



※ H14 調査の回答条件は【3つまで○】

- （※1） H14 調査には、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」「働ける能力を発揮する機会が少ない」「特にない」の回答項目は設定していない。
- （※2） 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、H24 調査「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」及び、H14 調査「アパートなどの住宅への入居や就労が高齢者というだけで制限されること」との比較。
- （※3） H24 調査・H14 調査には、「差別的な言動をされる」の回答項目は設定していない。
- （※4） 「高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」は、H24 調査・H14 調査「高齢者（特に認知症高齢者）ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」との比較。

過去調査と比較すると、あまり変化はみられない。

【表 5-3 性別：高齢者に関する人権上の問題点（％）】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い	47.5	44.2	44.6	-	48.0	45.1	47.7	-
アパートなどの住宅への入居を拒否される	25.5	21.4	22.6	37.0	33.1	29.0	26.4	39.4
自由にバス等の公共交通機関を利用して 通院や買い物に行くことができない	29.5	27.5	30.4	22.7	29.1	28.5	32.1	21.9
道路、乗物、建物等でバリアフリー化、 ユニバーサルデザイン化が図られていない	26.3	24.1	31.1	37.1	30.8	29.4	36.1	36.8
家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている	23.4	26.6	30.9	34.0	29.0	27.6	32.8	31.0
差別的な言動をされる	24.3	20.3	-	-	26.1	24.7	-	-
働ける能力を発揮する機会が少ない	20.9	23.1	25.8	-	26.1	24.6	31.0	-
気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	20.5	19.3	23.1	25.5	20.9	21.6	24.9	27.0
高齢者ということで特別な存在として扱われたり、 身体が拘束されるなど虐待を受ける	16.4	20.3	19.8	23.2	23.4	23.5	23.6	27.0
高齢者ということで意見や発言が無視される	12.3	13.9	14.0	20.2	15.3	18.8	13.0	19.9
自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない	7.0	7.5	6.2	11.3	8.0	6.9	9.7	9.6
その他	0.2	1.4	0.9	0.7	0.7	0.9	0.5	0.7
特になし	8.4	7.5	4.3	-	5.0	5.8	5.2	-
わからない	5.4	7.6	6.0	9.1	5.3	6.1	4.5	8.5

性別で見ると、男女ともに「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の割合が最も高く、次いで男性は「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」、女性は「アパートなどの住宅への入居を拒否される」となっている。また、女性は男性に比べて「アパートなどの住宅への入居を拒否される」、「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」、「働ける能力を発揮する機会が少ない」、「高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともにあまり変化はみられない。

【表 5-4 年齢別：高齢者に関する人権上の問題点 (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以 上
高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い	58.3	43.1	49.2	51.9	54.0	47.1	42.8
アパートなどの住宅への入居を拒否される	33.3	39.7	28.3	32.8	37.6	29.7	21.5
自由にバス等の公共交通機関を利用して 通院や買い物に行くことができない	25.0	25.9	30.0	40.4	31.9	31.0	21.5
道路、乗物、建物等でバリアフリー化、 ユニバーサルデザイン化が図られていない	25.0	27.6	33.3	36.1	30.5	29.7	22.3
家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている	33.3	32.8	32.5	30.1	28.6	25.7	21.0
差別的な言動をされる	33.3	37.9	30.8	26.8	29.6	22.0	21.0
働ける能力を発揮する機会が少ない	41.7	20.7	24.2	27.9	24.9	24.8	19.1
気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	8.3	17.2	17.5	20.8	20.2	25.1	18.8
高齢者ということで特別な存在として扱われたり、 身体が拘束されるなど虐待を受ける	33.3	36.2	27.5	24.6	23.5	16.4	14.4
高齢者ということで意見や発言が無視される	25.0	20.7	16.7	18.0	12.2	13.0	11.2
自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない	0.0	3.4	6.7	9.8	4.2	9.3	7.6
その他	0.0	0.0	0.8	0.0	1.4	0.3	0.3
特になし	0.0	3.4	4.2	4.4	0.9	6.5	12.3
わからない	0.0	13.8	7.5	4.9	6.6	6.2	2.2

年齢別で見ると、全ての年齢層で「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の割合が最も高くなっている。また、40歳台は「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」の割合が、その他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 5-5 職業別：高齢者に関する人権上の問題点 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 職 員 、	職 自由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い	43.0	53.9	49.4	54.4	34.9	40.3	34.8	47.4	
アパートなどの住宅への入居を拒否される	16.3	27.8	30.1	39.0	25.6	28.7	43.5	26.3	
自由にバス等の公共交通機関を利用して 通院や買い物に行くことができない	29.1	21.7	28.7	41.5	18.6	21.7	13.0	30.8	
道路、乗物、建物等でバリアフリー化、 ユニバーサルデザイン化が図られていない	19.8	30.4	29.6	37.9	18.6	27.9	21.7	26.9	
家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている	20.9	25.2	26.2	32.8	27.9	27.1	34.8	24.0	
差別的な言動をされる	22.1	20.0	23.2	34.9	14.0	27.9	52.2	23.4	
働ける能力を発揮する機会が少ない	16.3	20.9	24.3	33.8	30.2	23.3	26.1	18.9	
気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	15.1	16.5	18.5	24.1	32.6	21.7	8.7	23.7	
高齢者ということで特別な存在として扱われたり、 身体が拘束されるなど虐待を受ける	12.8	14.8	17.7	32.8	20.9	20.2	47.8	17.6	
高齢者ということで意見や発言が無視される	19.8	7.8	11.3	22.1	14.0	14.7	26.1	11.2	
自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない	4.7	7.0	6.1	9.7	9.3	10.9	0.0	7.7	
その他	1.2	0.0	0.3	1.0	0.0	0.8	0.0	0.3	
特になし	11.6	11.3	3.6	2.1	2.3	7.0	4.3	9.9	
わからない	2.3	5.2	8.3	1.0	9.3	3.9	4.3	5.1	

職業別でみると、『生徒・学生』は「差別的な言動をされる」が、その他の職業は「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の割合が最も高くなっている。また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」、「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」が、『生徒・学生』は「差別的な言動をされる」、「高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」が、『自由業、その他有職』は「気軽にいつでも何でも相談できる場所がない」の割合が、その他の職業に比べて高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<高齢者に関する人権問題>

問9 あなたが、高齢者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。（〇はいくつでも）

（上位5項目）

	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと	44.7%	55.0%	50.6%
・病院での看護や介護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること	33.6%	38.7%	30.0%
・高齢者が邪魔者扱いされること	31.7%	29.2%	31.0%
・働く能力を発揮する機会が少ないこと	28.4%	32.7%	39.3%
・経済的に自立が困難なこと	27.9%	37.8%	40.6%
・特になし	13.5%	5.6%	8.1%

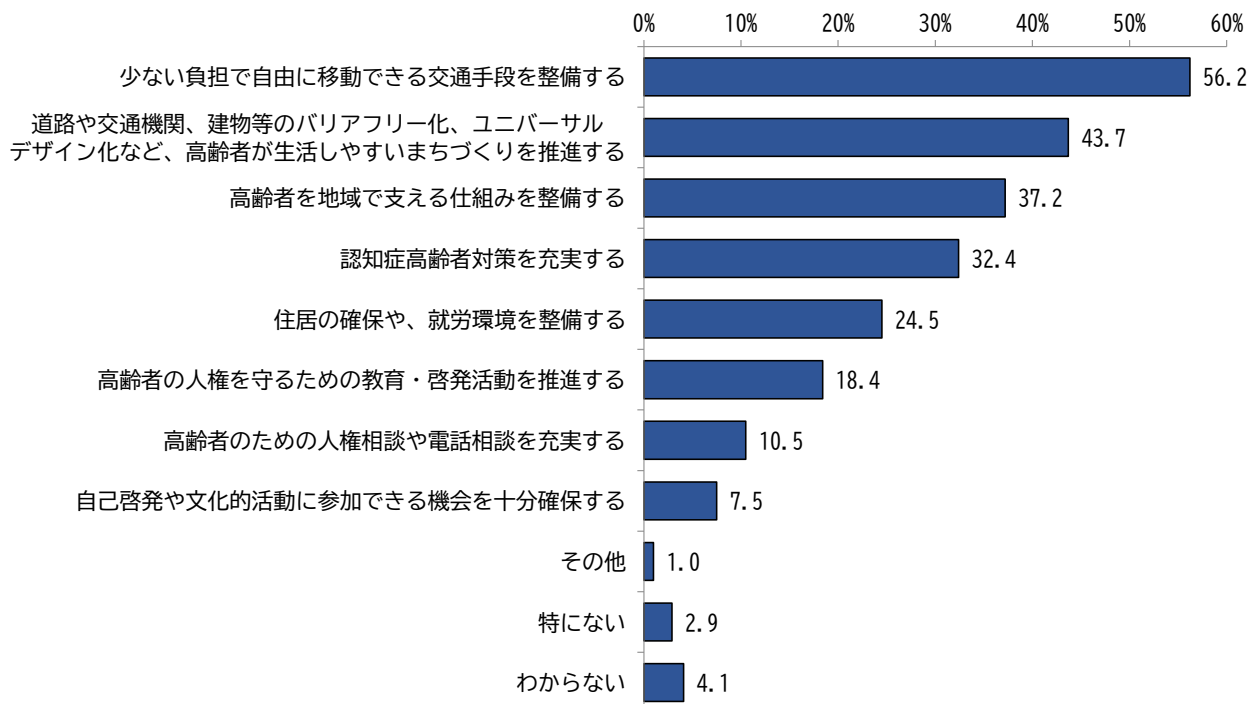
(2) 高齢者の人権を守るために必要なこと

問5-2. あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
4. 住居の確保や、就労環境を整備する
5. 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
6. 認知症高齢者対策を充実する
7. 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
8. 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に ）
10. 特にない
11. わからない

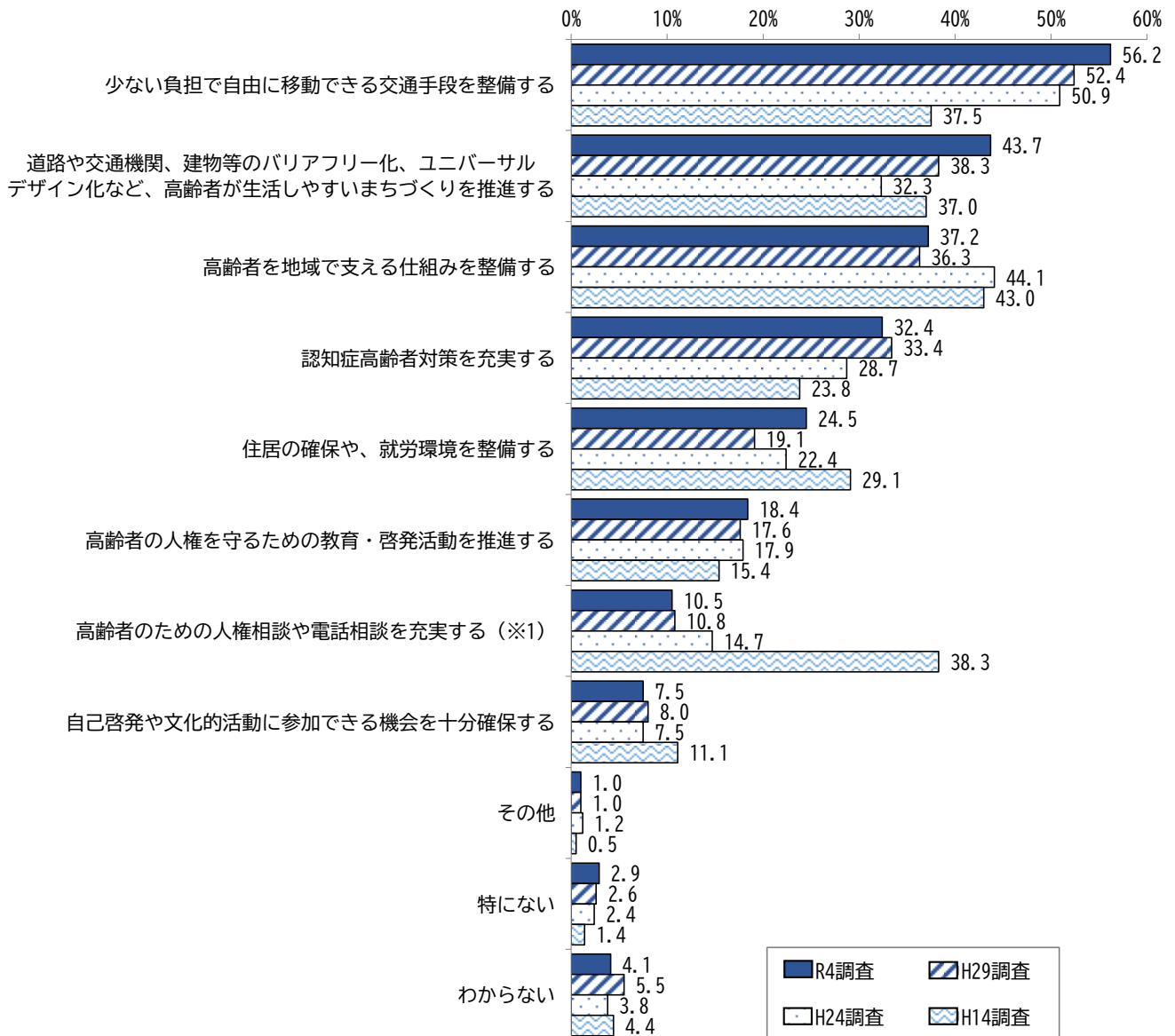
【図 5-6 高齢者の人権を守るために必要なこと (%)】



高齢者の人権を守るために必要なことについては、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が56.2%と最も高く、次いで「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」(43.7%)、「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」(37.2%)、「認知症高齢者対策を充実する」(32.4%)と続いている。

II 調査結果

【図 5-7 過去調査との比較：高齢者の人権を守るために必要なこと（％）】



（※1） 「高齢者のための人権相談や電話相談を充実する」は、H14 調査「気軽にいつでも何でも相談できる体制を整備する」との比較。

過去調査と比較すると、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」は増加してきている。また、H29 調査と比べて「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」、「住居の確保や、就労環境を整備する」の割合が増加している。

【表 5-8 性別：高齢者の人権を守るために必要なこと (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	55.0	51.3	46.5	37.1	57.5	53.4	55.9	38.1
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	37.3	32.2	29.4	38.7	48.4	43.0	35.7	36.3
高齢者を地域で支える仕組みを整備する	36.4	36.4	44.3	42.1	38.5	36.3	45.1	43.9
認知症高齢者対策を充実する	31.4	33.0	26.3	20.5	33.0	33.7	30.9	26.3
住居の確保や、就労環境を整備する	22.8	18.1	24.8	29.7	26.1	20.0	20.9	29.4
高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	20.1	20.7	21.2	18.5	17.4	15.2	15.7	12.9
高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	11.3	11.8	14.9	37.1	9.7	9.9	15.0	39.0
自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	8.1	8.1	7.5	12.1	7.1	8.1	7.5	10.4
その他	0.9	1.1	1.5	0.5	1.1	0.9	1.0	0.4
特にない	3.9	3.3	2.6	1.7	2.1	2.1	2.5	1.2
わからない	3.8	6.2	4.3	4.1	4.3	4.9	3.6	4.6

性別で見ると、男女ともに「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」の割合が高くなっている

過去調査と比較すると、男女ともに H29 調査と比べて「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」の割合が増加しており、女性は「住居の確保や、就労環境を整備する」の割合も増加している。

【表 5-9 年齢別：高齢者の人権を守るために必要なこと（%）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	33.3	41.4	49.6	63.3	59.7	55.4	56.7
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	50.0	55.2	47.9	47.8	38.9	43.7	40.3
高齢者を地域で支える仕組みを整備する	58.3	34.5	34.7	38.9	36.5	40.2	35.4
認知症高齢者対策を充実する	25.0	20.7	39.7	33.3	37.4	31.9	29.4
住居の確保や、就労環境を整備する	50.0	32.8	26.4	31.7	31.8	21.7	16.9
高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	16.7	17.2	14.0	17.2	16.1	21.4	19.6
高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	8.3	8.6	9.1	2.8	8.1	11.5	15.5
自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	8.3	12.1	3.3	9.4	7.6	7.1	7.6
その他	0.0	0.0	1.7	1.7	0.0	1.5	0.8
特になし	0.0	3.4	2.5	1.7	0.5	3.1	4.9
わからない	0.0	6.9	5.8	4.4	4.7	3.4	3.5

年齢別で見ると、10歳台は「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」が、20歳台は「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」が、30歳以上は「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が最も高くなっている。

【表 5-10 職業別：高齢者の人権を守るために必要なこと (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員 ・ 教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	52.2	58.1	57.3	57.5	56.1	61.1	34.8	54.6
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	36.7	35.9	46.0	53.4	34.1	45.0	56.5	39.1
高齢者を地域で支える仕組みを整備する	45.6	34.2	33.9	43.0	36.6	38.2	52.2	35.5
認知症高齢者対策を充実する	27.8	31.6	29.8	41.5	36.6	36.6	17.4	30.6
住居の確保や、就労環境を整備する	18.9	29.9	27.0	30.1	22.0	22.1	39.1	18.4
高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	23.3	12.8	18.2	18.1	17.1	18.3	17.4	20.4
高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	16.7	11.1	8.0	6.7	14.6	9.2	17.4	13.2
自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	7.8	4.3	8.5	5.7	7.3	6.9	17.4	8.6
その他	1.1	0.0	0.8	1.0	0.0	2.3	0.0	1.3
特になし	3.3	4.3	1.9	2.6	0.0	1.5	0.0	4.9
わからない	3.3	2.6	4.4	1.6	7.3	4.6	4.3	5.3

職業別でみると、『生徒・学生』は「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」が、その他の職業は「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」、「住居の確保や、就労環境を整備する」の割合が高くなっている。

6. 障害者

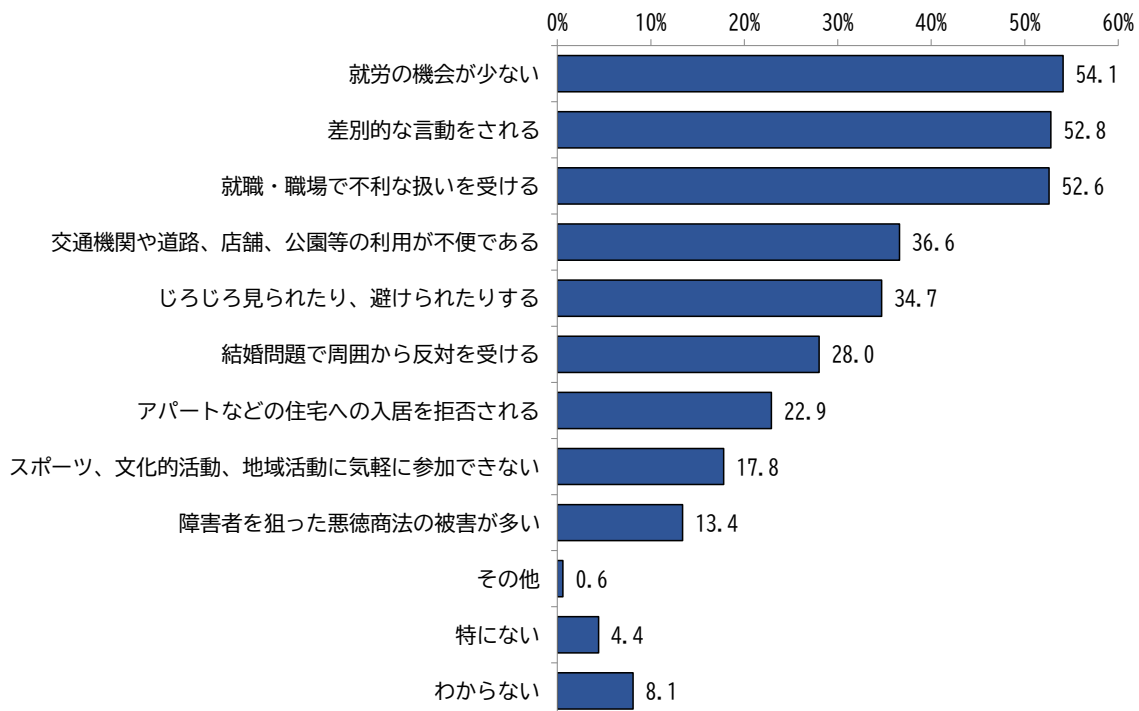
(1) 障害者に関する人権上の問題点

問6-1. 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

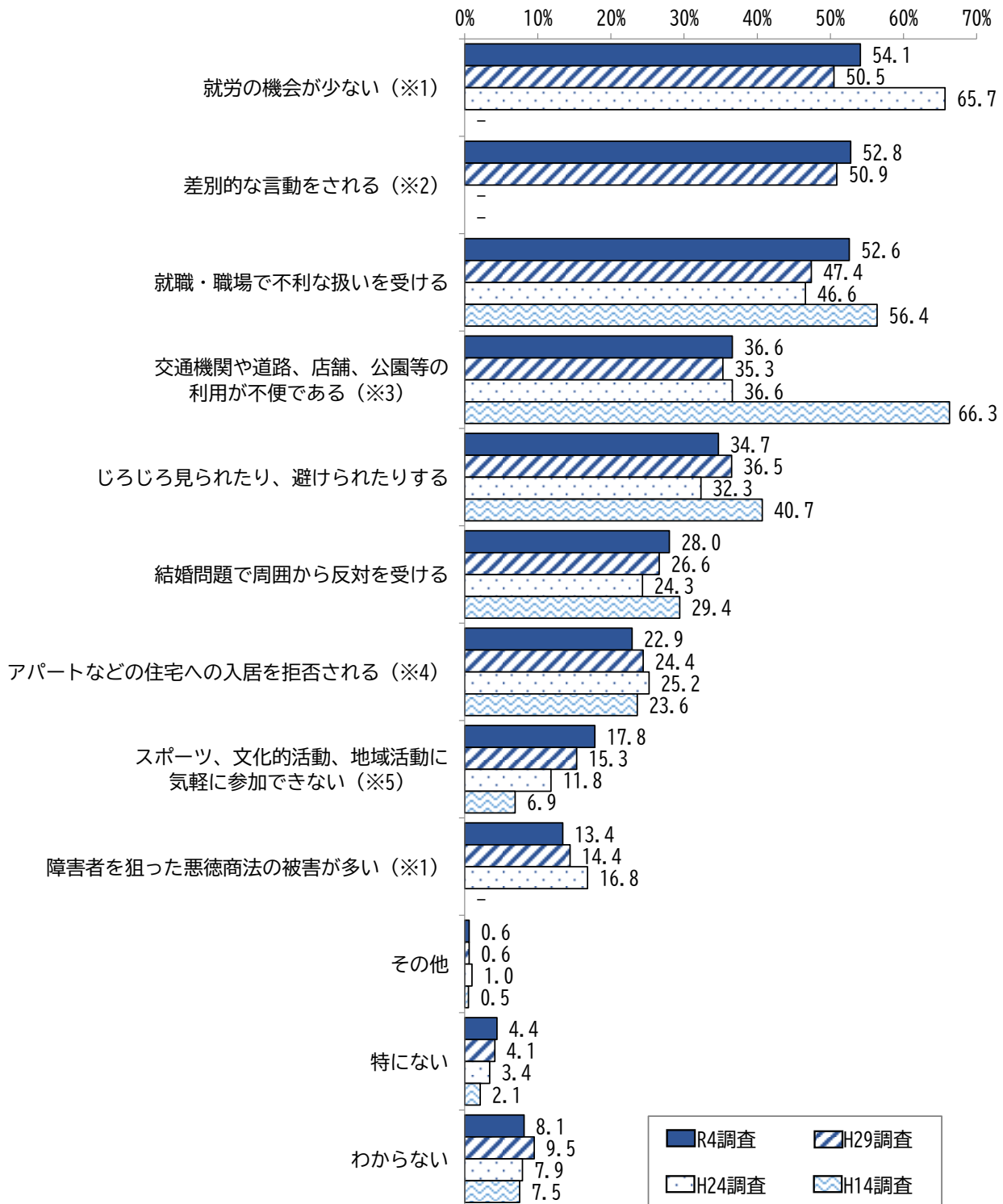
1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 就労の機会が少ない
5. じろじろ見られたり、避けられたりする
6. アパートなどの住宅への入居を拒否される
7. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
8. スポーツ、文化的活動、地域活動に気軽に参加できない
9. 障害者を狙った悪徳商法の被害が多い
10. その他（具体的に ）
11. 特にない
12. わからない

【図 6-1 障害者に関する人権上の問題点 (%)】



障害者に関する人権上の問題点については、「就労の機会が少ない」の割合が 54.1%と最も高く、次いで「差別的な言動をされる」(52.8%)、「就職・職場で不利な扱いを受ける」(52.6%)と続いている。

【図 6-2 過去調査との比較：障害者に関する人権上の問題点（％）】



※ H14 調査の回答条件は【3つまで〇】

- （※1） H14 調査には、「就労の機会が少ない」「障害者を狙った悪徳商法の被害が多い」の回答項目は設定していない。
- （※2） H24 調査・H14 調査には「差別的な言動をされる」の回答項目は設定していない。
- （※3） 「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」は、H14 調査「外出時に道路、店舗、公園等の利用が不便なこと」、「外出時に交通機関の利用が不便なこと」を合計したものと比較。
- （※4） 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、H24 調査・H14 調査「アパートなどの住宅への入居が困難である」との比較。
- （※5） 「スポーツ、文化的活動、地域活動に気軽に参加できない」は、H24 調査・H14 調査「スポーツ・文化活動・地域活動に参加できない」との比較。

過去調査と比較すると、あまり変化はみられないが、H29 調査と比べて「就職・職場で不利な扱いを受ける」の割合が増加している。

【表 6-3 性別：障害者に関する人権上の問題点 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
就労の機会が少ない	53.4	51.1	66.3	-	54.9	50.1	66.5	-
差別的な言動をされる	50.5	51.3	-	-	54.9	50.8	-	-
就職・職場で不利な扱いを受ける	52.3	47.6	47.7	58.1	53.2	47.0	46.9	55.4
交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である	33.2	33.0	36.4	65.2	39.4	37.5	37.7	68.0
じろじろ見られたり、避けられたりする	28.7	37.4	32.6	40.4	39.4	36.0	32.8	40.7
結婚問題で周囲から反対を受ける	24.7	26.8	25.0	31.3	30.9	26.7	24.7	27.5
アパートなどの住宅への入居を拒否される	22.2	20.3	23.1	21.6	23.4	27.9	27.2	25.7
スポーツ、文化的活動、地域活動に気軽に参加できない	16.7	16.0	12.6	8.1	19.0	14.7	11.6	5.9
障害者を狙った悪徳商法の被害が多い	13.4	14.0	16.9	-	13.1	14.6	17.2	-
その他	0.2	0.7	1.2	0.5	1.0	0.6	0.8	0.6
特にな	5.7	3.7	3.2	1.9	3.5	4.3	3.7	2.2
わからない	7.0	10.3	6.5	6.8	8.5	8.8	9.2	7.9

性別でみると、男女ともに「就労の機会が少ない」の割合が最も高く、女性は「差別的な言動をされる」も同率となっている。また、女性は男性に比べて「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」、「じろじろ見られたり、避けられたりする」、「結婚問題で周囲から反対を受ける」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女とも割合にあまり差はみられないが、H29 調査と比べて男性は「じろじろ見られたり、避けられたりする」の割合が減少し、女性は「就職・職場で不利な扱いを受ける」の割合が増加している。

【表 6-4 年齢別：障害者に関する人権上の問題点 (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以上
就労の機会が少ない	25.0	43.1	51.7	60.0	58.1	59.9	47.1
差別的な言動をされる	66.7	74.1	72.5	60.0	55.3	48.0	41.3
就職・職場で不利な扱いを受ける	66.7	56.9	62.5	56.2	51.6	57.8	43.2
交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である	41.7	17.2	37.5	40.0	36.7	42.9	31.9
じろじろ見られたり、避けられたりする	25.0	48.3	55.0	40.0	40.9	31.3	23.0
結婚問題で周囲から反対を受ける	25.0	32.8	37.5	34.6	27.9	28.9	20.5
アパートなどの住宅への入居を拒否される	33.3	34.5	29.2	29.7	23.3	21.9	15.8
スポーツ、文化的活動、地域活動に気軽に参加できない	16.7	25.9	21.7	21.6	17.7	18.2	13.9
障害者を狙った悪徳商法の被害が多い	25.0	13.8	22.5	17.8	15.3	8.8	10.0
その他	0.0	3.4	0.8	0.0	0.9	0.3	0.6
特にな	0.0	5.2	1.7	2.7	2.3	3.3	8.6
わからない	8.3	3.4	5.8	4.9	7.0	7.6	12.2

年齢別でみると、10 歳台は「差別的な言動をされる」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」が、20 歳台から 30 歳台は「差別的な言動をされる」が、40 歳台は「就労の機会が少ない」、「差別的な言動をされる」が、50 歳以上は「就労の機会が少ない」の割合が最も高くなっている。

【表 6-5 職業別：障害者に関する人権上の問題点 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自 営	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 職 員 、 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
就労の機会が少ない	47.7	53.9	55.2	63.1	40.5	57.9	47.8	50.3	
差別的な言動をされる	44.3	47.8	58.3	66.7	35.7	54.9	73.9	42.5	
就職・職場で不利な扱いを受ける	47.7	53.0	55.2	61.6	42.9	48.9	56.5	49.0	
交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である	27.3	32.2	35.1	43.4	33.3	39.1	17.4	38.6	
じろじろ見られたり、避けられたりする	28.4	31.3	37.6	48.0	28.6	36.8	52.2	25.3	
結婚問題で周囲から反対を受ける	23.9	26.1	29.6	38.9	23.8	24.8	30.4	24.0	
アパートなどの住宅への入居を拒否される	15.9	18.3	21.5	33.8	21.4	20.3	43.5	20.1	
スポーツ、文化的活動、地域活動に気軽に参加できない	9.1	12.2	16.9	30.3	16.7	18.8	30.4	15.6	
障害者を狙った悪徳商法の被害が多い	19.3	10.4	12.7	20.2	11.9	9.0	13.0	10.4	
その他	1.1	0.9	0.6	0.5	0.0	0.8	0.0	0.6	
特になし	6.8	9.6	2.2	3.5	4.8	5.3	0.0	4.9	
わからない	11.4	10.4	4.7	4.0	16.7	9.8	4.3	11.0	

職業別でみると、『農林漁業』、『企業の経営者・自営業者』、『家事専門』、『無職』は「就労の機会が少ない」が、『会社員等』、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』、『生徒・学生』は「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっており、『農林漁業』は「就職・職場で不利な扱いを受ける」も同率となっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「差別的な言動をされる」、「アパートなどの住宅への入居を拒否される」の割合が高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<障害者に関する人権問題>

問 10 あなたが、障害者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。（〇はいくつでも）

（上位4項目）

	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること	43.3%	45.6%	35.5%
・じろじろ見られたり、避けられたりすること	40.7%	47.6%	44.7%
・差別的な言葉を言われること	38.9%	48.7%	39.8%
・就職・職場で不利な扱いを受けること	38.2%	49.9%	47.0%
・特になし	18.4%	7.1%	10.8%

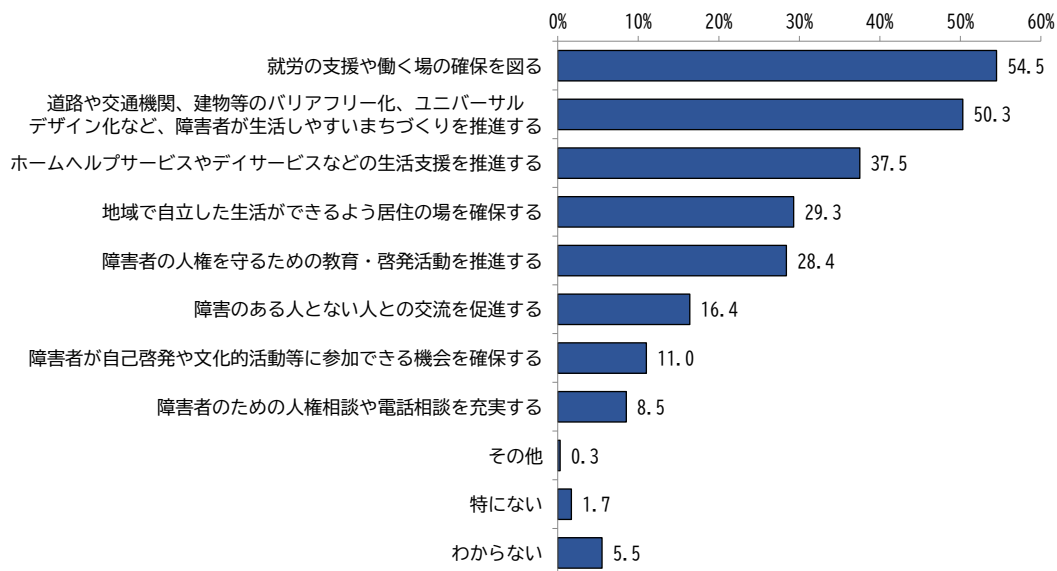
(2) 障害者の人権を守るために必要なこと

問6-2. あなたは、障害者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

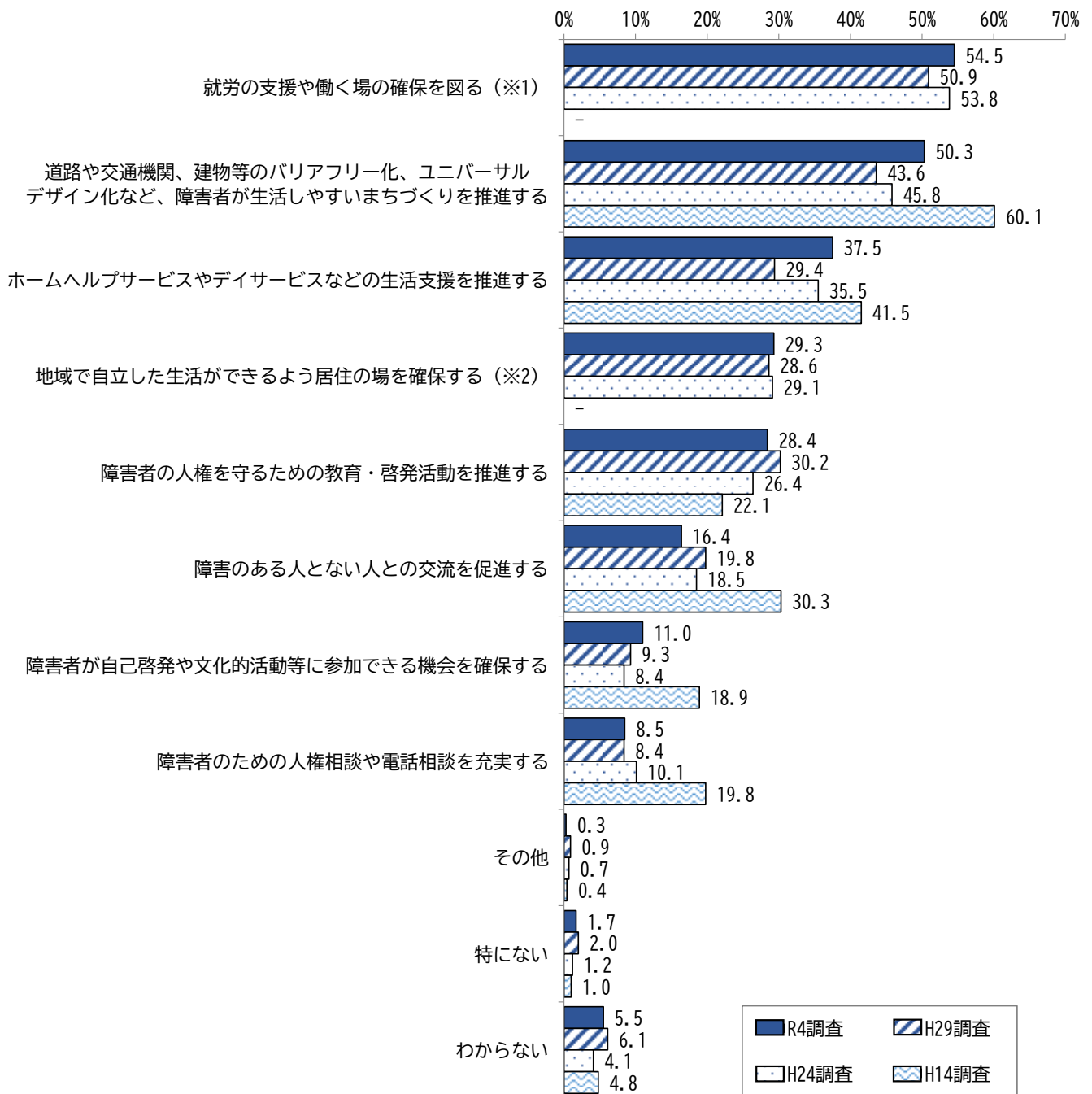
1. 障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障害者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
4. 就労の支援や働く場の確保を図る
5. 障害のある人とない人との交流を促進する
6. 障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
7. ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する
8. 障害者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に ）
10. 特にない
11. わからない

【図 6-6 障害者の人権を守るために必要なこと (%)】



障害者の人権を守るために必要なことについては、「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が54.5%と最も高く、次いで「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」(50.3%)、「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する」(37.5%)と続いている。

【図 6-7 過去調査との比較：障害者の人権を守るために必要なこと（％）】



（※1） H14 調査では、「住居の確保や、就労環境を整備する」が43.6%。

（※2） H14 調査には、「地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する」の回答項目は設定していない。

過去調査と比較すると、あまり変化はみられないが、H29 調査と比べて「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」、「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する」の割合が増加している。

【表 6-8 性別：障害者の人権を守るために必要なこと (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
就労の支援や働く場の確保を図る	52.8	50.6	53.0	-	56.5	51.3	55.7	-
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障害者が生活しやすいまちづくりを推進する	49.6	41.2	44.1	60.3	51.0	45.7	48.4	61.0
ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する	30.9	25.6	31.3	36.5	42.9	32.2	39.8	45.7
地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する	27.7	29.3	28.7	-	30.8	28.0	30.3	-
障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	29.2	33.7	30.4	25.0	28.0	27.7	23.8	19.6
障害のある人とない人との交流を促進する	18.4	19.1	19.8	32.7	15.0	20.6	17.9	28.9
障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する	13.4	8.9	9.9	20.6	9.2	9.7	7.5	17.6
障害者のための人権相談や電話相談を充実する	8.1	9.2	10.9	21.0	8.6	7.6	9.7	18.1
その他	0.5	0.7	1.0	0.2	0.1	1.1	0.4	0.6
特になし	2.1	2.3	1.9	1.2	1.4	1.8	0.7	1.0
わからない	4.8	6.4	3.2	4.3	5.6	5.8	4.9	5.3

性別で見ると、男女ともに「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに H29 調査と比べて「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」、「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する」の割合が増加しており、女性は「就労の支援や働く場の確保を図る」も増加している。また、女性は H29 調査と比べて「障害のある人とない人との交流を促進する」の割合が減少している。

【表 6-9 年齢別：障害者の人権を守るために必要なこと（％）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
就労の支援や働く場の確保を図る	66.7	46.6	65.0	56.7	63.3	57.4	44.4
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障害者が生活しやすいまちづくりを推進する	50.0	43.1	55.6	52.2	43.8	52.5	50.7
ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する	25.0	25.9	37.6	31.1	33.3	37.3	46.0
地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する	25.0	24.1	28.2	34.4	32.9	31.5	24.2
障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	41.7	36.2	23.1	28.3	23.8	30.9	28.7
障害のある人とない人との交流を促進する	25.0	29.3	22.2	21.7	19.5	13.3	11.3
障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する	0.0	8.6	9.4	12.2	12.9	8.6	12.7
障害者のための人権相談や電話相談を充実する	8.3	3.4	2.6	4.4	8.6	7.7	13.5
その他	0.0	0.0	0.9	0.6	0.0	0.3	0.3
特になし	0.0	3.4	0.9	2.8	1.4	0.9	2.2
わからない	0.0	8.6	4.3	4.4	5.7	4.9	6.1

年齢別で見ると、70歳以上は「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」が、その他の年齢層は「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が最も高くなっている。また、70歳以上は「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する」の割合が、その他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 6-10 職業別：障害者の人権を守るために必要なこと (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 ・ 職 員 、 及 び 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
就労の支援や働く場の確保を図る	52.9	53.0	59.3	66.7	43.9	53.8	47.8	45.9	
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障害者が生活しやすいまちづくりを推進する	48.3	48.7	50.7	53.6	34.1	47.7	56.5	52.5	
ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する	35.6	35.7	32.7	35.4	43.9	48.5	21.7	41.6	
地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する	23.0	31.3	28.8	39.6	12.2	29.2	21.7	27.9	
障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	29.9	31.3	26.9	30.7	19.5	30.8	39.1	26.9	
障害のある人とない人との交流を促進する	13.8	13.0	19.9	19.3	17.1	12.3	47.8	13.1	
障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する	11.5	6.1	15.0	8.3	9.8	10.8	0.0	11.1	
障害者のための人権相談や電話相談を充実する	16.1	8.7	4.4	4.7	12.2	12.3	8.7	10.8	
その他	1.1	0.0	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
特になし	1.1	4.3	1.7	1.0	2.4	0.0	0.0	2.3	
わからない	5.7	6.1	4.4	3.1	12.2	5.4	4.3	6.2	

職業別でみると、『生徒・学生』、『無職』は「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」が、その他の職業は「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が最も高く、『自由業、その他有職』は「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する」の割合も同率となっている。

また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「障害のある人とない人との交流を促進する」の割合が高く、「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する」の割合が低くなっている。

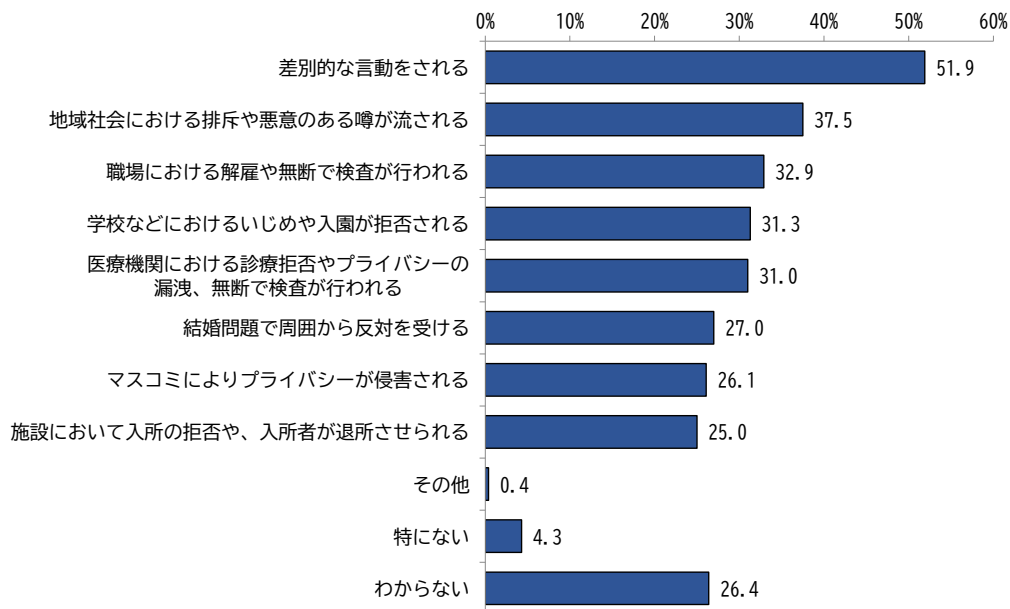
7. エイズ患者・H I V感染者・ハンセン病元患者・新型コロナウイルス感染症等

(1) エイズ患者・H I V感染者等に関する人権上の問題点

問7-1. エイズ患者・H I V感染者、その家族等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。【〇はいくつでも】

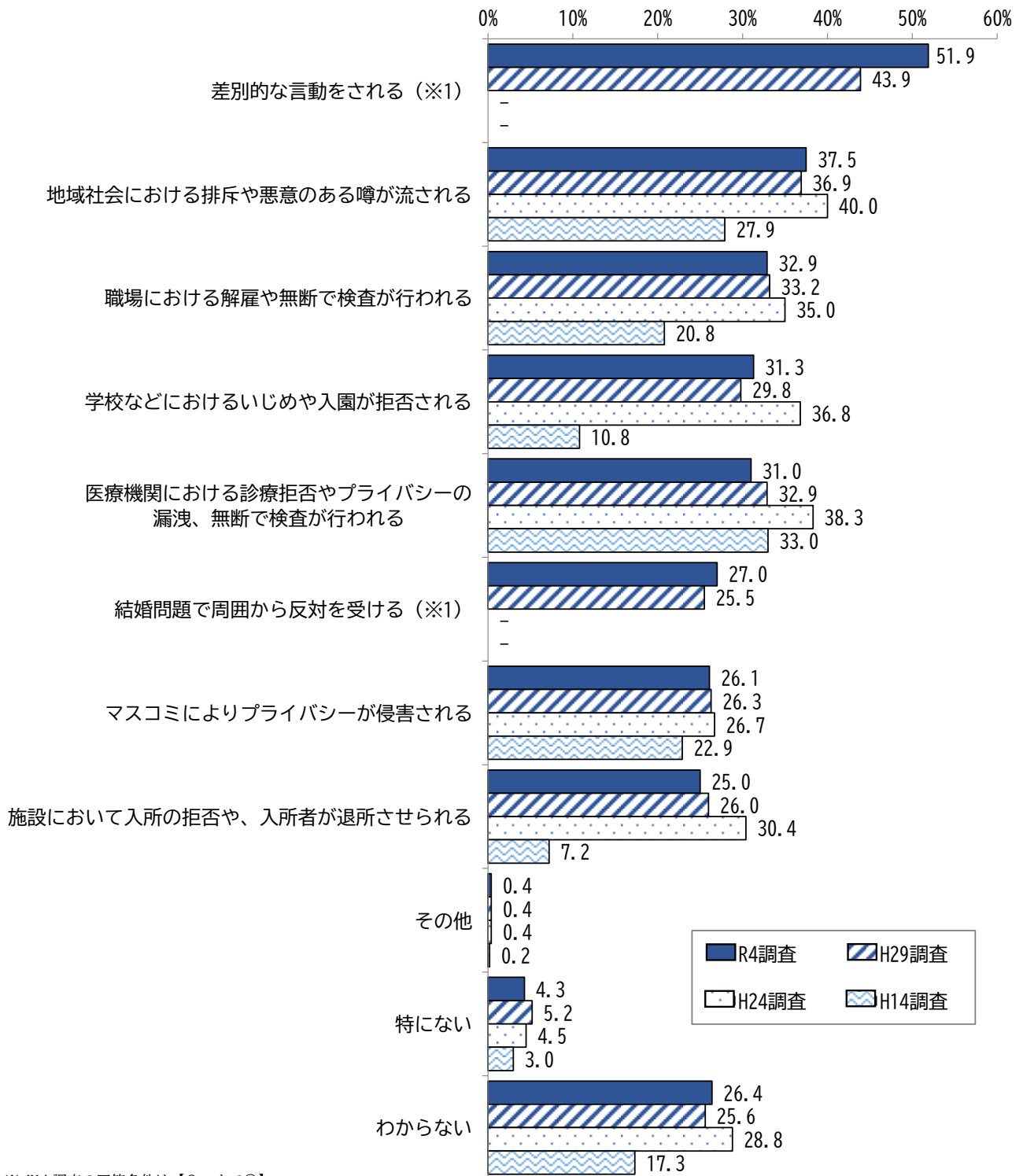
1. 差別的な言動をされる
2. 職場における解雇や無断で検査が行われる
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩(もれること)、無断で検査が行われる
5. 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
6. 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
7. マスコミによりプライバシーが侵害される
8. 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
9. その他(具体的に)
10. 特にない
11. わからない

【図7-1 エイズ患者・H I V感染者等に関する人権上の問題点 (%)】



エイズ患者・H I V感染者等に関する人権上の問題点については、「差別的な言動をされる」の割合が51.9%と最も高く、次いで「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」(37.5%)、「職場における解雇や無断で検査が行われる」(32.9%)、「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」(31.3%)と続いている。

【図 7-2 過去調査との比較：エイズ患者・HIV感染者等に関する人権上の問題点（%）】



※ H14 調査の回答条件は【2つまで○】

（※1） H24 調査・H14 調査には、「差別的な言動をされる」「結婚問題で周囲から反対を受ける」の回答項目は設定していない。

過去調査と比較すると、あまり変化はみられないが、H29 調査と比べて「差別的な言動をされる」の割合が増加している。

Ⅱ 調査結果

【表 7-3 性別：エイズ患者・HIV感染者等に関する人権上の問題点 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
差別的な言動をされる	50.0	45.8	-	-	53.6	42.4	-	-
地域社会における排斥や悪意のある噂が流される	35.1	35.3	39.1	28.5	39.3	38.2	41.9	27.5
職場における解雇や無断で検査が行われる	30.6	30.5	31.8	21.3	34.9	35.4	38.5	20.7
学校などにおけるいじめや入園が拒否される	29.0	27.6	34.0	9.4	33.5	31.5	39.9	12.0
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる	27.2	29.6	36.2	33.8	34.2	35.5	41.0	32.8
結婚問題で周囲から反対を受ける	24.8	24.8	-	-	29.5	26.3	-	-
マスコミによりプライバシーが侵害される	22.6	23.8	26.3	23.4	28.9	28.1	27.6	23.1
施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる	21.9	23.7	28.5	8.4	27.2	28.0	32.7	6.1
その他	0.0	0.4	0.3	0.2	0.7	0.4	0.4	0.3
特になし	5.4	6.4	5.8	2.9	3.5	4.4	3.6	3.1
わからない	25.5	25.8	27.7	16.5	26.5	25.3	30.1	17.7

性別で見ると、男女ともに「差別的な言動をされる」の割合が最も高く、次いで「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」となっている。また、女性は男性に比べて「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる」、「マスコミによりプライバシーが侵害される」、「施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、女性は H29 調査と比べて「差別的な言動をされる」の割合が増加している。

Ⅱ 調査結果

【表 7-4 年齢別：エイズ患者・H I V感染者等に関する人権上の問題点 (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
差別的な言動をされる	83.3	54.4	59.2	56.8	53.5	50.5	45.7
地域社会における排斥や悪意のある噂が流される	33.3	49.1	38.3	44.9	40.6	39.6	28.3
職場における解雇や無断で検査が行われる	33.3	52.6	34.2	36.2	39.2	33.4	23.5
学校などにおけるいじめや入園が拒否される	66.7	43.9	36.7	34.6	33.6	31.6	23.2
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる	33.3	43.9	35.0	30.3	38.7	32.2	22.1
結婚問題で周囲から反対を受ける	41.7	24.6	35.0	33.5	29.0	25.1	22.1
マスコミによりプライバシーが侵害される	33.3	36.8	28.3	30.8	29.5	26.0	19.0
施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる	41.7	40.4	25.0	29.7	28.6	24.5	17.6
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.6	0.6
特になし	0.0	5.3	1.7	3.8	1.8	4.3	7.0
わからない	8.3	21.1	25.0	21.6	24.0	25.7	32.5

年齢別でみると、全ての年齢層で「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。また、20歳台は「職場における解雇や無断で検査が行われる」、「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる」の割合が、その他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 7-5 職業別：エイズ患者・HIV感染者等に関する人権上の問題点 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員 及 び 職 員、 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
差別的な言動をされる	43.8	48.3	57.2	56.6	37.2	51.2	73.9	47.4
地域社会における排斥や悪意のある噂が流される	31.5	39.7	34.0	49.0	25.6	39.5	47.8	36.5
職場における解雇や無断で検査が行われる	20.2	27.6	33.4	44.9	25.6	35.7	43.5	29.9
学校などにおけるいじめや入園が拒否される	23.6	28.4	31.5	39.8	30.2	29.5	52.2	28.6
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる	20.2	23.3	31.8	45.4	16.3	28.7	34.8	29.6
結婚問題で周囲から反対を受ける	20.2	24.1	26.8	40.3	23.3	23.3	39.1	23.7
マスコミによりプライバシーが侵害される	21.3	28.4	26.8	33.2	25.6	22.5	39.1	22.4
施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる	16.9	22.4	22.7	35.2	18.6	25.6	39.1	24.7
その他	1.1	0.0	0.3	0.5	0.0	0.8	0.0	0.3
特になし	4.5	8.6	2.5	4.6	7.0	3.9	0.0	4.6
わからない	31.5	26.7	23.8	13.8	44.2	31.0	17.4	31.3

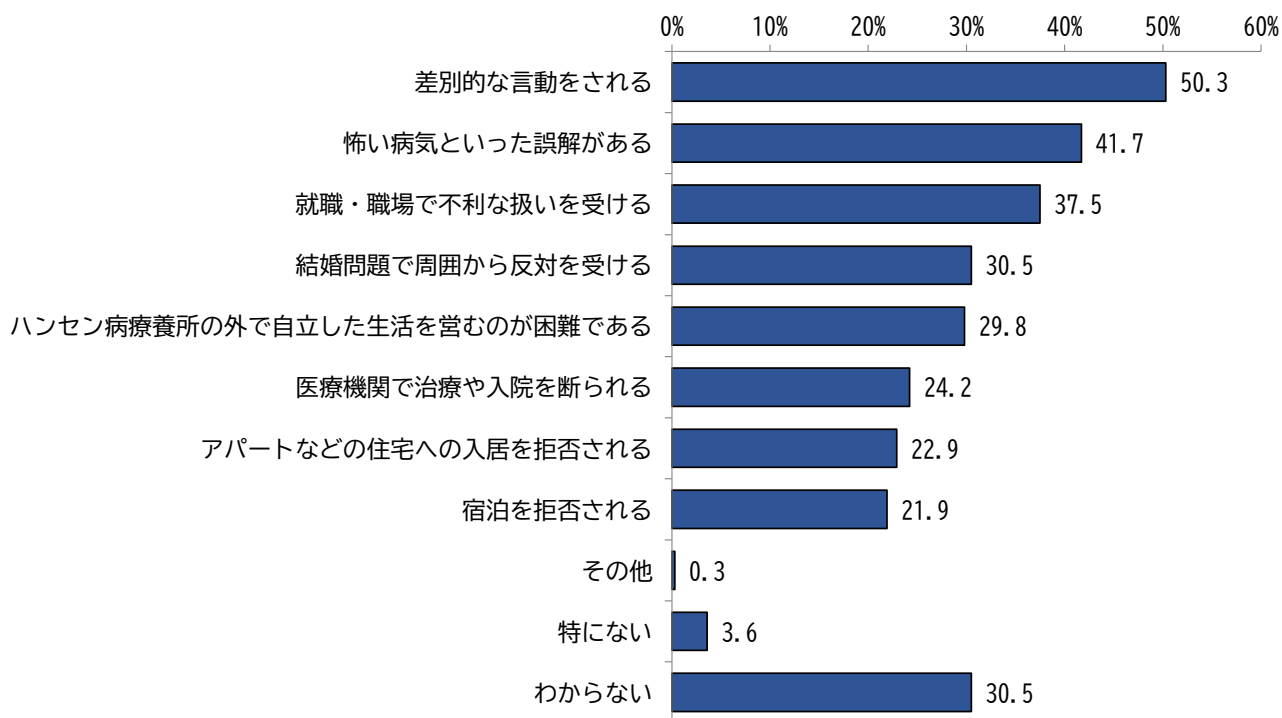
職業別でみると、『自由業、その他有職』は「わからない」が、その他の職業は「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』は「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」が、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる」が、『自由業、その他有職』は「わからない」の割合が、その他の職業に比べて高くなっている。

(2) ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点

問7-2. ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 医療機関で治療や入院を断られる
5. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
6. アパートなどの住宅への入居を拒否される
7. 宿泊を拒否される
8. 怖い病気といった誤解がある
9. その他（具体的に ）
10. 特にない
11. わからない

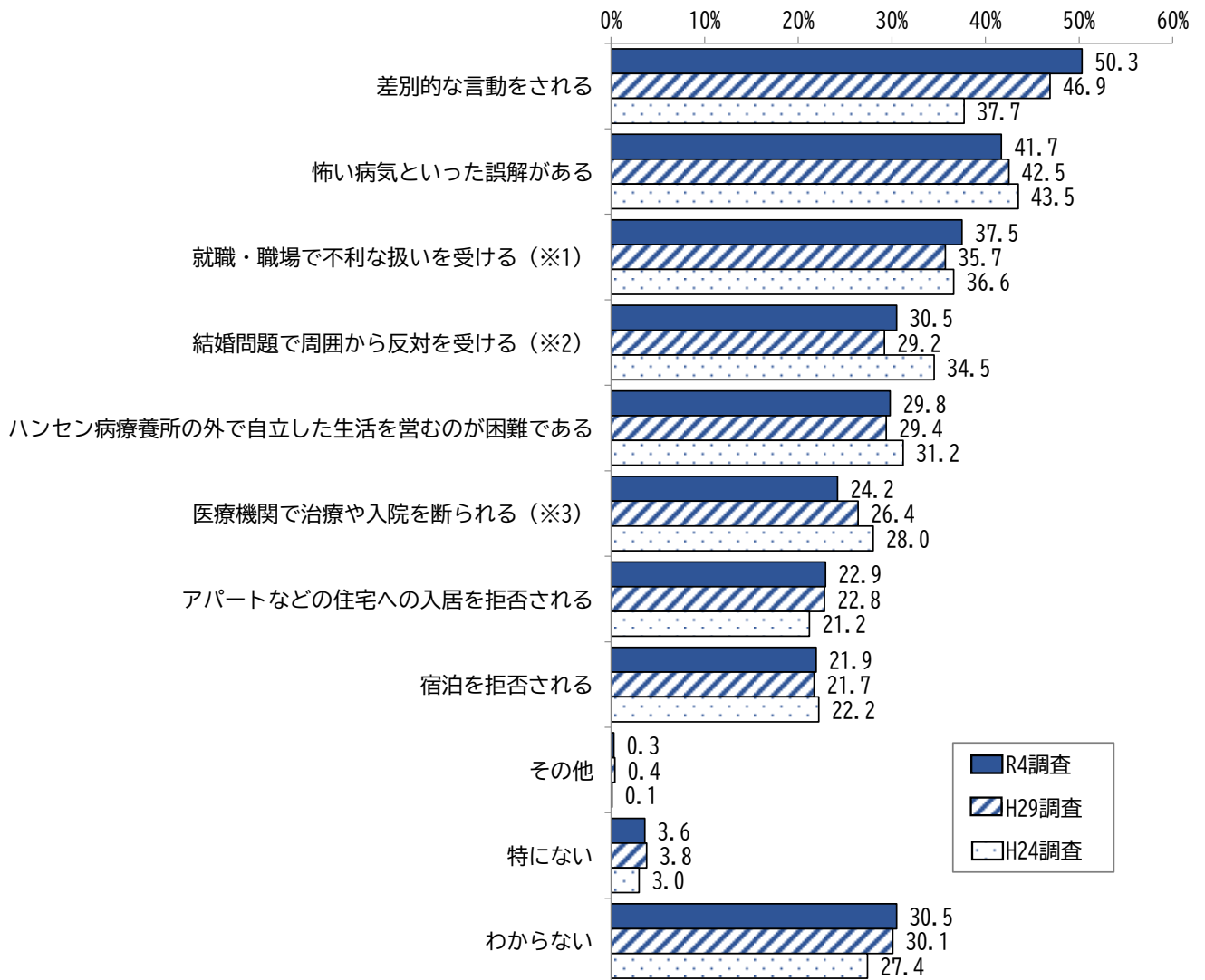
【図 7-6 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点 (%)】



ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点については、「差別的な言動をされる」の割合が 50.3%と最も高く、次いで「怖い病気といった誤解がある」(41.7%)、「就職・職場で不利な扱いを受ける」(37.5%)、「結婚問題で周囲から反対を受ける」(30.5%)、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である」(29.8%)と続いている。また、「わからない」の割合は 30.5%となっている。

II 調査結果

【図 7-7 過去調査との比較：ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点（％）】



（※1） 「就職・職場で不利な扱いを受ける」は、H24 調査「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」との比較。

（※2） 「結婚問題で周囲から反対を受ける」は、H24 調査「家族等の結婚問題で周囲が反対をする」との比較。

（※3） 「医療機関で治療や入院を断られる」は、H24 調査「医療機関で治療や入院を断る」との比較。

過去調査と比較すると、「差別的な言動をされる」の割合は増加してきている。

【表 7-8 性別：ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点（％）】

	男性			女性		
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査
差別的な言動をされる	47.9	46.9	37.8	52.2	46.8	38.8
怖い病気といった誤解がある	37.7	39.4	41.2	44.8	44.9	46.6
就職・職場で不利な扱いを受ける	34.6	34.1	35.4	40.3	36.7	38.7
結婚問題で周囲から反対を受ける	28.8	28.5	34.4	32.2	29.8	35.5
ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である	25.6	28.0	30.9	33.7	30.5	32.4
医療機関で治療や入院を断られる	20.0	23.8	27.9	27.6	28.6	28.8
アパートなどの住宅への入居を拒否される	20.2	21.0	19.5	25.2	24.4	23.0
宿泊を拒否される	20.0	19.5	22.2	23.5	23.5	22.7
その他	0.4	0.7	0.0	0.3	0.2	0.3
特になし	4.7	4.0	3.8	3.0	3.7	2.5
わからない	30.5	31.4	28.4	30.4	29.2	27.2

性別で見ると、男女ともに「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「怖い病気といった誤解がある」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である」、「医療機関で治療や入院を断られる」、「アパートなどの住宅への入居を拒否される」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、女性は H29 調査と比べて「差別的な言動をされる」の割合が増加している。

【表 7-9 年齢別：ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点（％）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
差別的な言動をされる	75.0	59.6	48.3	51.6	55.5	50.9	44.3
怖い病気といった誤解がある	50.0	33.3	40.0	38.3	42.2	43.2	43.2
就職・職場で不利な扱いを受ける	50.0	45.6	36.7	41.0	41.7	40.1	30.1
結婚問題で周囲から反対を受ける	33.3	24.6	31.7	32.4	34.4	31.4	27.0
ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である	8.3	28.1	26.7	31.4	33.0	35.7	24.2
医療機関で治療や入院を断られる	33.3	40.4	25.0	27.1	28.4	23.3	17.3
アパートなどの住宅への入居を拒否される	33.3	33.3	24.2	27.7	28.0	19.9	17.5
宿泊を拒否される	50.0	35.1	26.7	26.1	25.7	17.7	16.2
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.3
特になし	0.0	3.5	0.8	2.7	2.3	4.3	5.6
わからない	25.0	26.3	38.3	31.9	27.1	25.5	34.5

年齢別で見ると、全ての年齢層で「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。

【表 7-10 職業別：ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員 ・ 教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
差別的な言動をされる	44.8	47.0	49.6	59.7	37.2	51.5	65.2	48.2
怖い病気といった誤解がある	40.2	34.2	33.8	52.7	37.2	50.0	43.5	43.6
就職・職場で不利な扱いを受ける	31.0	33.3	34.6	51.7	39.5	35.4	47.8	36.1
結婚問題で周囲から反対を受ける	24.1	26.5	29.6	42.3	25.6	24.6	26.1	31.1
ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である	19.5	23.1	26.6	40.3	23.3	35.4	21.7	32.1
医療機関で治療や入院を断られる	16.1	17.1	23.3	32.3	20.9	25.4	52.2	22.0
アパートなどの住宅への入居を拒否される	13.8	18.8	19.7	33.8	18.6	23.1	39.1	23.3
宿泊を拒否される	12.6	19.7	21.3	28.9	20.9	20.0	52.2	19.3
その他	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.7
特になし	3.4	9.4	2.8	3.0	4.7	3.1	0.0	3.3
わからない	31.0	33.3	34.1	18.4	48.8	28.5	21.7	31.8

職業別でみると、『自由業、その他有職』は「わからない」が、その他の職業は「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「結婚問題で周囲から反対を受ける」が、『生徒・学生』は「医療機関で治療や入院を断られる」、「宿泊を拒否される」が、『自由業、その他有職』は「わからない」の割合が高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<ハンセン病患者・元患者やその家族に関する人権問題>

問 20 あなたが、ハンセン病患者・元患者やその家族に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。（〇はいくつでも）

（上位6項目）

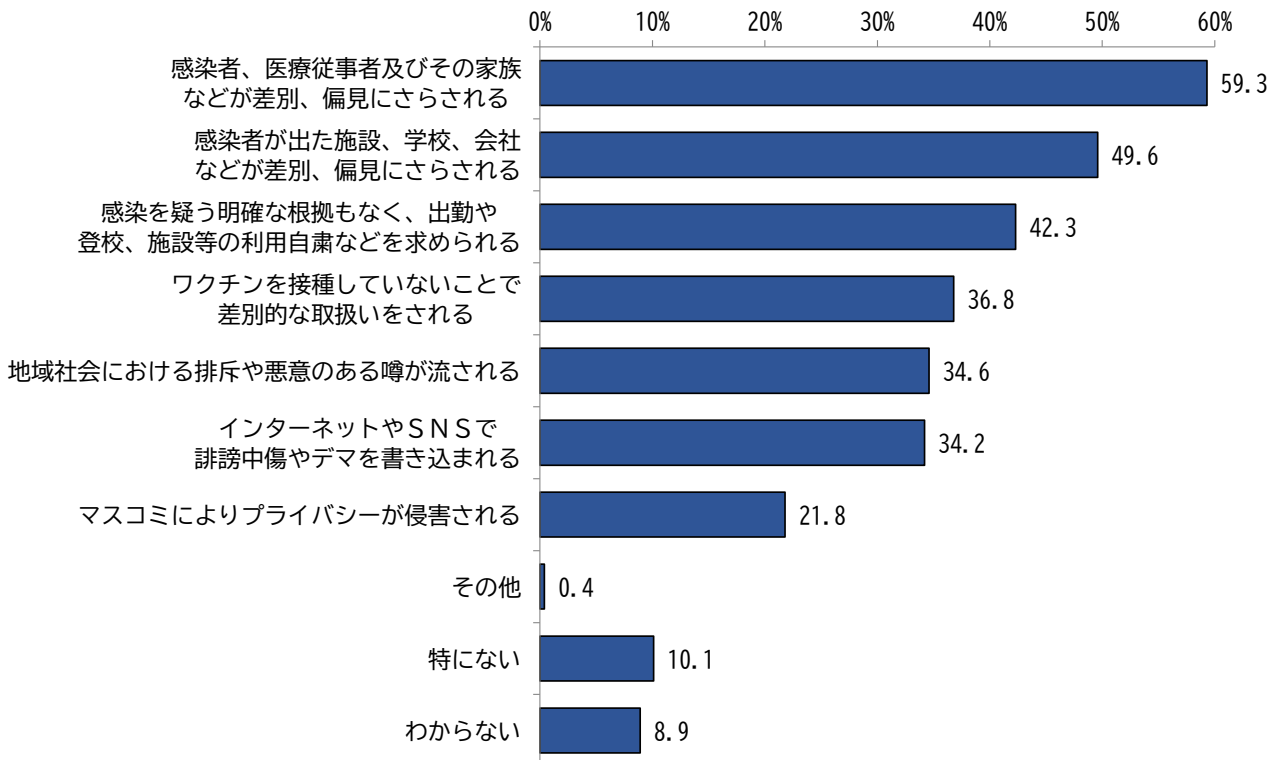
	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと	22.2%	31.7%	32.1%
・交際や結婚を反対されること	19.3%	28.2%	25.1%
・職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること	17.4%	24.4%	16.3%
・じろじろ見られたり、避けられたりすること	17.2%	26.3%	24.1%
・差別的な言葉を言われること	16.7%	29.0%	22.3%
・就職・職場で不利な扱いを受けること	16.3%	27.0%	21.1%
・特にない	55.5%	9.9%	12.2%

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点 新

問7-3. 新型コロナウイルス感染症に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。【〇はいくつでも】

1. 感染を疑う明確な根拠もなく、出勤や登校、施設等の利用自粛などを求められる
2. 感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる
3. 感染者が出た施設、学校、会社などが差別、偏見にさらされる
4. ワクチンを接種していないことで差別的な取扱いをされる
5. インターネットやSNSで誹謗中傷やデマを書き込まれる
6. マスコミによりプライバシーが侵害される
7. 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
8. その他（具体的に ）
9. 特にない
10. わからない

【図 7-11 新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点 (%)】



新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点については、「感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる」の割合が59.3%と最も高く、次いで「感染者が出た施設、学校、会社などが差別、偏見にさらされる」(49.6%)、「感染を疑う明確な根拠もなく、出勤や登校、施設等の利用自粛などを求められる」(42.3%)と続いている。

【表 7-12 性別：新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点 (%)】

	男性	女性
感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる	55.5	62.6
感染者が出た施設、学校、会社などが差別、偏見にさらされる	47.4	51.6
感染を疑う明確な根拠もなく、出勤や登校、施設等の利用自粛などを求められる	41.1	43.2
ワクチンを接種していないことで差別的な取扱いをされる	35.7	38.1
地域社会における排斥や悪意のある噂が流される	33.4	35.6
インターネットやSNSで誹謗中傷やデマを書き込まれる	32.1	36.3
マスコミによりプライバシーが侵害される	20.1	22.9
その他	0.4	0.4
特になし	11.1	9.6
わからない	9.9	7.6

性別で見ると、男女ともに「感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる」の割合が最も高く、次いで「感染者が出た施設、学校、会社などが差別、偏見にさらされる」となっている。また、女性は男性に比べて「感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる」の割合が高くなっている。

【表 7-13 年齢別：新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点（％）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる	75.0	65.5	67.5	60.6	63.0	60.6	51.8
感染者が出た施設、学校、会社などが差別、偏見にさらされる	58.3	60.3	56.7	53.2	53.4	49.1	41.9
感染を疑う明確な根拠もなく、出勤や登校、施設等の利用自粛などを求められる	58.3	41.4	45.8	43.6	44.7	41.0	39.7
ワクチンを接種していないことで差別的な取扱いをされる	50.0	60.3	48.3	43.1	44.3	31.7	25.6
地域社会における排斥や悪意のある噂が流される	58.3	34.5	45.0	41.0	39.7	32.9	25.6
インターネットやSNSで誹謗中傷やデマを書き込まれる	58.3	51.7	46.7	35.1	41.1	35.1	21.2
マスコミによりプライバシーが侵害される	41.7	37.9	33.3	23.9	28.8	17.7	12.7
その他	0.0	1.7	0.0	0.5	0.5	0.3	0.3
特になし	0.0	3.4	3.3	8.0	10.0	9.9	15.4
わからない	0.0	6.9	5.0	8.0	5.9	8.4	12.7

年齢別で見ると、全ての年齢層で「感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる」の割合が最も高くなっている。また、20歳台は「ワクチンを接種していないことで差別的な取扱いをされる」の割合が、その他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 7-14 職業別：新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点（％）】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 ・ 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる	54.7	56.4	58.4	71.3	41.9	66.2	78.3	54.5	
感染者が出た施設、学校、会社などが差別、偏見にさらされる	45.3	47.0	47.9	61.4	53.5	45.4	73.9	46.1	
感染を疑う明確な根拠もなく、出勤や登校、施設等の利用自粛などを求められる	33.7	42.7	44.9	41.1	51.2	43.1	43.5	40.9	
ワクチンを接種していないことで差別的な取扱いをされる	29.1	35.9	39.1	43.1	32.6	33.1	60.9	33.1	
地域社会における排斥や悪意のある噂が流される	26.7	40.2	34.4	40.1	25.6	39.2	39.1	30.8	
インターネットやSNSで誹謗中傷やデマを書き込まれる	22.1	33.3	36.1	46.0	23.3	30.0	56.5	29.5	
マスコミによりプライバシーが侵害される	18.6	23.9	21.8	29.2	20.9	18.5	43.5	16.2	
その他	2.3	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
特になし	12.8	14.5	8.0	8.9	14.0	10.0	0.0	11.7	
わからない	12.8	8.5	8.3	2.5	16.3	7.7	4.3	11.4	

職業別でみると、『自由業、その他有職』は「感染者が出た施設、学校、会社などが差別、偏見にさらされる」が、その他の職業は「感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』は「ワクチンを接種していないことで差別的な取扱いをされる」、「マスコミによりプライバシーが侵害される」が、『自由業、その他有職』は「感染を疑う明確な根拠もなく、出勤や登校、施設等の利用自粛などを求められる」の割合が、その他の職業に比べて高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

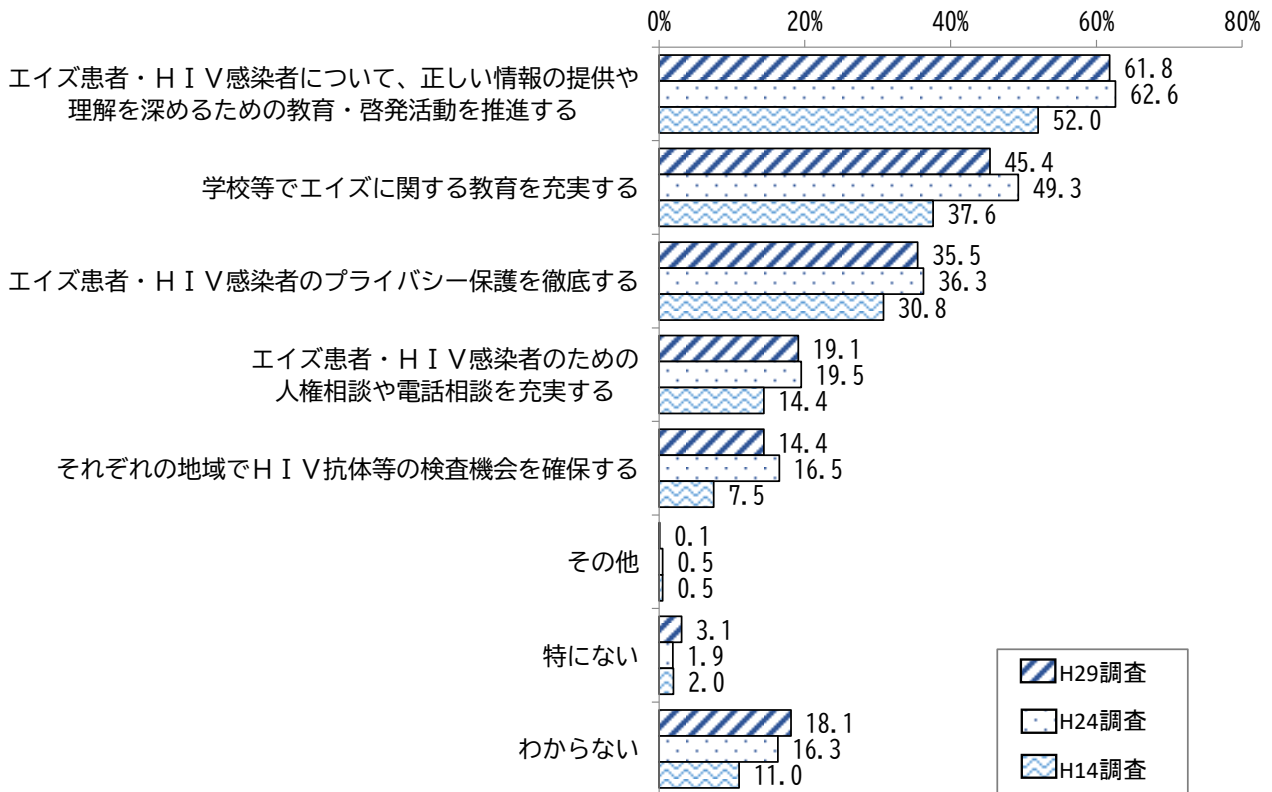
<新型コロナウイルス感染症に関する人権問題>

問 19 あなたが、新型コロナウイルス感染症に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。（〇はいくつでも）

（上位4項目）

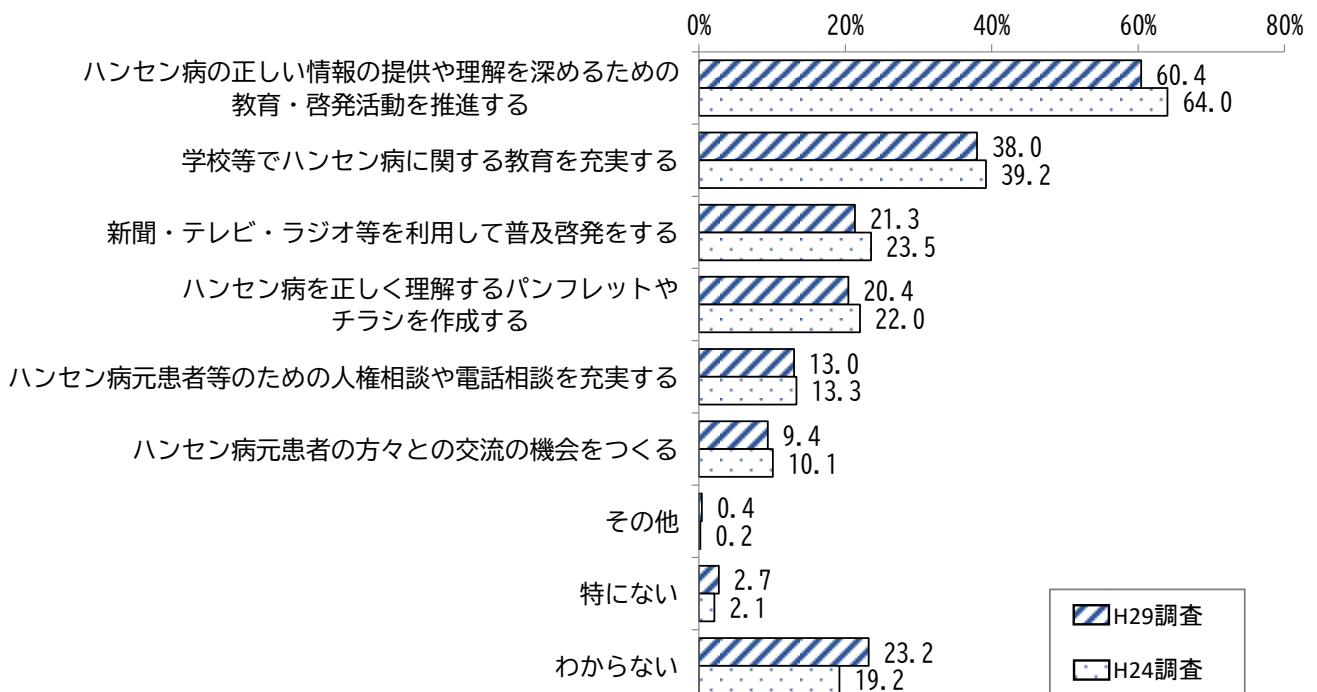
	令和4年8月
・感染者やその家族に対して、差別的な言動や不当な差別的取扱いが行われること	38.2%
・医療従事者などの社会や生活を支えるために必要不可欠な労働者やその家族に対して、差別的な言動や不利益な取扱いが行われること	35.8%
・集団感染が発生した施設や感染者が所属する団体に対して、誹謗中傷が行われること	26.7%
・感染者の氏名や行動を特定し、インターネット上で、誹謗中傷やデマが流されること	22.0%
・特になし	31.1%

【図 7-16 過去調査：エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なこと (%)】



※ H14 調査の回答条件は【2つまで〇】

【図 7-17 過去調査：ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと (%)】



【表 7-18 性別：感染症に関する差別や誹謗中傷等をなくするために必要なこと (%)】

	男性	女性
感染症に関する正しい情報の提供や理解を深めるための広報、啓発活動を推進する	67.8	71.0
感染者等のプライバシーの保護を徹底する	44.8	42.7
学校等で感染症を原因とする差別に関する教育を充実する	36.5	41.7
インターネットやSNSを監視し、誹謗中傷等の書き込みの削除を求める	34.9	34.1
感染者等のための人権相談や電話相談を充実する	15.0	16.7
その他	0.5	1.0
特になし	2.5	2.4
わからない	8.3	8.6

性別で見ると、男女ともに「感染症に関する正しい情報の提供や理解を深めるための広報、啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「学校等で感染症を原因とする差別に関する教育を充実する」の割合が高くなっている。

【表 7-19 年齢別：感染症に関する差別や誹謗中傷等をなくするために必要なこと (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
感染症に関する正しい情報の提供や理解を深めるための広報、啓発活動を推進する	75.0	60.7	68.9	75.9	67.6	72.0	66.3
感染者等のプライバシーの保護を徹底する	66.7	53.6	53.8	41.2	46.3	44.3	36.5
学校等で感染症を原因とする差別に関する教育を充実する	25.0	57.1	43.7	41.2	37.0	38.7	36.5
インターネットやSNSを監視し、誹謗中傷等の書き込みの削除を求める	41.7	28.6	33.6	34.8	38.9	38.4	29.8
感染者等のための人権相談や電話相談を充実する	8.3	10.7	10.9	9.1	13.9	17.0	22.3
その他	0.0	0.0	0.0	2.1	0.5	0.9	0.6
特になし	0.0	7.1	0.8	0.5	2.3	1.6	4.2
わからない	0.0	7.1	7.6	4.8	8.3	6.9	13.1

年齢別で見ると、全ての年齢層で「感染症に関する正しい情報の提供や理解を深めるための広報、啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。また、70歳以上は「感染者等のための人権相談や電話相談を充実する」の割合が、その他の年齢層に比べて高くなっている。

Ⅱ 調査結果

【表 7-20 職業別：感染症に関する差別や誹謗中傷等をなくするために必要なこと (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	関 係 者 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
感染症に関する正しい情報の提供や理解を深めるための広報、啓発活動を推進する	64.4	61.9	70.0	76.1	66.7	72.9	65.2	67.9	
感染者等のプライバシーの保護を徹底する	37.9	32.2	48.6	48.7	38.1	35.7	60.9	42.7	
学校等で感染症を原因とする差別に関する教育を充実する	28.7	31.4	38.3	46.7	38.1	41.9	47.8	40.4	
インターネットやSNSを監視し、誹謗中傷等の書き込みの削除を求める	20.7	40.7	37.8	38.1	23.8	38.0	34.8	30.8	
感染者等のための人権相談や電話相談を充実する	25.3	13.6	10.0	12.7	21.4	17.8	26.1	21.2	
その他	2.3	0.8	0.3	1.0	2.4	0.8	0.0	0.7	
特にない	5.7	3.4	1.9	1.0	2.4	3.1	0.0	2.6	
わからない	14.9	10.2	6.1	5.6	14.3	7.8	8.7	10.3	

職業別で見ると、全ての職業で「感染症に関する正しい情報の提供や理解を深めるための広報、啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「感染者等のプライバシーの保護を徹底する」の割合が高くなっている。

8. 外国人

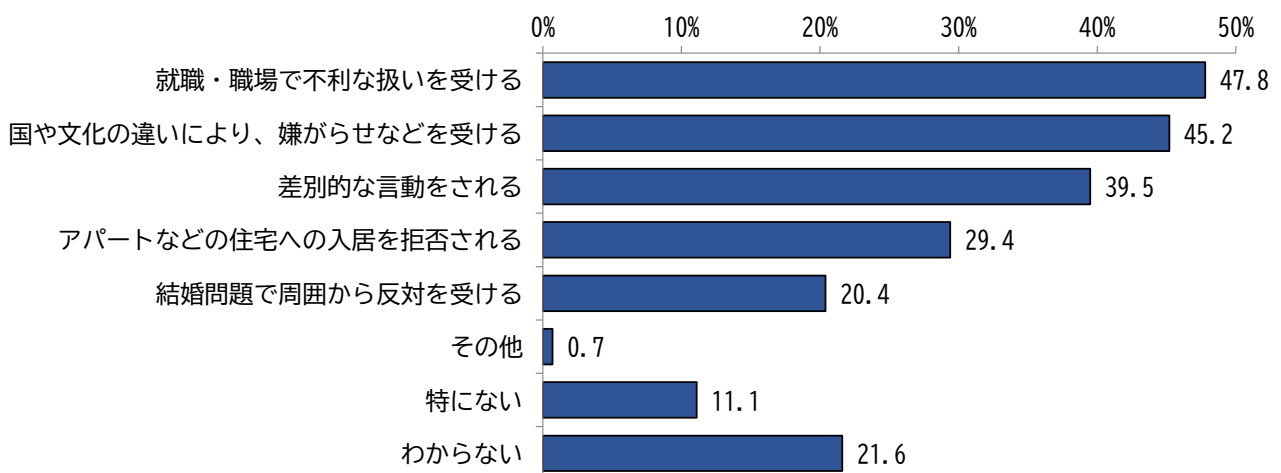
(1) 外国人に関する人権上の問題点

問8-1. 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

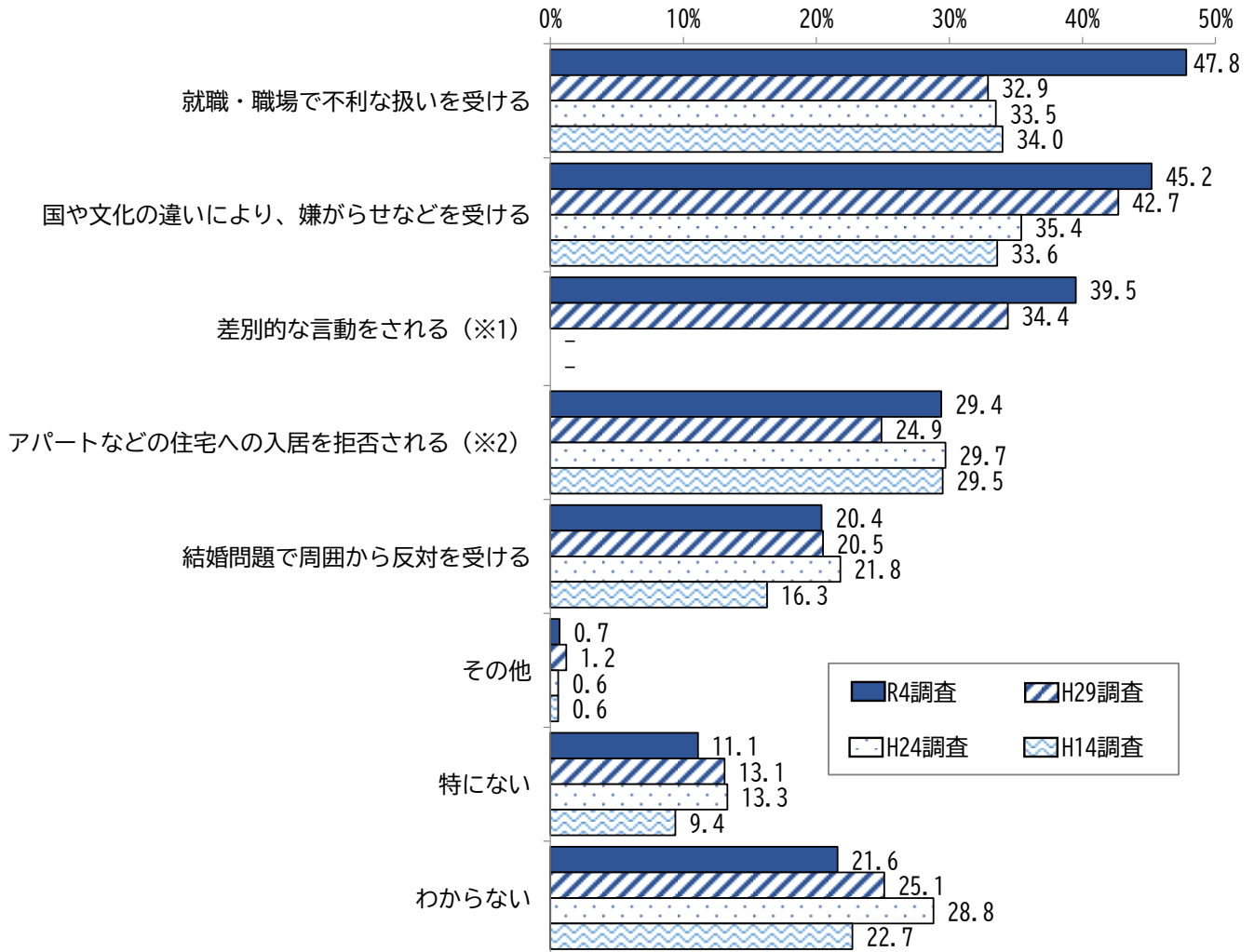
1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. アパートなどの住宅への入居を拒否される
5. 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
6. その他（具体的に ）
7. 特にない
8. わからない

【図 8-1 外国人に関する人権上の問題点 (%)】



外国人に関する人権上の問題点については、「就職・職場で不利な扱いを受ける」の割合が47.8%と最も高く、次いで「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」(45.2%)、「差別的な言動をされる」(39.5%)、「アパートなどの住宅への入居を拒否される」(29.4%)、「結婚問題で周囲から反対を受ける」(20.4%)と続いている。また、「わからない」の割合は21.6%となっている。

【図 8-2 過去調査との比較：外国人に関する人権上の問題点（％）】



※ H14 調査の回答条件は【2つまで○】

（※1） H24 調査・H14 調査には、「差別的な言動をされる」の回答項目は設定していない。

（※2） 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、H24 調査・H14 調査「アパートなどの住宅への入居が困難である」との比較。

過去調査と比較すると、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「差別的な言動をされる」の割合が増加しており、特に「就職・職場で不利な扱いを受ける」は H29 調査に比べて約 15 ポイント増加している。

【表 8-3 性別：外国人に関する人権上の問題点 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
就職・職場で不利な扱いを受ける	46.0	31.3	32.6	35.4	49.7	34.4	34.8	33.4
国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける	41.2	41.8	35.0	37.8	48.9	43.6	36.7	30.7
差別的な言動をされる	38.7	35.8	-	-	40.7	33.5	-	-
アパートなどの住宅への入居を拒否される	27.3	22.2	30.1	29.0	31.5	27.2	30.2	30.0
結婚問題で周囲から反対を受ける	19.2	19.7	23.9	16.3	21.8	21.3	20.8	16.2
その他	0.5	1.7	0.7	0.6	0.8	0.7	0.5	0.6
特にない	12.8	12.6	14.9	9.1	9.7	13.2	12.0	9.2
わからない	20.5	25.1	26.2	20.4	21.6	25.3	31.7	24.3

性別でみると、男女ともに「就職・職場で不利な扱いを受ける」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、女性は「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」の割合が増加してきている。また、男女ともに H29 調査と比べて「就職・職場で不利な扱いを受ける」の割合が増加しており、女性は「差別的な言動をされる」も増加している。

【表 8-4 年齢別：外国人に関する人権上の問題点 (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以 上
就職・職場で不利な扱いを受ける	58.3	63.8	55.8	56.7	49.8	48.9	35.7
国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける	75.0	62.1	56.7	48.1	47.0	46.4	33.8
差別的な言動をされる	58.3	60.3	50.8	41.2	39.2	38.4	32.4
アパートなどの住宅への入居を拒否される	25.0	34.5	30.8	36.9	34.6	27.2	23.5
結婚問題で周囲から反対を受ける	25.0	15.5	23.3	23.5	23.5	18.6	18.6
その他	0.0	0.0	0.8	1.1	0.5	0.9	0.6
特にない	8.3	8.6	4.2	8.0	8.8	13.3	14.7
わからない	0.0	10.3	20.0	16.0	23.0	18.0	29.6

年齢別でみると、10 歳台、30 歳台は「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」が、その他の年齢層は「就職・職場で不利な扱いを受ける」の割合が最も高くなっている。また、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」、「差別的な言動をされる」は、年齢層が下がるにつれて、割合が高くなってきている。

【表 8-5 職業別：外国人に関する人権上の問題点 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	関 係 者 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
就職・職場で不利な扱いを受ける	33.7	44.0	50.6	56.2	35.7	48.9	73.9	44.8	
国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける	30.2	37.1	47.0	58.2	38.1	44.3	69.6	41.2	
差別的な言動をされる	24.4	34.5	40.6	53.2	35.7	35.9	60.9	36.7	
アパートなどの住宅への入居を拒否される	18.6	24.1	29.6	41.8	23.8	32.8	34.8	26.0	
結婚問題で周囲から反対を受ける	15.1	22.4	19.1	26.4	11.9	22.9	26.1	18.5	
その他	2.3	0.9	0.0	1.0	0.0	1.5	0.0	0.6	
特にない	17.4	18.1	8.8	7.0	7.1	10.7	8.7	12.7	
わからない	32.6	23.3	18.5	12.9	42.9	22.1	4.3	25.0	

職業別でみると、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」が、『自由業、その他有職』は「わからない」が、その他の職業は「就職・職場で不利な扱いを受ける」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』は「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」、「差別的な言動をされる」が、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「アパートなどの住宅への入居を拒否される」が、『自由業、その他有職』は「わからない」の割合が、その他の職業に比べて高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<外国人に関する人権問題>

問 14 あなたが、日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。（○はいくつでも）

（上位5項目）

	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・風習や習慣などの違いが受け入れられないこと	27.8%	41.3%	34.8%
・就職・職場で不利な扱いを受けること	22.1%	30.9%	25.9%
・差別的な言葉を言われること	19.5%	22.4%	15.0%
・職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること	19.1%	20.6%	12.9%
・じろじろ見られたり、避けられたりすること	18.8%	17.5%	15.9%
・特にない	38.3%	13.8%	20.7%

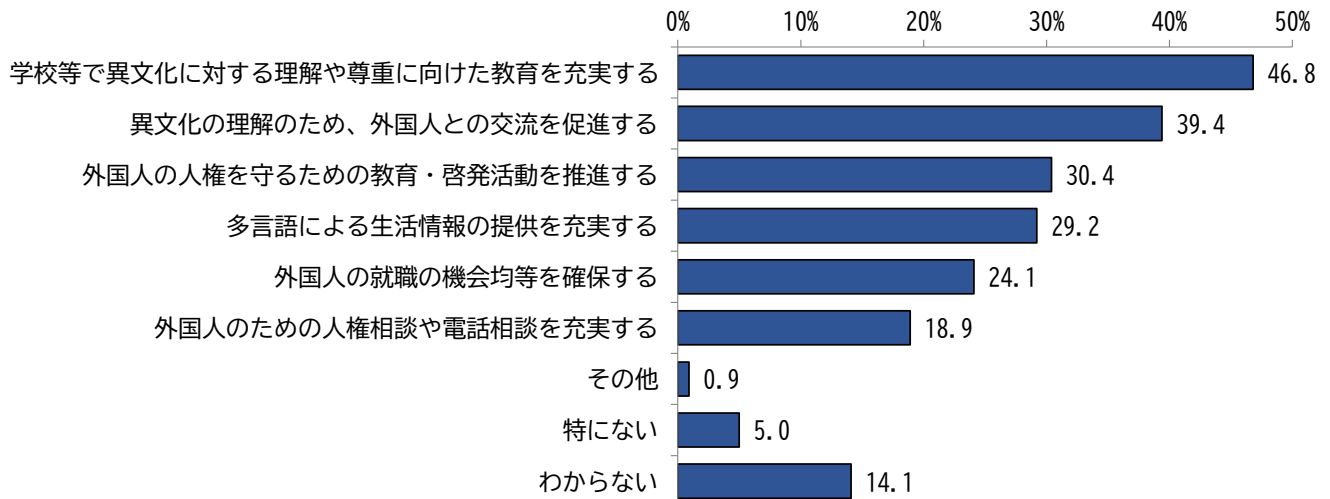
(2) 外国人の人権を守るために必要なこと

問8-2. あなたは、外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

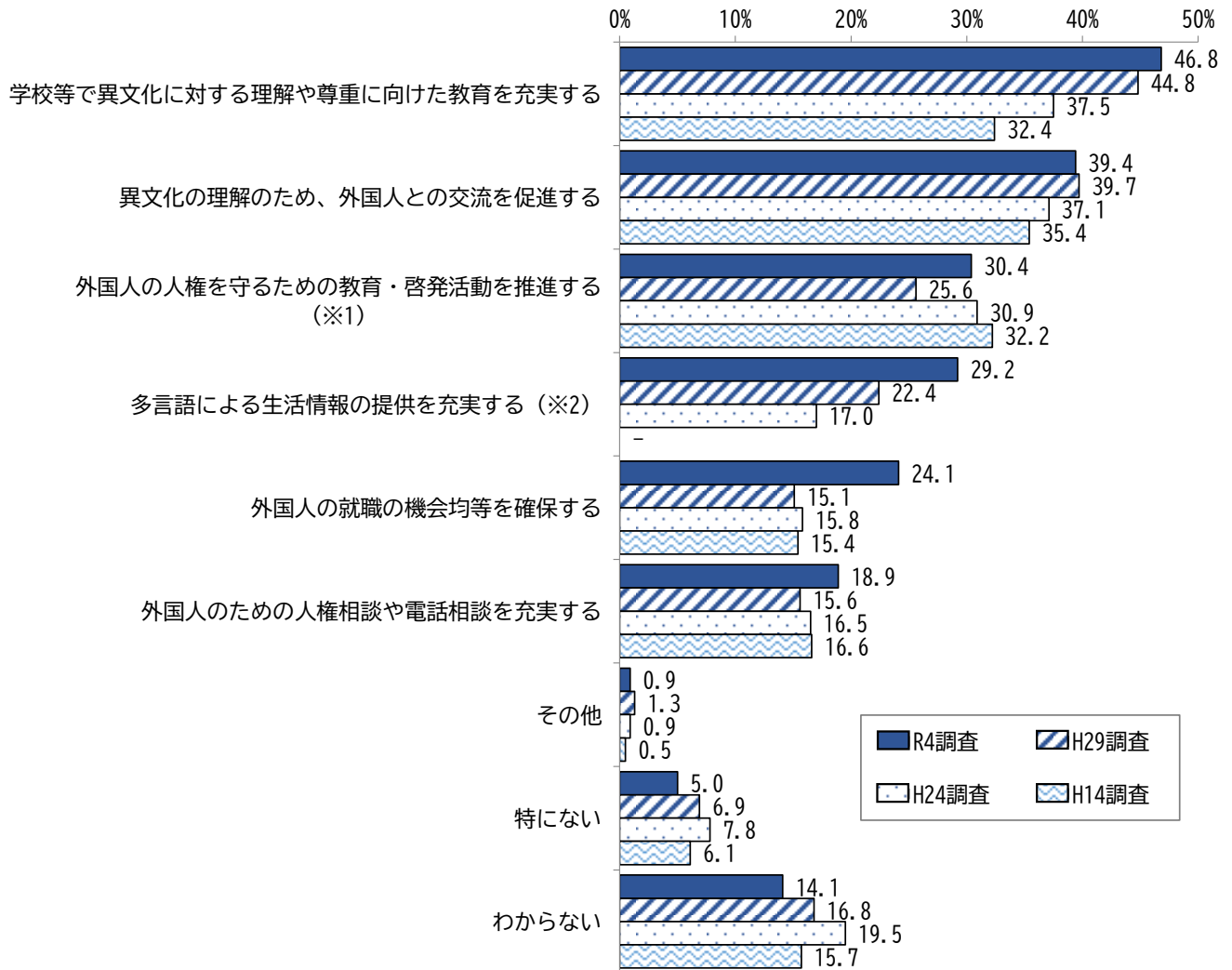
1. 外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
3. 異文化の理解のため、外国人との交流を促進する
4. 外国人の就職の機会均等を確保する
5. 多言語による生活情報の提供を充実する
6. 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他（具体的に ）
8. 特にない
9. わからない

【図8-6 外国人の人権を守るために必要なこと (%)】



外国人の人権を守るために必要なことについては、「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合が46.8%と最も高く、次いで「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」(39.4%)、「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」(30.4%)、「多言語による生活情報の提供を充実する」(29.2%)、「外国人の就職の機会均等を確保する」(24.1%)と続いている。

【図 8-7 過去調査との比較：外国人の人権を守るために必要なこと（％）】



※ H14 調査の回答条件は【2つまで○】

(※1) 「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」は、H24 調査「外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・啓発活動を推進する」及び、H14 調査「外国人の持つ異文化に対する理解や人権尊重に向けた啓発活動を推進する」との比較。

(※2) H14 調査には、「多言語による生活情報の提供を充実する」の回答項目は設定していない。

過去調査と比較すると、「多言語による生活情報の提供を充実する」の割合は増加してきている。また、H29 調査と比べて「外国人の就職の機会均等を確保する」の割合が増加している。

【表 8-8 性別：外国人の人権を守るために必要なこと (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する	42.9	41.8	35.2	31.9	50.0	47.2	39.9	33.0
異文化の理解のため、外国人との交流を促進する	38.4	39.2	39.5	38.2	40.4	40.4	35.9	33.6
外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	34.1	29.3	32.6	35.9	27.9	22.8	30.5	29.7
多言語による生活情報の提供を充実する	27.1	21.7	13.2	-	31.4	23.2	20.6	-
外国人の就職の機会均等を確保する	22.6	15.7	16.6	14.5	25.6	14.5	15.6	16.4
外国人のための人権相談や電話相談を充実する	18.0	16.0	15.0	15.9	19.7	15.4	18.2	17.2
その他	1.3	1.7	1.0	0.8	0.7	0.9	0.7	0.4
特になし	6.6	7.9	9.1	7.0	3.8	6.1	6.6	5.2
わからない	13.8	15.4	19.7	13.3	13.6	17.8	20.2	17.1

性別で見ると、男女ともに「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合が最も高く、その割合は男性より女性の方が高くなっている。また、男性は女性に比べて「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「多言語による生活情報の提供を充実する」の割合が増加してきている。また、男女ともに H29 調査と比べて「外国人の就職の機会均等を確保する」の割合が増加しており、女性は「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」も増加している。

【表 8-9 年齢別：外国人の人権を守るために必要なこと（％）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する	58.3	44.8	49.6	50.3	43.8	48.7	43.8
異文化の理解のため、外国人との交流を促進する	50.0	39.7	47.1	49.7	38.7	38.1	33.4
外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	25.0	24.1	26.1	24.6	28.6	32.7	35.1
多言語による生活情報の提供を充実する	33.3	48.3	43.7	37.4	30.0	27.0	18.9
外国人の就職の機会均等を確保する	66.7	31.0	33.6	26.7	19.8	23.6	20.5
外国人のための人権相談や電話相談を充実する	16.7	12.1	4.2	16.6	18.9	23.3	22.2
その他	8.3	0.0	0.8	1.1	0.9	1.3	0.5
特になし	0.0	6.9	3.4	4.3	4.1	6.0	5.5
わからない	0.0	13.8	10.1	8.6	17.1	11.9	18.6

年齢別で見ると、10歳台は「外国人の就職の機会均等を確保する」が、20歳台は「多言語による生活情報の提供を充実する」が、その他の年齢層は「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合が高くなっている。また、年齢層が下がるにつれて「多言語による生活情報の提供を充実する」の割合が高くなる傾向がある。

【表 8-10 職業別：外国人の人権を守るために必要なこと (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	関 係 者 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する	41.9	41.0	44.2	59.5	35.7	48.5	47.8	46.7	
異文化の理解のため、外国人との交流を促進する	39.5	33.3	42.5	47.5	28.6	34.1	56.5	36.5	
外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	34.9	27.4	30.4	32.0	23.8	33.3	30.4	29.6	
多言語による生活情報の提供を充実する	20.9	29.1	30.7	40.0	16.7	27.3	43.5	25.0	
外国人の就職の機会均等を確保する	19.8	21.4	27.3	30.5	16.7	22.0	43.5	19.7	
外国人のための人権相談や電話相談を充実する	24.4	25.6	14.4	14.5	14.3	18.9	4.3	24.3	
その他	2.3	2.6	0.6	0.5	0.0	0.8	4.3	0.7	
特になし	9.3	6.0	4.1	3.0	7.1	6.1	4.3	4.6	
わからない	12.8	13.7	13.3	6.5	31.0	11.4	4.3	19.4	

職業別で見ると、『生徒・学生』は「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」が、その他の職業は「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』は「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」、「外国人の就職の機会均等を確保する」が、『自由業、その他有職』は「わからない」がその他の職業に比べて高くなっている。

9. 犯罪被害者等

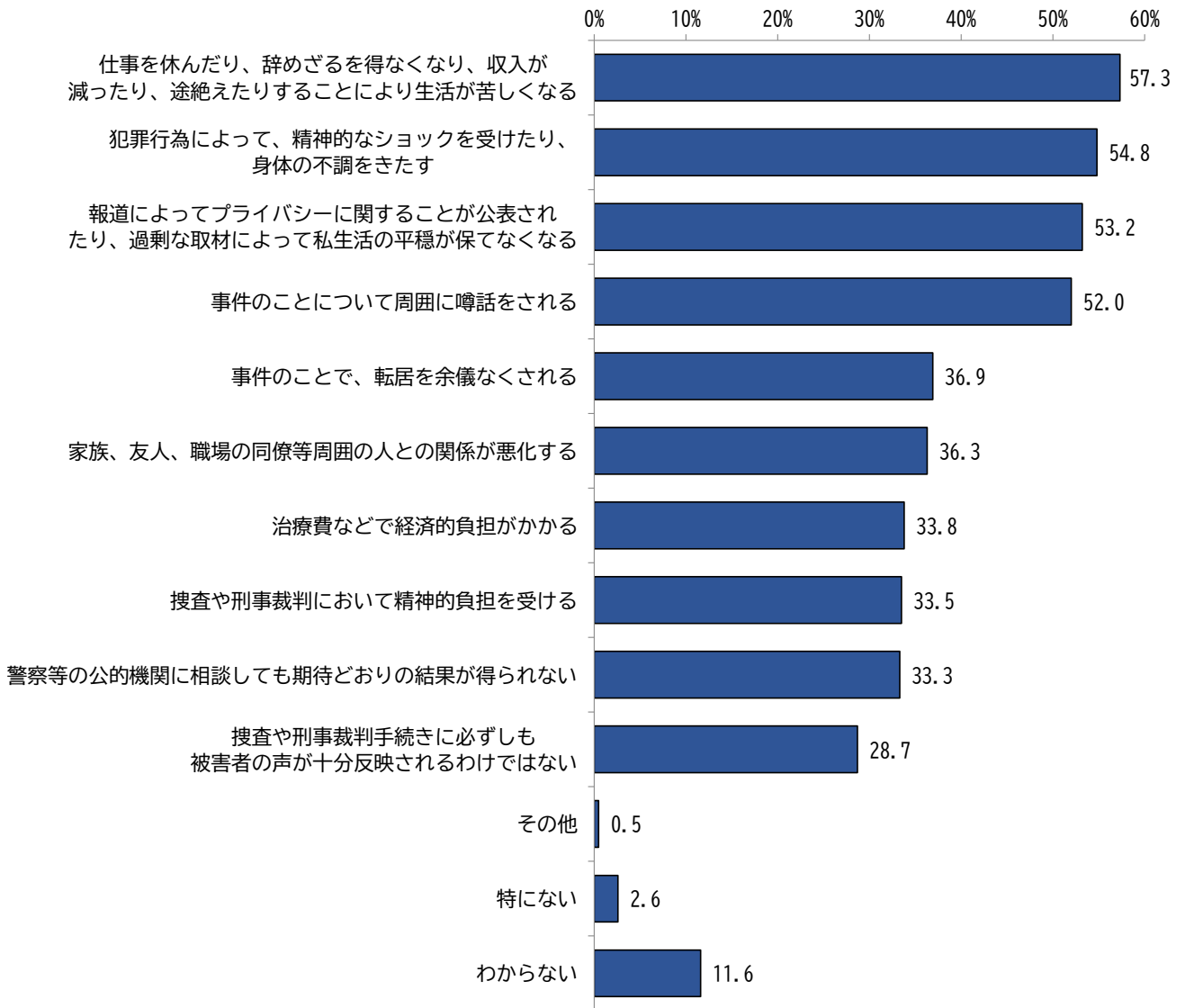
(1) 犯罪被害者等に関する人権上の問題点

問9-1. 犯罪被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

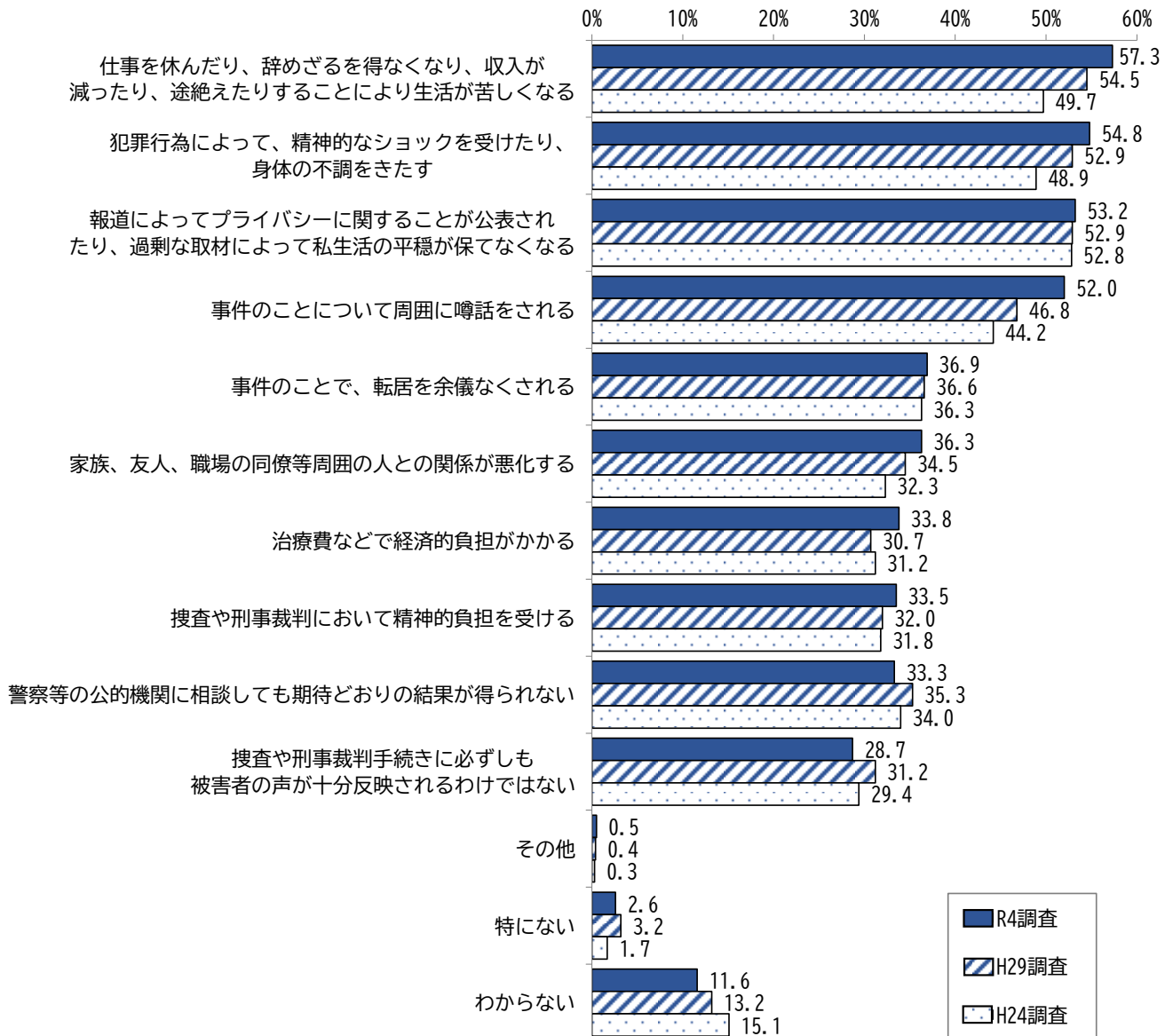
1. 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
2. 治療費などで経済的負担がかかる
3. 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
4. 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
5. 事件のことについて周囲に噂話をされる
6. 事件のことで、転居を余儀なくされる
7. 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
8. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
9. 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
10. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
11. その他(具体的に)
12. 特にない
13. わからない

【図 9-1 犯罪被害者等に関する人権上の問題点（％）】



犯罪被害者等に関する人権上の問題点については、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」の割合が57.3%と最も高く、次いで「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」(54.8%)、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」(53.2%)、「事件のことについて周囲に噂話をされる」(52.0%)と続いている。

【図 9-2 過去調査との比較：犯罪被害者等に関する人権上の問題点（％）】



過去調査と比較すると、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」、「事件のことについて周囲に噂話をされる」は増加してきている。また、H29 調査と比べて「事件のことについて周囲に噂話をされる」の割合が増加している。

【表 9-3 性別：犯罪被害者等に関する人権上の問題点 (%)】

	男性			女性		
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査
仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる	55.4	52.8	50.3	59.3	55.8	50.8
犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす	49.3	51.3	48.2	59.3	54.2	50.8
報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる	46.6	49.4	52.3	58.6	55.9	54.8
事件のことで周囲に噂話をされる	47.0	42.6	43.8	55.9	50.4	45.9
事件のことで、転居を余儀なくされる	32.3	33.9	33.8	40.5	39.1	39.1
家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する	33.2	33.1	32.3	38.8	35.7	33.2
治療費などで経済的負担がかかる	33.7	30.9	33.3	33.8	30.4	30.3
捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	28.7	29.0	31.3	37.1	34.6	32.9
警察等の公的機関に相談しても期待通りの結果が得られない	31.9	33.7	35.6	34.1	36.8	33.7
捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない	27.8	30.6	29.1	29.3	31.8	30.5
その他	0.5	0.6	0.2	0.4	0.2	0.3
特になし	3.2	3.7	1.7	2.0	2.8	1.8
わからない	11.3	13.7	13.7	11.6	12.8	16.3

性別でみると、男女ともに「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」の割合が最も高く、女性は「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」の割合も同率となっている。また、女性は「その他」、「特になし」以外の項目で男性を上回っており、特に「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」の割合は、10ポイント以上高くなっている。

過去調査と比較すると、女性は「事件のことで周囲に噂話をされる」の割合が増加してきている。

【表 9-4 年齢別：犯罪被害者等に関する人権上の問題点（％）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる	75.0	58.6	68.1	62.2	60.4	56.3	50.0
犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす	75.0	56.9	64.7	65.4	62.2	53.1	42.6
報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる	50.0	58.6	62.2	59.6	57.1	56.9	41.2
事件のことで周囲に噂話をされる	33.3	55.2	64.7	66.0	59.4	51.3	37.1
事件のことで、転居を余儀なくされる	33.3	48.3	46.2	51.6	41.9	33.1	24.5
家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する	25.0	39.7	42.9	40.4	41.0	33.8	31.0
治療費などで経済的負担がかかる	41.7	41.4	45.4	43.1	40.1	31.6	21.7
捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	50.0	41.4	41.2	38.3	36.9	33.4	24.7
警察等の公的機関に相談しても期待通りの結果が得られない	33.3	41.4	45.4	42.0	36.9	31.9	22.3
捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない	8.3	25.9	34.5	37.8	32.3	27.5	21.7
その他	0.0	0.0	0.8	0.0	0.9	0.6	0.3
特になし	0.0	5.2	0.0	2.1	1.4	1.9	4.4
わからない	0.0	10.3	5.9	6.4	8.3	11.3	18.7

年齢別で見ると、10歳台から30歳台、70歳以上は「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」が、40歳台は「事件のことで周囲に噂話をされる」が、50歳台は「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」が、60歳台は「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」の割合が最も高くなっている。

10歳台は「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」、20歳台は「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」の割合も同率で最も高くなっている。また、年齢層が下がるにつれて、「捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける」の割合は高くなっている。

II 調査結果

【表 9-5 職業別：犯罪被害者等に関する人権上の問題点 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員 及 び 福 祉 ・ 医 療	教 育 ・ 福 祉 ・ 職 員 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる	46.6	55.9	61.0	68.3	52.4	53.5	60.9	52.4	
犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす	47.7	46.6	58.5	65.8	42.9	57.5	65.2	49.2	
報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる	48.9	54.2	53.8	63.4	45.2	48.8	60.9	49.8	
事件のことで周囲に噂話をされる	35.2	52.5	61.6	65.8	33.3	43.3	47.8	44.0	
事件のことで、転居を余儀なくされる	21.6	29.7	39.3	53.5	26.2	32.3	43.5	33.0	
家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する	28.4	35.6	36.8	45.0	23.8	36.2	34.8	34.0	
治療費などで経済的負担がかかる	22.7	30.5	36.8	43.6	26.2	33.1	39.1	29.8	
捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	22.7	31.4	34.3	45.0	33.3	29.9	47.8	29.8	
警察等の公的機関に相談しても期待通りの結果が得られない	20.5	34.7	34.5	45.0	38.1	34.6	21.7	26.2	
捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない	17.0	26.3	30.1	35.1	31.0	35.4	13.0	24.6	
その他	1.1	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	
特になし	4.5	4.2	2.2	1.5	4.8	1.6	0.0	2.3	
わからない	13.6	12.7	8.9	3.0	23.8	17.3	4.3	14.9	

職業別でみると、『農林漁業』は「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」が、『企業の経営者・自営業者』、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』、『自由業、その他有職』、『無職』は「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」が、『会社員等』は「事件のことで周囲に噂話をされる」が、『家事専業』、『生徒・学生』は「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」の割合が最も高くなっている。

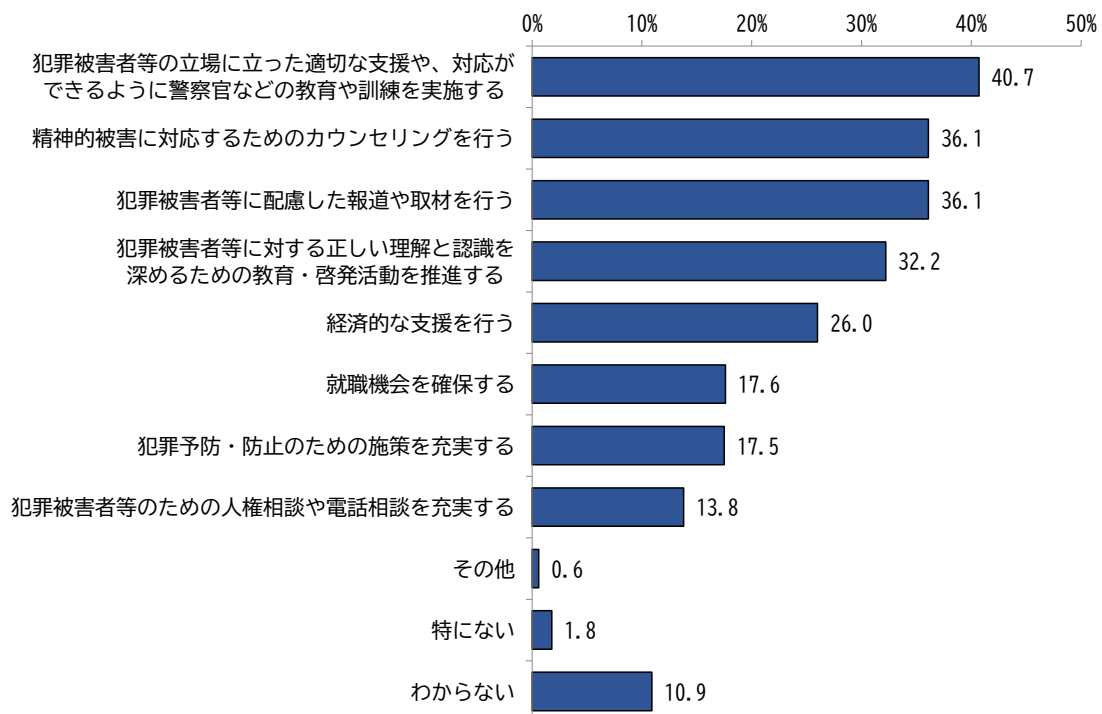
(2) 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと

問9-2. あなたは、犯罪被害者等の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 犯罪被害者等に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 就職機会を確保する
3. 経済的な支援を行う
4. 犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する
5. 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
6. 犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う
7. 犯罪予防・防止のための施策を充実する
8. 犯罪被害者等のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他(具体的に)
10. 特にない
11. わからない

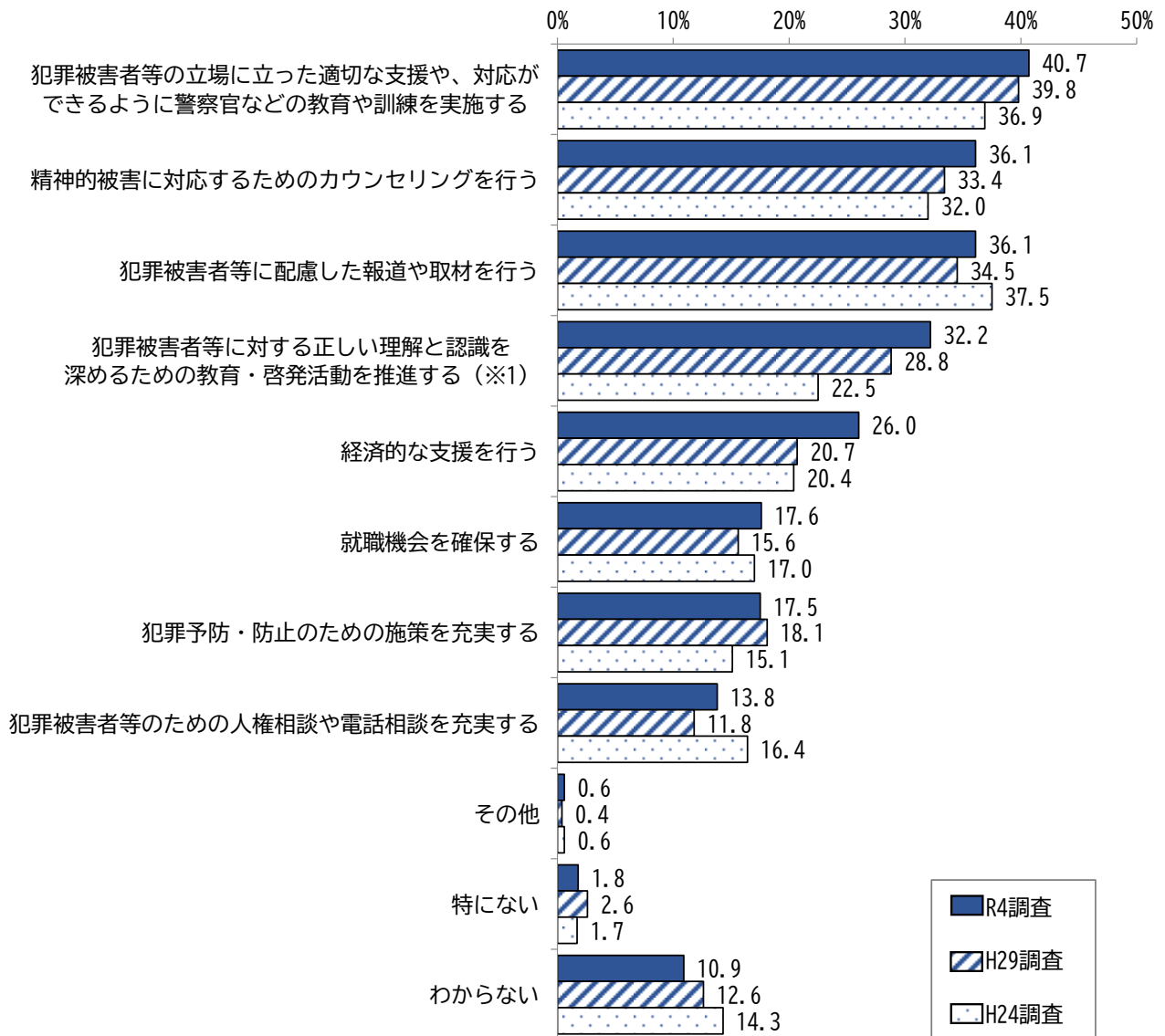
【図9-6 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと (%)】



犯罪被害者等の人権を守るために必要なことについては、「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する」の割合が40.7%と最も高く、次いで「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」(36.1%)、「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」(36.1%)、と続いている。

II 調査結果

【図 9-7 過去調査との比較：犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと（％）】



（※1） 「犯罪被害者等に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」は、H29 調査・H24 調査「犯罪被害者等に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」との比較。

過去調査と比較すると、「犯罪被害者等に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」、「経済的な支援を行う」の割合は増加してきている。

【表 9-8 性別：犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと（％）】

	男性			女性		
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査
犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する	39.9	38.0	39.1	41.8	41.3	36.2
精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う	31.8	29.2	27.7	39.6	36.9	36.3
犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う	34.4	35.3	36.4	37.5	34.3	39.6
犯罪被害者等に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を推進する	32.9	31.7	24.8	31.8	26.4	21.0
経済的な支援を行う	29.6	22.9	23.4	23.2	18.8	18.3
就職機会を確保する	18.3	17.3	17.6	16.6	14.4	16.9
犯罪予防・防止のための施策を充実する	14.0	17.1	13.7	20.3	19.1	16.8
犯罪被害者等のための人権相談や電話相談を充実する	13.7	12.0	15.9	14.0	11.6	17.2
その他	0.9	0.6	0.7	0.3	0.2	0.4
特になし	2.0	2.8	1.9	1.8	2.4	1.5
わからない	10.5	12.3	12.8	11.1	12.8	15.6

性別で見ると、男女ともに「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する」の割合が最も高くなっている。また、男性は女性に比べて「経済的な支援を行う」の割合が、女性は男性に比べて「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」、「犯罪予防・防止のための施策を充実する」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、女性は「犯罪被害者等に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が増加してきている。また、H29 調査と比べて、男性は「経済的な支援を行う」の割合が増加している。

Ⅱ 調査結果

【表 9-9 年齢別：犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する	25.0	35.1	40.4	40.4	46.9	41.0	39.1
精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う	41.7	43.9	43.9	38.2	37.2	35.6	31.2
犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う	58.3	47.4	47.4	44.9	38.6	34.7	25.8
犯罪被害者等に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を推進する	25.0	21.1	26.3	30.9	31.4	36.3	33.1
経済的な支援を行う	41.7	26.3	36.0	30.3	25.6	24.0	21.8
就職機会を確保する	33.3	8.8	20.2	14.6	18.8	17.7	18.1
犯罪予防・防止のための施策を充実する	33.3	22.8	19.3	21.9	15.9	14.2	17.3
犯罪被害者等のための人権相談や電話相談を充実する	0.0	7.0	7.9	9.6	12.1	17.7	17.0
その他	0.0	0.0	0.9	0.6	0.5	0.6	0.6
特になし	0.0	7.0	0.0	0.6	0.5	1.9	3.1
わからない	0.0	10.5	7.0	9.0	8.7	11.4	14.7

年齢別で見ると、10歳台から40歳台は「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」が、50歳以上は「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する」の割合が最も高い。

また、年齢層が下がるほど「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」、「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」の割合は高くなる傾向がある。

II 調査結果

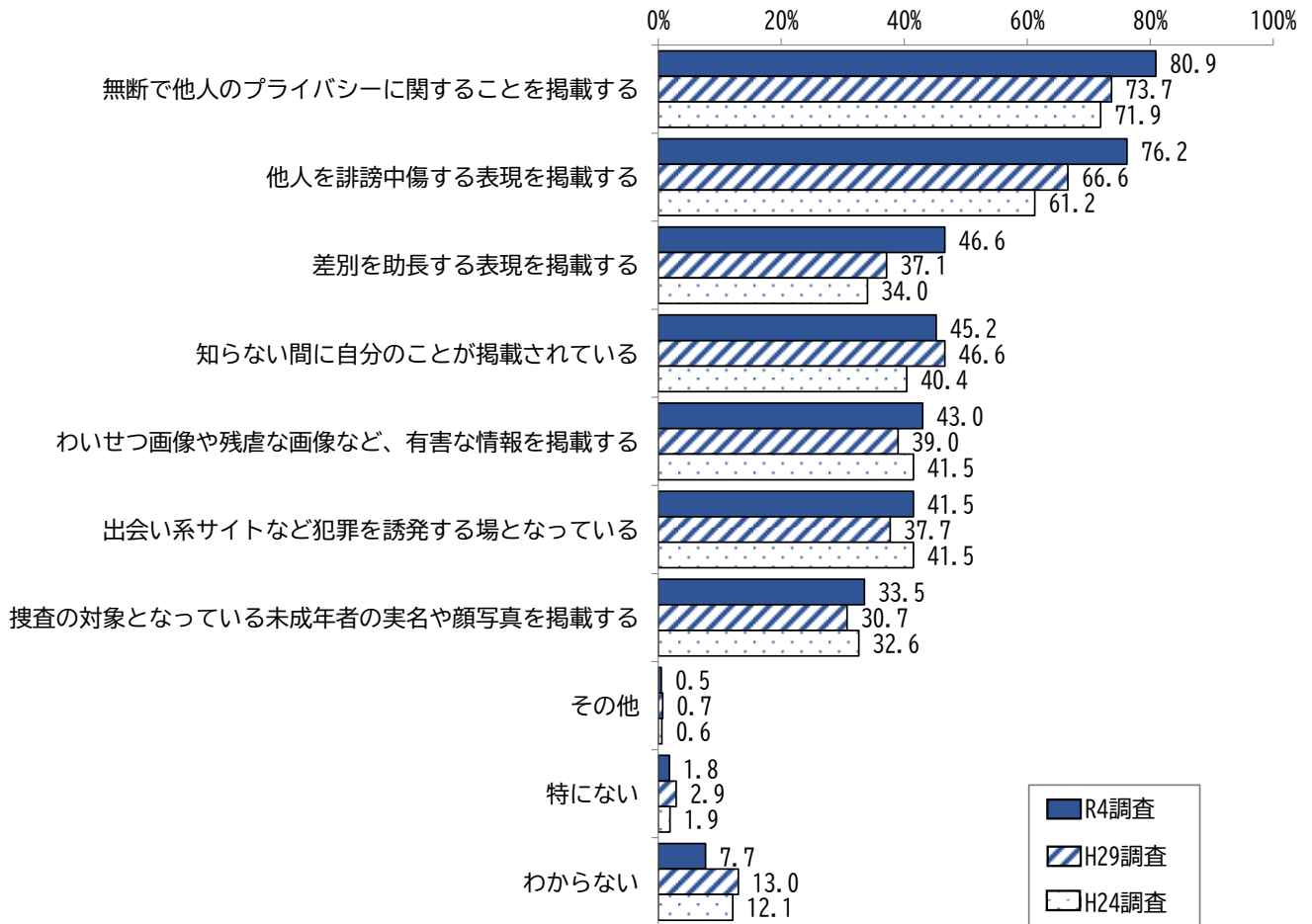
【表 9-10 職業別：犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	関 係 者 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する	28.2	46.9	40.8	46.9	45.2	37.9	31.8	39.9	
精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う	32.9	26.5	37.6	44.8	21.4	33.9	50.0	36.0	
犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う	28.2	43.4	39.3	44.3	35.7	32.3	63.6	27.7	
犯罪被害者等に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を推進する	36.5	30.1	28.6	36.1	33.3	36.3	22.7	32.0	
経済的な支援を行う	16.5	20.4	30.3	25.8	23.8	27.4	31.8	25.1	
就職機会を確保する	17.6	15.9	19.4	20.1	4.8	21.0	9.1	15.5	
犯罪予防・防止のための施策を充実する	20.0	19.5	17.9	18.0	7.1	19.4	22.7	15.5	
犯罪被害者等のための人権相談や電話相談を充実する	23.5	19.5	10.1	11.3	9.5	11.3	4.5	17.8	
その他	1.2	0.9	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.7	
特になし	4.7	0.9	0.6	1.5	7.1	1.6	0.0	2.6	
わからない	14.1	11.5	9.2	5.2	21.4	12.1	9.1	12.9	

職業別でみると、『農林漁業』は「犯罪被害者等に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」が、『生徒・学生』は「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」が、その他の職業は「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」、「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」の割合が高くなっている。

II 調査結果

【図 10-2 過去調査との比較：インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点（％）】



過去調査と比較すると、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」、「差別を助長する表現を掲載する」の割合は増加してきている。また、H29 調査と比べて「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」の割合が増加している。

【表 10-3 性別：インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点 (%)】

	男性			女性		
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査
無断で他人のプライバシーに関することを掲載する	79.7	73.5	71.8	82.2	74.0	73.9
他人を誹謗中傷する表現を掲載する	74.3	66.7	61.7	78.0	66.9	62.6
差別を助長する表現を掲載する	46.7	38.8	36.1	46.6	36.0	33.5
知らない間に自分のことが掲載されている	40.9	42.4	38.3	49.2	50.4	43.3
わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する	36.4	33.0	37.1	48.2	44.0	46.2
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている	38.1	36.1	39.3	43.8	39.0	44.3
捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する	30.5	28.2	28.2	35.8	33.1	37.2
その他	0.7	1.1	0.7	0.4	0.3	0.5
特になし	2.3	3.1	2.1	1.4	2.7	1.5
わからない	7.5	13.2	12.0	7.4	12.7	12.7

性別で見ると、男女ともに「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「知らない間に自分のことが掲載されている」、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」、「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」、「差別を助長する表現を掲載する」は増加してきている。

Ⅱ 調査結果

【表 10-4 年齢別：インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点（％）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
無断で他人のプライバシーに関することを掲載する	83.3	82.8	88.3	88.8	84.3	81.5	71.7
他人を誹謗中傷する表現を掲載する	75.0	74.1	80.0	84.0	79.3	80.6	65.9
差別を助長する表現を掲載する	41.7	55.2	59.2	49.2	55.3	44.9	36.8
知らない間に自分のことが掲載されている	66.7	58.6	50.0	50.8	51.2	44.9	35.4
わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する	50.0	48.3	50.8	42.2	45.2	44.0	38.5
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている	33.3	37.9	32.5	36.4	36.9	47.1	45.6
捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する	58.3	48.3	39.2	36.9	37.3	32.3	26.1
その他	0.0	0.0	1.7	1.1	0.0	0.3	0.5
特になし	0.0	5.2	0.8	1.1	1.4	1.5	2.5
わからない	0.0	5.2	3.3	3.2	5.5	6.8	14.0

年齢別で見ると、全ての年齢層で「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」の割合が最も高くなっている。また、70歳以上は「わからない」の割合が、その他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 10-5 職業別：インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 関 教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 ・ 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
無断で他人のプライバシーに関することを掲載する	73.6	83.2	85.2	88.6	69.0	80.9	78.3	74.8
他人を誹謗中傷する表現を掲載する	66.7	76.5	79.7	85.1	71.4	75.6	69.6	71.6
差別を助長する表現を掲載する	40.2	51.3	47.4	56.9	38.1	43.5	56.5	41.0
知らない間に自分のことが掲載されている	37.9	48.7	46.0	54.0	50.0	38.9	65.2	40.6
わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する	43.7	42.0	40.7	50.0	45.2	42.7	39.1	42.3
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている	43.7	42.0	36.2	40.6	52.4	45.8	21.7	45.2
捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する	25.3	31.1	34.0	41.6	26.2	32.1	52.2	31.9
その他	1.1	0.0	0.8	0.5	2.4	0.0	0.0	0.3
特にない	2.3	1.7	1.4	1.0	2.4	2.3	4.3	2.3
わからない	11.5	5.0	5.3	4.0	11.9	8.4	4.3	11.3

職業別でみると、『自由業、その他有職』は「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が、その他の職業は「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」の割合が最も高くなっている。また、『自由業、その他有職』は「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」が、『生徒・学生』は「知らない間に自分のことが掲載されている」、「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する」の割合がその他の職業に比べて高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<インターネットに関する人権問題>

問 17 あなたが、インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。（○はいくつでも）

（上位4項目）

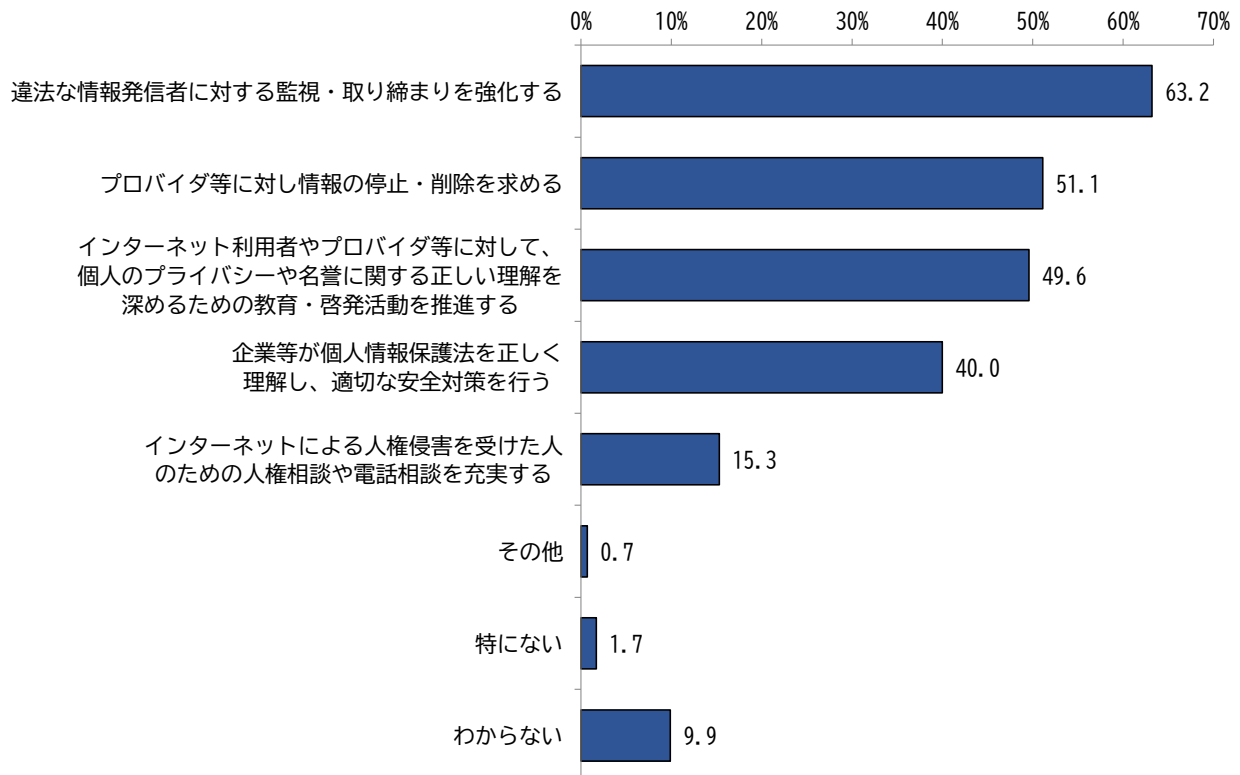
	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	67.7%	62.9%	57.7%
・他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること	42.8%	39.6%	30.6%
・プライバシーに関する情報が掲載されること	42.5%	53.4%	49.8%
・SNS などによる交流が犯罪を誘発する場となっていること	37.0%	49.0%	42.9%
・特にない	14.7%	3.1%	4.3%

(2) インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと

問 10-2. あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためにはどのようなことが必要だと思いますか。【○は3つまで】

1. インターネット利用者やプロバイダ（インターネット接続事業者）等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う
3. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
4. インターネットによる人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
5. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
6. その他（具体的に ）
7. 特にない
8. わからない

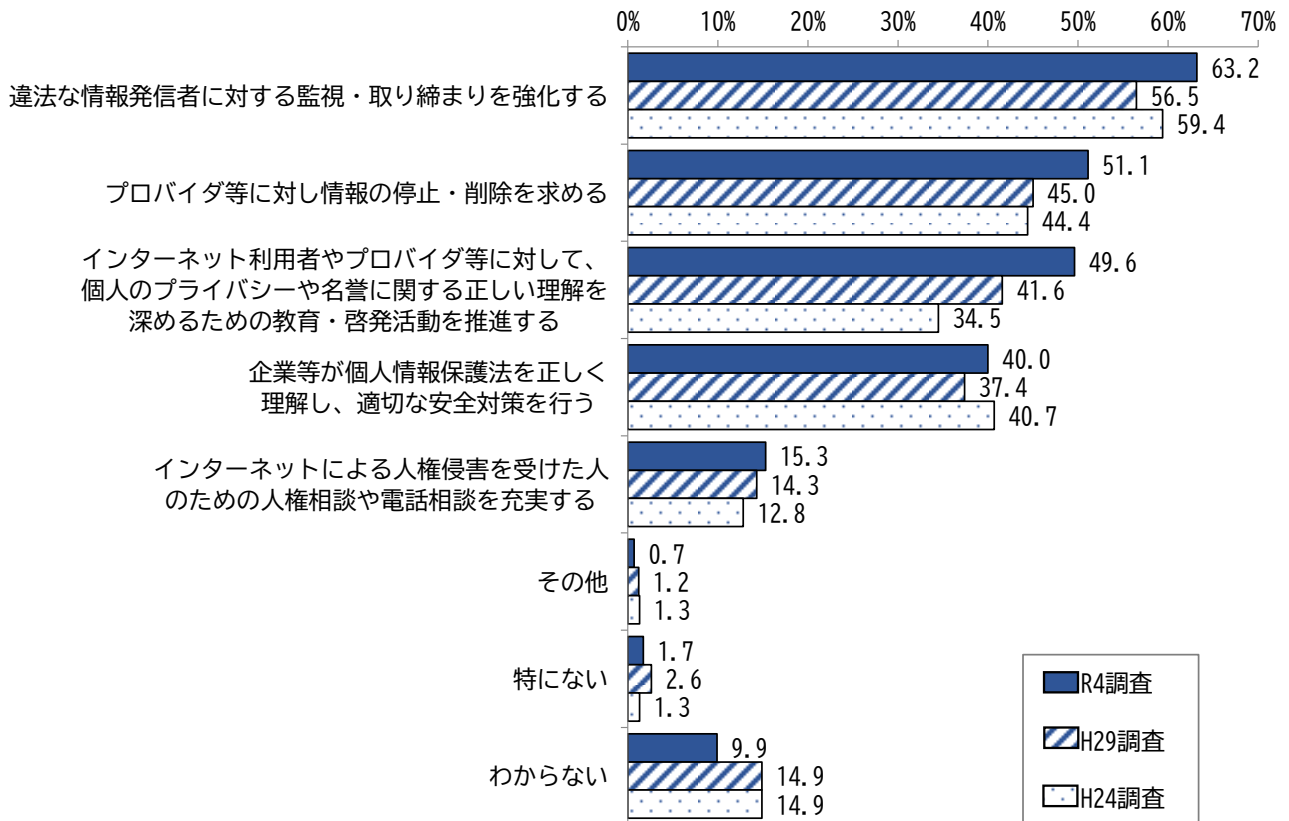
【図 10-6 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと (%)】



インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことについては、「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が63.2%と最も高く、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」(51.1%)、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」(49.6%)と続いている。

II 調査結果

【図 10-7 過去調査との比較：インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと（％）】



過去調査と比較すると、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合は増加してきている。また、H29 調査と比べて「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」の割合が増加している。

【表 10-8 性別：インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと (%)】

	男性			女性		
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査
違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する	61.7	54.2	57.4	64.6	58.4	62.6
プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	50.5	46.2	45.0	51.4	44.4	45.4
インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	48.9	42.6	36.2	50.7	40.9	34.3
企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う	37.5	36.1	38.1	42.0	38.2	44.0
インターネットによる人権侵害を受けた人 のための人権相談や電話相談を充実する	15.0	15.6	15.2	15.6	13.4	11.3
その他	0.9	1.6	1.2	0.6	1.0	1.4
特になし	2.2	2.5	2.1	1.4	2.5	0.8
わからない	9.9	13.9	13.5	9.7	15.6	16.1

性別でみると、男女で割合にあまり差は見られず、男女ともに「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が最も高くなっており、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」となっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が増加してきている。また、男女ともに H29 調査と比べて「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が増加しており、女性は「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」の割合も増加している。

II 調査結果

【表 10-9 年齢別：インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する	54.5	57.1	70.8	67.4	65.3	63.9	58.5
プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	36.4	42.9	59.2	51.9	58.7	54.5	42.0
インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	54.5	53.6	45.8	49.7	49.8	50.2	50.1
企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う	45.5	51.8	46.7	50.8	38.0	39.3	31.9
インターネットによる人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する	27.3	12.5	16.7	11.2	10.8	17.8	17.9
その他	0.0	1.8	0.8	1.6	0.5	0.3	0.6
特になし	0.0	7.1	0.8	0.5	1.9	0.9	2.5
わからない	0.0	7.1	6.7	4.8	7.0	8.4	17.4

年齢別で見ると、全ての年齢層で「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が最も高く、10歳台は「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」も同率となっている。また、10歳台は「インターネットによる人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する」が、70歳以上は「わからない」の割合が、その他の年齢層に比べて高くなっている。

Ⅱ 調査結果

【表 10-10 職業別：インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと（％）】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員 及 び 職 員 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する	52.9	62.9	65.2	72.5	61.0	64.6	45.5	59.7
プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	44.8	59.5	55.9	56.0	43.9	43.8	45.5	45.5
インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	49.4	48.3	47.2	53.5	39.0	51.5	59.1	51.5
企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う	28.7	34.5	41.9	48.5	31.7	43.8	59.1	36.3
インターネットによる人権侵害を受けた人 のための人権相談や電話相談を充実する	16.1	16.4	13.8	15.5	9.8	16.2	22.7	17.2
その他	1.1	0.0	0.8	0.5	4.9	0.0	0.0	0.7
特になし	2.3	3.4	0.6	1.0	0.0	1.5	4.5	2.6
わからない	18.4	7.8	6.7	6.0	14.6	9.2	4.5	14.2

職業別でみると、『生徒・学生』は「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」、「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う」が、その他の職業は「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が最も高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<インターネット上の人権侵害の解決に必要なこと>

（問 17 で「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」、「SNS などによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」、「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること」、「プライバシーに関する情報が掲載されること」、「元交際相手の性的な画像を、相手の同意を得ることなく、SNS やインターネットの掲示板に公表するなどのリベンジポルノが存在すること」、「その他」と答えた者に）

問 18 インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害の解決に向けて、国は、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。（○はいくつでも）

（上位 4 項目）

	令和 4 年 8 月
・プロバイダーなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を義務付ける法的規制を すること	63.9%
・プロバイダーなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を含む対応を求めること	59.5%
・人権を侵害する違法な情報に対する監視・取締りを行うこと	58.0%
・インターネットにより人権侵害を受けた者のための相談所や電話相談窓口を充実させる こと	50.7%

11. 災害と人権

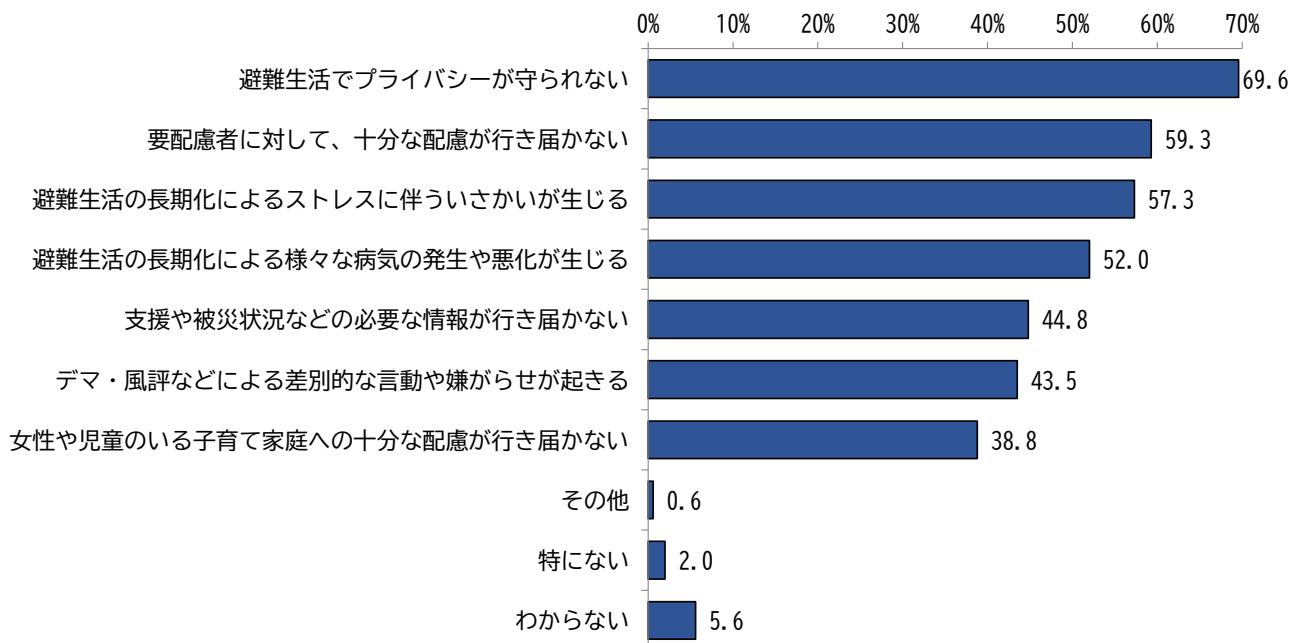
(1) 災害が起きた場合の人権上の問題点

問 11-1. 地震など災害が起きた場合に、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

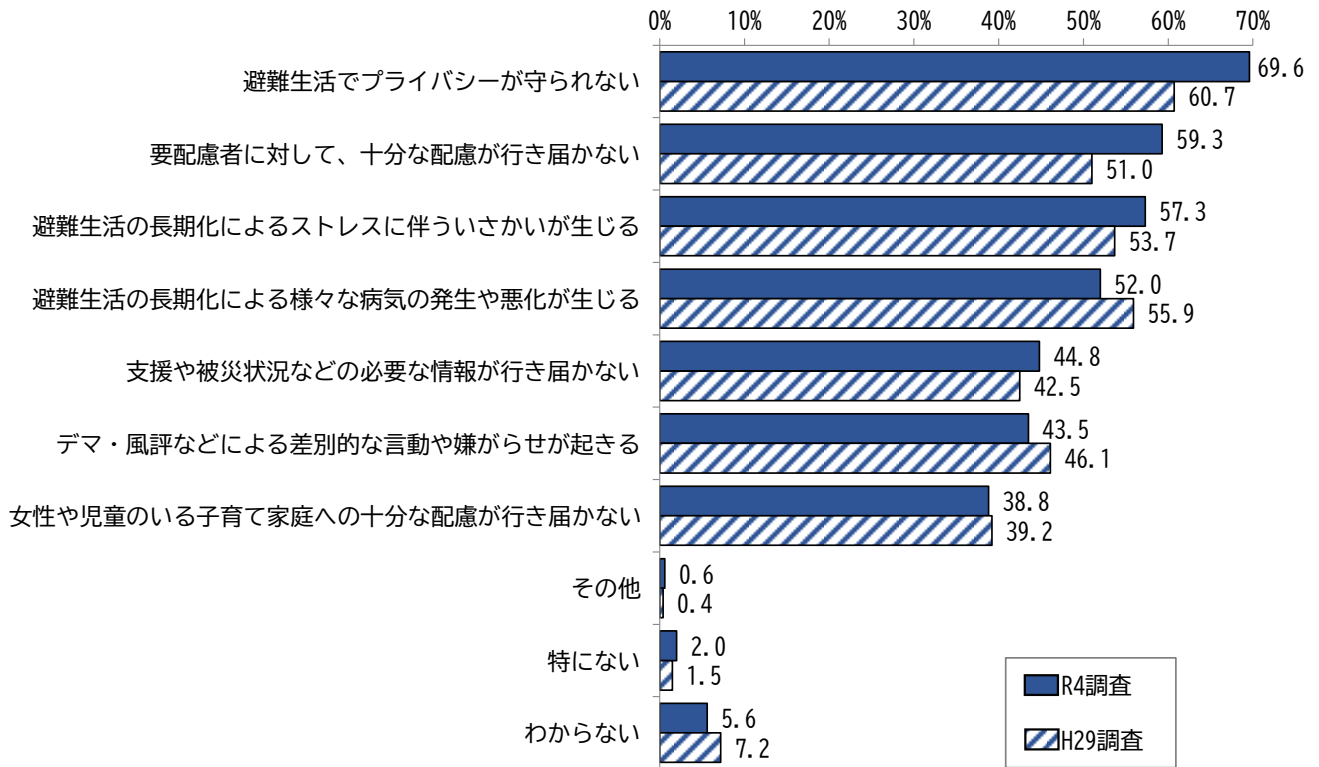
1. 避難生活でプライバシーが守られない
2. 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる
3. 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる
4. デマ・風評などによる差別的な言動や嫌がらせが起きる
5. 要配慮者（障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等）に対して、十分な配慮が行き届かない
6. 支援や被災状況などの必要な情報が行き届かない
7. 女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない
8. その他（具体的に ）
9. 特にない
10. わからない

【図 11-1 災害が起きた場合の人権上の問題点（％）】



災害が起きた場合の人権上の問題点については、「避難生活でプライバシーが守られない」の割合が69.6%と最も高く、次いで「要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない」(59.3%)、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる」(57.3%)、「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」(52.0%)と続いている。

【図 11-2 過去調査との比較：災害が起きた場合の人権上の問題点（％）】



過去調査と比較すると、「避難生活でプライバシーが守られない」、「要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない」の割合は増加している。

【表 11-3 性別：災害が起きた場合の人権上の問題点（％）】

	男性		女性	
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査
避難生活でプライバシーが守られない	63.0	54.4	75.3	65.9
要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない	55.0	47.0	63.1	54.4
避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる	55.2	50.8	59.1	56.0
避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる	48.2	49.9	55.5	60.7
支援や被災状況などの必要な情報が行き届かない	40.5	37.1	48.7	46.7
デマ・風評などによる差別的な言動や嫌がらせが起きる	42.5	46.3	43.7	46.1
女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない	36.1	36.1	41.0	41.6
その他	0.4	0.8	0.9	0.0
特にない	3.0	1.8	1.3	1.1
わからない	6.3	9.3	4.8	5.5

性別でみると、男女ともに「避難生活でプライバシーが守られない」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「特にない」と「わからない」以外の項目で割合が高くなっており、特に「避難生活でプライバシーが守られない」は10ポイント以上高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「避難生活でプライバシーが守られない」、「要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない」の割合は増加している。また、女性は「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」の割合が減少している。

Ⅱ 調査結果

【表 11-4 年齢別：災害が起きた場合の人権上の問題点（％）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
避難生活でプライバシーが守られない	91.7	65.5	66.1	72.7	70.4	71.5	67.9
要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない	50.0	56.9	59.5	61.5	60.2	60.8	57.5
避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる	58.3	51.7	62.8	66.8	54.6	57.7	53.2
避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる	50.0	50.0	47.1	58.3	53.7	52.0	50.7
支援や被災状況などの必要な情報が行き届かない	50.0	36.2	44.6	46.5	47.2	47.3	42.2
デマ・風評などによる差別的な言動や嫌がらせが起きる	50.0	51.7	57.9	56.7	54.6	41.4	25.5
女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない	33.3	43.1	53.7	43.3	43.1	37.0	29.9
その他	0.0	0.0	0.8	0.5	0.5	0.6	0.8
特になし	0.0	5.2	2.5	1.6	1.9	1.9	1.9
わからない	0.0	5.2	5.0	1.6	5.1	4.1	9.3

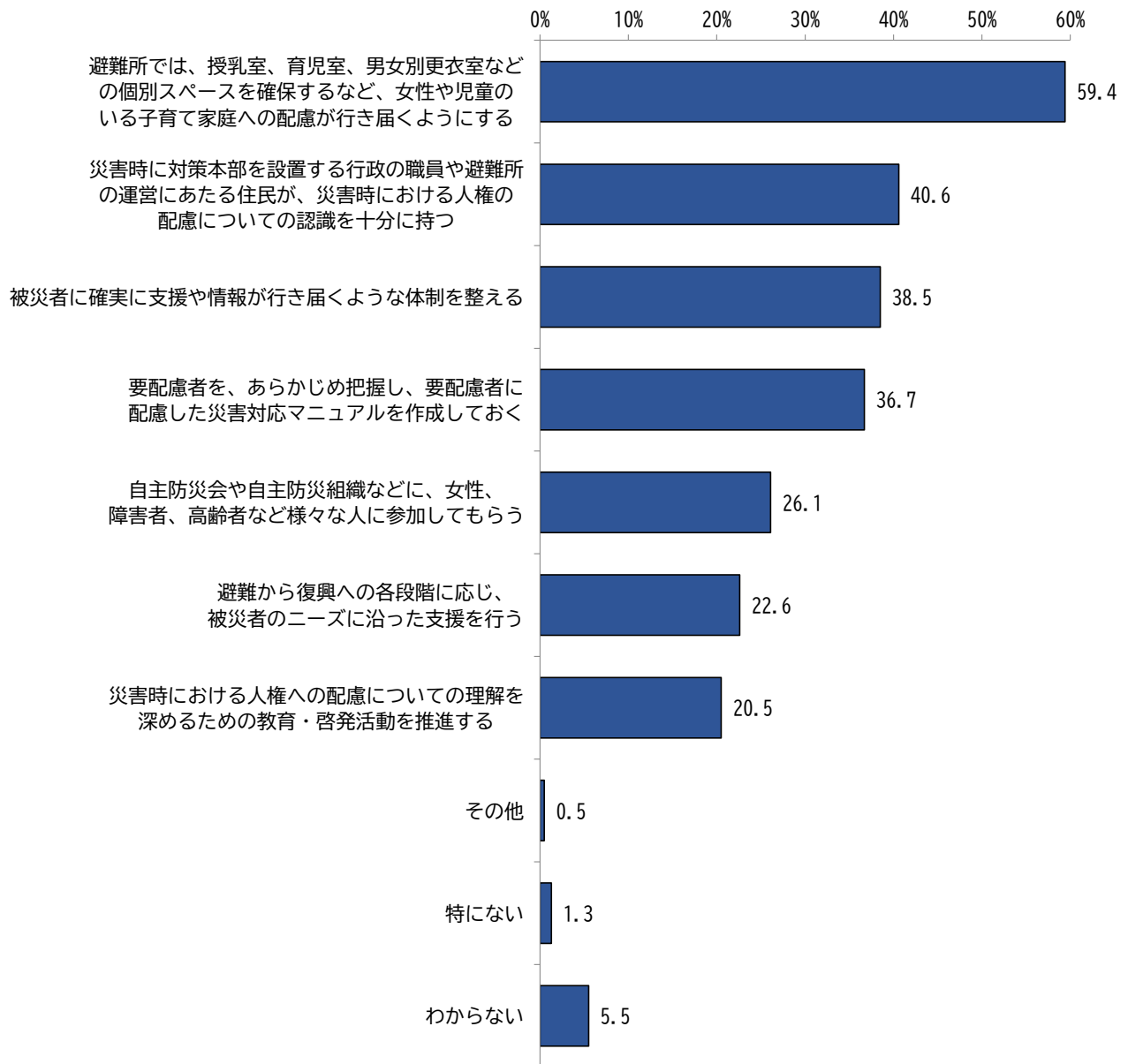
年齢別で見ると、全ての年齢層で「避難生活でプライバシーが守られない」の割合が最も高くなっている。30歳台はその他の年齢層に比べて「女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない」の割合が高く、70歳以上は「デマ・風評などによる差別的な言動や嫌がらせが起きる」の割合が低くなっている。

【表 11-5 職業別：災害が起きた場合の人権上の問題点 (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員 及 び 職 員 、 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
避難生活でプライバシーが守られない	67.4	59.5	71.8	74.7	63.4	78.0	78.3	66.6
要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない	50.6	55.2	56.4	68.2	63.4	59.1	52.2	62.3
避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる	48.3	50.0	64.1	61.6	48.8	54.5	52.2	54.5
避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる	57.3	41.4	51.9	56.1	46.3	61.4	56.5	49.4
支援や被災状況などの必要な情報が行き届かない	38.2	44.8	44.8	50.5	41.5	53.8	30.4	41.9
デマ・風評などによる差別的な言動や嫌がらせが起きる	34.8	37.1	49.7	58.6	34.1	36.4	56.5	35.4
女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない	30.3	42.2	38.7	50.0	41.5	28.8	39.1	36.0
その他	1.1	1.7	0.0	1.0	0.0	1.5	0.0	0.3
特になし	1.1	2.6	2.2	1.5	4.9	0.0	0.0	2.9
わからない	7.9	8.6	3.9	1.0	4.9	6.8	4.3	7.8

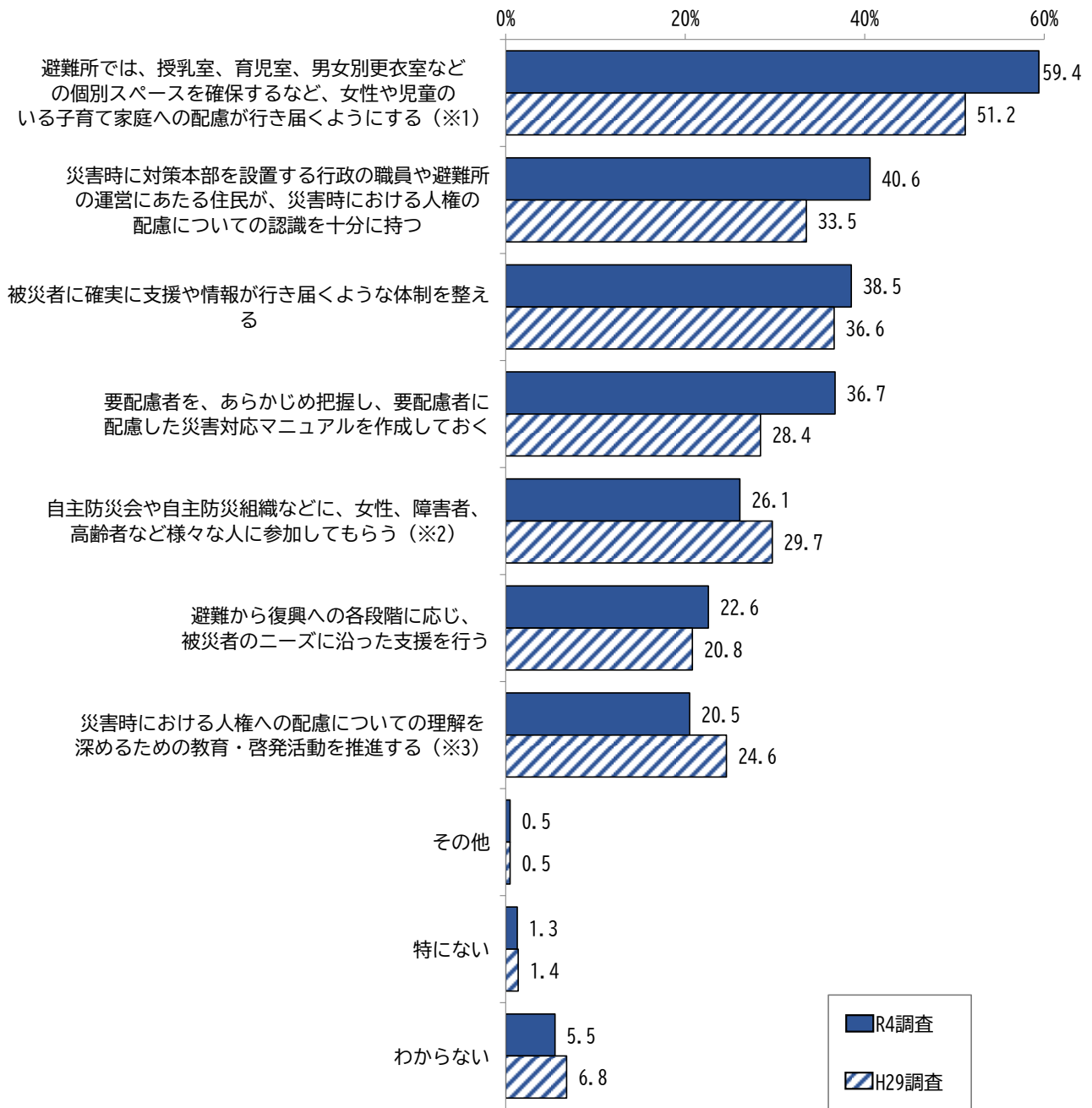
職業別でみると、全ての職業で「避難生活でプライバシーが守られない」の割合が最も高く、『自由業、その他有職』は「要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない」も同率となっている。また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』はその他の職業に比べて「女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない」の割合が高くなっている。

【図 11-6 災害時に人権に配慮するために必要なこと (%)】



災害時に人権に配慮するために必要なことについては、「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする」の割合が59.4%と最も高く、次いで「災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ」(40.6%)、「被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える」(38.5%)、「要配慮者を、あらかじめ把握し、要配慮者に配慮した災害対応マニュアルを作成しておく」(36.7%)、と続いている。

【図 11-7 過去調査との比較：災害時に人権に配慮するために必要なこと（％）】



（※1） 「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする」は、H29 調査「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする」との比較。

（※2） 「自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など様々な人に参加してもらう」は、H29 調査「通常時から自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など様々な人に参加してもらう」との比較。

（※3） 「災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」は、H29 調査「通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」との比較。

過去調査と比較すると、「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする」、「災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ」、「要配慮者を、あらかじめ把握し、要配慮者に配慮した災害対応マニュアルを作成しておく」の割合は増加している。

【表 11-8 性別：災害時に人権に配慮するために必要なこと (%)】

	男性		女性	
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査
避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする	58.1	47.0	60.4	54.8
災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ	41.9	33.7	39.4	33.5
被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える	34.6	31.9	41.8	40.4
要配慮者を、あらかじめ把握し、要配慮者に配慮した災害対応マニュアルを作成しておく	34.6	27.2	38.4	29.6
自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など様々な人に参加してもらう	27.9	29.3	24.6	30.1
避難から復興への各段階に応じ、被災者のニーズに沿った支援を行う	18.4	19.7	26.1	21.8
災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	22.4	28.3	19.4	21.7
その他	0.4	0.6	0.6	0.4
特になし	2.0	1.8	0.7	0.9
わからない	6.0	8.8	4.9	5.2

性別でみると、男女ともに「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える」、「避難から復興への各段階に応じ、被災者のニーズに沿った支援を行う」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする」、「災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ」、「要配慮者を、あらかじめ把握し、要配慮者に配慮した災害対応マニュアルを作成しておく」の割合が増加している。また、男性は「災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が、女性は「自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など様々な人に参加してもらう」の割合が減少している。

【表 11-9 年齢別：災害時に人権に配慮するために必要なこと（％）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする	58.3	64.3	73.7	62.2	64.4	55.7	52.6
災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ	33.3	41.1	31.4	40.0	37.5	43.6	43.2
被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える	33.3	32.1	41.5	38.9	39.4	36.9	39.5
要配慮者を、あらかじめ把握し、要配慮者に配慮した災害対応マニュアルを作成しておく	25.0	42.9	46.6	35.6	38.0	38.2	31.8
自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など様々な人に参加してもらう	8.3	19.6	22.0	28.9	20.8	27.7	29.8
避難から復興への各段階に応じ、被災者のニーズに沿った支援を行う	33.3	16.1	23.7	18.9	31.5	20.7	21.0
災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	41.7	16.1	14.4	18.9	16.7	23.2	23.6
その他	0.0	0.0	0.8	0.6	0.0	1.0	0.3
特になし	0.0	1.8	0.0	1.7	0.5	1.3	2.0
わからない	0.0	12.5	5.9	3.9	5.6	4.5	6.3

年齢別で見ると、全ての年齢層で「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする」の割合が最も高くなっている。

II 調査結果

【表 11-10 職業別：災害時に人権に配慮するために必要なこと (%)】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	関 係 者 ・ 福 祉 ・ 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする	46.5	58.0	61.5	73.4	66.7	49.2	78.3	55.0	
災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ	41.9	42.9	39.7	39.6	38.5	43.1	21.7	41.7	
被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える	30.2	39.3	38.8	35.4	30.8	43.8	43.5	41.0	
要配慮者を、あらかじめ把握し、要配慮者に配慮した災害対応マニュアルを作成しておく	32.6	33.9	34.1	42.7	33.3	35.4	39.1	40.0	
自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など様々な人に参加してもらう	39.5	21.4	25.1	25.0	25.6	26.2	26.1	27.0	
避難から復興への各段階に応じ、被災者のニーズに沿った支援を行う	22.1	23.2	22.6	27.1	23.1	31.5	17.4	16.0	
災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	23.3	16.1	19.6	18.8	15.4	23.8	30.4	22.3	
その他	1.2	1.8	0.3	0.0	0.0	0.8	0.0	0.3	
特になし	2.3	0.0	0.6	1.0	5.1	0.8	0.0	2.0	
わからない	7.0	8.0	5.6	2.1	5.1	3.8	4.3	6.7	

職業別でみると、全ての職業で「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする」の割合が最も高くなっている。また、『農林漁業』は「自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など様々な人に参加してもらう」が、『生徒・学生』は「災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合がその他の職業に比べて高くなっている。

【表 12-2 性別：性的指向や性自認に関する人権上の問題点 (%)】

	男性	女性
差別的な言動をされる	50.6	56.0
性的指向や性自認などについて、本人の了承なく他人に漏らす	38.3	44.6
職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける	37.3	44.1
就職・職場で不利な扱いを受ける	35.8	41.3
じろじろ見られたり、避けられたりする	32.4	40.4
同性パートナーとの交際や同居を認めてもらえない	29.3	40.3
アパートなどへの入居を拒否される	21.2	27.1
宿泊や店舗などの利用を拒否される	17.4	22.1
その他	0.4	0.7
特になし	7.6	4.4
わからない	23.1	23.1

性別でみると、男女ともに「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「特になし」、「わからない」以外の項目で割合が高くなっており、特に「同性パートナーとの交際や同居を認めてもらえない」、「じろじろ見られたり、避けられたりする」は差が大きくなっている。

【表 12-3 年齢別：性的指向や性自認に関する人権上の問題点（%）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
差別的な言動をされる	75.0	65.5	70.0	65.8	54.6	52.2	39.2
性的指向や性自認などについて、本人の了承なく他人に漏らす	41.7	55.2	56.7	50.3	45.4	42.4	27.3
職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける	66.7	55.2	56.7	46.0	42.1	41.8	28.7
就職・職場で不利な扱いを受ける	58.3	56.9	43.3	43.3	40.7	39.2	28.7
じろじろ見られたり、避けられたりする	58.3	46.6	48.3	47.6	36.6	33.9	27.6
同性パートナーとの交際や同居を認めてもらえない	33.3	60.3	51.7	42.2	38.4	31.0	24.2
アパートなどへの入居を拒否される	41.7	48.3	30.0	31.6	27.3	20.6	15.5
宿泊や店舗などの利用を拒否される	41.7	37.9	29.2	27.8	23.1	17.1	9.0
その他	0.0	0.0	1.7	0.0	0.9	0.3	0.6
特になし	0.0	8.6	5.0	4.3	4.6	5.4	7.6
わからない	16.7	8.6	10.8	13.4	22.2	22.5	36.6

年齢別でみると、全ての年齢層で「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっており、年齢層が下がるほど「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「じろじろ見られたり、避けられたりする」の割合が高くなる傾向がある。また、20歳台は「同性パートナーとの交際や同居を認めてもらえない」が、70歳以上は「わからない」の割合が、他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 12-4 職業別：性的指向や性自認に関する人権上の問題点（％）】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員 及 び 医 療	教 育 ・ 福 祉 ・ 職 員 、 医 療	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
差別的な言動をされる	41.6	44.3	56.1	71.4	36.6	48.5	78.3	48.5	
性的指向や性自認などについて、本人の了承なく他人に漏らす	22.5	40.0	43.6	56.8	31.7	42.3	56.5	36.2	
職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける	23.6	36.5	45.3	50.3	31.7	33.8	65.2	39.2	
就職・職場で不利な扱いを受ける	25.8	42.6	39.7	49.2	26.8	34.6	56.5	33.9	
じろじろ見られたり、避けられたりする	30.3	34.8	35.6	47.7	36.6	33.8	47.8	34.9	
同性パートナーとの交際や同居を認めてもらえない	25.8	27.0	34.4	49.2	29.3	38.5	52.2	31.2	
アパートなどへの入居を拒否される	14.6	20.0	22.5	35.7	22.0	20.8	56.5	22.3	
宿泊や店舗などの利用を拒否される	15.7	19.1	19.4	28.1	19.5	14.6	52.2	15.3	
その他	1.1	0.9	0.8	0.5	0.0	0.0	0.0	0.3	
特になし	10.1	11.3	4.2	4.0	4.9	3.8	8.7	5.6	
わからない	34.8	26.1	19.2	12.6	39.0	24.6	8.7	29.2	

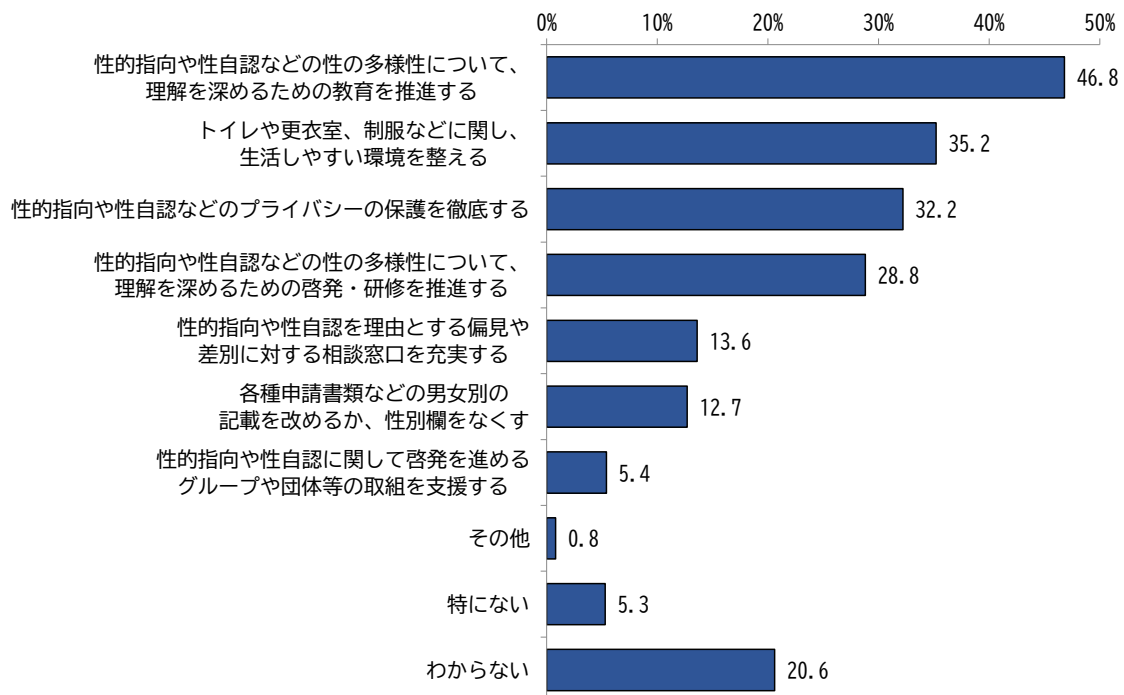
職業別でみると、『自由業、その他有職』は「わからない」が、その他の職業は「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」、「アパートなどへの入居を拒否される」、「宿泊や店舗などの利用を拒否される」の割合が高くなっている。

(2) 性的指向や性自認に関して人権を守るために必要なこと **【新】**

問 12-2. あなたは、性的指向や性自認に関して、人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。【〇は3つまで】

1. 性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する
2. 性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための啓発・研修を推進する
3. 性的指向や性自認などのプライバシーの保護を徹底する
4. 各種申請書類などの男女別の記載を改めるか、性別欄をなくす
5. トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える
6. 性的指向や性自認に関して啓発を進めるグループや団体等の取組を支援する
7. 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に対する相談窓口を充実する
8. その他（具体的に ）
9. 特にない
10. わからない

【図 12-5 性的指向や性自認に関して人権を守るために必要なこと（%）】



性的指向や性自認に関して人権を守るために必要なことについては、「性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する」の割合が46.8%と最も高く、次いで「トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える」(35.2%)、「性的指向や性自認などのプライバシーの保護を徹底する」(32.2%)、「性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための啓発・研修を推進する」(28.8%)と続いている。

【表 12-6 性別：性的指向や性自認に関して人権を守るために必要なこと (%)】

	男性	女性
性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する	43.7	49.3
トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える	27.2	41.2
性的指向や性自認などのプライバシーの保護を徹底する	33.8	31.0
性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための啓発・研修を推進する	30.7	27.8
性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に対する相談窓口を充実する	13.4	13.5
各種申請書類などの男女別の記載を改めるか、性別欄をなくす	9.8	15.1
性的指向や性自認に関して啓発を進めるグループや団体等の取組を支援する	5.4	5.5
その他	1.1	0.6
特になし	7.4	3.8
わからない	21.1	19.8

性別でみると、男女ともに「性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する」、「トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える」、「各種申請書類などの男女別の記載を改めるか、性別欄をなくす」の割合が高くなっている。

Ⅱ 調査結果

【表 12-7 年齢別：性的指向や性自認に関して人権を守るために必要なこと (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する	83.3	49.1	54.5	60.5	47.2	42.7	38.5
トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える	58.3	56.1	47.1	43.2	36.6	32.9	23.9
性的指向や性自認などのプライバシーの保護を徹底する	25.0	45.6	44.6	33.0	31.9	34.2	24.1
性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための啓発・研修を推進する	8.3	22.8	22.3	31.9	32.9	30.7	27.3
性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に対する相談窓口を充実する	16.7	8.8	6.6	7.0	14.4	16.5	16.7
各種申請書類などの男女別の記載を改めるか、性別欄をなくす	16.7	22.8	14.9	12.4	12.5	16.1	7.5
性的指向や性自認に関して啓発を進めるグループや団体等の取組を支援する	8.3	3.5	7.4	8.1	3.2	6.0	4.3
その他	0.0	1.8	0.8	1.6	0.9	0.6	0.3
特になし	0.0	7.0	4.1	2.7	4.2	5.7	7.5
わからない	8.3	12.3	15.7	11.9	19.4	18.0	31.3

年齢別でみると、20歳台は「トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える」が、その他の年齢層は「性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する」の割合が最も高くなっている。

II 調査結果

【表 12-8 職業別：性的指向や性自認に関して人権を守るために必要なこと（％）】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 関 係 者 及 び 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する	43.7	40.4	46.9	60.6	29.3	47.6	68.2	41.5	
トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える	25.3	23.7	36.1	52.0	41.5	38.1	72.7	25.4	
性的指向や性自認などのプライバシーの保護を徹底する	32.2	28.9	36.9	38.9	19.5	25.4	31.8	28.4	
性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための啓発・研修を推進する	28.7	28.1	26.9	34.3	22.0	29.4	27.3	29.1	
性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に対する相談窓口を充実する	16.1	10.5	8.9	12.6	9.8	11.1	18.2	20.4	
各種申請書類などの男女別の記載を改めるか、性別欄をなくす	4.6	9.6	13.9	15.2	14.6	15.9	18.2	11.0	
性的指向や性自認に関して啓発を進めるグループや団体等の取組を支援する	5.7	9.6	5.0	3.5	7.3	4.8	4.5	4.7	
その他	1.1	0.9	0.8	1.5	0.0	0.0	0.0	0.7	
特になし	8.0	8.8	4.7	2.0	4.9	5.6	4.5	6.4	
わからない	26.4	21.9	18.9	11.6	34.1	15.9	4.5	27.4	

職業別でみると、『自由業、その他有職』、『生徒・学生』は「トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える」が、その他の職業は「性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する」、「トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える」が、『自由業、その他有職』は「わからない」の割合がその他の職業に比べて高くなっている。

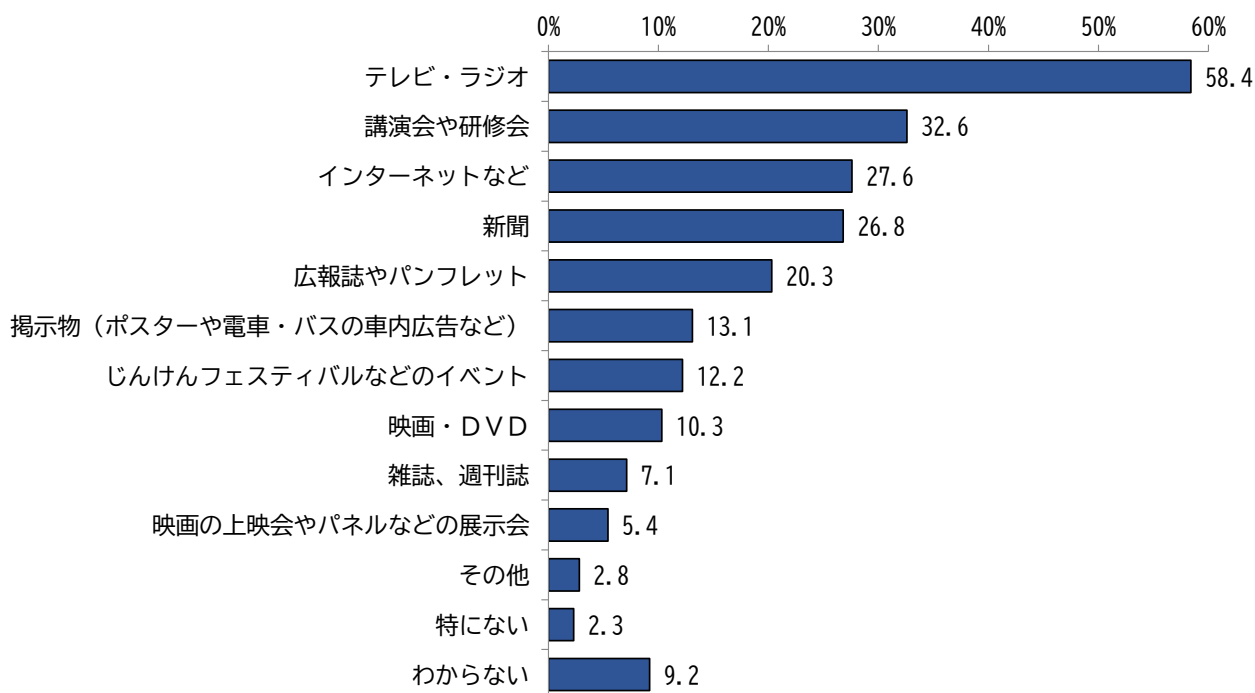
13. 人権啓発

(1) 人権意識を高めるための啓発方法

問 13-1. 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。【○は3つまで】

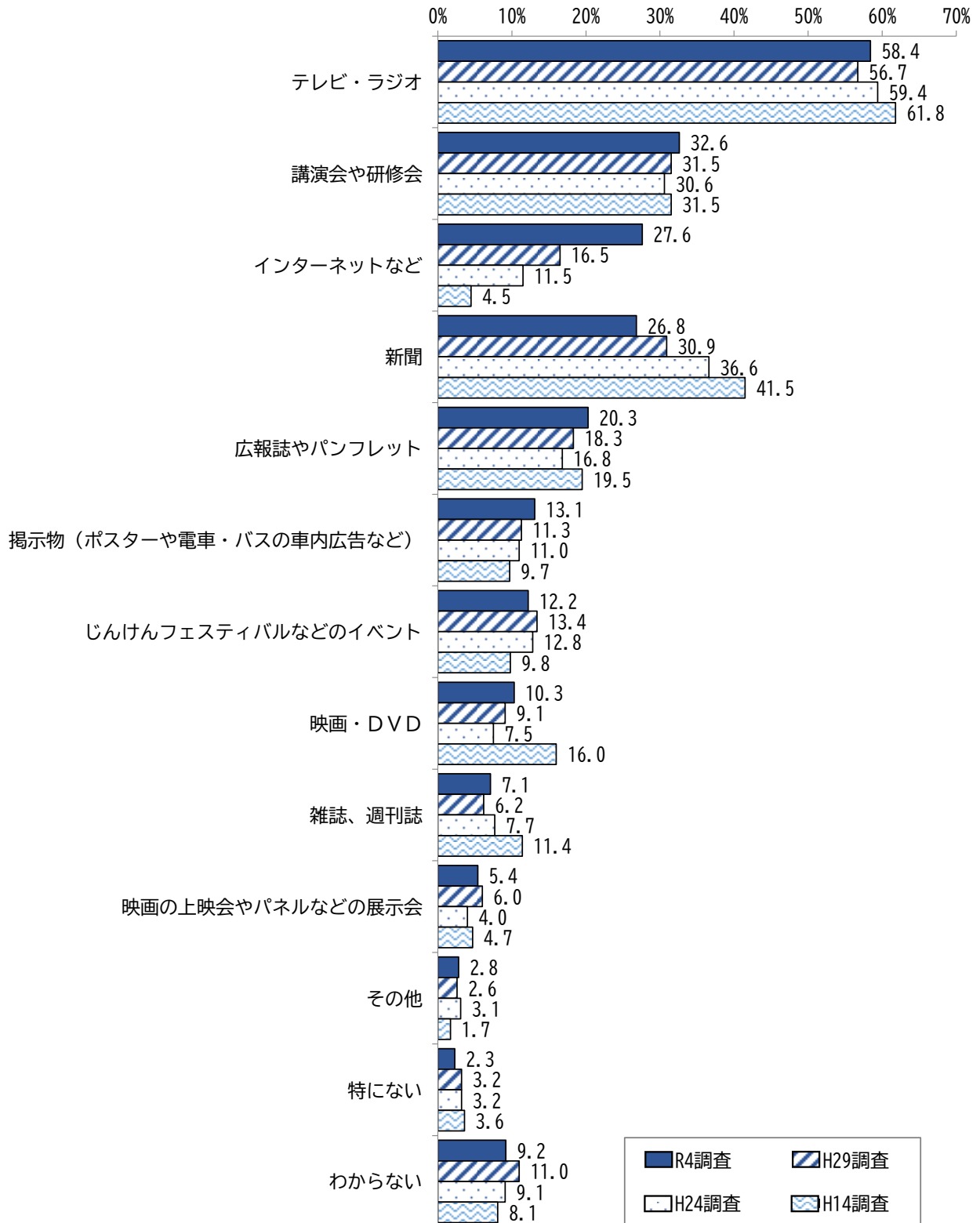
- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1. 講演会や研修会 | 2. 広報誌やパンフレット |
| 3. テレビ・ラジオ | 4. 映画・DVD |
| 5. 新聞 | 6. 雑誌、週刊誌 |
| 7. 映画の上映会やパネルなどの展示会 | |
| 8. 掲示物（ポスターや電車・バスの車内広告など） | |
| 9. じんけんフェスティバルなどのイベント | |
| 10. インターネットなど | 11. その他（具体的に ） |
| 12. 特にない | 13. わからない |

【図 13-1 人権意識を高めるための啓発方法 (%)】



人権意識を高めるための啓発方法については、「テレビ・ラジオ」の割合が 58.4%と最も高く、次いで「講演会や研修会」(32.6%)、「インターネットなど」(27.6%)、「新聞」(26.8%)、「広報誌やパンフレット」(20.3%)と続いている。

【図 13-2 過去調査との比較：人権意識を高めるための啓発方法（％）】



過去調査と比較すると、「インターネットなど」の割合は増加してきており、H29 調査と比べて 10 ポイント以上増加している。また、「新聞」の割合は減少してきている。

II 調査結果

【表 13-3 性別：人権意識を高めるための啓発方法 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
テレビ・ラジオ	56.7	55.8	59.7	60.5	60.3	57.7	60.8	62.9
講演会や研修会	34.0	33.9	33.3	31.2	31.5	29.6	29.1	31.8
インターネットなど	31.1	17.8	11.5	4.7	24.2	15.6	11.9	4.5
新聞	25.7	31.4	34.9	41.7	27.6	30.4	38.3	41.3
広報誌やパンフレット	18.7	18.3	17.6	22.0	21.9	18.4	16.7	18.0
掲示物（ポスターや電車・バスの車内広告など）	12.6	10.1	10.9	9.2	13.4	12.1	11.5	10.0
じんけんフェスティバルなどのイベント	10.8	12.0	12.8	10.2	13.4	14.6	12.8	9.9
映画・DVD	8.6	7.6	5.5	15.3	11.6	10.3	9.3	16.7
雑誌、週刊誌	6.5	5.0	7.4	11.9	7.4	7.3	8.2	10.8
映画の上映会やパネルなどの展示会	4.1	6.4	4.3	5.2	6.5	5.8	4.0	4.1
その他	3.1	3.8	3.9	1.9	2.7	1.7	2.5	1.6
特にない	2.9	4.2	3.9	4.4	2.0	2.7	2.6	2.9
わからない	9.0	10.6	8.9	7.8	9.3	11.2	9.7	8.3

性別で見ると、男女ともに「テレビ・ラジオ」の割合が最も高くなっている。また、男性は女性に比べて「インターネットなど」の割合が高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「インターネットなど」の割合が増加してきており、「新聞」の割合が減少してきている。

【表 13-4 年齢別：人権意識を高めるための啓発方法 (%)】

	1 0 歳 台	2 0 歳 台	3 0 歳 台	4 0 歳 台	5 0 歳 台	6 0 歳 台	7 0 歳 以 上
テレビ・ラジオ	41.7	58.6	58.2	53.8	53.7	67.0	56.5
講演会や研修会	33.3	34.5	19.7	34.4	30.3	34.0	35.7
インターネットなど	25.0	39.7	41.8	35.5	37.2	25.9	12.5
新聞	25.0	15.5	13.1	15.1	22.0	27.4	41.5
広報誌やパンフレット	16.7	12.1	10.7	19.4	16.5	22.7	25.9
掲示物（ポスターや電車・バスの車内広告など）	41.7	19.0	18.9	17.7	11.0	10.0	11.4
じんけんフェスティバルなどのイベント	16.7	1.7	13.9	17.2	12.4	13.1	9.5
映画・DVD	8.3	20.7	20.5	12.4	13.3	6.9	5.3
雑誌、週刊誌	8.3	13.8	5.7	5.9	8.3	6.9	6.7
映画の上映会やパネルなどの展示会	8.3	3.4	4.9	3.2	3.7	7.2	6.4
その他	0.0	6.9	4.9	2.2	3.7	2.8	1.4
特にない	0.0	5.2	3.3	3.2	1.4	1.9	2.2
わからない	0.0	6.9	9.8	7.0	11.9	6.9	11.1

年齢別で見ると、全ての年齢層で「テレビ・ラジオ」の割合が最も高く、10歳台は「掲示物（ポスターや電車・バスの車内広告など）」の割合も同率となっている。また、30歳台は「講演会や研修会」の割合が低く、20歳台は「雑誌、週刊誌」が、70歳以上は「新聞」の割合が、その他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 13-5 職業別：人権意識を高めるための啓発方法（%）】

	農林漁業	企業 の 経営者・自 営業者	会社員等	公務員 関係者・福祉 職員、医療 教育・福祉	職 自由業、 その他有	家事 専業	生徒・ 学生	無職
テレビ・ラジオ	58.0	55.1	57.2	60.7	51.2	63.6	43.5	59.5
講演会や研修会	39.8	28.8	33.1	31.3	24.4	35.6	39.1	31.3
インターネットなど	17.0	32.2	33.1	37.8	39.0	14.4	47.8	18.8
新聞	29.5	25.4	20.0	20.9	19.5	37.1	21.7	34.9
広報誌やパンフレット	31.8	18.6	16.7	18.9	22.0	18.2	4.3	25.0
掲示物（ポスターや電車・バスの車内広告など）	10.2	15.3	14.4	19.4	2.4	9.1	26.1	10.5
じんけんフェスティバルなどのイベント	10.2	10.2	12.5	14.9	12.2	14.4	4.3	10.9
映画・DVD	8.0	2.5	13.9	16.4	4.9	9.8	17.4	5.9
雑誌、週刊誌	6.8	5.9	6.4	7.5	7.3	6.1	8.7	8.2
映画の上映会やパネルなどの展示会	6.8	3.4	3.6	8.0	7.3	11.4	4.3	3.6
その他	2.3	2.5	2.8	2.0	2.4	2.3	8.7	3.6
特にない	1.1	1.7	3.1	3.5	0.0	0.0	0.0	3.0
わからない	9.1	12.7	8.9	3.5	17.1	9.1	0.0	11.2

職業別でみると、『生徒・学生』は「インターネットなど」が、その他の職業は「テレビ・ラジオ」の割合が最も高くなっている。また、『農林漁業』は「広報誌やパンフレット」の割合が、その他の職業に比べて高くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<効果的な啓発広報活動について>

問 22 あなたは、人権尊重意識が人々の間に広く深く浸透するためには、国がどのような方法で啓発広報活動を行うことが効果的だと思いますか。（○はいくつでも）

（上位4項目）

	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・テレビ・ラジオ	67.5%	70.3%	71.1%
・SNSを含むインターネット	49.5%	41.9%	28.1%
・新聞・雑誌	32.9%	41.8%	44.9%
・電車やバスなどにおける車内広告や車体広告、駅での広告などの交通広告	23.8%	17.9%	19.6%

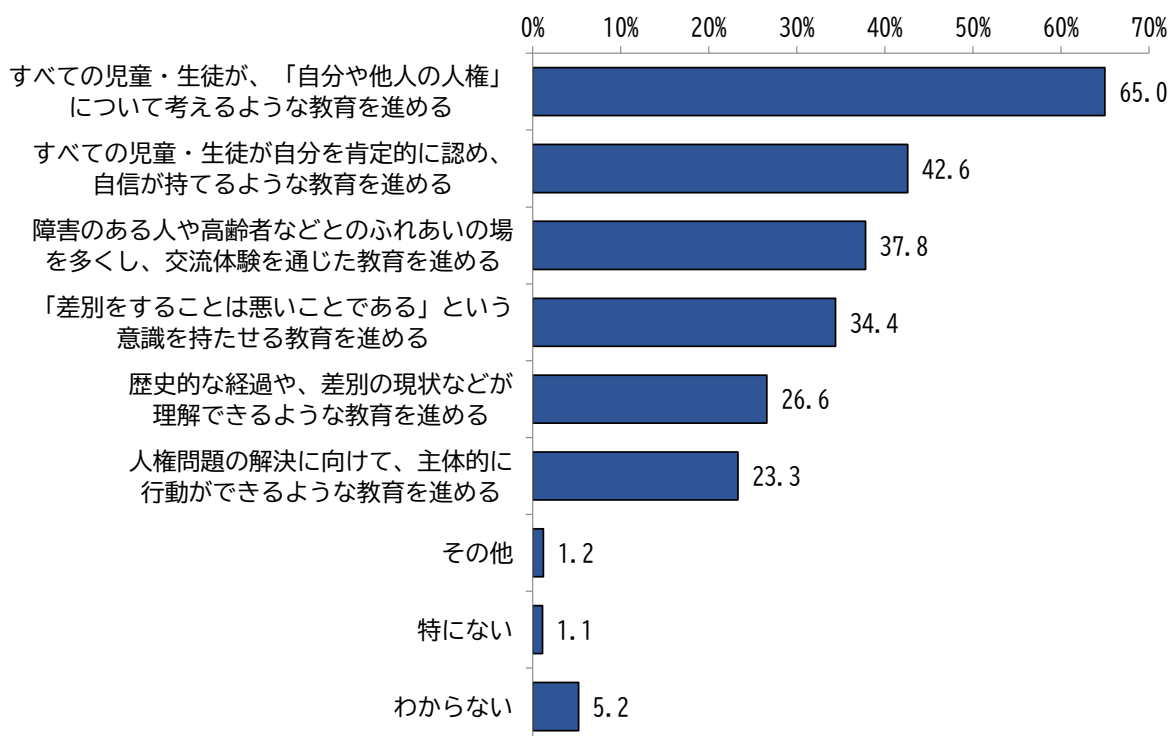
14. 人権教育

(1) 人権を尊重する心や態度を育むための教育

問 13-2. あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったら良いと思いますか。【〇は3つまで】

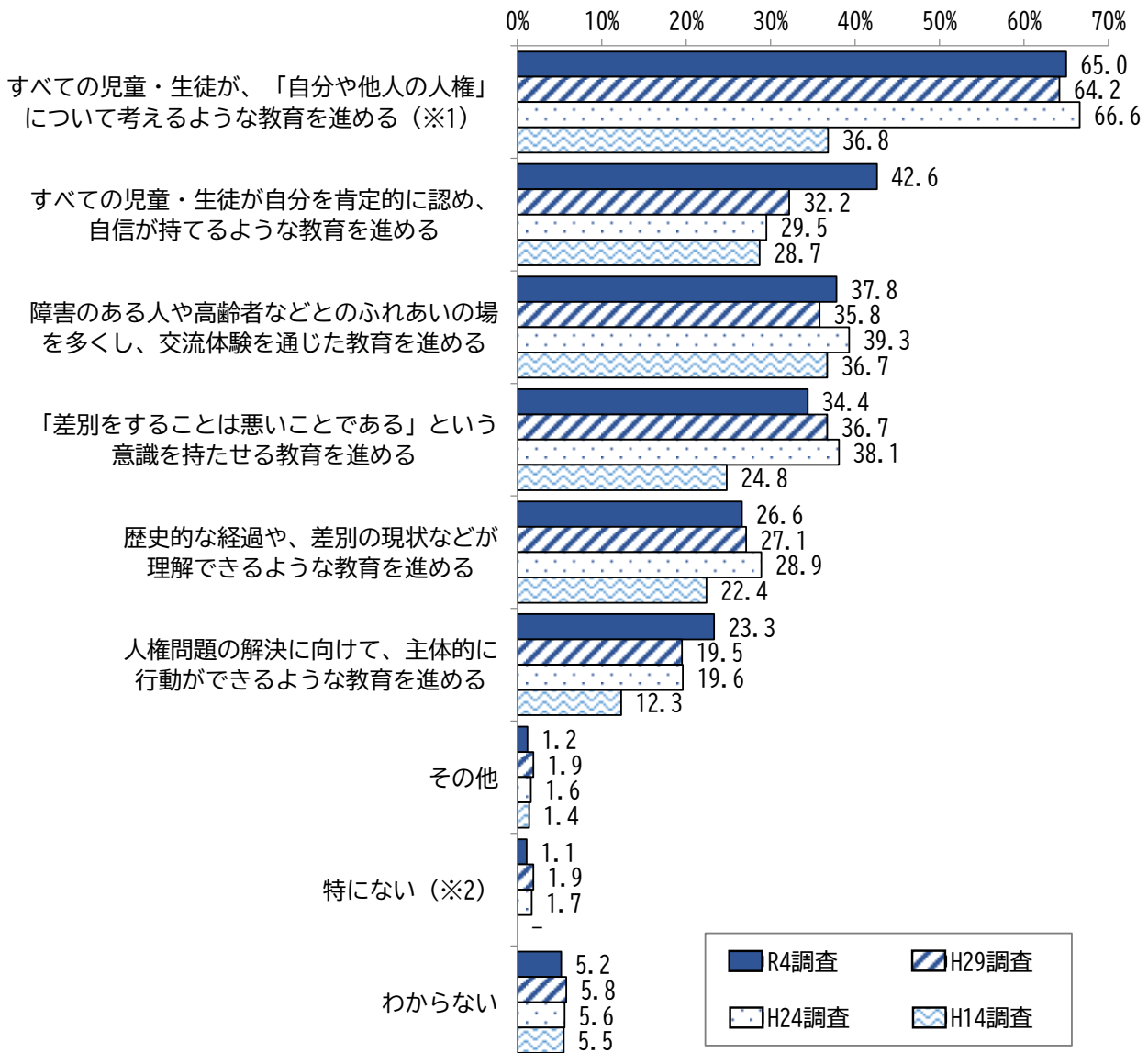
1. すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
5. 障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
7. その他（具体的に ）
8. 特にない
9. わからない

【図 14-1 人権を尊重する心や態度を育むための教育 (%)】



学校でどのような人権教育を行ったらよいかについては、「すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める」の割合が65.0%と最も高く、次いで「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」(42.6%)、「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」(37.8%)と続いている。

【図 14-2 過去調査との比較：人権を尊重する心や態度を育むための教育（％）】



※ H14 調査の回答条件は【2つまで○】

（※1） 「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」は、H14 調査「すべての児童・生徒が、『自分の人権』について考えるような教育を進める」との比較。

（※2） H14 調査には、「特にない」の回答項目は設定していない。

過去調査と比較すると、「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」の割合は増加してきており、H29 調査と比べて 10 ポイント以上増加している。

【表 14-3 性別：人権を尊重する心や態度を育むための教育 (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める	65.1	64.4	67.7	40.3	64.8	64.3	67.5	34.4
すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める	35.8	27.2	26.8	25.1	48.7	36.4	32.4	31.7
障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める	35.4	29.0	36.9	33.1	39.3	41.5	42.3	39.7
「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める	38.3	38.4	38.8	26.6	31.6	35.4	38.1	23.3
歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める	26.8	29.6	28.9	25.8	26.1	25.3	29.8	19.8
人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める	23.4	21.0	22.1	14.6	22.8	18.3	18.4	10.5
その他	1.3	2.8	2.2	2.0	1.1	1.2	1.1	0.9
特になし	0.9	2.4	2.2	-	1.3	1.3	1.2	-
わからない	6.7	6.8	5.8	4.3	4.1	4.9	5.6	6.4

性別で見ると、男女ともに「すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める」の割合が最も高くなっている。また、女性は男性に比べて「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」が、男性は女性に比べて「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める」の割合が、比較的高くなっている。

過去調査と比較すると、男女ともに「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」の割合が増加してきている。また、男性はH29調査と比べて「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」の割合が増加している。

【表 14-4 年齢別：人権を尊重する心や態度を育むための教育 (%)】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める	58.3	70.2	60.7	62.0	60.3	65.9	68.9
すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める	41.7	49.1	50.0	50.0	44.3	43.4	33.9
障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める	16.7	26.3	46.7	38.0	40.2	39.1	34.7
「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める	33.3	26.3	25.4	34.8	28.3	34.1	42.5
歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める	16.7	31.6	27.0	28.8	32.4	22.2	25.6
人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める	41.7	35.1	16.4	25.5	25.1	23.8	20.8
その他	8.3	3.5	1.6	1.6	0.9	1.3	0.3
特になし	0.0	1.8	0.0	1.1	0.5	0.9	1.9
わからない	0.0	1.8	8.2	2.2	5.0	5.6	6.1

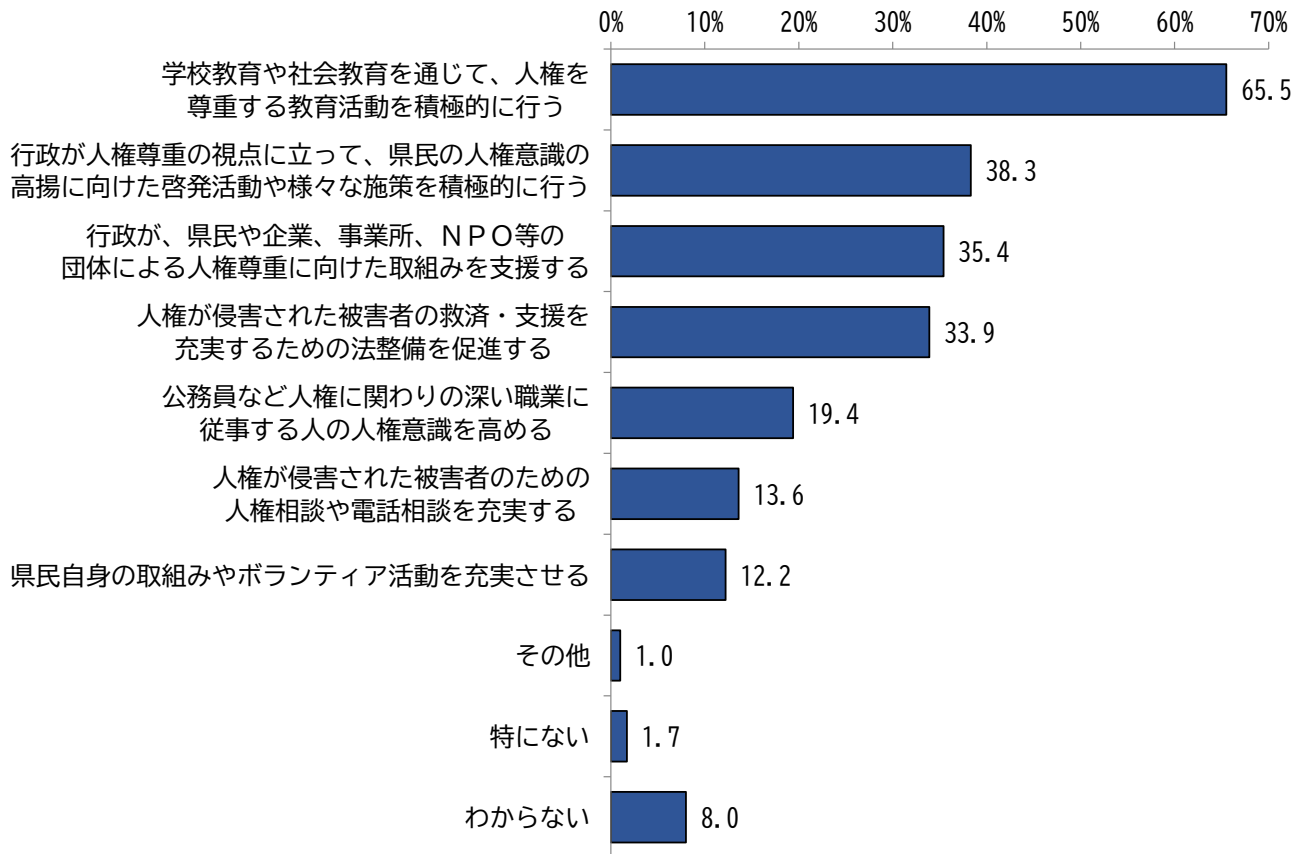
年齢別で見ると、全ての年齢層で「すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める」の割合が最も高くなっている。また、30歳台は「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」が、70歳以上は「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める」の割合がその他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 14-5 職業別：人権を尊重する心や態度を育むための教育（％）】

	農 林 漁 業	営 業 者 の 経 営 者 ・ 自	会 社 員 等	公 務 員	関 係 者 ・ 福 祉 ・ 医 療 職 員	職 自 由 業 、 そ の 他 有	家 事 専 業	生 徒 ・ 学 生	無 職
すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める	65.9	62.1	65.1	62.0	48.8	66.9	69.6	68.9	
すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める	33.0	41.4	42.9	62.0	34.1	44.4	52.2	32.8	
障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める	35.2	32.8	36.8	43.5	43.9	39.1	26.1	37.4	
「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める	35.2	40.5	33.0	28.0	34.1	36.8	30.4	37.7	
歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める	29.5	31.9	24.7	30.5	17.1	21.8	26.1	27.5	
人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める	22.7	19.8	24.4	26.0	22.0	21.8	43.5	21.2	
その他	1.1	1.7	0.6	1.5	0.0	0.0	4.3	2.0	
特になし	1.1	0.0	0.8	1.0	2.4	0.8	0.0	2.0	
わからない	9.1	5.2	4.4	2.0	14.6	4.5	0.0	6.3	

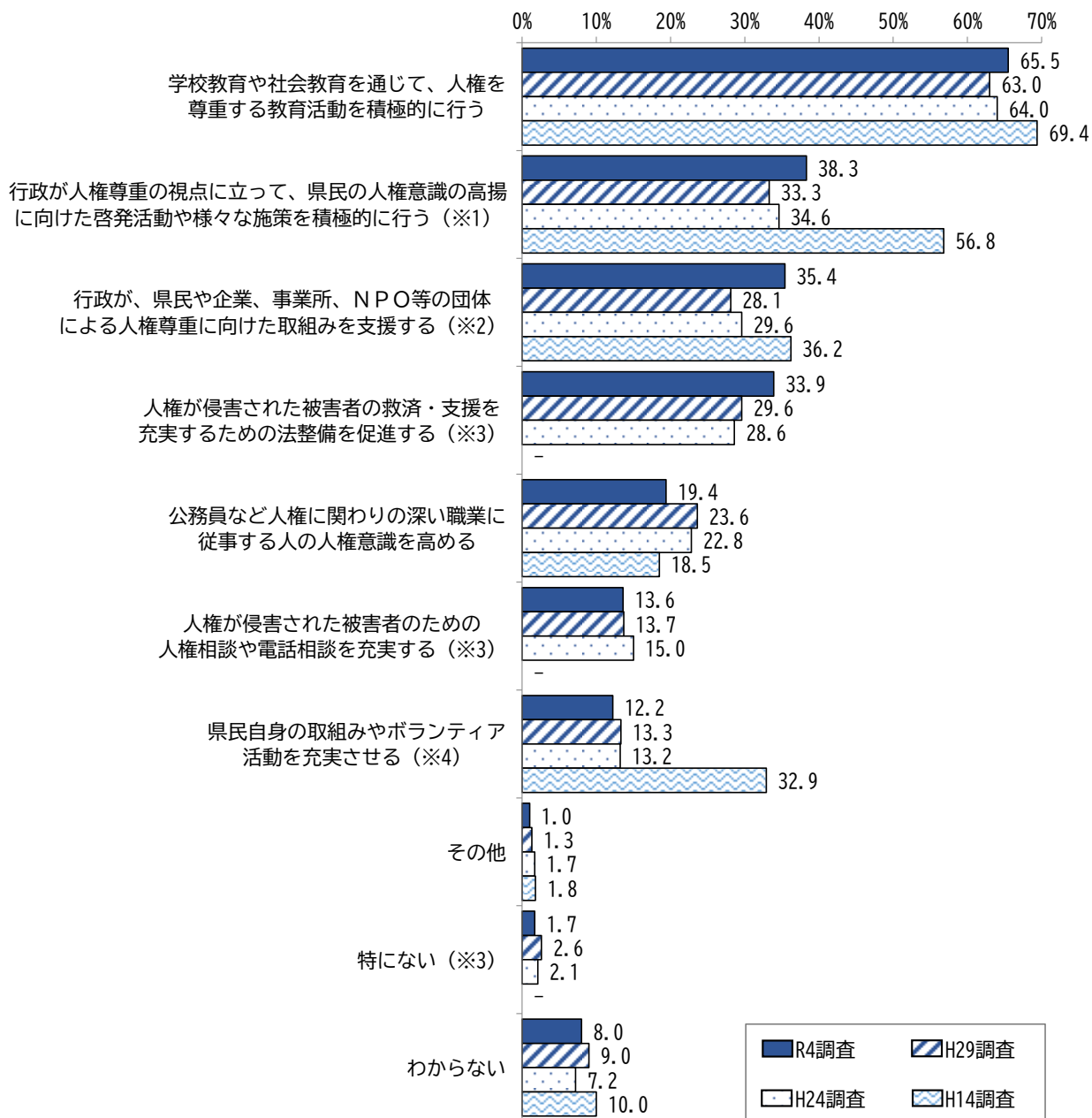
職業別でみると、全ての職業で「すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める」の割合が最も高く、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」の割合も同率となっている。また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』は「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」が、『生徒・学生』は「人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める」の割合が、その他の職業に比べて高くなっている。

【図 15-1 人権尊重の社会の実現のために必要なこと (%)】



人権尊重の社会の実現のために必要なことについては、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」の割合が 65.5%と最も高く、次いで「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」(38.3%)、「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取組みを支援する」(35.4%)、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」(33.9%)と続いている。

【図 15-2 過去調査との比較：人権尊重の社会の実現のために必要なこと（％）】



- (※1) 「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」は、H14 調査「行政が県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を積極的に行う」、「行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行う」を合計したものと比較。
- (※2) 「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取組みを支援する」は、H14 調査「行政が、企業、事業所等における人権尊重に向けた取組みを支援する」、「行政が、県民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取組みを支援する」を合計したものと比較。
- (※3) H14 調査には、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」「人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する」「特にない」の回答項目は設定していない。
- (※4) 「県民自身の取組みやボランティア活動を充実させる」は、H14 調査「県民自らがボランティア活動などを通じて人権意識を高める」との比較。

過去調査と比較すると、あまり変化はみられないが、H29 調査と比べて「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」、「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取組みを支援する」の割合が増加している。

Ⅱ 調査結果

【表 15-3 性別：人権尊重の社会の実現のために必要なこと (%)】

	男性				女性			
	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査	R 4 調 査	H 2 9 調 査	H 2 4 調 査	H 1 4 調 査
学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	65.4	61.8	62.6	71.0	65.6	64.2	66.7	68.1
行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う	38.9	33.9	39.7	59.4	37.1	32.8	31.4	54.8
行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取組みを支援する	37.8	27.1	29.6	39.9	33.9	29.0	30.6	34.0
人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する	31.5	31.2	28.2	-	35.5	28.7	30.1	-
公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める	18.9	25.2	24.3	19.1	20.2	22.2	22.3	18.2
人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する	13.5	12.6	14.2	-	13.4	14.7	16.3	-
県民自身の取組みやボランティア活動を充実させる	12.6	13.2	11.8	31.5	11.7	13.4	14.6	34.2
その他	1.6	1.8	2.1	2.5	0.6	0.9	1.4	1.4
特になし	1.3	2.8	2.7	-	2.1	2.2	1.8	-
わからない	7.7	9.5	7.0	9.4	8.0	8.5	7.7	10.4

性別で見ると、男女で割合にあまり差は見られず、男女ともに「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」の割合が最も高く、次いで「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」となっている。

過去調査と比較すると、H29 調査と比べて男性は「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」、「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取組みを支援する」の割合が、女性は「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」の割合が増加している。また、男性はH29 調査と比べて「公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める」の割合が減少している。

【表 15-4 年齢別：人権尊重の社会の実現のために必要なこと（%）】

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上
学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	91.7	72.4	63.1	69.5	61.3	67.1	63.0
行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う	33.3	25.9	32.0	38.5	32.7	46.4	37.6
行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取組みを支援する	8.3	37.9	35.2	34.2	30.4	36.4	38.4
人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する	33.3	37.9	43.4	32.6	35.0	33.2	30.7
公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める	0.0	15.5	23.0	15.5	19.8	19.4	21.8
人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する	25.0	13.8	13.1	10.7	12.9	14.7	14.1
県民自身の取組みやボランティア活動を充実させる	8.3	8.6	14.8	16.0	13.8	9.1	12.2
その他	0.0	3.4	1.6	0.5	0.5	1.9	0.3
特になし	0.0	3.4	0.8	1.6	1.4	1.3	2.5
わからない	0.0	12.1	11.5	6.4	8.3	6.9	8.3

年齢別でみると、全ての年齢層で「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」の割合が最も高くなっている。また、60歳台は「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」の割合が、その他の年齢層に比べて高くなっている。

【表 15-5 職業別：人権尊重の社会の実現のために必要なこと (%)】

	農林漁業	企業者の経営者・自営業者	会社員等	公務員	教育・福祉・医療関係者及び職員	自由業、その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	69.0	63.2	68.0	67.2	60.5	65.9	82.6	60.6	
行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う	39.1	39.3	35.4	40.8	30.2	36.4	43.5	40.1	
行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取組みを支援する	37.9	29.1	36.7	38.3	27.9	29.5	17.4	39.1	
人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する	24.1	36.8	32.0	41.8	39.5	28.0	43.5	34.1	
公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める	23.0	23.1	16.6	15.9	20.9	23.5	26.1	19.9	
人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する	17.2	17.9	10.2	13.4	16.3	13.6	17.4	13.6	
県民自身の取組みやボランティア活動を充実させる	19.5	4.3	12.4	17.4	4.7	13.6	13.0	9.9	
その他	1.1	0.0	0.6	1.5	0.0	0.8	0.0	2.0	
特になし	2.3	0.0	1.1	1.5	4.7	0.8	0.0	3.3	
わからない	8.0	6.0	8.8	7.0	9.3	8.3	0.0	8.6	

職業別でみると、全ての職業で「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」の割合が最も高くなっている。また、『生徒・学生』はその他の職業に比べて「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取組みを支援する」の割合が低くなっている。

参考：全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<人権問題の解決に必要なこと>

問 21 あなたは、人権問題の解決に向けて、国は、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。（○はいくつでも）

	令和4年8月	平成29年10月	平成24年8月
・学校内外の人権教育を充実する	57.6%	59.8%	55.3%
・人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する	46.9%	43.1%	36.2%
・人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する	44.2%	44.0%	42.8%
・犯罪の取締りを強化する	41.9%	33.0%	35.7%

（上位4項目）

16. 人権問題や調査についての意見・要望

今回の調査を通じて寄せられた、人権問題やこの調査に関する意見・要望は 204 件あり、その内容を要約し分類した結果は下表のとおりである。

【表 16-1 人権問題や調査についての意見・要望】

人権全般	人権問題は難しい課題である	18
	互いを認め合うことが大切	15
	一人一人が問題から目を背けない	10
	皆が過ごしやすい世の中になれば良い	6
	公平な世の中にする為、行政には頑張ってほしい	5
	相談窓口の整備、職員への教育	5
	無意識に差別をしていないか心配	3
	人権について意識する人は日々増えている	2
	その他	5
小計		69

教育・啓発	幼少期からの継続した教育、環境づくりが大事	8
	学校教育が大切	6
	広報紙等で啓発してほしい	4
	意味のある研修、教育を	3
	学生時代に学べていて良かったと思う	2
	家庭での教育が大切	3
	個性を伸ばせる教育をしてほしい	2
	大人にも教育すべき	1
	環境整備と教育は両輪で取り組んで欲しい	1
	啓発しすぎてもかえって差別意識を生むのでは	1
小計		31

同和問題	当事者の意識を変えることも重要	2
	時代錯誤の部落差別はまだある	2
	教育するから差別が無くならないのだと思う	2
	逆差別は良くない	1
	親世代の認識を変えることが重要	1
	同和問題は解決済みである	1
小計		9

女性	女性の人権だけでなく男性の人権にも考慮してほしい	2
	男女互いの特性を生かし協力すべき	1
	少子化対策としても、国による支援が必要	1
小計		4

II 調査結果

子ども	子どもの自殺が多くなったと感じる	2
	教員の増員、質の向上が必要	2
	校則で縛りつけすぎない	1
	知識のない子どもを社会全体で守るべき	1
	子どもは思っている以上に賢いので、守りすぎてもいけない	1
	ヤングケアラーについても考えていかなければ	1
	子どもを産む際に適性検査を行うのはどうか	1
小計		9
高齢者	高齢者になっても安心して生きて行ける社会の実現	1
	家族による人権侵害も、行政にもっと監視してほしい	1
	高齢で田舎住みの為、孤独である	1
小計		3
障害者	障害があると普通に家庭を持つことも難しい	1
小計		1
病気・疾患	新型コロナによる経済格差の拡大が心配	1
小計		1
外国人	県が受け入れ企業の実態を細かく把握する仕組みを作る	1
小計		1
犯罪被害者	実名や居住地域の報道は必要ないのではないか	1
	ストーカー被害者への支援金等があると良い	1
小計		2
インターネットによる人権侵害	SNS等の普及に伴い人権侵害の深刻さも増している	1
小計		1
災害と人権	避難所にベッドを構えて欲しい	1
小計		1
性的指向・性自認	婚姻を可能にする法改正が必要	1
	慎重に取り組むべき	1
小計		2

II 調査結果

調査	こうした調査は大切、人権について改めて考える機会となったなど	18
	項目や設問数が多かった、内容が難しかったなど	18
	調査についての具体的なご意見	10
	調査結果が知りたい	5
	調査結果を役立ててほしい	4
	その他	7
小計		62

その他	これからは宗教の差別も問題になってくるのではないか	2
	自身も人権侵害をされた経験がある	2
	人権に関わる者の長が世間離れをしていては、何も解決しない	1
	前科があると更生しても差別される	1
	一番の人権侵害は戦争である	1
	毎日楽しい	1
小計		8

Ⅲ 設問間クロス集計分析

1. 問1-1 × 問1-1 副問 × 問1-2

表 17-1 「問1-1」 基本的人権の内容の周知 × 「問1-1 副問」 日本の基本的人権の尊重 × 「問1-2」 人権意識の変化

問1-1	問1-2		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
	問1-1 副問						
知っている (n=1,058) 79.4%	そう思う	全体 (n=146)	40.4	26.0	6.8	7.5	10.3
		男性 (n=86)	40.7	23.3	11.6	5.8	8.1
		女性 (n=58)	39.7	31.0	0.0	8.6	13.8
		答えたくない (n=2)	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
		無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	どちらかといえば そう思う	全体 (n=602)	9.8	44.0	19.1	6.5	11.8
		男性 (n=267)	12.0	41.9	18.4	6.4	10.1
		女性 (n=326)	8.0	45.7	19.9	6.7	12.6
		答えたくない (n=7)	14.3	28.6	14.3	0.0	42.9
		無回答 (n=2)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	どちらかといえば そう思わない	全体 (n=202)	5.0	23.3	42.1	12.4	6.4
		男性 (n=81)	3.7	17.3	45.7	14.8	8.6
		女性 (n=119)	5.9	27.7	39.5	10.1	5.0
		答えたくない (n=2)	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
		無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	そう思わない	全体 (n=69)	4.3	15.9	20.3	44.9	5.8
		男性 (n=40)	7.5	7.5	17.5	50.0	7.5
		女性 (n=28)	0.0	28.6	25.0	35.7	3.6
		答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
		無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
わからない	全体 (n=32)	0.0	15.6	3.1	3.1	62.5	
	男性 (n=11)	0.0	0.0	0.0	9.1	90.9	
	女性 (n=21)	0.0	23.8	4.8	0.0	47.6	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	全体 (n=1,058)	12.5	34.6	21.4	10.2	11.6	
	男性 (n=486)	15.0	30.7	21.2	11.3	11.1	
	女性 (n=558)	10.2	38.2	21.7	9.0	11.8	
	答えたくない (n=12)	16.7	16.7	16.7	25.0	25.0	
	無回答 (n=2)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
知らない (n=256) 19.2%	全体 (n=256)	7.8	23.8	13.7	15.6	35.5	
	男性 (n=87)	11.5	26.4	10.3	14.9	32.2	
	女性 (n=167)	6.0	21.6	15.6	16.2	37.7	
	答えたくない (n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	

2. 問1-1副問 × 問13-2

表 18-1 「問1-1副問」日本の基本的人権の尊重 × 「問13-2」人権を尊重する心や態度を育むための教育

		問13-2	え分す るやべ よ他て う人の な児童 教育権 を」生 進に徒 めつが て「考 自	よ肯す う定の な教的 教育に を認め 進め、 生徒が が自 持て分 るを	すべて の児童 、生徒 が自 持て分 るを	るであ る教育 を」進 め、意 識を持 たせ	で「差 別をす ること は悪い こと	を「歴 史的経 理な解 で過 き、差 別な現 状	ななが が通 じ、差 別な現 状	歴史的 な経 理な解 で過 き、差 別な現 状	流の障 害ある 人、高 齢者な ど	の障害 のある 人や高 齢者な ど	育体的 問題の 解決に 向けて 、教主	人権問 題の解 決に向 けて、 教主	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い
問1-1副問 思う	全体 (n=146)	65.8	40.4	37.0	20.5	31.5	24.7	1.4	0.7	4.1							
	男性 (n=86)	62.8	36.0	41.9	23.3	29.1	22.1	2.3	0.0	4.7							
	女性 (n=58)	70.7	48.3	29.3	17.2	36.2	27.6	0.0	1.7	1.7							
	答えたくない (n=2)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0							
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
どちらかといえば 思う	全体 (n=602)	67.1	45.3	36.2	28.1	38.9	22.3	0.8	0.7	2.5							
	男性 (n=267)	69.7	36.7	41.2	25.5	36.0	21.3	0.4	0.7	3.7							
	女性 (n=326)	65.3	53.1	32.8	29.1	39.9	22.7	1.2	0.6	1.5							
	答えたくない (n=7)	42.9	28.6	14.3	71.4	85.7	42.9	0.0	0.0	0.0							
	無回答 (n=2)	100.0	0.0	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
どちらかといえば 思わない	全体 (n=202)	62.9	45.0	27.2	26.2	42.1	28.2	1.5	0.5	3.0							
	男性 (n=81)	59.3	35.8	29.6	32.1	39.5	28.4	1.2	1.2	6.2							
	女性 (n=119)	64.7	52.1	26.1	21.8	44.5	27.7	1.7	0.0	0.8							
	答えたくない (n=2)	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0							
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
思わない	全体 (n=69)	56.5	37.7	31.9	31.9	42.0	24.6	4.3	1.4	4.3							
	男性 (n=40)	60.0	22.5	35.0	27.5	50.0	27.5	5.0	2.5	2.5							
	女性 (n=28)	53.6	60.7	28.6	39.3	32.1	17.9	3.6	0.0	7.1							
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0							
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
わからない	全体 (n=32)	46.9	31.3	25.0	12.5	25.0	12.5	3.1	3.1	18.8							
	男性 (n=11)	36.4	27.3	36.4	18.2	18.2	27.3	9.1	0.0	18.2							
	女性 (n=21)	52.4	33.3	19.0	9.5	28.6	4.8	0.0	4.8	19.0							
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

3. 問1-1副問 × 問13-3

表 19-1 「問1-1副問」日本の基本的人権の尊重 × 「問13-3」人権尊重の社会実現のために必要なこと

問1-1副問		問13-3	を学校や教育活動を通じた人権	動や様々な施策を積極的に啓活	民の権利意識の高揚に向けた啓活	行政が人権尊重の視点に立つて、	取組を支援する企業、事業所、NPO	行政が、県民や企業、事業所、NPO	公務員など人権に関わりの深い職業	県民自身の取り組みやボランティア活	人権が侵害された被害者のための人	人権が侵害された被害者の救済・支	その他	特にな	わ
思う	全体 (n=146)	59.6	34.2	35.6	19.2	13.7	15.1	32.2	1.4	2.1	6.2				
	男性 (n=86)	54.7	36.0	39.5	19.8	11.6	11.6	31.4	2.3	1.2	7.0				
	女性 (n=58)	67.2	31.0	31.0	19.0	15.5	20.7	34.5	0.0	3.4	3.4				
	答えたくない (n=2)	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0				
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
どちらかといえば思う	全体 (n=602)	70.9	40.5	34.4	20.1	13.1	13.6	34.4	0.8	0.5	4.3				
	男性 (n=267)	73.0	42.3	35.6	18.7	12.7	12.0	30.0	1.1	0.7	4.9				
	女性 (n=326)	69.6	38.7	33.4	21.2	12.9	15.0	37.1	0.6	0.3	4.0				
	答えたくない (n=7)	42.9	42.9	28.6	28.6	42.9	14.3	71.4	0.0	0.0	0.0				
	無回答 (n=2)	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0				
どちらかといえば思わない	全体 (n=202)	64.4	38.1	31.7	24.8	13.4	11.9	33.7	0.5	0.5	7.9				
	男性 (n=81)	60.5	35.8	33.3	24.7	11.1	14.8	34.6	1.2	0.0	7.4				
	女性 (n=119)	67.2	39.5	31.1	25.2	15.1	9.2	33.6	0.0	0.8	7.6				
	答えたくない (n=2)	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0				
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
思わない	全体 (n=69)	50.7	37.7	36.2	20.3	5.8	11.6	47.8	2.9	2.9	5.8				
	男性 (n=40)	55.0	35.0	37.5	17.5	10.0	10.0	42.5	5.0	0.0	2.5				
	女性 (n=28)	46.4	42.9	35.7	25.0	0.0	14.3	57.1	0.0	7.1	7.1				
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0				
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
わからない	全体 (n=32)	40.6	25.0	21.9	6.3	0.0	12.5	28.1	3.1	6.3	31.3				
	男性 (n=11)	45.5	36.4	36.4	18.2	0.0	18.2	27.3	9.1	9.1	9.1				
	女性 (n=21)	38.1	19.0	14.3	0.0	0.0	9.5	28.6	0.0	4.8	42.9				
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				

4. 問1-2 × 問13-1

表 20-1 「問1-2」人権意識の変化 × 「問13-1」人権意識を高めるための啓発方法

問13-1		講演会や研修会	広報誌やパンフレット	テレビ・ラジオ	映画・DVD	新聞	雑誌、週刊誌	映画の展示会やパネルなど	展示物（ポスターや電	車・バスの車内広告など	インターネットなど	その他	特にな	わからない	
問1-2															
そう思う	全体 (n=153)	35.3	18.3	51.0	16.3	22.2	5.9	3.9	17.0	10.5	26.1	5.9	2.0	5.9	
	男性 (n=83)	32.5	14.5	48.2	13.3	24.1	4.8	3.6	14.5	10.8	30.1	3.6	1.2	9.6	
	女性 (n=68)	39.7	23.5	55.9	19.1	17.6	4.4	4.4	19.1	10.3	22.1	8.8	2.9	1.5	
	答えたくない (n=2)	0.0	0.0	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
どちらかといえばそう思う	全体 (n=427)	35.1	25.1	58.5	8.9	26.9	7.5	6.1	12.6	12.6	30.7	1.9	1.4	5.9	
	男性 (n=172)	34.3	24.4	58.1	6.4	25.6	7.6	5.2	12.2	9.9	34.3	2.3	1.2	5.2	
	女性 (n=249)	35.3	25.3	59.4	10.8	28.1	7.6	6.8	12.4	14.5	28.1	1.6	1.6	6.4	
	答えたくない (n=3)	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=3)	66.7	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
どちらかといえばそう思わない	全体 (n=261)	30.7	17.6	61.3	11.1	28.7	4.6	4.6	11.1	13.0	28.0	0.8	1.1	7.7	
	男性 (n=112)	34.8	15.2	61.6	8.0	35.7	5.4	1.8	8.9	10.7	34.8	0.0	1.8	6.3	
	女性 (n=147)	27.9	19.7	60.5	13.6	23.1	4.1	6.8	12.9	15.0	21.8	1.4	0.7	8.8	
	その他・無回答 (n=2)	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	答えたくない (n=2)	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
そう思わない	全体 (n=148)	28.4	11.5	59.5	9.5	21.6	9.5	6.1	15.5	15.5	25.0	5.4	4.1	8.8	
	男性 (n=68)	30.9	11.8	44.1	11.8	8.8	5.9	5.9	11.8	14.7	23.5	7.4	7.4	13.2	
	女性 (n=77)	26.0	11.7	74.0	7.8	33.8	13.0	6.5	19.5	16.9	26.0	3.9	1.3	3.9	
	答えたくない (n=3)	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	全体 (n=214)	25.2	15.4	45.8	7.5	21.5	8.4	4.7	13.1	8.9	22.9	1.9	4.2	19.2	
	男性 (n=82)	26.8	14.6	50.0	4.9	18.3	7.3	1.2	14.6	11.0	23.2	3.7	4.9	17.1	
	女性 (n=129)	24.0	16.3	43.4	9.3	24.0	8.5	7.0	11.6	7.8	20.9	0.8	3.9	20.9	
	答えたくない (n=3)	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

5. 問1-4副問1 × 問1-4副問2

表 21-1 「問1-4副問1」人権が侵害されたと思った内容 × 「問1-4副問2」人権が侵害されたと思ったときの対応

		問1-4副問2	に友人、 相談した 職場の 同僚・ 上司	家族、 親せき に相談 した	弁護士 に相談 した	警察に 相談し た	法務局 や人権 擁護委 員に 相談し た	た県や 市町村 役場に 相談し た	民間団 体に相 談した	相手 に抗議 した	何もし なかつ た	その他	おぼ えてい ない
問1-4副問1													
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	全体	(n=92)	35.9	31.5	5.4	6.5	6.5	8.7	1.1	9.8	28.3	7.6	3.3
	男性	(n=45)	28.9	24.4	6.7	8.9	8.9	8.9	2.2	13.3	33.3	8.9	6.7
	女性	(n=43)	41.9	39.5	4.7	4.7	4.7	9.3	0.0	7.0	20.9	7.0	0.0
	答えたくない	(n=2)	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	無回答	(n=2)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
名誉・信用の き損、侮辱	全体	(n=58)	32.8	27.6	10.3	10.3	5.2	12.1	1.7	19.0	31.0	3.4	0.0
	男性	(n=28)	28.6	17.9	7.1	14.3	7.1	10.7	3.6	14.3	46.4	3.6	0.0
	女性	(n=28)	39.3	39.3	14.3	7.1	3.6	14.3	0.0	25.0	10.7	3.6	0.0
	答えたくない	(n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	無回答	(n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
暴力、脅迫、強要	全体	(n=27)	40.7	22.2	11.1	11.1	3.7	14.8	0.0	29.6	25.9	11.1	3.7
	男性	(n=14)	35.7	21.4	7.1	14.3	7.1	7.1	0.0	7.1	42.9	7.1	7.1
	女性	(n=12)	50.0	25.0	16.7	8.3	0.0	25.0	0.0	58.3	0.0	16.7	0.0
	答えたくない	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	(n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
犯罪、不法行為の ぬれぎぬ	全体	(n=7)	42.9	0.0	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	28.6	28.6	0.0	0.0
	男性	(n=5)	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0
	女性	(n=2)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	答えたくない	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
悪臭・騒音等の 公害	全体	(n=13)	23.1	30.8	23.1	0.0	0.0	7.7	7.7	23.1	30.8	7.7	0.0
	男性	(n=6)	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	50.0	0.0	0.0
	女性	(n=7)	42.9	42.9	42.9	0.0	0.0	14.3	0.0	28.6	14.3	14.3	0.0
	答えたくない	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
差別待遇	全体	(n=30)	30.0	46.7	3.3	6.7	10.0	16.7	3.3	13.3	26.7	10.0	0.0
	男性	(n=13)	23.1	53.8	7.7	15.4	15.4	15.4	7.7	7.7	38.5	7.7	0.0
	女性	(n=17)	35.3	41.2	0.0	0.0	5.9	17.6	0.0	17.6	17.6	11.8	0.0
	答えたくない	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域社会での 嫌がらせ	全体	(n=16)	31.3	37.5	6.3	6.3	18.8	18.8	6.3	25.0	18.8	6.3	0.0
	男性	(n=6)	33.3	50.0	0.0	16.7	50.0	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0	0.0
	女性	(n=9)	33.3	33.3	11.1	0.0	0.0	22.2	0.0	22.2	11.1	11.1	0.0
	答えたくない	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	(n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
公的機関による 不当な取扱い	全体	(n=15)	20.0	26.7	6.7	0.0	13.3	0.0	6.7	13.3	46.7	6.7	0.0
	男性	(n=11)	9.1	18.2	9.1	0.0	9.1	0.0	9.1	9.1	54.5	9.1	0.0
	女性	(n=4)	50.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0
	答えたくない	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
使用者による時間 外労働の強制等の 不当な待遇	全体	(n=20)	50.0	45.0	5.0	5.0	5.0	5.0	0.0	10.0	20.0	5.0	0.0
	男性	(n=11)	54.5	27.3	0.0	9.1	9.1	0.0	0.0	18.2	36.4	9.1	0.0
	女性	(n=8)	37.5	75.0	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない	(n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Ⅲ 設問間クロス集計分析

問1-4副問2		友人、職場の同僚・上司に相談した	家族、親せきに相談した	弁護士に相談した	警察に相談した	法務局や人権擁護委員に相談した	県や市町村役場に相談した	民間団体に相談した	相手に抗議した	何もしなかった	その他	おぼえていない
問1-4副問1												
プライバシーの侵害	全体 (n=37)	14.3	25.0	7.1	7.1	7.1	3.6	3.6	25.0	32.1	3.6	0.0
	男性 (n=38)	13.3	6.7	6.7	6.7	6.7	0.0	6.7	26.7	46.7	6.7	0.0
	女性 (n=39)	15.4	46.2	7.7	7.7	7.7	7.7	0.0	23.1	15.4	0.0	0.0
	答えたくない (n=40)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=41)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
セクシュアル・ハラスメント	全体 (n=42)	42.1	47.4	0.0	10.5	0.0	5.3	0.0	21.1	26.3	0.0	0.0
	男性 (n=43)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	女性 (n=44)	41.2	52.9	0.0	11.8	0.0	5.9	0.0	23.5	23.5	0.0	0.0
	答えたくない (n=45)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=46)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
パワー・ハラスメント	全体 (n=47)	46.3	35.8	4.5	1.5	1.5	7.5	3.0	13.4	23.9	9.0	0.0
	男性 (n=48)	38.1	33.3	4.8	4.8	4.8	4.8	0.0	9.5	42.9	4.8	0.0
	女性 (n=49)	48.9	37.8	4.4	0.0	0.0	8.9	4.4	15.6	15.6	11.1	0.0
	答えたくない (n=50)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=51)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ドメスティック・バイオレンス	全体 (n=52)	30.0	10.0	0.0	20.0	10.0	20.0	0.0	50.0	10.0	10.0	0.0
	男性 (n=53)	66.7	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=54)	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	28.6	0.0	57.1	14.3	14.3	0.0
	答えたくない (n=55)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=56)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ストーカー行為	全体 (n=57)	37.5	37.5	12.5	37.5	0.0	12.5	0.0	12.5	25.0	25.0	0.0
	男性 (n=58)	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	女性 (n=59)	33.3	33.3	16.7	50.0	0.0	16.7	0.0	16.7	33.3	16.7	0.0
	答えたくない (n=60)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=61)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家庭での不当な取扱い	全体 (n=62)	40.0	20.0	6.7	13.3	0.0	0.0	0.0	46.7	20.0	0.0	0.0
	男性 (n=63)	50.0	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	33.3	0.0	0.0
	女性 (n=64)	25.0	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	12.5	0.0	0.0
	答えたくない (n=65)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=66)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い	全体 (n=67)	50.0	75.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	男性 (n=68)	66.7	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	女性 (n=69)	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=70)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=71)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	全体 (n=72)	28.6	28.6	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	14.3	28.6	0.0	0.0
	男性 (n=73)	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0
	女性 (n=74)	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=75)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=76)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

6. 問1-4副問1 × 問13-1

表 22-1 「問1-4副問1」人権が侵害されたと思った内容 × 「問13-1」人権意識を高めるための啓発方法

問13-1		講演会や研修会	広報誌やパンフレット	テレビ・ラジオ	映画・DVD	新聞	雑誌、週刊誌	の映画の上映会やパネルなど	掲示物	どのじんけんフェスティバルなどのイベント	インターネットなど	その他	特にない	わからない
問1-4副問1														
あらぬ噂、他人からの悪口、かけ口	全体 (n=92)	28.3	12.0	59.8	9.8	31.5	10.9	3.3	10.9	15.2	26.1	6.5	2.2	8.7
	男性 (n=45)	31.1	17.8	55.6	13.3	24.4	4.4	4.4	11.1	17.8	28.9	6.7	0.0	6.7
	女性 (n=43)	20.9	7.0	67.4	7.0	41.9	18.6	2.3	11.6	14.0	23.3	7.0	4.7	11.6
	答えたくない (n=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (n=2)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
名誉・信用のき損、侮辱	全体 (n=58)	39.7	24.1	69.0	12.1	37.9	3.4	3.4	10.3	15.5	36.2	3.4	0.0	3.4
	男性 (n=28)	39.3	28.6	67.9	7.1	28.6	3.6	7.1	14.3	17.9	42.9	3.6	0.0	7.1
	女性 (n=28)	39.3	21.4	75.0	17.9	50.0	3.6	0.0	7.1	14.3	32.1	3.6	0.0	0.0
	答えたくない (n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
暴力、脅迫、強要	全体 (n=27)	33.3	18.5	37.0	18.5	25.9	7.4	0.0	14.8	3.7	22.2	14.8	3.7	11.1
	男性 (n=14)	28.6	14.3	35.7	14.3	28.6	14.3	0.0	21.4	7.1	28.6	21.4	0.0	14.3
	女性 (n=12)	41.7	25.0	41.7	25.0	25.0	0.0	0.0	8.3	0.0	16.7	8.3	8.3	8.3
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	全体 (n=7)	14.3	14.3	28.6	28.6	28.6	14.3	0.0	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0	14.3
	男性 (n=5)	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=2)	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
悪臭・騒音等の公害	全体 (n=13)	15.4	15.4	53.8	7.7	23.1	7.7	0.0	30.8	7.7	23.1	23.1	7.7	7.7
	男性 (n=6)	16.7	16.7	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0	50.0	0.0	33.3	33.3	0.0	16.7
	女性 (n=7)	14.3	14.3	71.4	14.3	28.6	14.3	0.0	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
差別待遇	全体 (n=30)	36.7	16.7	53.3	13.3	33.3	0.0	0.0	13.3	16.7	26.7	13.3	0.0	6.7
	男性 (n=13)	38.5	7.7	46.2	7.7	38.5	0.0	0.0	15.4	15.4	23.1	7.7	0.0	15.4
	女性 (n=17)	35.3	23.5	58.8	17.6	29.4	0.0	0.0	11.8	17.6	29.4	17.6	0.0	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地域社会での嫌がらせ	全体 (n=16)	37.5	12.5	43.8	12.5	31.3	0.0	6.3	12.5	31.3	12.5	6.3	0.0	6.3
	男性 (n=6)	50.0	16.7	50.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=9)	33.3	11.1	44.4	0.0	33.3	0.0	11.1	0.0	33.3	11.1	11.1	0.0	11.1
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
公的機関による不当な取扱い	全体 (n=15)	20.0	6.7	46.7	6.7	20.0	13.3	6.7	20.0	6.7	40.0	20.0	0.0	6.7
	男性 (n=11)	27.3	9.1	36.4	9.1	18.2	9.1	0.0	18.2	9.1	36.4	18.2	0.0	9.1
	女性 (n=4)	0.0	0.0	75.0	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇	全体 (n=20)	35.0	10.0	50.0	10.0	25.0	10.0	5.0	25.0	5.0	45.0	0.0	0.0	10.0
	男性 (n=11)	36.4	9.1	45.5	18.2	9.1	9.1	9.1	27.3	9.1	36.4	0.0	0.0	18.2
	女性 (n=8)	37.5	12.5	62.5	0.0	50.0	12.5	0.0	12.5	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Ⅲ 設問間クロス集計分析

問13-1		講演会や研修会	広報紙やパンフレット	テレビ・ラジオ	映画・DVD	新聞	雑誌、週刊誌	映画の上映会やパネルなどの展示会	掲示物	じゅんけんフェスティバルなどのイベント	インターネットなど	その他	特にない	わからない
問1-4副問1														
プライバシーの侵害	全体 (n=28)	32.1	10.7	60.7	17.9	35.7	14.3	0.0	14.3	17.9	28.6	17.9	0.0	0.0
	男性 (n=15)	26.7	6.7	60.0	13.3	26.7	20.0	0.0	6.7	13.3	40.0	20.0	0.0	0.0
	女性 (n=13)	38.5	15.4	61.5	23.1	46.2	7.7	0.0	23.1	23.1	15.4	15.4	0.0	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
セクシュアル・ハラスメント	全体 (n=19)	26.3	21.1	68.4	21.1	36.8	10.5	5.3	15.8	0.0	42.1	15.8	0.0	0.0
	男性 (n=2)	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=17)	17.6	23.5	70.6	23.5	41.2	11.8	0.0	11.8	0.0	41.2	17.6	0.0	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
パワー・ハラスメント	全体 (n=67)	32.8	14.9	61.2	14.9	29.9	10.4	6.0	23.9	10.4	38.8	0.0	1.5	6.0
	男性 (n=21)	42.9	19.0	57.1	19.0	19.0	0.0	4.8	33.3	14.3	38.1	0.0	0.0	9.5
	女性 (n=45)	28.9	13.3	64.4	13.3	35.6	15.6	6.7	17.8	8.9	37.8	0.0	2.2	4.4
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ドメスティック・バイオレンス	全体 (n=10)	30.0	40.0	50.0	10.0	10.0	10.0	0.0	10.0	20.0	30.0	0.0	0.0	10.0
	男性 (n=3)	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
	女性 (n=7)	28.6	57.1	57.1	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ストーカー行為	全体 (n=8)	12.5	12.5	50.0	0.0	37.5	25.0	0.0	0.0	12.5	37.5	25.0	12.5	0.0
	男性 (n=2)	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=6)	16.7	16.7	50.0	0.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	33.3	16.7	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家庭での不当な取扱い	全体 (n=15)	26.7	0.0	60.0	6.7	33.3	0.0	6.7	26.7	20.0	40.0	6.7	0.0	6.7
	男性 (n=6)	16.7	0.0	83.3	0.0	16.7	0.0	16.7	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7
	女性 (n=8)	37.5	0.0	50.0	12.5	50.0	0.0	0.0	12.5	37.5	50.0	12.5	0.0	0.0
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い	全体 (n=4)	25.0	0.0	75.0	25.0	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0
	男性 (n=3)	33.3	0.0	66.7	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=1)	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	全体 (n=7)	42.9	28.6	71.4	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3	28.6	28.6	14.3	0.0	0.0
	男性 (n=3)	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
	女性 (n=4)	50.0	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

7. 問3-1 × 問3-2

表 23-1 「問3-1」女性に関する人権上の問題点 × 「問3-2」女性の人権を守るために必要なこと

問3-1		問3-2	女性の人権を推進するための教育・啓	境や育児・介護など働きながらできる環境	男女がともに、働きながらできる環境	策・方針決定等過程における女性の参画	政治や経済分野における女性の参画	女性に対する犯罪の取締りを強化	男女平等に関する教育を充実する	女性の権利を尊重したメディア	女性の権利を尊重したメディア	女性のための人権相談や電話相談	その他	特にな	わ
男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける	全体 (n=676)	32.0	84.6	39.3	13.3	40.1	10.5	7.1	2.1	0.3	1.6				
	男性 (n=279)	33.3	82.1	40.1	11.8	43.0	10.0	5.7	1.8	0.7	1.4				
	女性 (n=385)	31.2	86.2	39.0	13.8	38.2	10.4	7.5	2.3	0.0	1.8				
	答えたくない (n=6)	50.0	83.3	33.3	50.0	16.7	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0				
	無回答 (n=6)	0.0	100.0	33.3	16.7	50.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0				
女性ということで見や発言が無視される	全体 (n=372)	31.5	82.5	40.9	15.9	43.3	10.5	8.9	2.2	0.5	1.3				
	男性 (n=144)	36.8	81.3	42.4	17.4	42.4	9.0	6.3	2.8	0.7	0.7				
	女性 (n=220)	28.2	82.7	40.5	15.0	43.6	11.4	10.0	1.8	0.5	1.8				
	答えたくない (n=4)	50.0	100.0	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0				
	無回答 (n=4)	0.0	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0				
職場における差別待遇	全体 (n=448)	31.5	83.3	43.1	13.8	46.7	10.0	7.1	2.2	0.4	1.6				
	男性 (n=190)	31.6	82.1	40.0	13.2	46.8	8.4	7.4	3.2	1.1	0.5				
	女性 (n=248)	31.5	83.9	45.6	13.7	46.8	10.9	6.5	1.6	0.0	2.4				
	答えたくない (n=6)	50.0	83.3	50.0	33.3	16.7	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0				
	無回答 (n=4)	0.0	100.0	25.0	25.0	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0				
マタニティ・ハラスメント	全体 (n=303)	30.4	84.5	42.6	18.5	37.0	11.6	7.3	3.3	1.0	1.0				
	男性 (n=110)	36.4	80.0	41.8	17.3	35.5	11.8	3.6	2.7	2.7	0.0				
	女性 (n=185)	27.0	87.0	44.3	18.9	37.8	10.8	8.6	3.8	0.0	1.6				
	答えたくない (n=5)	40.0	100.0	20.0	40.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0				
	無回答 (n=3)	0.0	66.7	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0				
女性が多い職業で非正規職員が多い	全体 (n=333)	30.6	83.2	45.9	15.0	41.1	13.5	7.5	2.1	0.3	1.5				
	男性 (n=131)	28.2	77.1	51.9	14.5	42.0	16.0	4.6	2.3	0.8	0.8				
	女性 (n=197)	31.5	86.8	42.6	15.7	41.1	11.7	9.1	2.0	0.0	2.0				
	答えたくない (n=2)	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0				
	無回答 (n=3)	33.3	100.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0				
ドメスティック・バイオレンス	全体 (n=338)	32.2	82.8	42.3	20.1	39.1	12.7	12.4	2.1	0.3	1.8				
	男性 (n=130)	34.6	78.5	43.8	16.9	40.8	10.8	11.5	1.5	0.8	1.5				
	女性 (n=200)	30.5	85.5	42.5	21.5	37.5	14.0	12.5	2.5	0.0	2.0				
	答えたくない (n=4)	75.0	75.0	0.0	75.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0				
	無回答 (n=4)	0.0	100.0	25.0	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0				
セクシュアル・ハラスメント	全体 (n=380)	31.8	82.6	41.8	20.0	38.2	11.6	9.5	1.8	0.3	1.3				
	男性 (n=151)	35.8	78.8	39.1	17.2	40.4	9.9	8.6	1.3	0.7	1.3				
	女性 (n=221)	29.4	85.1	44.8	21.7	36.7	12.7	9.5	2.3	0.0	1.4				
	答えたくない (n=4)	50.0	75.0	25.0	25.0	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0				
	無回答 (n=4)	0.0	100.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0				

Ⅲ 設問間クロス集計分析

問3-2		女性の人権を推進する	境や育児・介護などを両立できる環境を整備する	男女がともに働きながら、家事を推進する	政治や経済等の分野における女性の参画を推進する	女性に対する犯罪の取締りを強化する	男女平等に関する教育を充実する	女性の権利を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す	女性のための人権相談や電話相談を充実する	その他	特にない	わからない
問3-1												
売春・買春	全体 (n=245)	34.7	82.4	40.4	26.9	41.6	14.7	13.9	1.6	0.8	1.2	
	男性 (n=86)	32.6	77.9	39.5	26.7	41.9	17.4	8.1	2.3	2.3	2.3	
	女性 (n=153)	35.9	84.3	41.2	26.1	42.5	13.1	16.3	1.3	0.0	0.7	
	答えたくない (n=3)	66.7	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=3)	0.0	100.0	33.3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	
女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD	全体 (n=186)	36.0	78.5	39.8	26.9	35.5	23.1	8.6	2.7	0.5	1.6	
	男性 (n=60)	33.3	70.0	38.3	23.3	40.0	26.7	1.7	3.3	1.7	3.3	
	女性 (n=120)	37.5	81.7	40.8	27.5	35.0	20.8	10.8	2.5	0.0	0.8	
	答えたくない (n=4)	50.0	100.0	50.0	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=2)	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
女性の働く風俗営業	全体 (n=146)	39.7	80.1	43.8	25.3	42.5	14.4	8.9	1.4	0.7	2.1	
	男性 (n=53)	34.0	73.6	43.4	22.6	50.9	15.1	7.5	1.9	1.9	3.8	
	女性 (n=91)	42.9	83.5	42.9	27.5	37.4	14.3	9.9	1.1	0.0	1.1	
	答えたくない (n=1)	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=1)	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉	全体 (n=140)	20.7	81.4	43.6	20.7	40.7	19.3	5.7	5.0	0.0	1.4	
	男性 (n=55)	25.5	74.5	38.2	21.8	43.6	21.8	7.3	3.6	0.0	1.8	
	女性 (n=82)	18.3	85.4	47.6	19.5	39.0	17.1	4.9	6.1	0.0	1.2	
	答えたくない (n=1)	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=2)	0.0	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	全体 (n=18)	22.2	55.6	33.3	11.1	27.8	16.7	16.7	38.9	5.6	5.6	
	男性 (n=7)	14.3	28.6	14.3	28.6	0.0	14.3	14.3	57.1	14.3	0.0	
	女性 (n=11)	27.3	72.7	45.5	0.0	45.5	18.2	18.2	27.3	0.0	9.1	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
特にない	全体 (n=126)	11.1	43.7	8.7	4.8	20.6	0.8	4.0	2.4	27.0	8.7	
	男性 (n=53)	7.5	34.0	11.3	1.9	18.9	0.0	5.7	1.9	37.7	5.7	
	女性 (n=70)	12.9	51.4	7.1	5.7	21.4	1.4	2.9	2.9	18.6	11.4	
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
	無回答 (n=2)	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	全体 (n=112)	8.9	40.2	7.1	4.5	13.4	2.7	4.5	0.0	4.5	45.5	
	男性 (n=52)	7.7	30.8	3.8	1.9	15.4	0.0	5.8	0.0	7.7	53.8	
	女性 (n=57)	8.8	50.9	10.5	7.0	12.3	3.5	3.5	0.0	1.8	38.6	
	答えたくない (n=2)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	
	無回答 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

8. 問3-3 × 問3-4

表 24-1 「問3-3」男女の雇用機会均等のために必要なこと × 「問3-4」仕事と家庭を両立するために行政に求めること

問3-3		問3-4	や育 す児 い・ 環介 境護 を推 進休 業制 度の 取得 し	時 間外 勤務 の短 縮を 促進 する	年 次有 給休 暇の 計画的 取得を	環 境を 推 進する 取得し やすい	看 護休 暇制 度の 取得し やすい	タ ーミ ンリ ー・ サポ ート ・ セン	発 行の 育 児休 業制 度利用 の啓	母 性保 護の ・ 母性 健康 管理に 関	な 放 課後 児童 クラブ 、 子ど も会	そ の 他	特 に ない	わ か ら ない
男女の均等採用を促進する	全体 (n=621)	85.3	29.1	30.9	28.7	16.9	25.6	7.4	24.5	1.9	0.5	0.6		
	男性 (n=258)	82.9	31.0	36.0	26.7	14.3	26.0	6.6	20.2	2.7	1.2	0.4		
	女性 (n=348)	87.4	27.9	27.3	30.2	19.3	25.0	7.8	27.0	1.4	0.0	0.9		
	答えたくない (n=8)	75.0	37.5	25.0	25.0	12.5	25.0	12.5	50.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=7)	85.7	14.3	28.6	28.6	0.0	42.9	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0		
職場の会議等への女性の参加を促進する	全体 (n=244)	83.2	36.1	31.6	32.8	13.5	30.3	7.8	21.3	1.6	0.8	2.0		
	男性 (n=102)	78.4	40.2	40.2	26.5	11.8	36.3	4.9	15.7	2.9	1.0	2.9		
	女性 (n=135)	86.7	31.9	26.7	36.3	14.8	25.2	10.4	24.4	0.7	0.7	1.5		
	答えたくない (n=4)	100.0	25.0	0.0	50.0	25.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=3)	66.7	100.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0		
昇進・昇格の機会を男女同一とする	全体 (n=660)	83.9	29.8	31.1	31.2	15.6	29.2	7.3	25.8	2.3	0.6	1.7		
	男性 (n=264)	81.8	33.7	36.0	29.2	14.8	31.8	5.3	22.0	3.4	0.8	1.5		
	女性 (n=385)	85.2	27.3	27.8	32.5	16.6	27.3	8.3	27.8	1.6	0.5	1.8		
	答えたくない (n=7)	85.7	42.9	14.3	42.9	0.0	42.9	14.3	42.9	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=4)	100.0	0.0	50.0	25.0	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0		
これまでより、重要な仕事を女性に任せる	全体 (n=96)	72.9	19.8	29.2	32.3	17.7	33.3	10.4	32.3	2.1	2.1	0.0		
	男性 (n=53)	66.0	22.6	26.4	35.8	18.9	35.8	11.3	30.2	1.9	1.9	0.0		
	女性 (n=42)	81.0	16.7	33.3	26.2	16.7	31.0	9.5	33.3	2.4	2.4	0.0		
	答えたくない (n=1)	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
女性を配置していなかった職種に女性を配置する	全体 (n=226)	81.0	26.5	32.3	29.2	17.7	26.1	9.3	27.4	2.2	0.4	1.8		
	男性 (n=104)	79.8	23.1	38.5	24.0	16.3	26.0	10.6	23.1	1.9	1.0	2.9		
	女性 (n=117)	82.9	29.1	26.5	33.3	19.7	25.6	8.5	30.8	2.6	0.0	0.9		
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=4)	75.0	50.0	25.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0		
仕事に関連した教育訓練を女性にも同様に行う	全体 (n=234)	76.5	21.4	23.5	33.8	24.8	29.1	9.8	31.6	2.1	1.3	2.1		
	男性 (n=91)	75.8	23.1	27.5	36.3	19.8	28.6	9.9	26.4	2.2	2.2	1.1		
	女性 (n=137)	75.9	19.0	21.9	32.8	28.5	29.9	8.8	35.0	2.2	0.7	2.9		
	答えたくない (n=2)	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=4)	100.0	50.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0		
女性の管理職登用を促進する	全体 (n=243)	85.2	32.1	30.5	30.9	15.2	32.5	9.9	20.6	2.9	1.2	0.4		
	男性 (n=97)	81.4	36.1	37.1	29.9	12.4	34.0	5.2	16.5	2.1	1.0	0.0		
	女性 (n=142)	89.4	28.9	26.1	31.7	16.9	30.3	13.4	23.2	3.5	1.4	0.7		
	答えたくない (n=2)	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=2)	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
女性に配慮した職場環境の整備を行う	全体 (n=315)	76.2	28.9	28.3	28.3	16.5	26.3	12.4	27.6	1.3	1.3	2.5		
	男性 (n=142)	73.9	31.7	31.7	26.8	18.3	28.9	9.9	24.6	0.7	1.4	3.5		
	女性 (n=169)	77.5	27.2	24.3	29.6	15.4	24.9	14.2	30.2	1.8	1.2	1.8		
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=4)	100.0	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0		
その他	全体 (n=26)	65.4	26.9	7.7	19.2	19.2	42.3	0.0	26.9	42.3	3.8	0.0		
	男性 (n=13)	61.5	30.8	7.7	15.4	15.4	38.5	0.0	15.4	38.5	7.7	0.0		
	女性 (n=13)	69.2	23.1	7.7	23.1	23.1	46.2	0.0	38.5	46.2	0.0	0.0		
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
特にない	全体 (n=65)	44.6	15.4	9.2	10.8	7.7	12.3	1.5	16.9	0.0	33.8	6.2		
	男性 (n=40)	42.5	12.5	10.0	10.0	7.5	15.0	0.0	17.5	0.0	37.5	5.0		
	女性 (n=23)	52.2	21.7	8.7	13.0	8.7	8.7	4.3	17.4	0.0	26.1	8.7		
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0		
	無回答 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
わからない	全体 (n=85)	42.4	11.8	14.1	11.8	3.5	9.4	0.0	9.4	2.4	3.5	41.2		
	男性 (n=33)	30.3	6.1	9.1	6.1	3.0	9.1	0.0	3.0	3.0	6.1	51.5		
	女性 (n=50)	52.0	16.0	18.0	16.0	4.0	10.0	0.0	14.0	0.0	2.0	34.0		
	答えたくない (n=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

9. 問4-1 × 問4-2

表 25-1 「問4-1」子どもに関する人権上の問題点 × 「問4-2」子どもの人権を守るために必要なこと

問4-1		問4-2		子どもの人権を 教育・啓発活動 を推進する	体罰禁止を徹底 させる	校則や規則を緩 やかなものにする	在り方だけを重 んじる教育の	格であることが 啓発する	大人に子どもが 独立した人	子育てに地域を 育む	教師の人間性、 資質を高め	家庭内の人間関 係を安定させ	子どもに他人に 対する思いやり を教える	子どもの個性を 尊重する	子どもにたくま しく生きる力」 を身に付けさせ	児童買春や児童 ポルノの規制を 徹底する	子どものため の電話相談を充 実する	その他	特 に な い	わ か ら な い
インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける	全体 (n=998)	35.7	15.1	5.0	32.0	20.7	19.0	25.6	18.7	31.6	17.9	18.2	11.6	6.4	1.0	0.1	1.0			
	男性 (n=410)	38.5	15.9	6.1	36.3	19.3	20.2	23.9	18.5	33.2	18.0	16.1	8.5	6.8	1.5	0.0	0.5			
	女性 (n=567)	34.6	14.5	4.1	28.9	21.9	18.3	26.8	19.0	30.5	18.3	19.8	14.1	6.3	0.7	0.2	1.2			
	答えたくない (n=11)	9.1	0.0	9.1	27.3	27.3	0.0	36.4	18.2	18.2	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1		
無回答 (n=10)	10.0	40.0	10.0	30.0	10.0	30.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	
いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりする	全体 (n=790)	36.7	14.9	4.6	34.3	19.5	19.4	25.8	17.3	33.4	18.2	18.7	10.1	6.1	0.8	0.3	0.6			
	男性 (n=349)	39.8	14.6	5.2	37.5	17.5	20.6	25.2	16.3	35.8	18.9	18.1	8.9	6.0	0.9	0.3	0.0			
	女性 (n=425)	35.1	15.5	4.0	31.8	21.4	18.4	26.6	17.9	32.0	18.4	19.3	11.3	6.1	0.7	0.2	0.9			
	答えたくない (n=7)	14.3	0.0	14.3	0.0	14.3	0.0	28.6	28.6	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3			
無回答 (n=9)	11.1	11.1	0.0	55.6	11.1	33.3	11.1	22.2	33.3	0.0	22.2	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
保護者によるしつけるための体罰	全体 (n=524)	38.0	21.8	5.3	28.2	24.0	17.6	26.1	19.1	26.1	20.2	16.6	13.2	5.5	1.0	0.0	0.8			
	男性 (n=201)	44.3	23.9	7.5	31.3	19.4	19.9	24.4	19.4	23.9	23.4	14.4	9.5	6.0	1.0	0.0	1.0			
	女性 (n=307)	35.2	20.8	3.6	26.1	27.4	16.6	26.7	18.2	28.3	19.2	17.6	16.0	5.2	1.0	0.0	0.7			
	答えたくない (n=8)	12.5	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=8)	12.5	25.0	0.0	37.5	12.5	12.5	25.0	37.5	25.0	0.0	37.5	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為	全体 (n=949)	35.1	15.5	3.9	31.8	21.1	19.8	26.6	18.5	31.3	18.5	18.5	12.2	6.8	1.1	0.2	0.9			
	男性 (n=382)	36.9	17.3	5.2	35.1	18.8	21.2	24.9	17.8	32.5	18.8	17.5	9.7	7.3	1.3	0.0	0.8			
	女性 (n=550)	34.4	14.4	2.7	29.5	22.5	19.1	27.5	18.9	30.9	18.9	19.1	14.2	6.5	0.9	0.4	1.1			
	答えたくない (n=8)	25.0	0.0	25.0	25.0	37.5	0.0	50.0	25.0	12.5	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=9)	11.1	22.2	0.0	44.4	11.1	22.2	22.2	22.2	22.2	0.0	33.3	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大人が子どもに自分の考え方を強制する	全体 (n=532)	35.3	16.7	5.5	34.6	25.0	17.5	25.8	18.8	28.8	21.1	17.7	12.2	4.9	1.3	0.0	0.9			
	男性 (n=204)	42.2	19.1	8.3	40.7	24.0	18.6	24.0	15.2	30.9	21.1	14.2	9.3	6.4	2.0	0.0	0.5			
	女性 (n=314)	31.5	15.9	3.2	30.6	25.5	17.2	26.8	21.0	28.0	22.0	20.4	14.6	3.8	1.0	0.0	1.3			
	答えたくない (n=9)	22.2	0.0	22.2	22.2	33.3	0.0	44.4	22.2	11.1	0.0	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=5)	20.0	0.0	0.0	60.0	20.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
教師による児童・生徒への体罰	全体 (n=465)	37.2	26.7	4.3	28.4	23.2	14.0	29.0	17.2	23.9	20.2	18.1	15.1	6.9	0.9	0.0	0.9			
	男性 (n=180)	41.1	32.2	5.6	35.6	17.8	15.6	29.4	13.9	27.8	21.7	13.9	11.1	6.1	1.1	0.0	0.6			
	女性 (n=271)	36.2	23.2	3.3	23.6	27.3	13.7	28.4	19.2	22.1	20.3	20.3	18.1	7.7	0.7	0.0	0.7			
	答えたくない (n=6)	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7			
無回答 (n=8)	12.5	37.5	0.0	37.5	12.5	0.0	25.0	12.5	12.5	0.0	37.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
髪型や服装を定めた校則	全体 (n=221)	31.7	16.7	19.9	37.1	22.6	14.5	24.4	13.6	23.5	27.1	16.3	11.8	6.8	1.4	0.0	0.5			
	男性 (n=96)	34.4	17.7	26.0	47.9	16.7	15.6	25.0	14.6	25.0	26.0	18.8	7.3	5.2	2.1	0.0	0.0			
	女性 (n=121)	29.8	16.5	14.0	29.8	28.1	14.0	24.8	13.2	22.3	28.1	14.9	15.7	7.4	0.8	0.0	0.8			
	答えたくない (n=2)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=2)	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける	全体 (n=435)	35.4	26.0	5.5	31.7	23.7	14.5	26.9	17.7	27.1	17.5	17.2	14.3	7.4	0.7	0.0	0.9			
	男性 (n=170)	37.1	28.2	5.9	36.5	20.0	17.1	25.3	17.6	30.6	19.4	12.4	11.2	5.9	1.2	0.0	1.2			
	女性 (n=256)	35.2	24.6	5.1	28.9	26.6	13.3	27.3	17.2	25.4	16.8	19.5	16.4	8.2	0.4	0.0	0.8			
	答えたくない (n=4)	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=5)	0.0	40.0	0.0	40.0	0.0	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
児童買春や児童ポルノ等が存在する	全体 (n=526)	32.5	17.7	4.8	29.7	23.0	18.6	25.1	17.9	27.6	18.1	19.2	22.4	7.8	1.5	0.0	1.0			
	男性 (n=184)	32.6	19.0	5.4	33.7	19.6	20.1	28.3	16.3	28.3	18.5	16.8	21.2	9.8	1.6	0.0	0.0			
	女性 (n=327)	33.3	17.1	4.3	27.8	25.1	18.3	23.2	18.3	27.2	18.7	20.2	23.9	6.7	1.5	0.0	1.2			
	答えたくない (n=10)	20.0	0.0	10.0	20.0	30.0	0.0	30.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0			
無回答 (n=5)	0.0	40.0	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0	40.0	40.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	全体 (n=15)	26.7	13.3	0.0	6.7	26.7	0.0	26.7	13.3	13.3	20.0	0.0	13.3	6.7	40.0	0.0	0.0			
	男性 (n=10)	40.0	20.0	0.0	10.0	20.0	0.0	20.0	20.0	20.0	10.0	0.0	10.0	0.0	50.0	0.0	0.0			
	女性 (n=5)	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	40.0	0.0	0.0	40.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0			
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
特 に な い	全体 (n=24)	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	4.2	8.3	0.0	4.2	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3	62.5	
	男性 (n=14)	0.0	0.0	0.0	21.4	21.4	0.0	7.1	7.1	0.0	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	7.1	50.0	
	女性 (n=9)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	77.8	
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わ か ら な い	全体 (n=45)	11.1	2.2	0.0	8.9	4.4	4.4	11.1	2.2	13.3	4.4	2.2	0.0	4.4	2.2	2.2	2.2	57.8		
	男性 (n=19)	0.0	5.3	0.0	10.5	0.0	5.3	21.1	0.0	15.8	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3	0.0	63.2			
	女性 (n=25)	16.0	0.0	0.0	8.0	8.0	4.0	4.0	4.0	12.0	8.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	56.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

10. 問4-3

表 26-1 「問4-3」子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）の対応（年代別）

		ど市 に 町 村 報 場 や 福 社 事 務 所 な る	児 童 相 談 所 に 通 報 す る	警 察 に 通 報 す る	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 に 通 報 す る	子 ど も の 通 つ て い る 保 育 所 ・ 学 校 等 に 通 報 す る	直 接 、 そ の 家 族 に 確 か め て み る	い ど う か し た ら を 起 こ し た か わ か ら な い	た ら な い 、 通 報 し た か わ か ら な い	確 か な い 、 通 報 し た か わ か ら な い	特 に 何 も し な い	自 分 に は 関 係 が な い の で 、	そ の 他	わ か ら な い
10歳台	全体 (n=12)	8.3	58.3	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3
	男性 (n=4)	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=8)	12.5	62.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20歳台	全体 (n=58)	8.6	27.6	19.0	0.0	5.2	1.7	8.6	20.7	0.0	1.7	3.4		
	男性 (n=25)	0.0	24.0	32.0	0.0	0.0	4.0	8.0	24.0	0.0	0.0	8.0		
	女性 (n=33)	15.2	30.3	9.1	0.0	9.1	0.0	9.1	18.2	0.0	3.0	0.0		
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
30歳台	全体 (n=122)	10.7	27.0	12.3	1.6	3.3	1.6	15.6	17.2	0.8	0.8	2.5		
	男性 (n=53)	9.4	20.8	15.1	0.0	1.9	1.9	24.5	15.1	1.9	1.9	1.9		
	女性 (n=67)	10.4	32.8	10.4	3.0	4.5	1.5	9.0	17.9	0.0	0.0	3.0		
	答えたくない (n=2)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
40歳台	全体 (n=188)	20.7	22.9	17.0	2.1	2.1	2.1	9.0	11.7	1.1	0.5	2.1		
	男性 (n=75)	18.7	24.0	22.7	0.0	2.7	2.7	2.7	12.0	1.3	0.0	2.7		
	女性 (n=111)	21.6	22.5	12.6	3.6	1.8	1.8	13.5	11.7	0.9	0.9	1.8		
	答えたくない (n=2)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
50歳台	全体 (n=220)	25.5	17.7	19.1	3.6	2.3	0.9	9.5	14.1	0.5	0.0	2.3		
	男性 (n=101)	23.8	21.8	21.8	2.0	2.0	2.0	9.9	9.9	1.0	0.0	4.0		
	女性 (n=115)	27.8	13.9	16.5	5.2	2.6	0.0	8.7	17.4	0.0	0.0	0.9		
	答えたくない (n=4)	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
60歳台	全体 (n=332)	23.8	12.0	18.7	7.5	5.1	1.2	9.9	11.4	0.0	0.0	3.3		
	男性 (n=149)	22.8	14.8	20.1	6.7	4.0	0.7	6.7	12.1	0.0	0.0	4.0		
	女性 (n=179)	23.5	10.1	17.9	8.4	6.1	1.7	12.8	11.2	0.0	0.0	2.2		
	答えたくない (n=3)	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3		
	無回答 (n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
70歳以上	全体 (n=385)	28.6	11.7	15.3	13.0	2.9	1.8	5.2	8.1	0.0	0.3	3.1		
	男性 (n=168)	26.8	13.1	17.3	14.3	2.4	1.2	5.4	6.5	0.0	0.6	2.4		
	女性 (n=215)	29.8	10.7	14.0	12.1	3.3	2.3	5.1	8.8	0.0	0.0	3.7		
	答えたくない (n=2)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

Ⅲ 設問間クロス集計分析

表 26-2 「問 4-3」子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）の対応（職業別）

		ど市町 に村役場 や福祉事 務所な る	児 童 相 談 所 に 通 報 す る	警 察 に 通 報 す る	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 に 通 報 す る	子 ど も の 通 つ て い る 保 育 所 、 学 校 等 に 通 報 す る	直 接 、 そ の 家 族 に 確 か め て み る	い ど う し た ら 良 い か わ か ら な い	何 か 行 動 を 起 こ し た い ら な い	た ら 、 通 報 し た く て も で き な い	確 かな な 虐 待 の 根 拠 が な か つ た	特 に 自 分 に は 関 係 が な い の で 、 何 も し な い	そ の 他	わ か ら な い
農林漁業	全体 (n=91)	28.6	13.2	14.3	14.3	2.2	3.3	4.4	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2
	男性 (n=53)	30.2	13.2	11.3	13.2	1.9	1.9	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8
	女性 (n=37)	27.0	10.8	18.9	16.2	2.7	5.4	5.4	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
企業の経営者・自営業者	全体 (n=120)	20.8	17.5	23.3	6.7	3.3	0.8	4.2	11.7	0.8	0.0	0.0	0.0	2.5
	男性 (n=69)	26.1	20.3	24.6	1.4	2.9	1.4	2.9	7.2	1.4	0.0	0.0	0.0	2.9
	女性 (n=50)	14.0	14.0	22.0	14.0	4.0	0.0	6.0	18.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
会社員等	全体 (n=369)	19.0	19.0	18.7	4.1	3.0	0.8	12.5	13.0	0.3	0.3	0.3	0.3	2.4
	男性 (n=187)	12.8	20.9	23.5	4.3	2.1	1.6	10.7	13.4	0.5	0.5	0.5	0.5	2.7
	女性 (n=179)	25.1	17.3	13.4	3.9	3.9	0.0	14.5	12.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2
	答えたくない (n=3)	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育・福祉・医療関係者 及び職員、公務員	全体 (n=202)	26.2	20.3	13.9	3.0	4.5	2.0	9.4	12.9	1.0	0.5	0.5	0.5	0.0
	男性 (n=60)	25.0	21.7	15.0	1.7	5.0	1.7	11.7	11.7	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=140)	26.4	20.0	12.9	3.6	4.3	2.1	8.6	13.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.0
	答えたくない (n=2)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自由業、その他有職	全体 (n=43)	27.9	11.6	18.6	11.6	7.0	0.0	7.0	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3
	男性 (n=15)	20.0	20.0	20.0	13.3	0.0	0.0	13.3	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=26)	30.8	7.7	19.2	11.5	11.5	0.0	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8
	答えたくない (n=2)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家事専業	全体 (n=136)	26.5	11.8	14.0	7.4	2.9	2.9	9.6	11.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1
	男性 (n=4)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=131)	26.0	12.2	14.5	7.6	3.1	2.3	9.2	11.5	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生徒・学生	全体 (n=23)	4.3	39.1	17.4	0.0	0.0	4.3	4.3	26.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	男性 (n=10)	0.0	10.0	30.0	0.0	0.0	10.0	10.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=13)	7.7	61.5	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無職	全体 (n=322)	23.9	15.2	15.5	9.6	3.4	1.2	7.1	11.8	0.0	0.6	0.6	0.6	4.7
	男性 (n=170)	25.3	14.7	17.1	9.4	2.9	0.6	7.1	10.6	0.0	0.6	0.6	0.6	5.9
	女性 (n=147)	21.1	15.6	14.3	10.2	4.1	2.0	7.5	12.9	0.0	0.7	0.7	0.7	3.4
	答えたくない (n=3)	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (n=2)	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

11. 問5-1 × 問5-2

表 27-1 「問5-1」高齢者に関する人権上の問題点 × 「問5-2」高齢者の人権を守るために必要なこと

問5-1		問5-2	高齢者の人権を推進する	高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	道路や交通機関、建物等のバリアフリー化	少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	住居の確保や、就労環境を整備する	高齢者を地域で支える仕組みを整備する	認知症高齢者対策を充実する	自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	その他	特になし	わからない
差別的な言動をされる	全体 (n=328)	34.8	46.0	48.5	30.2	43.9	34.5	5.8	12.5	1.2	0.6	0.3		
	男性 (n=136)	39.7	39.7	45.6	25.7	41.9	38.2	5.9	14.7	2.2	0.0	0.0		
	女性 (n=184)	32.1	50.5	51.1	33.7	46.7	32.1	5.4	10.3	0.5	1.1	0.5		
	答えたくない (n=2)	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=6)	16.7	50.0	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0		
道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	全体 (n=372)	22.3	80.4	58.6	21.8	39.0	30.4	7.0	7.0	0.5	0.0	0.5		
	男性 (n=147)	25.9	76.2	57.8	19.0	39.5	27.9	7.5	6.1	1.4	0.0	0.0		
	女性 (n=217)	19.8	83.4	59.0	23.0	39.6	31.3	6.5	7.8	0.0	0.0	0.9		
	答えたくない (n=4)	25.0	50.0	50.0	50.0	25.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=4)	25.0	100.0	75.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない	全体 (n=379)	17.9	58.3	76.8	24.3	39.8	34.8	6.9	7.7	1.1	0.0	0.3		
	男性 (n=165)	17.6	49.7	77.0	25.5	35.2	38.8	6.1	7.3	1.8	0.0	0.6		
	女性 (n=205)	18.0	64.9	76.6	22.4	45.4	30.7	7.3	7.8	0.5	0.0	0.0		
	答えたくない (n=5)	20.0	40.0	80.0	40.0	0.0	80.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=4)	25.0	100.0	75.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
アパートなどの住宅への入居を拒否される	全体 (n=381)	22.0	47.8	54.1	48.0	37.5	32.0	7.3	10.8	1.0	0.5	0.8		
	男性 (n=143)	24.5	37.1	54.5	46.2	37.8	35.7	5.6	11.2	2.1	0.7	0.7		
	女性 (n=233)	20.6	53.6	53.6	49.4	37.8	30.5	8.6	10.3	0.4	0.4	0.9		
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=5)	20.0	80.0	60.0	40.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0		
家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている	全体 (n=341)	20.8	50.1	61.0	23.8	55.1	33.4	10.6	9.7	1.5	0.0	0.0		
	男性 (n=131)	19.1	43.5	61.8	25.2	55.7	29.0	12.2	9.2	1.5	0.0	0.0		
	女性 (n=204)	22.1	53.9	60.3	23.0	55.9	36.3	9.8	9.8	1.5	0.0	0.0		
	答えたくない (n=3)	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=3)	33.3	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0		
高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける	全体 (n=262)	30.5	52.7	50.0	35.9	45.0	35.9	6.9	11.1	1.5	0.0	0.4		
	男性 (n=92)	37.0	44.6	46.7	33.7	41.3	43.5	5.4	14.1	2.2	0.0	0.0		
	女性 (n=165)	27.9	57.6	52.1	37.6	47.9	31.5	7.9	9.7	1.2	0.0	0.6		
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=4)	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
働ける能力を発揮する機会が少ない	全体 (n=303)	18.5	45.2	59.4	43.2	40.9	32.0	10.2	9.2	1.3	1.3	0.0		
	男性 (n=117)	23.1	41.0	56.4	42.7	44.4	31.6	12.0	11.1	1.7	0.9	0.0		
	女性 (n=184)	15.2	47.8	62.0	43.5	38.6	32.6	9.2	8.2	1.1	1.6	0.0		
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=2)	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

Ⅲ 設問間クロス集計分析

問5-1	問5-2	高齢者の人権を推進する	高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	道路や交通機関、建物等のバリアフリー化	少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	住居の確保や、就労環境を整備する	高齢者を地域で支える仕組みを整備する	認知症高齢者対策を充実する	自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	その他	特になし	わからない
高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い	全体 (n=616)	17.9	45.8	61.9	28.2	37.7	37.3	8.3	11.2	0.8	0.3	1.1	
	男性 (n=266)	20.7	37.2	61.3	28.6	36.8	38.0	8.6	13.2	1.1	0.4	1.1	
	女性 (n=338)	16.0	52.1	62.4	28.4	39.3	36.4	8.3	9.2	0.6	0.3	1.2	
	答えたくない (n=5)	20.0	60.0	40.0	20.0	0.0	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	
高齢者ということで意見や発言が無視される	全体 (n=179)	34.1	44.1	46.9	33.5	46.4	33.0	11.7	11.7	2.2	0.0	0.6	
	男性 (n=69)	37.7	33.3	46.4	33.3	42.0	33.3	14.5	11.6	4.3	0.0	0.0	
	女性 (n=108)	32.4	51.9	48.1	34.3	50.0	33.3	10.2	12.0	0.9	0.0	0.9	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない	全体 (n=95)	28.4	52.6	50.5	28.4	46.3	32.6	34.7	6.3	2.1	0.0	0.0	
	男性 (n=39)	38.5	46.2	51.3	30.8	38.5	30.8	33.3	7.7	2.6	0.0	0.0	
	女性 (n=56)	21.4	57.1	50.0	26.8	51.8	33.9	35.7	5.4	1.8	0.0	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	全体 (n=270)	16.3	46.7	61.1	25.9	43.3	34.1	9.6	19.3	1.5	0.0	0.0	
	男性 (n=115)	17.4	39.1	58.3	23.5	46.1	31.3	11.3	24.3	1.7	0.0	0.0	
	女性 (n=147)	15.6	51.7	63.9	27.9	42.9	36.1	8.8	15.0	1.4	0.0	0.0	
	答えたくない (n=2)	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	全体 (n=6)	16.7	50.0	33.3	33.3	16.7	16.7	16.7	16.7	33.3	0.0	0.0	
	男性 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
	女性 (n=5)	20.0	60.0	40.0	40.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
特になし	全体 (n=83)	7.2	18.1	44.6	3.6	21.7	26.5	3.6	7.2	0.0	27.7	4.8	
	男性 (n=47)	8.5	21.3	44.7	2.1	14.9	23.4	2.1	6.4	0.0	34.0	2.1	
	女性 (n=35)	5.7	14.3	45.7	5.7	31.4	31.4	5.7	8.6	0.0	20.0	5.7	
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	全体 (n=71)	2.8	12.7	15.5	4.2	14.1	9.9	5.6	2.8	0.0	5.6	52.1	
	男性 (n=30)	3.3	6.7	16.7	3.3	16.7	6.7	10.0	3.3	0.0	10.0	53.3	
	女性 (n=37)	0.0	13.5	16.2	5.4	10.8	13.5	0.0	2.7	0.0	2.7	54.1	
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=3)	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	

Ⅲ 設問間クロス集計分析

表 27-2 「問 5-1」 高齢者に関する人権上の問題点 × 「問 5-2」 高齢者の人権を守るために必要なこと
【50 歳台以下】

問 5-1	問 5-2	高齢者の人権を推進する	高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	住居の確保や、就労環境を整備する	高齢者を地域で支える仕組みを整備する	認知症高齢者対策を充実する	自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	その他	特にない	わからない
差別的な言動をされる	全体 (n=175)	31.4	46.9	53.1	37.7	45.7	37.1	7.4	8.0	0.6	0.0	0.6	
	男性 (n=74)	35.1	36.5	50.0	36.5	35.1	44.6	8.1	10.8	1.4	0.0	0.0	
	女性 (n=100)	29.0	55.0	55.0	38.0	54.0	32.0	6.0	6.0	0.0	0.0	1.0	
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	全体 (n=190)	18.4	78.9	58.4	27.9	41.1	32.6	5.8	3.7	0.0	0.0	0.5	
	男性 (n=75)	16.0	77.3	58.7	24.0	37.3	34.7	6.7	2.7	0.0	0.0	0.0	
	女性 (n=113)	20.4	80.5	57.5	30.1	44.2	31.0	4.4	4.4	0.0	0.0	0.9	
	答えたくない (n=2)	0.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない	全体 (n=196)	17.3	58.2	78.1	30.1	35.2	38.3	7.7	5.6	0.5	0.0	0.0	
	男性 (n=84)	16.7	48.8	82.1	34.5	23.8	47.6	7.1	6.0	1.2	0.0	0.0	
	女性 (n=109)	18.3	65.1	74.3	26.6	45.0	30.3	7.3	5.5	0.0	0.0	0.0	
	答えたくない (n=3)	0.0	66.7	100.0	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
アパートなどの住宅への入居を拒否される	全体 (n=201)	18.9	47.3	53.2	53.2	38.8	34.8	7.0	9.5	0.5	0.0	1.5	
	男性 (n=75)	16.0	36.0	60.0	54.7	33.3	36.0	6.7	9.3	1.3	0.0	1.3	
	女性 (n=126)	20.6	54.0	49.2	52.4	42.1	34.1	7.1	9.5	0.0	0.0	1.6	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている	全体 (n=178)	17.4	48.3	64.0	28.7	56.2	36.0	9.6	6.2	1.1	0.0	0.0	
	男性 (n=65)	12.3	38.5	69.2	32.3	49.2	33.8	12.3	4.6	0.0	0.0	0.0	
	女性 (n=110)	20.9	54.5	60.9	27.3	60.9	36.4	8.2	7.3	1.8	0.0	0.0	
	答えたくない (n=3)	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける	全体 (n=153)	26.1	49.0	53.6	43.8	48.4	37.3	7.8	5.2	1.3	0.0	0.7	
	男性 (n=50)	30.0	34.0	48.0	46.0	36.0	46.0	8.0	8.0	2.0	0.0	0.0	
	女性 (n=102)	24.5	56.9	55.9	43.1	53.9	32.4	7.8	3.9	1.0	0.0	1.0	
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
働ける能力を発揮する機会が少ない	全体 (n=150)	15.3	47.3	60.7	46.0	40.0	38.0	7.3	5.3	1.3	0.7	0.0	
	男性 (n=46)	13.0	45.7	63.0	52.2	32.6	45.7	13.0	2.2	2.2	0.0	0.0	
	女性 (n=104)	16.3	48.1	59.6	43.3	43.3	34.6	4.8	6.7	1.0	1.0	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Ⅲ 設問間クロス集計分析

【50歳台以下】

問5-2		高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	道路や交通機関、建物等のバリアフリー化	少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	住居の確保や、就労環境を整備する	高齢者を地域で支える仕組みを整備する	認知症高齢者対策を充実する	自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	その他	特にない	わからない
問5-1													
高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い	全体 (n=301)	15.0	47.5	60.1	34.6	36.9	40.9	8.3	8.0	1.0	0.0	1.0	
	男性 (n=119)	13.4	37.8	63.0	35.3	26.9	45.4	6.7	10.1	1.7	0.0	1.7	
	女性 (n=179)	16.2	53.1	58.7	34.6	44.1	37.4	9.5	6.7	0.6	0.0	0.6	
	答えたくない (n=3)	0.0	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
高齢者ということで意見や発言が無視される	全体 (n=94)	31.9	45.7	50.0	37.2	51.1	37.2	12.8	4.3	3.2	0.0	1.1	
	男性 (n=38)	34.2	31.6	47.4	39.5	36.8	42.1	15.8	7.9	5.3	0.0	0.0	
	女性 (n=56)	30.4	55.4	51.8	35.7	60.7	33.9	10.7	1.8	1.8	0.0	1.8	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない	全体 (n=37)	21.6	56.8	62.2	32.4	51.4	40.5	27.0	2.7	0.0	0.0	0.0	
	男性 (n=12)	16.7	50.0	83.3	41.7	33.3	41.7	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	女性 (n=25)	24.0	60.0	52.0	28.0	60.0	40.0	28.0	4.0	0.0	0.0	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	全体 (n=113)	17.7	44.2	62.8	27.4	47.8	39.8	10.6	12.4	0.9	0.0	0.0	
	男性 (n=51)	17.6	39.2	62.7	25.5	45.1	39.2	11.8	19.6	2.0	0.0	0.0	
	女性 (n=61)	18.0	49.2	63.9	29.5	50.8	41.0	9.8	6.6	0.0	0.0	0.0	
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	全体 (n=4)	25.0	75.0	50.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
	男性 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	女性 (n=4)	25.0	75.0	50.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
特にない	全体 (n=17)	5.9	17.6	58.8	0.0	0.0	11.8	11.8	5.9	0.0	29.4	5.9	
	男性 (n=11)	9.1	18.2	54.5	0.0	0.0	18.2	9.1	9.1	0.0	36.4	0.0	
	女性 (n=6)	0.0	16.7	66.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	16.7	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	全体 (n=40)	2.5	10.0	17.5	5.0	15.0	5.0	7.5	0.0	0.0	7.5	55.0	
	男性 (n=21)	4.8	4.8	23.8	0.0	14.3	4.8	14.3	0.0	0.0	14.3	47.6	
	女性 (n=19)	0.0	15.8	10.5	10.5	15.8	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	63.2	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Ⅲ 設問間クロス集計分析

表 27-3 「問 5-1」高齢者に関する人権上の問題点 × 「問 5-2」高齢者の人権を守るために必要なこと
【60 歳以上】

問 5-1	問 5-2	高齢者の人権を推進する	高齢者の生活しやすいまちづくりを推進する	道路や交通機関、建物等のバリアフリー化	少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	住居の確保や、就労環境を整備する	高齢者を地域で支える仕組みを整備する	認知症高齢者対策を充実する	自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	その他	特になし	わからない
差別的な言動をされる	全体 (n=148)	39.2	45.3	43.2	21.6	43.2	31.8	4.1	16.9	2.0	1.4	0.0	
	男性 (n=62)	45.2	43.5	40.3	12.9	50.0	30.6	3.2	19.4	3.2	0.0	0.0	
	女性 (n=84)	35.7	45.2	46.4	28.6	38.1	32.1	4.8	15.5	1.2	2.4	0.0	
	答えたくない (n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	全体 (n=178)	26.4	81.5	58.4	15.2	37.6	28.1	8.4	10.7	1.1	0.0	0.6	
	男性 (n=72)	36.1	75.0	56.9	13.9	41.7	20.8	8.3	9.7	2.8	0.0	0.0	
	女性 (n=104)	19.2	86.5	60.6	15.4	34.6	31.7	8.7	11.5	0.0	0.0	1.0	
	答えたくない (n=2)	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない	全体 (n=179)	18.4	57.5	75.4	17.3	45.8	31.3	6.1	10.1	1.7	0.0	0.6	
	男性 (n=81)	18.5	50.6	71.6	16.0	46.9	29.6	4.9	8.6	2.5	0.0	1.2	
	女性 (n=96)	17.7	64.6	79.2	17.7	45.8	31.3	7.3	10.4	1.0	0.0	0.0	
	答えたくない (n=2)	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
アパートなどの住宅への入居を拒否される	全体 (n=175)	25.7	47.4	54.9	42.3	36.6	29.7	8.0	12.0	1.7	1.1	0.0	
	男性 (n=68)	33.8	38.2	48.5	36.8	42.6	35.3	4.4	13.2	2.9	1.5	0.0	
	女性 (n=107)	20.6	53.3	58.9	45.8	32.7	26.2	10.3	11.2	0.9	0.9	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている	全体 (n=160)	24.4	51.3	57.5	18.1	55.0	31.3	11.9	13.1	1.9	0.0	0.0	
	男性 (n=66)	25.8	48.5	54.5	18.2	62.1	24.2	12.1	13.6	3.0	0.0	0.0	
	女性 (n=94)	23.4	53.2	59.6	18.1	50.0	36.2	11.7	12.8	1.1	0.0	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける	全体 (n=106)	37.7	58.5	45.3	24.5	41.5	34.0	5.7	19.8	1.9	0.0	0.0	
	男性 (n=42)	45.2	57.1	45.2	19.0	47.6	40.5	2.4	21.4	2.4	0.0	0.0	
	女性 (n=63)	33.3	58.7	46.0	28.6	38.1	30.2	7.9	19.0	1.6	0.0	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
働ける能力を発揮する機会が少ない	全体 (n=150)	21.3	42.7	58.7	40.7	42.0	26.0	13.3	13.3	1.3	2.0	0.0	
	男性 (n=71)	29.6	38.0	52.1	36.6	52.1	22.5	11.3	16.9	1.4	1.4	0.0	
	女性 (n=79)	13.9	46.8	64.6	44.3	32.9	29.1	15.2	10.1	1.3	2.5	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Ⅲ 設問間クロス集計分析

【60歳以上】

問5-2		高齢者の人権を推進する	高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	道路や交通機関、建物等のバリアフリー化	少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	住居の確保や、就労環境を整備する	高齢者を地域で支える仕組みを整備する	認知症高齢者対策を充実する	自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	その他	特にない	わからない
問5-1													
高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い	全体 (n=309)	21.0	44.0	63.1	22.3	38.8	34.0	8.4	13.9	0.6	0.6	1.3	
	男性 (n=147)	26.5	36.7	59.9	23.1	44.9	32.0	10.2	15.6	0.7	0.7	0.7	
	女性 (n=159)	15.7	50.9	66.7	21.4	34.0	35.2	6.9	11.9	0.6	0.6	1.9	
	答えたくない (n=2)	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
高齢者ということで意見や発言が無視される	全体 (n=83)	37.3	43.4	44.6	30.1	42.2	28.9	10.8	20.5	1.2	0.0	0.0	
	男性 (n=31)	41.9	35.5	45.2	25.8	48.4	22.6	12.9	16.1	3.2	0.0	0.0	
	女性 (n=52)	34.6	48.1	44.2	32.7	38.5	32.7	9.6	23.1	0.0	0.0	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない	全体 (n=58)	32.8	50.0	43.1	25.9	43.1	27.6	39.7	8.6	3.4	0.0	0.0	
	男性 (n=27)	48.1	44.4	37.0	25.9	40.7	25.9	37.0	11.1	3.7	0.0	0.0	
	女性 (n=31)	19.4	54.8	48.4	25.8	45.2	29.0	41.9	6.5	3.2	0.0	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	全体 (n=150)	15.3	47.3	59.3	24.7	42.0	29.3	9.3	24.0	2.0	0.0	0.0	
	男性 (n=64)	17.2	39.1	54.7	21.9	46.9	25.0	10.9	28.1	1.6	0.0	0.0	
	女性 (n=85)	14.1	52.9	63.5	27.1	37.6	31.8	8.2	21.2	2.4	0.0	0.0	
	答えたくない (n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	全体 (n=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
	男性 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
	女性 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
特にない	全体 (n=66)	7.6	18.2	40.9	4.5	27.3	30.3	1.5	7.6	0.0	27.3	4.5	
	男性 (n=36)	8.3	22.2	41.7	2.8	19.4	25.0	0.0	5.6	0.0	33.3	2.8	
	女性 (n=29)	6.9	13.8	41.4	6.9	37.9	37.9	3.4	10.3	0.0	20.7	3.4	
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	全体 (n=28)	0.0	10.7	14.3	3.6	10.7	17.9	0.0	7.1	0.0	3.6	53.6	
	男性 (n=9)	0.0	11.1	0.0	11.1	22.2	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	66.7	
	女性 (n=18)	0.0	11.1	22.2	0.0	5.6	22.2	0.0	5.6	0.0	5.6	44.4	
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Ⅲ 設問間クロス集計分析

12. 問6-1 × 問6-2

表 28-1 「問6-1」障害者に関する人権上の問題点 × 「問6-2」障害者の人権を守るために必要なこと

問6-1		問6-2	障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	化学や生活しやすいまちづくりを推進する	道路や交通機関、建物等のバリアフリー化など、障害者やユニバーサルデザインなどを推進する	地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する	就労の支援や働く場の確保を図る	障害のある人となし人との交流を促進する	障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する	ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する	障害者のための人権相談や電話相談を充実する	その他	特になし	わからない
差別的な言動をされる	全体 (n=684)	36.5	54.8	32.0	57.6	19.7	12.9	35.8	8.3	0.3	0.3	1.6		
	男性 (n=282)	40.8	53.5	29.4	56.0	23.0	16.0	29.1	8.5	0.7	0.4	2.5		
	女性 (n=389)	33.7	56.0	33.9	59.6	17.5	10.8	41.4	8.0	0.0	0.3	1.0		
	答えたくない (n=4)	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=9)	44.4	44.4	22.2	22.2	0.0	11.1	11.1	22.2	0.0	0.0	0.0		
就職・職場で不利な扱いを受ける	全体 (n=681)	34.4	55.2	34.7	63.7	17.0	11.6	38.0	8.2	0.3	0.6	1.2		
	男性 (n=292)	37.7	54.1	34.9	62.0	21.2	14.0	31.2	8.9	0.7	0.3	1.0		
	女性 (n=377)	32.1	56.2	35.0	65.5	13.5	10.1	44.0	8.0	0.0	0.8	1.3		
	答えたくない (n=7)	14.3	42.9	28.6	57.1	42.9	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=5)	40.0	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
結婚問題で周囲から反対を受ける	全体 (n=362)	36.2	59.9	36.2	61.3	21.3	13.3	38.7	6.1	0.3	0.0	1.1		
	男性 (n=138)	34.1	57.2	37.7	63.8	23.2	15.2	34.1	8.7	0.7	0.0	0.7		
	女性 (n=219)	37.9	61.6	35.2	59.8	19.6	12.3	41.1	4.6	0.0	0.0	1.4		
	答えたくない (n=3)	0.0	33.3	33.3	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=2)	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
就労の機会が少ない	全体 (n=701)	30.4	53.8	32.8	70.0	15.8	12.7	39.4	7.8	0.3	0.1	0.6		
	男性 (n=298)	29.9	51.7	32.9	72.5	18.5	17.1	33.6	8.1	0.7	0.0	0.3		
	女性 (n=389)	30.3	55.5	33.2	68.9	13.9	9.8	44.2	7.7	0.0	0.3	0.8		
	答えたくない (n=6)	16.7	66.7	33.3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=8)	62.5	37.5	12.5	37.5	0.0	0.0	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0		
じろじろ見られたり、避けられたりする	全体 (n=449)	32.7	53.5	29.8	56.3	22.9	12.2	38.3	7.6	0.4	1.1	1.3		
	男性 (n=160)	35.0	56.9	31.3	55.0	27.5	15.0	33.8	6.9	1.3	1.3	0.0		
	女性 (n=279)	31.9	52.0	29.0	57.7	20.4	11.1	40.9	7.5	0.0	1.1	2.2		
	答えたくない (n=5)	0.0	20.0	20.0	60.0	40.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=5)	40.0	60.0	40.0	20.0	0.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0		
アパートなどの住宅への入居を拒否される	全体 (n=296)	33.1	57.1	36.8	62.5	20.3	12.2	40.2	8.1	0.3	0.0	1.0		
	男性 (n=124)	36.3	53.2	36.3	65.3	22.6	16.1	29.8	8.9	0.8	0.0	0.8		
	女性 (n=166)	30.7	59.0	37.3	60.2	18.7	9.6	47.6	7.8	0.0	0.0	1.2		
	答えたくない (n=3)	33.3	66.7	33.3	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=3)	33.3	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0		
交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である	全体 (n=474)	27.0	73.4	30.2	60.1	14.8	11.6	43.5	8.0	0.4	0.0	0.8		
	男性 (n=185)	30.3	71.9	30.8	58.9	17.3	14.1	38.9	7.0	1.1	0.0	0.5		
	女性 (n=279)	24.4	74.9	30.5	61.6	13.3	10.4	47.0	8.2	0.0	0.0	1.1		
	答えたくない (n=5)	20.0	60.0	0.0	60.0	20.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=5)	60.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0		
スポーツ、文化的活動、地域活動に気軽に参加できない	全体 (n=231)	32.5	60.2	32.9	62.3	20.8	20.8	40.3	5.6	0.4	0.0	1.3		
	男性 (n=93)	37.6	58.1	33.3	60.2	24.7	24.7	33.3	7.5	1.1	0.0	2.2		
	女性 (n=135)	29.6	60.7	32.6	63.7	17.0	18.5	45.2	4.4	0.0	0.0	0.7		
	答えたくない (n=3)	0.0	100.0	33.3	66.7	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
障害者を狙った悪徳商法の被害が多い	全体 (n=173)	37.0	52.6	31.2	53.2	20.8	13.9	43.4	14.5	0.6	0.0	0.0		
	男性 (n=75)	45.3	52.0	28.0	50.7	20.0	14.7	34.7	14.7	1.3	0.0	0.0		
	女性 (n=93)	31.2	52.7	33.3	57.0	21.5	12.9	51.6	12.9	0.0	0.0	0.0		
	答えたくない (n=1)	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=4)	25.0	50.0	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0		
その他	全体 (n=8)	37.5	62.5	25.0	37.5	50.0	25.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0		
	男性 (n=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	女性 (n=7)	42.9	71.4	28.6	28.6	42.9	14.3	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0		
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
特になし	全体 (n=57)	14.0	26.3	7.0	15.8	5.3	0.0	33.3	12.3	0.0	24.6	3.5		
	男性 (n=32)	9.4	28.1	12.5	6.3	6.3	0.0	21.9	6.3	0.0	28.1	3.1		
	女性 (n=25)	20.0	24.0	0.0	28.0	4.0	0.0	48.0	20.0	0.0	20.0	4.0		
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答 (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
わからない	全体 (n=105)	6.7	24.8	10.5	21.9	10.5	0.0	32.4	1.9	0.0	0.0	44.8		
	男性 (n=39)	2.6	28.2	7.7	28.2	7.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	43.6		
	女性 (n=60)	10.0	23.3	13.3	20.0	13.3	0.0	31.7	3.3	0.0	0.0	43.3		
	答えたくない (n=4)	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0		
	無回答 (n=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0			

13. 問7-3 × 問7-4

表 29-1 「問7-3」新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点 × 「問7-4」感染症に関する差別や誹謗中傷等をなくするために必要なこと

問7-3		問7-4	啓発活動を推進する	感染症に関する正しい情報の広報、提	学校等に関する教育を充実する	差別や誹謗中傷等をなくするために必要なこと	感染者等のプライバシーの保護	インターネット等の書き込みの監視	感染者等のための人権相談や電話相談を充実する	その他	特にな	わ
感染を疑う明確な根拠もなく、出勤や登校、施設等の利用自粛などを求められる	全体 (n=548) 男性 (n=229) 女性 (n=307) 答えたくない (n=5) 無回答 (n=7)	79.4 81.2 79.2 60.0 42.9	47.6 45.4 49.2 60.0 42.9	51.1 50.2 51.8 40.0 57.1	39.6 37.1 40.7 80.0 42.9	18.1 16.2 19.5 0.0 28.6	0.4 0.4 0.3 0.0 0.0	0.5 0.4 0.7 0.0 0.0	2.7 2.2 3.3 0.0 0.0			
感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる	全体 768 男性 (n=309) 女性 (n=445) 答えたくない (n=8) 無回答 (n=6)	80.1 79.3 81.3 62.5 50.0	49.3 46.6 51.2 37.5 66.7	50.1 50.5 50.1 37.5 50.0	40.0 40.5 38.9 75.0 50.0	17.2 15.9 18.4 0.0 16.7	0.7 0.6 0.7 0.0 0.0	0.4 0.3 0.4 0.0 0.0	2.5 2.6 2.2 12.5 0.0			
感染者が出た施設、学校、会社などが差別、偏見にさらされる	全体 (n=643) 男性 (n=264) 女性 (n=367) 答えたくない (n=6) 無回答 (n=6)	79.2 79.2 80.1 50.0 50.0	50.2 47.3 52.6 33.3 50.0	52.6 54.5 51.0 50.0 66.7	41.2 42.8 39.5 66.7 50.0	17.6 17.4 18.0 0.0 16.7	0.6 0.4 0.8 0.0 0.0	0.3 0.0 0.5 0.0 0.0	2.2 1.9 2.2 16.7 0.0			
ワクチンを接種していないことで差別的な取扱いをされる	全体 (n=477) 男性 (n=199) 女性 (n=271) 答えたくない (n=2) 無回答 (n=5)	74.2 73.9 75.6 50.0 20.0	53.0 49.7 56.1 0.0 40.0	54.5 52.3 56.1 50.0 60.0	40.0 39.2 40.2 100.0 40.0	20.1 20.1 19.9 0.0 40.0	0.4 0.5 0.4 0.0 0.0	1.0 0.5 1.5 0.0 0.0	2.9 3.5 2.6 0.0 0.0			
インターネットやSNSで誹謗中傷やデマを書き込まれる	全体 (n=443) 男性 (n=179) 女性 (n=258) 答えたくない (n=1) 無回答 (n=5)	76.5 73.2 79.5 0.0 60.0	49.7 43.6 54.3 0.0 40.0	54.6 55.3 53.9 0.0 80.0	51.9 50.8 53.1 0.0 40.0	18.3 16.8 19.8 0.0 0.0	0.9 1.1 0.8 0.0 0.0	0.2 0.6 0.0 0.0 0.0	1.1 0.6 1.2 100.0 0.0			
マスクによりプライバシーが侵害される	全体 (n=282) 男性 (n=112) 女性 (n=163) 答えたくない (n=2) 無回答 (n=5)	78.4 78.6 79.1 50.0 60.0	50.0 48.2 52.1 0.0 40.0	58.5 54.5 60.7 50.0 80.0	43.6 40.2 46.0 50.0 40.0	20.6 19.6 22.1 0.0 0.0	1.4 0.9 1.8 0.0 0.0	0.4 0.9 0.0 0.0 0.0	1.8 1.8 1.2 50.0 0.0			
地域社会における排斥や悪意のある噂が流される	全体 (n=449) 男性 (n=186) 女性 (n=253) 答えたくない (n=4) 無回答 (n=6)	76.6 76.3 78.7 25.0 33.3	53.0 50.5 55.3 25.0 50.0	55.9 58.6 54.2 25.0 66.7	42.8 41.4 43.1 75.0 50.0	19.2 17.2 20.6 0.0 33.3	0.7 0.5 0.8 0.0 0.0	0.7 1.1 0.4 0.0 0.0	2.7 2.7 2.4 25.0 0.0			
その他	全体 (n=5) 男性 (n=2) 女性 (n=3) 答えたくない (n=0) 無回答 (n=0)	40.0 0.0 66.7 0.0 0.0	40.0 0.0 66.7 0.0 0.0	40.0 0.0 66.7 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	40.0 50.0 33.3 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0			
特にな	全体 (n=131) 男性 (n=62) 女性 (n=68) 答えたくない (n=1) 無回答 (n=0)	58.0 54.8 60.3 100.0 0.0	18.3 22.6 13.2 100.0 0.0	22.9 25.8 20.6 0.0 0.0	16.0 12.9 19.1 0.0 0.0	14.5 16.1 11.8 100.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	15.3 16.1 14.7 0.0 0.0	12.2 11.3 13.2 0.0 0.0			
わからない	全体 (n=115) 男性 (n=55) 女性 (n=54) 答えたくない (n=2) 無回答 (n=4)	32.2 38.2 24.1 50.0 50.0	15.7 16.4 14.8 0.0 25.0	17.4 25.5 11.1 0.0 0.0	13.9 20.0 9.3 0.0 0.0	3.5 5.5 0.0 0.0 25.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	2.6 1.8 3.7 0.0 0.0	53.0 49.1 57.4 50.0 50.0			

14. 問10-1 × 問10-2

表30-1 「問10-1」インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点 × 「問10-2」インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと

問10-1		問10-2	理解を個人レベルのネットプラットフォームの教育・啓発活動に推進する	企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な対策を行う	プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	インターネットによる人権侵害を受けた人のため	違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する	その他	特にな	わからない
無断で他人のプライバシーに関することを掲載する	全体 (n=1,051) 男性 (n=444) 女性 (n=586) 答えたくない (n=9) 無回答 (n=12)	55.6 56.5 55.6 44.4 25.0	44.3 42.6 45.7 33.3 50.0	57.5 57.4 57.3 77.8 50.0	16.4 16.2 16.7 22.2 0.0	69.0 68.0 70.1 77.8 41.7	0.7 0.9 0.5 0.0 0.0	0.4 0.5 0.3 0.0 0.0	2.5 2.0 2.9 0.0 0.0	
他人を誹謗中傷する表現を掲載する	全体 (n=990) 男性 (n=414) 女性 (n=556) 答えたくない (n=8) 無回答 (n=12)	54.6 55.6 54.7 37.5 33.3	44.8 42.8 46.6 37.5 41.7	58.1 58.5 57.6 75.0 58.3	16.5 16.4 16.7 25.0 0.0	70.5 70.0 71.0 87.5 50.0	0.7 1.0 0.5 0.0 0.0	0.4 0.5 0.4 0.0 0.0	2.7 2.9 2.7 0.0 0.0	
差別を助長する表現を掲載する	全体 (n=605) 男性 (n=260) 女性 (n=332) 答えたくない (n=7) 無回答 (n=6)	57.4 59.2 56.0 57.1 50.0	49.6 46.9 51.8 28.6 66.7	63.1 62.7 63.0 85.7 66.7	17.2 17.3 17.2 28.6 0.0	73.6 73.1 74.7 71.4 33.3	1.2 1.5 0.9 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	1.3 1.5 1.2 0.0 0.0	
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている	全体 (n=539) 男性 (n=212) 女性 (n=312) 答えたくない (n=7) 無回答 (n=8)	55.8 57.1 56.1 42.9 25.0	44.5 41.5 46.8 42.9 37.5	57.9 55.7 59.3 71.4 50.0	17.8 16.0 18.9 42.9 0.0	72.2 71.2 72.8 85.7 62.5	1.3 2.4 0.6 0.0 0.0	0.2 0.5 0.0 0.0 0.0	3.2 5.7 1.6 0.0 0.0	
捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する	全体 (n=435) 男性 (n=170) 女性 (n=255) 答えたくない (n=6) 無回答 (n=4)	57.0 58.8 56.5 50.0 25.0	51.3 52.9 51.0 16.7 50.0	62.5 62.4 62.4 83.3 50.0	17.7 17.6 17.6 33.3 0.0	75.2 74.7 75.7 83.3 50.0	0.9 0.6 1.2 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	1.4 1.8 1.2 0.0 0.0	
わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する	全体 (n=559) 男性 (n=203) 女性 (n=344) 答えたくない (n=7) 無回答 (n=5)	56.2 54.7 57.8 42.9 20.0	46.2 42.4 48.5 28.6 60.0	62.6 61.1 63.4 71.4 60.0	17.9 16.3 18.9 28.6 0.0	75.7 75.9 75.6 85.7 60.0	1.1 1.5 0.9 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	2.1 4.9 0.6 0.0 0.0	
知らない間に自分のことが掲載されている	全体 (n=587) 男性 (n=228) 女性 (n=351) 答えたくない (n=3) 無回答 (n=5)	53.8 53.5 54.4 66.7 20.0	45.8 47.8 44.7 33.3 40.0	61.2 59.2 62.4 100.0 40.0	18.6 20.2 17.7 33.3 0.0	74.1 70.6 76.9 66.7 40.0	0.9 0.9 0.9 0.0 0.0	0.2 0.0 0.3 0.0 0.0	2.0 3.1 1.4 0.0 0.0	
その他	全体 (n=7) 男性 (n=4) 女性 (n=3) 答えたくない (n=0) 無回答 (n=0)	28.6 25.0 33.3 0.0 0.0	14.3 25.0 0.0 0.0 0.0	42.9 25.0 66.7 0.0 0.0	28.6 25.0 33.3 0.0 0.0	42.9 50.0 33.3 0.0 0.0	42.9 50.0 33.3 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	
特にな	全体 (n=23) 男性 (n=13) 女性 (n=10) 答えたくない (n=0) 無回答 (n=0)	8.7 7.7 10.0 0.0 0.0	4.3 0.0 10.0 0.0 0.0	13.0 23.1 0.0 0.0 0.0	4.3 7.7 0.0 0.0 0.0	13.0 15.4 10.0 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	60.9 61.5 60.0 0.0 0.0	17.4 7.7 30.0 0.0 0.0	
わからない	全体 (n=100) 男性 (n=42) 女性 (n=53) 答えたくない (n=3) 無回答 (n=2)	4.0 2.4 3.8 0.0 50.0	3.0 2.4 3.8 0.0 0.0	2.0 0.0 3.8 0.0 0.0	3.0 2.4 3.8 0.0 0.0	5.0 4.8 5.7 0.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	1.0 0.0 1.9 0.0 0.0	87.0 88.1 86.8 100.0 50.0	

Ⅲ 設問間クロス集計分析

15. 問12-1 × 問12-2

表31-1 「問12-1」性的指向や性自認に関する人権上の問題点 × 「問12-2」性的指向や性自認に関して人権を守るために必要なこと

問12-1	問12-2	め様の性的指向や性自認に関する問題点	め様の性的指向や性自認に関する問題点	性的指向や性自認に関する問題点	各種申請書類などの男女別の記載を改めるか、性別の欄をなくす	トイレや更衣室、制服などに関する	性的指向や性自認に関する啓発を支援する	偏見や差別に対する相談窓口を	その他	特にな	わからない
差別的な言動をされる	全体 (n=681)	65.9	40.8	41.4	17.8	46.7	8.2	17.0	0.6	0.7	4.0
	男性 (n=280)	65.7	44.6	45.4	13.9	34.6	8.9	18.2	0.7	1.1	3.2
	女性 (n=391)	66.5	38.4	38.9	20.5	54.5	7.9	16.6	0.5	0.5	4.3
	答えたくない (n=5)	40.0	40.0	40.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
じろじろ見られたり、避けられたりする	全体 (n=470)	63.4	41.9	45.7	18.7	49.6	8.9	16.8	0.4	0.4	2.8
	男性 (n=179)	59.2	44.7	48.6	14.5	41.3	9.5	16.8	0.6	0.0	3.4
	女性 (n=282)	66.0	40.8	44.0	21.3	54.6	8.9	16.7	0.4	0.7	2.1
	答えたくない (n=5)	80.0	20.0	40.0	20.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0
就職・職場で不利な扱いを受ける	全体 (n=490)	61.6	42.9	45.3	18.8	48.2	9.0	17.8	1.0	0.8	2.9
	男性 (n=198)	61.1	44.4	51.0	15.7	35.4	9.1	19.2	1.5	1.0	3.0
	女性 (n=288)	62.2	42.4	41.0	20.8	56.6	9.0	16.7	0.7	0.7	2.8
	答えたくない (n=1)	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける	全体 (n=522)	62.6	40.0	45.8	19.7	51.0	9.4	19.2	0.4	0.6	3.1
	男性 (n=206)	62.1	45.1	52.4	16.5	37.4	9.7	20.4	0.5	1.0	3.4
	女性 (n=308)	63.3	37.0	41.2	21.8	59.1	9.4	18.5	0.3	0.3	2.9
	答えたくない (n=5)	60.0	20.0	60.0	20.0	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
同性パートナーとの交際や同居を認めてもらえない	全体 (n=450)	64.2	39.8	44.7	21.3	51.1	10.0	18.7	1.3	0.9	3.3
	男性 (n=162)	63.6	48.8	46.9	14.8	38.9	11.7	19.8	2.5	1.2	4.3
	女性 (n=281)	64.4	35.6	42.7	24.9	58.0	9.3	17.8	0.7	0.7	2.8
	答えたくない (n=4)	75.0	0.0	75.0	50.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
アパートなどへの入居を拒否される	全体 (n=310)	63.5	41.6	44.8	20.3	53.2	12.3	22.3	1.3	0.3	2.3
	男性 (n=117)	61.5	47.0	49.6	17.9	38.5	12.0	23.1	2.6	0.0	3.4
	女性 (n=189)	65.1	39.2	41.8	22.2	61.4	12.7	21.2	0.5	0.5	1.6
	答えたくない (n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
宿泊や店舗などの利用を拒否される	全体 (n=254)	66.5	40.9	45.3	20.9	55.5	12.2	22.0	0.8	0.0	2.0
	男性 (n=96)	62.5	41.7	50.0	18.8	42.7	14.6	24.0	1.0	0.0	3.1
	女性 (n=154)	69.5	41.6	42.2	22.7	63.0	11.0	20.8	0.6	0.0	1.3
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性的指向や性自認などについて、本人の了承なく他人に漏らす	全体 (n=530)	61.1	38.3	49.1	21.5	54.7	9.1	18.3	0.6	0.9	2.6
	男性 (n=212)	59.0	44.8	54.2	16.5	44.3	9.9	17.9	1.4	1.4	1.9
	女性 (n=311)	63.0	34.7	45.3	25.1	61.4	8.7	18.3	0.0	0.6	2.9
	答えたくない (n=5)	60.0	0.0	40.0	20.0	60.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0
その他	全体 (n=7)	42.9	28.6	0.0	14.3	42.9	28.6	0.0	28.6	14.3	0.0
	男性 (n=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	女性 (n=5)	60.0	40.0	0.0	20.0	60.0	40.0	0.0	40.0	0.0	0.0
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特にな	全体 (n=73)	12.3	9.6	6.8	1.4	8.2	2.7	6.8	2.7	65.8	6.8
	男性 (n=42)	14.3	4.8	4.8	0.0	2.4	2.4	4.8	2.4	71.4	4.8
	女性 (n=31)	9.7	16.1	9.7	3.2	16.1	3.2	9.7	3.2	58.1	9.7
	答えたくない (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
わからない	全体 (n=299)	12.0	6.7	7.4	3.3	10.0	0.3	4.3	0.0	2.7	71.9
	男性 (n=128)	9.4	7.8	6.3	3.9	10.9	0.0	2.3	0.0	2.3	75.8
	女性 (n=161)	13.7	6.2	8.1	3.1	9.3	0.6	5.0	0.0	3.1	68.9
	答えたくない (n=4)	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	75.0
	無回答 (n=6)	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	66.7

IV 用語の解説

※ HIV (Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス)

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、非常に感染力が弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

※ ハンセン病

らい菌による感染症で、その感染力は非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも現在ではすぐれた治療薬が開発されていて、早期発見・早期治療により、後遺症を残さずに治る病気です。また、確実な治療法がなかった時代においても、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

※ 性的指向・性自認

性的指向は、その人の恋愛感情や性的関心がどの性別を対象にしているかを言います。
性自認は、「自分の性をどのように認識しているか」という自己意識の概念です。

※ 人身取引

人間を誘拐などの強制的な手段や詐欺等によって連れ去り、売り払うなどの行為のことで、対象の多くは女性や子どもとなっています。その目的は、強制労働や養子、性的搾取、臓器の摘出などがあります。

※ ハラスメント（いやがらせ・いじめ）

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える行為のことです。

例：セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（組織などでの地位や権力、優位性を利用した嫌がらせ）。

※ ドメスティック・バイオレンス（DV：Domestic Violence）

一般的には、「夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われます。

暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力など様々な形態があり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。

※ 同和地区

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44年7月に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62年4月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが進められてきました。

取組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。この調査での「同和地区」とは、過去にこれらの法律で指定されていた地域を指します。

※ **えせ同和行為**

個人や団体が、同和問題への取組みを口実に高額な図書の購入を迫るなど、不当な利益を要求する行為を言います。

※ **ファミリー・サポート・センター**

「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育ての援助を行いたい人（援助会員）」が会員となって、地域において助け合う会員制の有償ボランティア組織です。

※ **バリアフリー**

主に高齢者や障害者等が社会生活を送る上で、支障となる物理的・社会的・制度的・心理的な障壁（バリア）を取り除くための取組みや障壁を取り除いた状態のことを言います。

※ **ユニバーサルデザイン**

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計（デザイン）を言います。

バリアフリーが「障害者などが生活していく上で障壁となるものを取り除くこと」を指すのに対して、ユニバーサルデザインは「もともと障壁がない環境とデザイン」のことを言います。

V 調査票

人権に関する県民意識調査 調査票

記入・回答にあたってのお願い

- 1 封筒の宛名のご本人がお答えください。病気や身体の不自由などの理由で記入が難しい場合は、ご家族や介護者の方などが、ご本人の意向を確認しながら代筆をしてください。
- 2 この調査票に黒の鉛筆またはボールペンで記入してください。
- 3 回答は、各設問の案内に従い、あてはまる番号を○で囲むか、記入枠にご記入ください。また、各設問文にある【1つに○印】【○はいくつでも】などの指示に従って記入してください。
- 4 この調査は無記名方式です。あなたのお名前やご住所を書いていただく必要はありません。
- 5 ご記入いただいた回答内容や皆様の個人情報外部に漏れることは一切ありません。また、この調査で統計的に処理・分析する以外の目的に使用することはありません。
- 6 この調査について、ご質問などがございましたら、下記までご連絡ください。

【調査に関する問合せ先】

高知県 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20
TEL (088) 823-9651・FAX (088) 823-9807

この調査票は、**8月3日(水曜日)**までに、同封の返信用封筒に入れて、無記名で返送してください(切手は不要です)。

はじめに、調査票の整理のために必要ですので、調査票にお答えいただき、あなたのことについてそれぞれあてはまるもの**1つに○印**をつけてください。



(公財)高知県人権啓発センター
人権啓発マスコットキャラクター
「こころん」

F 1 あなたの性別は 【1つに○印】

1. 男性 2. 女性 3. どちらでもない 4. 答えたくない

F 2 あなたの年齢は 【1つに○印】

1. 10歳台 2. 20歳台 3. 30歳台
4. 40歳台 5. 50歳台 6. 60歳台 7. 70歳以上

F 3 あなたの現在のお仕事は 【1つに○印】

1. 農林漁業（自営業主および家族従業者）
2. 企業の経営者・自営業者（家族従業者を含む）
3. 会社員等（企業や団体に勤めている方（パート含む）で、次の4に該当しない方）
4. 教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員
5. 自由業、その他有職
6. 家事専業（主婦、主夫）
7. 生徒・学生
8. 無職（家事専業、生徒・学生以外の無職）

- * 企業には、卸小売業、飲食店、サービス業、建設業、運輸、製造業等があります。
- * 自由業は、個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事を指し、弁護士や公認会計士、作家、写真家等があります。
- * 兼業の方は、重きを置いている職業でお答えください。

F 4 あなたの居住地域（住んでいる地域）は 【1つに○印】

1. 高知市
2. 安芸広域圏（室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）
3. 南国・香美広域圏（南国市、香南市、香美市）
4. 嶺北広域圏（本山町、大豊町、土佐町、大川村）
5. 仁淀川広域圏（土佐市、いの町、日高村）
6. 高吾北広域圏（佐川町、越知町、仁淀川町）
7. 高幡広域圏（須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町）
8. 幡多広域圏（宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町）

ここからは、様々な人権について、あなたのお考えをお聞かせください。
 回答方法は、該当する番号（あなたのお考えに合う番号）に○をつけてください。
 ○の数は、それぞれの質問文の最後に【 】書きで指定していますので、ご注意ください。

（人権全般）

問1-1 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。
 あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。
 （基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や、生存権などの社会権、参政権などがあります。） 【いずれかに○を】

1. 知っている → [副問](#)へお進みください
2. 知らない → [問1-2](#)へお進みください

【問1-1で「1. 知っている」と答えた方にお尋ねします。】

副問

あなたは、今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。 【○は1つだけ】

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

問1-2

あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思いますか。 【○は1つだけ】

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

問1-3

日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。 【〇はいくつでも】

1. 同和問題
2. 女性
3. 子ども
4. 高齢者
5. 障害者
6. HIV感染者等 (※①)
(エイズ、結核、腸管出血性大腸菌O-157、B型・C型肝炎ウイルスなどの感染症にかかった患者、感染者、その家族等が含まれます)
7. ハンセン病元患者等 (※②) (ハンセン病患者、ハンセン病元患者及びその家族が含まれます)
8. 新型コロナウイルス感染症
9. 外国人
10. 犯罪被害者等 (犯罪被害者及びその家族又は遺族が含まれます)
11. インターネットによる人権侵害
12. 地震など災害時の人権問題
13. アイヌの人々
14. 刑を終えて出所した人
15. 北朝鮮当局による拉致問題等 (拉致問題及び拉致問題以外の人権侵害問題が含まれます)
16. ホームレス
17. 性的指向・性自認 (※③)
18. 人身取引 (※④)
19. その他の問題 (具体的に)
20. 特にない

※①HIV (HumanImmunodeficiencyVirus : ヒト免疫不全ウイルス)

エイズ (後天性免疫不全症候群) の原因となるウイルスで、非常に感染力の弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。

このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力 (免疫) が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍を引き起こされることがあります。

※②ハンセン病

らい菌による感染症で、その感染力は非常に低く、日常生活で感染することはほとんどありません。

らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも現在ではすぐれた治療薬が開発されていて、早期発見・早期治療により、後遺症を残さずに治る病気です。

また、確実な治療法がなかった時代においても、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

※③性的指向・性自認

性的指向は、その人の恋愛感情や性的関心がどの性別を対象にしているかを言います。

性自認は、「自分の性をどのように認識しているか」という自己意識の概念です。

※④人身取引

人間を誘拐などの強制的な手段や、甘い言葉によって誘い出し、移送し、金銭などによって売り払う行為のことで、対象の多くは女性や子どもとなっています。その目的は、強制労働や養子、性的搾取、臓器移植などがあります。

問1-4

あなたはこの5年間に、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

【いずれかに○を】

1. ある → 副問1と副問2へお進みください
2. ない → 問2-1 (P.6)へお進みください

【問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします。】

副問1

それはどのようなことで人権が侵害されたと思いましたか。

【○はいくつでも】

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱
3. 暴力、脅迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）
4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
5. 悪臭・騒音等の公害
6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた）
7. 地域社会での嫌がらせ
8. 公的機関による不当な取扱い
9. 使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇
10. プライバシーの侵害
11. セクシュアル・ハラスメント（※①）
12. パワー・ハラスメント（※①）
13. ドメスティック・バイオレンス（DV）（※②）
14. ストーカー行為
15. 家庭での不当な取扱い
16. 社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い
17. その他（具体的に _____）（※③）

※①ハラスメント（いやがらせ・いじめ）

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える行為のことです。

例：セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（組織などでの地位や権力、優位性を利用した嫌がらせ）。

※②ドメスティック・バイオレンス（DV：Domestic Violence）

一般的には、「夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われます。

暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。

※③ 1～16の選択肢以外で人権が侵害されたと思ったことがあれば、「17. その他」に具体的にご記入ください。

【問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします。】

副問2

その（侵害されたと思った）ときにどうされましたか。

【〇はいくつでも】

1. 友人、職場の同僚・上司に相談した
2. 家族、親せきに相談した
3. 弁護士に相談した
4. 警察に相談した
5. 法務局や人権擁護委員に相談した
6. 県や市町村役場に相談した
7. 民間団体に相談した
8. 相手に抗議した
9. 何もしなかった →副問3へお進みください
10. その他（具体的に)
11. おぼえていない

【副問2で「9. 何もしなかった」と答えた方にお尋ねします。】

副問3

何もしなかったのはなぜですか。

【〇はいくつでも】

1. どこ（誰）に相談して良いか分からなかった
2. 世間体が気になった
3. 大げさなことにしたくなかった
4. 相談したことが相手に分かった場合、さらに状況が悪くなるかもしれないと思った
5. 相談しても解決しないと思った
6. 自分が我慢すれば良いと思った
7. 自分にも悪いところがあると思った
8. 相談するほどのことではないと思った
9. その他（具体的に)

(同和問題)

問2-1

あなたは、同和地区(※)や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。 【〇は1つだけ】

1. 同和地区や同和問題は知らない → 問3-1 (P.9) へお進みください
2. 6歳未満(小学校に入る前)
3. 6歳～12歳未満(小学生のころ)
4. 12歳～15歳未満(中学生のころ)
5. 15歳～18歳未満(高校生のころ)
6. 18歳以降
7. おぼえていない

※同和地区

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44年7月に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62年4月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが進められてきました。

取組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。この調査での「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域を指します。

問2-2

あなたが、同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけは、何ですか。 【〇は1つだけ】

1. 家族から聞いた
2. 親せきの人から聞いた
3. 近所の人から聞いた
4. 職場の人から聞いた
5. 学校の授業で教わった
6. 学校で友達から聞いた
7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った
8. 講演会や研修会などで知った
9. 県や市町村の広報誌や冊子などで知った
10. その他(具体的に)
11. おぼえていない

問2-3

あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。 【〇はいくつでも】

1. 気にしたり、意識したりすることはない
(この項目を選ばれた方は、他の項目には〇印をつけないでください)
2. 結婚するとき
3. 人を雇うとき
4. 同じ職場で働くとき
5. 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
6. 隣近所で生活するとき
7. 同じ団体(町内会、自治会、PTA、サークルなど)のメンバーとして活動するとき
8. 飲食したり、つきあったりするとき
9. 不動産(家、土地など)を購入したり、借りたりするとき
10. 店で買物をするとき
11. 仕事上でかわりをもつとき
12. その他(具体的に)

問2-4

かりに、あなたにお子さんがいて、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。 【〇は1つだけ】

1. 子どもの意志を尊重する
2. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める
3. 家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない
4. 絶対に結婚を認めない
5. その他(具体的に)
6. わからない

問2-5

現在でも部落差別はあると思いますか。 【いずれかに〇を】

1. 部落差別はいまだにある → 副問1へお進みください
2. 部落差別はもはや存在しない → 問3-1 (P.9)へお進みください

問2-5で「1. 部落差別はいまだにある」と答えた方にお尋ねします。

副問1

現在でも部落差別が残っているとすれば、その原因はどこにあると思いますか。 【〇はいくつでも】

1. 部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから
2. 落書きやインターネット上などで差別を助長する人がいるから
3. これまでの教育や啓発が十分でなかったから
4. 昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから
5. 地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから
6. 同和地区が行政から優遇されていたように感じるから
7. 道路や水道などのインフラ整備が十分でない地域がまだ残っているから
8. 「同和はこわい」という意識がまだ残っているから
9. 教育や啓発をやり過ぎたから
10. その他（具体的に)
11. わからない

問2-6

あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
3. 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
4. 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
5. えせ同和行為（※）を排除する
6. インターネットの利用等にかかわる規制をする
7. その他（具体的に)
8. わからない

※えせ同和行為

個人や団体が、同和問題への取組みを口実に高額な図書の購入を迫るなど、不当な利益を要求する行為を言います。

(女性)

問3-1

女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける
2. 女性ということで意見や発言が無視される
3. 職場における差別待遇
4. マタニティ・ハラスメント
5. 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い
6. ドメスティック・バイオレンス（DV）
7. セクシュアル・ハラスメント
8. 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
9. 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD
10. 女性の働く風俗営業
11. 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉
12. その他（具体的に _____）
13. 特にない
14. わからない

問3-2

あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
3. 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
4. 女性に対する犯罪の取締りを強化する
5. 男女平等に関する教育を充実する
6. 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取組みを促す
7. 女性のための人権相談や電話相談を充実する
8. その他（具体的に _____）
9. 特にない
10. わからない

問3-3

あなたは、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思ふものはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 男女の均等採用を促進する
2. 職場の会議等への女性の参加を促進する
3. 昇進・昇格の機会を男女同一とする
4. これまでより、重要な仕事を女性に任せる
5. 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
6. 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う
7. 女性の管理職登用を促進する
8. 女性に配慮した職場環境（男女別トイレ、男女別休養室等）の整備を行う
9. その他（具体的に _____）
10. 特にない
11. わからない

問3-4

あなたは、仕事と家庭を両立するために行政はどのようなことに力を入れたら良いと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する
2. 時間外勤務の短縮を促進する
3. 年次有給休暇の計画的取得を促進する
4. 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
5. ファミリー・サポート・センター（※）の整備を促進する
6. 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
7. 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
8. 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
9. その他（具体的に _____）
10. 特にない
11. わからない

※ファミリー・サポート・センター

「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育ての援助を行いたい人（援助会員）」が会員となって、地域において助け合う会員制の有償ボランティア組織です。

(子ども)

問4-1

子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
3. 保護者によるしつけるための体罰
4. 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
5. 大人が子どもに自分の考え方を強制する
6. 教師による児童・生徒への体罰
7. 髪型や服装を定めた校則
8. 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
9. 児童買春や児童ポルノ等が存在する
10. その他（具体的に _____）
11. 特にない
12. わからない

問4-2

あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 体罰禁止を徹底させる
3. 校則や規則を緩やかなものにする
4. 成績だけを重んじる教育の在り方を改める
5. 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する
6. 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
7. 教師の人間性、資質を高める
8. 家庭内の人間関係を安定させる
9. 子どもに他人に対する思いやりを教える
10. 子どもの個性を尊重する
11. 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
12. 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
13. 子どものための人権相談や電話相談を充実する
14. その他（具体的に _____）
15. 特にない
16. わからない

問4-3

近所の子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）あなたは
どうしますか。 【〇は1つだけ】

1. 市町村役場や福祉事務所などに通報する
2. 児童相談所に通報する
3. 警察に通報する
4. 民生委員・児童委員に通報する
5. 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
6. 直接、その家族に確かめてみる
7. 何か行動を起こしたいが、どうしたら良いかわからない
8. 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
9. 自分には関係がないので、特に何もしない
10. その他（具体的に _____)
11. わからない

(高齢者)

問5-1

高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなこと
ですか。 【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 道路、乗物、建物等でバリアフリー化（※①）、ユニバーサルデザイン化（※②）
が図られていない
3. 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
4. アパートなどの住宅への入居を拒否される
5. 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
6. 高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける
7. 働ける能力を発揮する機会が少ない
8. 高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い
9. 高齢者ということで意見や発言が無視される
10. 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
11. 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
12. その他（具体的に _____)
13. 特にない
14. わからない

※①バリアフリー

主に生活弱者である高齢者や障害者が生活する上で、支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための
取組みや障壁を取り除いた状態のことを言います。

※②ユニバーサルデザイン

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・
情報の設計（デザイン）を言います。

バリアフリーが「障害者などが生活していく上で障壁となるものを取り除くこと」を指すのに対して、ユニバーサル
デザインは「もともと障壁がない環境とデザイン」のことを言います。

問5-2

あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
4. 住居の確保や、就労環境を整備する
5. 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
6. 認知症高齢者対策を充実する
7. 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
8. 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に _____）
10. 特にない
11. わからない

（障害者）

問6-1

障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 就労の機会が少ない
5. じろじろ見られたり、避けられたりする
6. アパートなどの住宅への入居を拒否される
7. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
8. スポーツ、文化的活動、地域活動に気軽に参加できない
9. 障害者を狙った悪徳商法の被害が多い
10. その他（具体的に _____）
11. 特にない
12. わからない

問6-2

あなたは、障害者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障害者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
4. 就労の支援や働く場の確保を図る
5. 障害のある人とない人との交流を促進する
6. 障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
7. ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する
8. 障害者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に _____）
10. 特にない
11. わからない

（エイズ患者・HIV感染者等）

問7-1

エイズ患者・HIV感染者、その家族等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 職場における解雇や無断で検査が行われる
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩（もれること）、無断で検査が行われる
5. 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
6. 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
7. マスコミによりプライバシーが侵害される
8. 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
9. その他（具体的に _____）
10. 特にない
11. わからない

(ハンセン病元患者等)

問7-2

ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 医療機関で治療や入院を断られる
5. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
6. アパートなどの住宅への入居を拒否される
7. 宿泊を拒否される
8. 怖い病気といった誤解がある
9. その他（具体的に _____)
10. 特にない
11. わからない

(新型コロナウイルス感染症)

問7-3

新型コロナウイルス感染症に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 感染を疑う明確な根拠もなく、出勤や登校、施設等の利用自粛などを求められる
2. 感染者、医療従事者及びその家族などが差別、偏見にさらされる
3. 感染者が出た施設、学校、会社などが差別、偏見にさらされる
4. ワクチンを接種していないことで差別的な取扱いをされる
5. インターネットやSNSで誹謗中傷やデマを書き込まれる
6. マスコミによりプライバシーが侵害される
7. 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
8. その他（具体的に _____)
9. 特にない
10. わからない

問7-4

あなたは、エイズ、HIV、ハンセン病、新型コロナウイルスなどの感染症に関して、差別や誹謗中傷等をなくすために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 感染症に関する正しい情報の提供や理解を深めるための広報、啓発活動を推進する
2. 学校等で感染症を原因とする差別に関する教育を充実する
3. 感染者等のプライバシーの保護を徹底する
4. インターネットやSNSを監視し、誹謗中傷等の書き込みの削除を求める
5. 感染者等のための人権相談や電話相談を充実する
6. その他（具体的に _____）
7. 特にない
8. わからない

(外国人)

問8-1

日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. アパートなどの住宅への入居を拒否される
5. 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
6. その他（具体的に _____）
7. 特にない
8. わからない

問8-2

あなたは、外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
3. 異文化の理解のため、外国人との交流を促進する
4. 外国人の就職の機会均等を確保する
5. 多言語による生活情報の提供を充実する
6. 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他（具体的に _____）
8. 特にない
9. わからない

(犯罪被害者等)

問9-1

犯罪被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
2. 治療費などで経済的負担がかかる
3. 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
4. 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
5. 事件のことについて周囲に噂話をされる
6. 事件のことで、転居を余儀なくされる
7. 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
8. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
9. 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
10. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
11. その他(具体的に)
12. 特にない
13. わからない

問9-2

あなたは、犯罪被害者等の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 犯罪被害者等に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 就職機会を確保する
3. 経済的な支援を行う
4. 犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する
5. 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
6. 犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う
7. 犯罪予防・防止のための施策を充実する
8. 犯罪被害者等のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他(具体的に)
10. 特にない
11. わからない

(インターネットによる人権侵害)

問10-1

インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
2. 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
3. 差別を助長する表現を掲載する
4. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
6. わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
7. 知らない間に自分のことが掲載されている
8. その他（具体的に)
9. 特にない
10. わからない

問10-2

あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためにはどのようなことが必要だと思いますか。 【〇は3つまで】

1. インターネット利用者やプロバイダ（インターネット接続事業者）等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う
3. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
4. インターネットによる人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
5. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
6. その他（具体的に)
7. 特にない
8. わからない



あともう少しです

(公財)高知県人権啓発センター
人権啓発マスコットキャラクター
「こころん」

(災害と人権)

問11-1

地震など災害が起きた場合に、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 避難生活でプライバシーが守られない
2. 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる
3. 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる
4. デマ・風評などによる差別的な言動や嫌がらせが起きる
5. 要配慮者（障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等）に対して、十分な配慮が行き届かない
6. 支援や被災状況などの必要な情報が行き届かない
7. 女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない
8. その他（具体的に)
9. 特にない
10. わからない

問11-2

あなたは、地震など災害時において人権に配慮するためには、どのようなことが必要だと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など様々な人に参加してもらう
3. 災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ
4. 避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や児童のいる子育て家庭への配慮が行き届くようにする
5. 要配慮者（障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等）を、あらかじめ把握し、要配慮者に配慮した災害対応マニュアルを作成しておく
6. 被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える
7. 避難から復興への各段階に応じ、被災者のニーズに沿った支援を行う
8. その他（具体的に)
9. 特にない
10. わからない

(性的指向・性自認)

問12-1

同性愛、両性愛などの性的指向や、身体の性と心の性が一致せず、自身の身体に違和感を持つなどの性自認に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. じろじろ見られたり、避けられたりする
3. 就職・職場で不利な扱いを受ける
4. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける
5. 同性パートナーとの交際や同居を認めてもらえない
6. アパートなどへの入居を拒否される
7. 宿泊や店舗などの利用を拒否される
8. 性的指向や性自認などについて、本人の了承なく他人に漏らす
9. その他（具体的に)
10. 特にない
11. わからない

問12-2

あなたは、性的指向や性自認に関して、人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育を推進する
2. 性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための啓発・研修を推進する
3. 性的指向や性自認などのプライバシーの保護を徹底する
4. 各種申請書類などの男女別の記載を改めるか、性別欄をなくす
5. トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える
6. 性的指向や性自認に関して啓発を進めるグループや団体等の取組を支援する
7. 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に対する相談窓口を充実する
8. その他（具体的に)
9. 特にない
10. わからない

(人権啓発)

問13-1

人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 講演会や研修会
2. 広報誌やパンフレット
3. テレビ・ラジオ
4. 映画・DVD
5. 新聞
6. 雑誌、週刊誌
7. 映画の上映会やパネルなどの展示会
8. 掲示物（ポスターや電車・バスの車内広告など）
9. じんけんフェスティバルなどのイベント
10. インターネットなど
11. その他（具体的に _____ ）
12. 特にない
13. わからない

(人権教育)

問13-2

あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったら良いと思いますか。 【〇は3つまで】

1. すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
5. 障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
7. その他（具体的に _____ ）
8. 特にない
9. わからない

(人権尊重の社会の実現)

問13-3

あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
2. 行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う
3. 行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取組みを支援する
4. 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
5. 県民自身の取組みやボランティア活動を充実させる
6. 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
7. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
8. その他（具体的に _____）
9. 特にない
10. わからない

最後に、人権問題や、この調査に対するご意見・ご要望などがございましたら、ご自由にお書きください。



〈公財〉高知県人権啓発センター
人権啓発マスコットキャラクター
「ココるん」

調査は以上で終わりです。調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。
お手をかけますが、記入漏れがないかももう一度ご確認のうえ、同封の封筒で
8月3日（水）までに郵便にてご返送ください（切手は不要です）。

高知県 人権に関する県民意識調査
報 告 書

令和5年2月

発行・編集 高知県 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL : 088-823-9651 FAX : 088-823-9807

E-Mail 060901@ken.pref.kochi.lg.jp